

觀音寺市地域防災計画

(参考資料)

觀音寺市防災会議

目 次

1-1	災害対策基本法（抜粋）	1
1-2	災害対策基本法における市町村長等に関する規定一覧	14
1-3	災害対策基本法による指定機関名一覧	16
1-4	災害救助法（抜粋）	17
1-5	香川県防災対策基本条例	18
1-6	観音寺市防災会議条例	25
1-7	観音寺市災害対策本部条例	27
1-8	観音寺市防災行政無線運用管理規則	28
1-9	観音寺市コミュニティ防災センター管理運営規程	30
2-1	三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定	34
2-2	広域消防相互応援協定書	35
2-3	香川県消防相互応援協定	37
2-4	香川県防災ヘリコプター応援協定	42
2-5	災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	44
2-6	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	46
2-7	災害時における避難所に関する協定書	48
2-8	水道施設等災害時における応急給水及び復旧に関する協定書	50
2-9	災害時における避難所に関する協定書	52
2-10	災害時における避難所に関する協定書	54
2-11	災害時における物資等の輸送に関する協定書	56
2-12	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	60
2-13	災害時相互応援に関する協定書（三好市・四国中央市）	63
2-14	災害時における協力に関する協定書	64
2-15	災害時における救援物資提供に関する協定書	66
2-16	災害時における救援物資提供に関する協定書	68
2-17	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	70
2-18	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	72
2-19	災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）	74
2-20	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	76
2-21	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	79
2-22	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	81
2-23	災害時支援に関する協定書	84
2-24	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	86
2-25	津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書	90
2-26	災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）	92
2-27	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	94
2-28	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	96
2-29	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	98
2-30	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	100
2-31	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	102
2-32	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	104
2-33	非常災害時の炊き出しに関する協定書	106
2-34	大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ	107
2-35	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	109
2-36	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	111
2-37	災害時における物資供給に関する協定書	113
2-38	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	116
2-39	大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書	118
2-40	災害時における医療救護活動に関する協定書	120
2-41	災害時における医療救護活動に関する協定書	122

2-4-2	災害時における医療救護活動に関する協定書	124
2-4-3	災害時における医療救護活動に関する協定書	126
2-4-4	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	128
2-4-5	災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書	131
2-4-6	災害時における避難所に関する協定書	134
2-4-7	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	136
2-4-8	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	138
2-4-9	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	140
2-5-0	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	143
2-5-1	津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	146
2-5-2	災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書	149
2-5-3	津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	151
2-5-4	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	154
2-5-5	災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定	156
2-5-6	災害時における協力に関する協定書	158
2-5-7	災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	161
2-5-8	災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	163
2-5-9	災害時における応援業務に関する協定書	165
2-6-0	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	169
2-6-1	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	171
2-6-2	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	173
2-6-3	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	175
2-6-4	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	177
2-6-5	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	179
2-6-6	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	181
2-6-7	火災情報の伝達に関する協定書	183
2-6-8	観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書	186
2-6-9	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	188
2-7-0	災害時における畳の提供等に関する協定書	194
2-7-1	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	196
2-7-2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	198
2-7-3	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	204
2-7-4	G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	207
2-7-5	災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書	209
2-7-6	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	211
2-7-7	I o T 共通プラットフォームの共同利用に関する協定書	213
2-7-8	災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書	215
2-7-9	災害時における物資提供等の協力に関する協定書	217
2-8-0	災害等緊急時における支援協力に関する協定書	219
2-8-1	災害に係る情報発信等に関する協定	221
3-1	観音寺市災害対策（水防）本部組織図	223
3-2	観音寺市災害対策（水防）本部各部各班の組織及び分掌事務	224
3-3	観音寺市災害対策（水防）本部動員体制	229
3-4	観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法	230
4-1	地勢等	231
4-2	社会条件	239
5-1	過去における主な風水害等一覧	243
5-2	過去における主な地震一覧	245
5-3	過去における主な林野火災一覧	248
5-4	過去における主な事故一覧	248
6-1	水防区域評定基準	249
6-2	河川重要水防区域	250

6-3	ため池重要水防区域	251
6-4	海岸重要水防区域	254
6-5	港湾重要水防区域	254
6-6	漁港重要水防区域	254
6-7	急傾斜地崩壊危険箇所	255
6-8	土石流危険渓流	259
6-9	地すべり危険箇所	264
6-10	高堰堤	264
6-11	主要水門	264
6-12	山腹崩壊危険地区	266
6-13	崩壊土砂流出危険区域	267
6-14	要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）	271
6-15	冠水するおそれのある道路（アンダーパス）	273
7-1	危険物施設	274
7-2	高压ガス関係事業所	274
7-3	火薬類関係営業者	275
7-4	毒物劇物営業者	275
7-5	危険物施設等の情報伝達系統	276
7-6	毒物劇物製造所等の地震対策指針	278
8-1	雨量観測所	280
8-2	香川用水関係雨量観測所	280
8-3	水位観測所	281
8-4	潮位観測所	282
8-5	風向風速観測所	282
8-6	震度観測点	282
8-7	防災行政無線による気象情報等伝達系統	283
8-8	津波警報受信伝達系統表	284
8-9	土砂災害対策雨量基準	285
8-10	土砂災害と前兆現象の種類一覧	286
8-11	気象庁震度階級関連解説表	287
8-12	注意報・警報の基準	292
8-13	土壌雨量指数基準〔1Km格子〕	294
8-14	土砂災害警戒情報対象範囲（5km×5km格子）	295
8-15	土砂災害警戒情報監視基準	296
8-16	特別警報の基準	298
9-1	消防本部現勢	300
9-2	消防団現勢	301
9-3	消防水利の現況	301
9-4	消防無線通信施設・火災通報施設の現況	302
9-5	防災資機材保有状況	303
9-6	水防倉庫等一覧	306
9-7	河川防災ステーション	306
9-8	火災気象通報基準	306
9-9	消防団活動・安全管理マニュアルー震災対応時ー	307
10-1	香川県防災情報システム	313
10-2	香川県防災行政無線施設	314
10-3	香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図	315
10-4	市防災無線通信施設	316
10-5	警察無線局（防災相互通信用無線）	317
10-6	香川県非常通信協議会所属無線局	318
10-7	災害対策用無線機無償貸与制度	344
10-8	災害対策用移動電源車貸与制度	345

10-9	通信ルート	346
10-10	ケーブルテレビの現況	346
10-11	水道無線局	347
11-1	香川県医療救護計画	348
11-2	災害時の連絡調整体制	361
11-3	(広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル	362
11-4	救急病院一覧	364
11-5	医療機関一覧	365
11-6	標準備蓄医薬品等一覧	368
11-7	災害時用備蓄医薬品等の確保系統図	370
11-8	災害時の血液の確保系統図	371
11-9	在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧	373
11-10	西讃地域災害医療対策会議の活動体制	375
12-1	防疫活動組織計画(香川県)	378
12-2	防疫用薬剤及び資機材の確保系統図	381
12-3	栄養相談・指導活動体系図	382
12-4	精神保健活動体系図	384
12-5	香川県災害廃棄物処理計画	385
12-6	一般廃棄物処理施設	390
12-7	一般廃棄物収集運搬車両	390
12-8	香川県広域火葬計画	391
12-9	火葬場一覧	406
13-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	407
13-2	被災者生活再建支援制度の概要	411
13-3	り災証明の様式	413
14-1	災害対策用物資の備蓄状況	416
14-2	生活必需物資等の調達方法	419
14-3	緊急物資の備蓄マニュアル	420
14-4	民間物資拠点一覧	425
15-1	水道の整備状況	426
16-1	香川県指定緊急輸送路線	427
16-2	防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図	429
16-3	異常気象時における道路通行規制基準	430
16-4	異常気象時道路通行規制箇所図	431
16-5	緊急通行車両事前届出申請要領	432
16-6	緊急通行車両の標章及び確認証明書	434
17-1	避難情報等発令の状況とタイミング	435
17-2	避難指示等の発令基準	436
17-3	避難指示等の例文	438
17-4	用語の解説	439
18-1	避難施設	440
18-2	公園・緑地一覧表	442
18-3	津波避難ビル等一覧	443
18-4	広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧	443
19-1	香川地区大量排出油等防除協議会	445
19-2	備讃海域排出油等防除協議会連合会	448
19-3	原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針	451
20-1	香川県地震・津波被害想定	453
20-2	観音寺市の被害想定	482
20-3	地震・津波防災対策目標	502
20-4	公共施設等の耐震改修状況	508
20-5	観音寺市耐震改修促進計画	509

2 1 - 1	広域航空応援受援マニュアル	521
2 1 - 2	防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場	532
2 1 - 3	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	533
2 1 - 4	香川県防災ヘリコプター運航管理要綱	538
2 1 - 5	香川県防災ヘリコプター緊急運航要領	541
2 1 - 6	防災ヘリコプターの運航基準、運航体制、要請方法等	547
2 2 - 1	火災・災害等即報要領	554
2 2 - 2	災害報告取扱要領	571
2 2 - 3	被害報告詳細系統図	579
2 2 - 4	防災関係機関連絡先一覧	584
2 2 - 5	災害中間報告・災害確定報告	587
2 2 - 6	自主防災組織の現況	588
2 2 - 7	地区防災計画一覧	588
2 2 - 8	用語の説明	589

1 - 1 災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月25日

法律第223号

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九

十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨

を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところに

より、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十

九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

(発見者の通報義務等)

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮するものとする。が

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場

合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の出動命令等）

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保処置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

(広域避難の協議等)

第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の五 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」

という。)は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

第六十一条の六 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなけ

ればならない。

- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第六十一条の七 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

第六十一条の八 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）

の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。
(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- 2 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作す

るため、必要な施策を講ずるものとする。

1 - 2 災害対策基本法における市町村長等に関する規定一覧

第1 市町村長に関する規定

- 1 第13条第1項（中央防災会議の行う資料の提出等の対象となること）
- 2 第16条第6項（市町村防災会議の会長に充てられること等）
- 3 第21条（地方防災会議等の行う協力等の要求の対象となること）
- 4 第23条の2第1項（災害対策本部の設置）
- 5 第23条の2第2項（災害対策本部長に充てられること）
- 6 第23条の2第3項（災害対策本部員の任命）
- 7 第23条の2第5項（現地災害対策本部の設置）
- 8 第23条の2第6項（災害対策本部長として教育委員会に対し指示すること）
- 9 第29条第2項（指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請）
- 10 第30条第1項及び第2項（都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めること）
- 11 第45条（地方防災会議の会長が行う要請等及び報告要求等の対象となること）
- 12 第46条第2項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないこと）
- 13 第47条（法令又は防災計画の定めるところにより、組織を整備しなければならないこと）
- 14 第47条の2（法令又は防災計画の定めるところにより、防災教育の実施に努めなければならないこと）
- 15 第48条（法令又は防災計画の定めるところにより、防災訓練を行わなければならないこと）
- 16 第49条（法令又は防災計画の定めるところにより、物資の備蓄等をしなければならないこと）
- 17 第49条の3（法令又は防災計画の定めるところにより、協定の締結等に努めなければならないこと）
- 18 第50条第2項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないこと）
- 19 第51条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集等に努めなければならないこと）
- 20 第53条第1項（市町村は被害状況等を報告すること）
- 21 第54条第4項（地域防災計画の定めるところにより、気象庁等に通報すること）
- 22 第55条（都道府県知事から通知等を受けること）
- 23 第56条（警報の伝達及び警告をすること）
- 24 第57条（通信設備（インターネットを含む）の優先利用等）
- 25 第58条（出動命令等）
- 26 第59条（事前措置等）
- 27 第60条（避難指示（屋内待機を含む）等）
- 28 第61条の2（指定行政機関の長等に対し避難指示等に関する助言を求めることができること）
- 29 第62条第1項（応急措置）
- 30 第63条第1項（警戒区域設定権等）
- 31 第64条及び第65条（応急公用負担等）
- 32 第67条第1項（他の市町村の長等に対し応援を求めること及び他の市町村の長から応援を求められること）
- 33 第68条第1項（都道府県知事に応援を求められること及び都道府県知事に応急措置の実施を要請することができること）
- 34 第71条第2項（政令で定めるところにより、都道府県知事による従事命令等の一部を市町村長が行うことができること）
- 35 第72条第1項（都道府県知事の行う指示の対象となること）

- 36 第74条の2第4項（当該都道府県の地域以外で災害が発生し内閣総理大臣の要求に応じ応援する場合、都道府県知事から応援を求められること）
- 37 第77条第2項（指定行政機関の長等から応急措置の実施を要請されること）
- 38 第79条（通信設備の優先使用权）
- 39 第80条第2項（指定公共機関等から応援を求められること）
- 40 第86条の6（避難所における被災者への配慮に努めること）
- 41 第86条の7（避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮に努めること）
- 42 第86条の15（被災者の安否情報について照会があったときは回答すること）
- 43 第87条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施すること）
- 44 第90条の2（り災証明を遅滞なく交付すること）
- 45 第90条の3（被災者台帳の作成等）

第2 市町村防災会議に関する規定

- 1 第13条第2項（中央防災会議の行う指示等の対象となること。）
- 2 第16条（市町村防災会議の設置等）
- 3 第21条（関係行政機関の長等に対し協力等を求め得ること。）
- 4 第22条第2項（都道府県防災会議の行う指示等の対象となること。）
- 5 第23条の2第4項（災害対策本部は地方防災会議と緊密に連絡するべきこと。）
- 6 第42条（市町村地域防災計画の作成等）
- 7 第45条（市町村の長、その他の執行機関等に対し要請等をし、および報告等を求め得ること。）

1 - 3 災害対策基本法による指定機関名一覧

- 1 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（平成21年8月28日 内閣府告示第344号）
内閣総理大臣指定
内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省
- 2 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成19年10月1日 内閣府告示第634号）
内閣総理大臣指定
沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
- 3 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（平成25年10月1日 内閣府告示第231号）
内閣総理大臣指定
独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、日本郵便株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社
- 4 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）
香川県知事指示
満濃池土地改良区、財田川沿岸土地改良区、豊稔池土地改良区、四国瓦斯株式会社、高松琴平電気鉄道株式会社、西日本放送株式会社、株式会社四国新聞社、株式会社瀬戸内海放送、香川県離島航路事業協同組合、株式会社エフエム香川、山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、公益社団法人香川県看護協会、一般社団法人香川県医師会、一般社団法人香川県バス協会、一般社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、一般社団法人香川県エルピーガス協会

1 - 4 災害救助法（抜粋）

昭和22年10月18日

法律第118号

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

（繰替支弁）

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

1-5 香川県防災対策基本条例

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

る。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民等

第一款 県民

(防災知識の習得等)

第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

(建築物の所有者等の防災対策)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(用具の備え)

第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(県民による備蓄等)

第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(要援護者による情報の提供)

第十二条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第二款 自主防災組織

(災害危険場所の確認等)

第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(要援護者への支援体制の整備)

第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するものとする。

(地域住民の行動基準の作成等)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織による備蓄)

第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第十九条 自主防災組織は、市町が行う避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)(以下「避難準備情報等」という。)の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

第三款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第四款 学校等

第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第二節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

(医療救護体制の整備)

第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等(以下「救護病院等」という。)を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広

域医療救護体制を整備するものとする。

(公衆衛生の確保)

第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

(輸送体制の整備)

第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

(公共施設の整備)

第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

(職員への研修等)

第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民等

(避難及び避難場所)

第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示（緊急）を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通

行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等の取扱い)

第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第四十一条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第二節 市町及び県

(応急体制の確立)

第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(災害発生情報の収集、提供等)

第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

(県から市町への応援)

第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。

3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする一週間とする。

3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実を努めるものとする。

4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 6 観音寺市防災会議条例

平成17年10月11日条例第160号

改正

平成18年 3月30日条例第17号

平成18年 9月28日条例第42号

平成25年 6月27日条例第31号

観音寺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、観音寺市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 観音寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 香川県の知事の部内の職員
 - (3) 陸上自衛隊の自衛官
 - (4) 香川県警察の警察官
 - (5) 市職員
 - (6) 市教育委員会教育長
 - (7) 三観広域行政組合消防長及び南消防署長並びに市消防団長及び海防団長
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員
 - (9) 市の防災に関し、知識、経験等を有する者
- 6 前項各号の委員の総数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正により増員された最初の委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

1 - 7 観音寺市災害対策本部条例

平成17年10月11日条例第161号
改正
平成25年6月27日条例第32号

観音寺市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、観音寺市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策班員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-8 観音寺市防災行政無線運用管理規則

平成17年10月11日規則第150号

改正

平成18年3月30日規則第20号

平成23年6月21日規則第19号

平成24年5月30日規則第23号

平成27年3月10日規則第19号

観音寺市防災行政無線運用管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市防災行政無線の管理運用及び保安に関し必要な事項を定めるものとする。

(電波法の遵守)

第2条 この規則に定める事項のうち、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法規に定めがあるものはそれを優先遵守するものとする。

(無線局の運用)

第3条 この無線局は、観音寺市内の防災及び災害時における通信連絡に使用するものとする。

(1) 防災、災害時以外日常は、行政事務に使用することができる。

(2) この無線局の通信を行う者は、観音寺市職員、三観広域行政組合消防職員、観音寺市消防団員、観音寺市海防団員及び第5条第1項に定める無線局管理者が認めた者とする。

(無線局の区分)

第4条 無線局の種別、呼出し名称及び設置場所は、無線局免許状によるものとする。

(無線局管理者)

第5条 無線局には、無線局管理者及び副管理者を置く。

(1) 無線局管理者は、政策部危機管理課長を充てる。

(2) 無線局副管理者は、政策部危機管理課管理係長を充てる。

(3) 管理者不在のときは、副管理者が全てを代行する。

2 無線局管理者は、無線局の運営を統轄し、次の職務を行う。

(1) 無線局の開設又は変更に関する計画の立案に関すること。

(2) 無線局の開局及び閉局の運用に関すること。

(3) 無線従事者の養成及びその適正配置に関すること。

(無線従事者)

第6条 無線局に主任無線従事者及び無線従事者を置く。

2 前項の職員は、無線従事者(法第2条第6号に定める者をいう。)でなければならない。

3 主任無線従事者は、次の職務を行う。

(1) 無線設備操作の熟達及び無線局の運用の適正化に努めること。

(2) 電波法令に基づく無線局の検査の事前準備、立会い及び検査後に必要とされる処置の実施に関すること。

(3) 電波法令に従って行う申請、届出、報告等の手続に関する事項

(4) 電波法令に定める事業書類の整備、保管に関すること。

(5) 無線局の運用、保安及び非常災害に関し訓練並びに調査研究を行うこと。

(6) 無線業務日誌に所定の事項を記入し無線局の管理者に届け出ること。

(通信の種類及び優先順位)

第7条 無線局における通信の種類及び優先順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常通信(法第52条第4号に掲げる通信)

(2) 至急通信（非常災害及び郵政省令で定める通信の中で急を要する通信）

(3) 行政通信（日常前3号の通信のない時の行政事務連絡に関する通信）

（運用時間）

第8条 非常災害時及び防災に関する運用時間は、随時とする。

2 平常時における無線局の運用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（通信実施要領）

第9条 無線通信は、簡潔及び正確に行い電波の有効利用第一として、その実施要領は、別に定めるところによる。

（無線設備の保全）

第10条 無線設備の点検整備は、日常点検臨時点検及び外部委託点検に分け、その実施要領は、別に定める。

（非常体制）

第11条 無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにこれに即応できる無線通信体制を整えなければならない。

2 前項の体制を整えたいときは、無線局管理者副管理者及び消防団長が無線通信を指揮統制する。

（訓練等）

第12条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため毎年2回以上通信訓練を実施するものとする。

2 主任無線従事者は、非常災害時における無線通信の確保に支障のないように行政区域内の電波、伝播状況を常に把握して管理者に報告するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規則第19号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日規則第23号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

1-9 観音寺市コミュニティ防災センター管理運営規程

平成17年10月11日告示第94号

観音寺市コミュニティ防災センター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）の適切な管理と円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
観音寺市コミュニティ防災センター	観音寺市流岡町475番地 (財田川観音寺地区河川防災ステーション内)

(管理運営の委託)

第3条 市長は、防災センター（1階便所部分及び2階会議室等）の管理運営について、市長が適当と認めた地区住民が組織する団体等に委託することができる。

(使用許可申請)

第4条 防災センターを使用しようとする者は、使用日の7日前までに観音寺市コミュニティ防災センター施設使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請者は、前条の規定により管理運営の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に提出するものとする。

3 受託者は、申請者の提出があったときは、その都度市長に報告し、使用許可を得るものとする。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合において、防災活動に支障がないときは、必要な条件を付して使用を許可することができる。

2 市長は、前項に基づき使用を認めるときは、観音寺市コミュニティ防災センター施設使用許可書（様式第1号）を申請者に交付する。

(使用を許可しない場合)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 地域生活の秩序を乱すおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動を目的とするとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 宿泊を目的とするとき。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が、損害を受けても市長はその責めを負わない。

- (1) 第4条第1項に規定する観音寺市コミュニティ防災センター施設使用許可申請書に不実の記載があったとき。
- (2) 水防活動に支障が生じたとき。

(許可書の携帯)

第8条 第5条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際に使用許可書を携帯し、求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(使用料)

第9条 防災センターの使用料は、無料とする。

(使用時間及び使用できない日)

第10条 防災センターの使用時間及び使用できない日は、次のとおりとする。

(1) 使用時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 使用できない日

ア 毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、火曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 前項の使用時間及び使用できない日については、管理者が必要と認めるときは変更することができる。

(使用者及び受託者の義務)

第11条 使用者は、善良な管理のもと使用するものとし、防災センターの施設及び設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに受託者に報告する。その原因が使用者の責めにあるときは、使用者において速やかに原状に復し、又その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、防災センターの施設及び設備に異常があることを発見した場合は、市長に報告する。

(使用簿の備付け)

第12条 受託者は、第5条に規定する使用許可書及び許可についての記録を観音寺市コミュニティ防災センター施設使用簿（様式第2号）に記入する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の観音寺市コミュニティ防災センター管理運営要領（平成13年観音寺市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号
(第4条、第5条関係)

年 月 日

観音寺市長 様

申請者 住所
氏名 (電話 印)
)

観音寺市コミュニティ防災センター施設使用許可申請書 (兼許可書)

次にとおり防災センター施設の使用許可を申請します。

使用目的	
使用する部屋等	1 会議室 2 その他 ()
使用日時	月 日 (曜日) 時 分 から 時 分 まで
予定人数	人
備考	

上記の申請について、許可します。

許可第 号
年 月 日

観音寺市長 印

様式第2号
(第12条関係)

観音寺市コミュニティ防災センター施設使用簿

受付番号	申請日	申請者及び責任者 住所・氏名・電話	使用日時 及び使用場所	許可番号	許可日	かぎの 貸出日	かぎの 返却日	備 考

2-1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定

(目的)

第1条 この協定は、火災等の発生に際して、地域住民の生命、身体及び財産を守るために、三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部（以下「本部」という。）と圏内の1市9町消防団（以下「団」という。）とが緊密な連携のもとに相協力して、迅速かつ円滑な行動を行うことを目的とする。

(通報受付)

第2条 住民からの火災等の通報は、すべて本部において本部において次の方法により受付する。

1. 公社電話の場合は、119番（直通）により受付する。ただし、財田町の区域は、財田局を経由して本部へ通報する。
2. 有線放送電話の場合は、各有線放送電話本部を経由して本部へ通報する。
3. 団が住民から通報を受けた場合も、本部へ通報する。

(本部より団への通報)

第3条 本部より各町役場総務課（消防主任）又は日・宿直者を通じて団長に通報する。観音寺市消防団へは、本部から直接通報する。

(出 動)

第4条 消防署・分署・分駐所（以下「署」という。）は第2条の通報を受けた場合はただちに出動する。

2. 団は、団長の指示により出動する。

(現場活動)

第5条 現場における水利等の利用は、先着した署又は団が優先する。

2. 現場撤収については、現場保存、残火処理等を考慮のうえ、消防長と団長とが協調して行なう。ただし、消防長及び団長が現場に不在のときは、それぞれ現場の最高責任者とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度消防長と団長が協調してきめる。

昭和47年12月1日

三豊地区広域市町村圏振興事務組合
管理者

三豊地区広域市町村圏振興事務組合
消防庁

香川県観音寺市
市長

香川県観音寺市消防団
団長

2-2 広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期しあわせて民心の安定を図るため、市町村等相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

第2条 この協定の実施区域は、

三好郡行政組合・三好町・池田町・山城町

三豊地区広域市町村圏振興事務組合・観音寺市・山本町・大野原町・豊浜町・財田町

宇摩地区広域市町村圏組合・川之江市・新宮村

(以下「関係市町村等」という。)とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 協定市町村に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長(以下「受援側の長」という。)の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援 協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村等の長(以下「応援側の長」という。)に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領(誘導員配置)場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援側の長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側の消防長または消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職・団員の手当等に関する費用は応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間

において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

(改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町村等の消防長および消防団長が協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、昭和60年 4月 1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和60年 3月30日

三好郡行政組合管理者

三 好 町 長

池 田 町 長

山 城 町 長

三豊地区広域市町村圏
振興事務組合管理者

観 音 寺 市 長

山 本 町 長

大 野 原 町 長

豊 浜 町 長

財 田 町 長

宇摩地区広域市町村圏
組合理事会代表理事

川 之 江 市 長

新 宮 村 長

2-3 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が受援側の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接受援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改 廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月 1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和61年12月 1日

殿

市 町 等 の 長 印

特 別 応 援 要 請 書

香川県消防相互応援協定第4条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発 災 日 時	昭和 年 月 日 時 分
発 災 場 所	
要請応援隊の人員及び 機械器具、消火薬剤等 の種別数量	
要 請 活 動 内 容	
集 結 地	
そ の 他 必 要 事 項	

第 号
年 月 日

殿

市 町 等 の 長 印

応 援 活 動 報 告 書

香川県消防相互応援協定第5条第3項により下記のとおり報告します。

記

災 害 種 別					
発 災 日 時	昭和 年 月 日 時 分				
発 災 場 所					
受 信 時 分	昭和 年 月 日 時 分				
要 請 者 名					
応援隊の人員及び機械 器具、消火薬剤等の種 別数量	応援隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰着時分	走行距離
応 援 隊 の 活 動 状 況					

高松市	長	脇	信男	国分寺町	長	津村	文男
丸亀市	長	堀家	重俊	綾歌町	長	二神	正國
坂出市	長	番正	辰雄	飯山町	長	新土	光夫
善通寺市	長	平尾	勘市	宇多津町	長	平田	次郎
観音寺市	長	加藤	義和	琴南町	長	谷本	憲一
引田町	長	柏木	甫	満濃町	長	田岡	敏正
白鳥町	長	田中	豊市	琴平町	長	大森	敏之
大内町	長	松井	清	多度津町	長	高島	準一
津田町	長	吾妻	光春	仲南町	長	枝園	貞夫
大川町	長	十川	昭五	高瀬町	長	相馬	繁一
志度町	長	檜村	正員	山本町	長	原	正司
寒川町	長	児玉	勇一	三野町	長	藤岡	忠治郎
長尾町	長	蓮井	政行	大野原町	長	薦田	良知
内海町	長	川西	寿一	豊中町	長	豊島	一夫
土庄町	長	山脇	利一	詫間町	長	松田	幸一
池田町	長	八木	壮一郎	仁尾町	長	山地	宏
三木町	長	石原	収	豊浜町	長	合田	増太郎
牟礼町	長	時岡	尚三郎	財田町	長	川崎	清
庵治町	長	平井	新	大川地区広域行政振興整備 事務組合管理者		柏木	甫
塩江町	長	相谷	善一	小豆地区広域行政事務組合 管理者		川西	寿一
香川町	長	藤本	正直	讃岐地区広域消防組合 管理者		石原	収
香南町	長	細川	一美	飯綾消防組合消防本部 管理者		二神	正國
直島町	長	三宅	親連	仲多度南部消防組合管理者		田岡	敏正
綾上町	長	三居	登	三豊地区広域市町村圏振興 事務組合管理者		加藤	義和
綾南町	長	村山	秋夫				

2-4 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

2-5 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三豊広域福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に援護を要する身体障害者及び知的障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により要援護障害者が避難を余儀なくされた場合に、甲が要援護障害者の緊急受入れ先（以下「避難施設」という。）として、乙の管理する施設の利用等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条に規定する身体障害者相談所において障害者と判定され、原則として身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3） 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に受けている者

（対象者）

第3条 乙の管理する施設を避難施設として利用できる者は、観音寺市内に住所を有する要援護障害者であつて、その障害特性上、観音寺市があらかじめ指定する避難所（災害救助法）（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難なもの及びその家族等（以下「対象者」という。）とする。

（要請及び受諾）

第4条 甲は、次条に掲げる施設を避難施設として利用することについて、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第5条 避難施設として利用する施設は、乙の管理する次の施設とする。

- （1） 知的障害者入所更生施設まるやま
- （2） 知的障害者通所授産施設丸山作業所

（移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、対象者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第7条 乙は、第5条に掲げる避難施設の利用を受諾して対象者の緊急受入れを開始した場合、できる限り速やかに、甲に対して、避難施設を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後、その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、乙と十分に連携を図って避難施設の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、利用者に係る日常生活品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第9条 甲は、必要に応じて、介護員又はボランティア等の介護支援者の確保の努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環としたうえで、別途、甲・乙協議するものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 観音寺市流岡町750番地1
社会福祉法人 三豊広域福祉会
理 事 長

2-6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と観音寺市建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設や土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の被害状況の確認並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示

(2) 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急対策等

(3) その他甲が必要とする業務等

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、事前に協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては甲は負担しないものとする。

（補償）

第9条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては市長が指名した者を連絡責任者として、乙の会長と連絡を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市観音寺町甲1894番地3
観音寺市建設業協会
会 長

2-7 災害時における避難所に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県立観音寺総合高等学校（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、互いに協力することにより、救援対応を円滑にして地域住民の安全確保を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結する。

また、平成18年3月16日に甲と香川県立観音寺中央高等学校が締結した災害時における避難所に関する協定及び同日に甲と香川県立三豊工業高等学校が締結した災害時における避難所に関する協定については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙の施設等を災害時の避難所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 甲は、乙の施設のうち、第1体育館及び第2体育館並びに運動場を災害時の避難所として使用するものとする。ただし、その他の施設の使用が必要となった場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用開始等の業務）

第3条 観音寺市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に避難の必要があると甲が認めたときは、甲及び乙は次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 甲は、避難住民の受け入れについて乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無等を確認し、甲に連絡するものとする。
- (3) 甲は、乙の施設を避難所として使用するときは、乙の施設に職員を派遣するものとする。
- (4) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設や設備の取り扱いの指導、外部との連絡調整等を行い、学校運営に支障が生じないよう避難住民を指導するものとする。

（使用申請及び許可）

第4条 甲は、乙の施設を使用するときは、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を乙に提出し、乙の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭により使用許可申請を行い、事後速やかに申請書を提出し、乙の許可を受けるものとする。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用するときの使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は、勧告発令の日から解除される日までとし、使用期間の延長やその他の場合については、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 避難住民の受け入れに係る経費及び避難住民による施設や設備等の破損

又は紛失に係る経費等については、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては市長が指名した者を、乙にあつては管理担当教頭を連絡責任者とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月17日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

市長

乙 香川県観音寺市天神町一丁目1番15号
香川県立観音寺総合高等学校

校長

2-8 水道施設等災害時における応急給水及び復旧に関する協定書

観音寺市(以下「甲」という。)と観音寺市上下水道工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、甲の管理する水道施設において、地震災害、風水害その他の災害又は渇水(以下「災害」という。)が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の応急給水及び復旧活動(以下「応急活動」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する水道施設における災害時の断水減水等に対する応急活動に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急活動が必要であると認められた場合は、甲は乙にその内容を明らかにした文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、その後速やかに文書による要請を行うものとする。

(応急活動)

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急復旧作業
- (2) 応急復旧資材の提供
- (3) 応急給水作業
- (4) その他、甲が必要とする業務

2 前項の協力要請があった場合は、乙は車両・工具とともに人員を派遣し、甲の指揮系統に入るものとする。

(材料の支給)

第4条 応急活動に必要な材料は甲が支給するものとする。ただし、甲が保有していない材料については乙が調達し、後日、甲が現金若しくは現物で返済するものとする。

(応急活動の報告)

第5条 応急活動実施者は、応急活動を実施した時は当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に文書で報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応急活動の実施に要した費用については、原則として甲が負担とするものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間が終了する日の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、協定期間終了日の翌日から起算して1年間この協定の期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長 白 川 晴 司

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
 観音寺市上下水道工事業協同組合
 理 事 長 藤 岡 雅 志

2-9 災害時における避難所に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県立観音寺第一高等学校（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、互いに協力することにより、救援対応を円滑にして地域住民の安全確保を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙の施設等を災害時の避難所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 甲は、乙の施設のうち、体育館及び運動場を災害時の避難所として使用するものとする。ただし、その他の施設の使用が必要となった場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用開始等の業務）

第3条 観音寺市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に避難の必要があると甲が認めたときは、甲及び乙は次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 甲は、避難住民の受け入れについて乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無等を確認し、甲に連絡するものとする。
- (3) 甲は、乙の施設を避難所として使用するときは、乙の施設に職員を派遣するものとする。
- (4) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設や設備の取り扱いの指導、外部との連絡調整等を行い、学校運営に支障が生じないよう避難住民を指導するものとする。

（使用申請及び許可）

第4条 甲は、乙の施設を使用するときは、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を乙に提出し、乙の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭により使用許可申請を行い、事後速やかに申請書を提出し、乙の許可を受けるものとする。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用するときの使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は、勧告発令の日から解除される日までとし、使用期間の延長やその他の場合については、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 避難住民の受け入れに係る経費及び避難住民による施設や設備等の破損又は紛失に係る経費等については、甲の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては市長が指名した者を、乙にあつては管理担当教頭を連絡責任者とする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙 香川県観音寺市茂木町四丁目2番38号
香川県立観音寺第一高等学校
校長

2-10 災害時における避難所に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県立香川西部養護学校（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、互いに協力することにより、救援対応を円滑にして障害者等の安全確保を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙の施設等を災害時の避難所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 甲は、乙の施設のうち、体育館及び運動場を災害時の避難所として使用するものとする。ただし、その他の施設の使用が必要となった場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用開始等の業務）

第3条 観音寺市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に避難の必要があると甲が認めたときは、甲及び乙は次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 甲は、避難住民の受け入れについて乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無等を確認し、甲に連絡するものとする。
- (3) 甲は、乙の施設を避難所として使用するときは、乙の施設に職員を派遣するものとする。
- (4) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設や設備の取り扱いの指導、外部との連絡調整等を行い、学校運営に支障が生じないよう避難住民を指導するものとする。

（使用申請及び許可）

第4条 甲は、乙の施設を使用するときは、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を乙に提出し、乙の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭により使用許可申請を行い、事後速やかに申請書を提出し、乙の許可を受けるものとする。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用するときの使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は、勧告発令の日から解除される日までとし、使用期間の延長やその他の場合については、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 避難住民の受け入れに係る経費及び避難住民による施設や設備等の破損又は紛失に係る経費等については、甲の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては市長が指名した者を、乙にあつては教頭を連絡責任者とする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙 香川県観音寺市出作町712番地
香川県立香川西部養護学校
校長

2-1-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会三豊支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し貨物自動車（運転手等を含む。）の提供および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、災害協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに前述の要請書を交付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等救援物資の輸送業務
- (2) 災害応急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第4条 乙が提供した貨物自動車が、故意その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、災害時における物資等の輸送業務実施状況報告書（様式第2号）により、業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、この協定に基づく業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生時直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の完了後、当該業務の実施に要した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては政策部企画課長を、乙においては三豊支部事務局長を、連絡責任者とする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 6月 5日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市柞田町中出甲609番地1
社団法人 香川県トラック協会三豊支部
支 部 長

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

様

観音寺市長

災 害 協 力 要 請 書

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務完了後、速やかにその実施状況について、様式第2号の規定により報告をお願いします。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 協力要請業務内容

輸送月日 (期 間)	輸送区間	台数・車種 (最大積載量)	乗務 員数	輸送物資・数量	備考

(その他特記事項)

第 号
平成 年 月 日

様

住所
氏名

災害時における物資等の輸送業務実施状況報告書

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

輸送月日 (期 間)	輸送区間	台数・車種 (最大積載量)	乗務 員数	輸送物資・数量	備考

(その他特記事項)

2-12 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合観音寺支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。

3 災害規模により乙は、他支部（四国連合会及び全日連合会）に協力要請をすることができる。

（協力業務）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（災害応急対策業務の指示）

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて災害応急対策業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合及び次に掲げる場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

- （1）当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- （3）当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては政策部企画課長を、乙においては観音寺支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年 3月 15日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙 香川県観音寺市栄町三丁目5番10号
香川県電気工事業工業組合観音寺支部
支部長

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

様

観音寺市長

災 害 協 力 要 請 書

このことについて、災害時における電気設備等の復旧に関する協定書第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 協力要請業務内容

応 援 期 間	応 援 内 容	その他

(その他特記事項)

2-13 災害時相互応援に関する協定書（三好市・四国中央市）

三好市、観音寺市及び四国中央市は、独自では十分な応急措置が実施できない災害が発生した場合において、相互連携を図りながら、友愛的精神に基づく職員派遣を行い、被災市の応急措置及び復旧対策を円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 この協定に基づく応援は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者の避難保護措置
- （2）被災者に対する給食給水措置
- （3）傷病者に対する応急的な医療救護
- （4）応急復旧用資機材の調達供給
- （5）その他被害拡大を防止するために必要な措置

（応援要請の手続）

第2条 被災市の市長は、応援要請を行なう場合、次の各号に掲げる事項を明確にするものとする。

- （1）災害の種類、発生日時及び場所
- （2）職員（以下「応援隊」という。）の派遣要請人員、派遣期間、到着希望日時及び場所
- （3）所要の機械器具等の種別、数量
- （4）その他必要事項

2 前項に規定する要請は、電話等によるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第3条 前条の規定により応援要請を受けた市長は、管轄区域の防災対策上、支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた市長は、前項の規定により応援隊を派遣するときは、被災市の市長に出動人員、機械器具等数量、到着予定時刻等を遅滞なく連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊は、第1条各号に掲げる応援の実施については、被災市における災害対策本部の指揮のもとに行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経常的経費については、原則として応援した市の負担とし、その他の経費については、その都度協議して決定する。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月26日

三好市長
観音寺市長
四国中央市市長

2-14 災害時における協力に関する協定書

かんぼの宿観音寺（以下「甲」という。）と観音寺市（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、観音寺市内に災害が発生したときは、乙の要請があった場合において、原則として災害発生の日から7日以内を上限とし、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障をきたさない範囲とする。

- （1） 屋内外における避難場所の提供
- （2） 浴場を開放しての入浴の提供
- （3） 炊き出しを中心とした非常食の提供
- （4） その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 第3条に規定する協力を行った場合における経費は、甲の負担とする。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

（周知）

第5条 甲は、甲の敷地内に「観音寺市との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、乙は、本協定の内容について市民に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては支配人、乙においては企画課長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 2月17日

甲 香川県観音寺市池之尻町1101番地4
かんぼの宿観音寺
総支配人

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-15 災害時における救援物資提供に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 観音寺市内に地震災害、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の水防本部又は災害対策本部等（以下「対策本部」という。）が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、前項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機「メッセージボード搭載型」（以下「貢献型自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（貢献型自販機の設置）

第3条 貢献型自販機は、甲乙協議のうえ、甲が所有する用地又は施設の内部に設置するものとする。

- 2 貢献型自販機の設置に際し、乙は設置施設を管理する甲の所管課と協議を行い、甲と賃貸借契約を締結するものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がなければ同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成23年3月28日

- 甲 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長
- 乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役営業本部長

2-16 災害時における救援物資提供に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と四国物産株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し乙が甲に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 観音寺市内に地震災害、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の水防本部又は災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置され、その対策本部から要請があったとき、乙は次項及び第3項に基づき物資の提供について協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、ミネラルウォーター及び専用サーバーを無償で提供し、甲の指定する避難所等へ配達するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市昭和町二丁目4番5号
四国物産株式会社
代表取締役社長

2-17 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と、株式会社 富士クリーン（以下「乙」という。）と、株式会社 富士建設工業（以下「丙」という。）とは、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が平成20年2月1日に締結した一般廃棄物の運搬及び処分業務委託契約第5条に規定された「緊急時等の措置」に関する業務の詳細を定めるもので、観音寺市内において地震、台風、津波等の災害が発生した場合に、甲が乙及び丙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風、津波等の災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙及び丙は、甲の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守し、次の各号に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。
- (3) 通常の契約である家庭系一般廃棄物の可燃ごみ、粗大ごみの運搬及び処分業務に影響がないよう配慮すること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙及び丙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等の要請内容
- (2) 災害廃棄物の処理等の要請期間
- (3) その他必要な事項

（実施の報告）

第6条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (3) その他必要な事項

（費用の支払い）

第7条 第3条の要請に基づき乙及び丙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、一般廃棄物の運搬及び処分業務委託契約第2条に定められた単価（可燃ごみ1トン当たり23,000円（税抜）、不燃ごみ1トン当たり15,000円（税抜））を基準に協議し、支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月28日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2294番地1
株式会社 富士クリーン
代表取締役

丙 香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1
株式会社 富士建設工業
代表取締役

2-18 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と観音寺市長(以下「乙」という。)は、観音寺市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、観音寺市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、観音寺市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 観音寺市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は現地情報連絡員を経由して甲に対し支援要請を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙に現地情報連絡員を通じてその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市長

2-19 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

（応援の対象項目）

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市町は、応援を要請する市町に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
- ③ 応援を求める期間、場所
- ④ その他必要な事項

2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。

3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第1項の要請があったものとみなす。

5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に関し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

2-20 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県エルピーガス協会三豊支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において、災害時とは、地震、風水害その他の災害（観音寺市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（エルピーガス等の範囲）

第2条 この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガス又はバルクローリーによる充てんするエルピーガス及びエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、調達の必要を認めるときは、乙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、エルピーガス等の搬送及び引渡しについては、甲の指示により行うものとする。

2 エルピーガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 エルピーガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月4日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市坂本町五丁目4番5号
香川県エルピーガス協会三豊支部
支部長

別紙（第4条関係）

災害時エルピーガス等供給要請書

年 月 日

香川県エルピーガス協会三豊支部長 様

観音寺市長

災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり、エルピーガス等の供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

2-21 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、観音寺市（以下「甲」という。）と一般財団法人阪大微生物病研究会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民等が緊急に避難する一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難所として甲に使用させるものとする。

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| (1) 所在地 | 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番70号 |
| (2) 施設名称 | 一般財団法人 阪大微生物病研究会 観音寺研究所 瀬戸センター |
| (3) 構造等 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造10階建 |
| (4) 建築年月 | 平成23年9月 |
| (5) 使用範囲 | 管理棟（1号棟）の3階研修ホール（約230.9㎡）及び9階講堂ホール（約250.4㎡） |
| (6) 収容人数 | 3階研修ホール（約150人）、9階講堂ホール（約200人） |
| (7) 入口 | 添付図面参照 |

（施設変更の報告）

第4条 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の使用範囲に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用が不可能となる場合には、甲へ連絡するものとする。

（使用の要請）

第5条 甲は、第3条に規定する対象施設を使用する際には、原則として文書にて乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等、口頭によって要請することができるものとし、後日速やかに文書にて使用した旨の報告を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（施設等の破損対応）

第7条 対象施設を一時避難所として使用した場合の施設や備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等について）

第8条 乙は、対象施設に地域住民が避難してきた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第9条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から津波警報の解除等により、津波のおそれなくなった時までとする。

2 甲は、対象施設の使用を終了する際には、乙に電話等、口頭によってその旨を伝え、後日、速やかに文書にて使用した旨の報告を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 本協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、連絡責任者は、甲においては観音寺市政策部危機管理課、乙においては一般財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所総務部総務課とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月15日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

市 長

乙 大阪府吹田市山田丘3番1号 大阪大学内
一般財団法人 阪大微生物病研究会

理 事 長

2-2-2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、観音寺市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

(食料等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食料等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食料等の運搬)

第5条 食料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食料等の引取り)

第6条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月21日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月21日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
広島段原ショッピングセンター5階
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

2-23 災害時支援に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川縣市町村職員年金者連盟観音寺支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、互いに協力することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により、甲の施設等が甚大な被害を受け、行政機能の発揮が困難となった場合、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があると認めるときは、原則として文書にて乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等、口頭によって要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 災害時には、乙は、甲の設置する災害対策本部から要請のあった業務を支援するものとし、業務に従事する者（以下「災害時支援者」という。）は、甲の施設等における責任者の指示に従うものとする。

（支援登録）

第4条 乙は甲に対して、あらかじめ災害時支援者を登録するものとし、変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（安全管理及び補償）

第5条 前条の規定により、乙が業務を支援する際には、甲は災害時支援者の安全管理に配慮するものとし、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、社会福祉法人 全国社会福祉協議会と甲が契約する「ボランティア活動保険」によって補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

平成24年 8月29日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙 香川県観音寺市村黒町
香川縣市町村職員年金者連盟観音寺支部
支部長

2-24 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）とトーヨースギウエ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内において、地震や津波、風水害その他の災害（観音寺市国民保護計画（平成19年3月制定）に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が保有する次に掲げるレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

【レンタル機材】

発電機（DCA-60USH2）	水中ポンプ	ユニットバス
投光器	仮設トイレ	業務用掃除機
エンジン付投光器	クーラー	その他
電工ドラム	ストーブ	

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、被害の状況に応じて必要な機材の提供を乙に対して要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、災害時におけるレンタル機材提供に関する要請書（別紙1。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又は口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書（別紙2）を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第3条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定した者を派遣し、機材を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては政策部危機管理課とし、乙においてはトーヨースギウエ株式会社香川支社観音寺営業所とする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価及び機材運搬に係る費用を負担するものとする。

2 機材の対価及び機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙からの申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、その後においてもこの例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月1日

- 甲 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

- 乙 観音寺市柞田町字干拓丁93番18
トーヨースギウエ株式会社 香川支社
観音寺営業所 所長

別紙1（第2条関係）

災害時におけるレンタル機材提供に関する要請書

年 月 日

トーヨースギウエ株式会社
香川支社 観音寺営業所
所長 様

観音寺市長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり、レンタル機材の提供を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡希望場所	希望日時	受取者
発電機	1	観音寺市内	大野原支所		
投光器	5	観音寺市内	本庁		
クーラー	3	観音寺市内	本庁		
ストーブ	3	観音寺市内	豊浜支所		
仮設トイレ	3	観音寺市内	豊浜支所		
電工ドラム	5	観音寺市内	本庁		
水中ポンプ	2	観音寺市内	豊浜支所		
ユニットハウス	1	観音寺市内	本庁		
業務用掃除機	2	観音寺市内	本庁		

別紙2（第2条関係）

災害時におけるレンタル機材提供に関する提供報告書

年 月 日

観音寺市長 様

トーヨースギウエ（株）
香川支社 観音寺営業所
所長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり、レンタル機材の提供をいたしました。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者
発電機	1	観音寺市内	大野原支所		
投光器	5	観音寺市内	本庁		
クーラー	3	観音寺市内	本庁		
ストーブ	3	観音寺市内	豊浜支所		
仮設トイレ	3	観音寺市内	豊浜支所		
電工ドラム	5	観音寺市内	本庁		
水中ポンプ	2	観音寺市内	豊浜支所		
ユニットハウス	1	観音寺市内	本庁		
業務用掃除機	2	観音寺市内	本庁		

2-25 津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社香川高速道路事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に、乙が管理する高速道路敷地の一部（以下「高速道路敷地」という。）を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び範囲）

第1条 甲は、観音寺市内に津波が襲来又はそのおそれがある場合、別添図1の範囲に居住する住民（以下「地域住民」という。）の生命を守るため、緊急避難場所として高速道路敷地の一部を一時使用することができる。

2 甲が一時使用できる高速道路敷地は、豊浜サービスエリア（上り線）のうち別添図2に示す範囲とする。

（津波避難計画への反映）

第2条 甲は、本協定で定めた津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する事項について関係機関と調整のうえ、地域の津波避難計画に速やかに反映させるものとする。

（使用期間）

第3条 甲が高速道路敷地を一時使用できる期間は、観音寺市内に津波が襲来し、又は香川県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから、香川県に発令された津波警報が解除されるなど、津波による避難の必要がなくなったときまでとする。

（使用料）

第4条 甲が本協定により高速道路敷地を一時使用する際の使用料は、無償とする。

（避難訓練）

第5条 甲は、第1条の目的を円滑に達成するため、事前に乙と協議のうえ、定期的に避難訓練を実施するものとする。

（原状復旧）

第6条 本協定による高速道路敷地の一時使用に起因して休憩施設または道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲が乙と協議するものとする。

（安全対策）

第7条 甲は、高速道路敷地の一時使用にあたって、避難方法及び地域住民の安全確保に一切の責任を負うものとし、乙と協議のうえ、必要な安全対策を講じるものとする。

2 甲は、乙の管理する休憩施設または道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は休憩施設内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

(地域住民への周知)

第8条 甲は、本協定に定める一時使用の目的及び範囲及び使用期間等のほか、次の各号を関係する地域住民に周知したうえで運用を図るものとする。

- 一 休憩施設が地震等により損傷し、一時使用が困難となる場合があること。
- 二 走行する車両が存在し得るため、高速道路本線内及び休憩施設の駐車場に立ち入らないこと。
- 三 休憩施設では、避難生活等の長期の使用はできないこと。
- 四 避難時に、乙からの誘導があった場合には、その指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 甲は、一時使用又は事前対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 本協定による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月12日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番
1号
観音寺市長

乙 香川県善通寺市金蔵寺町480
西日本高速道路株式会社四国支社
香川高速道路事務所長

2-26 災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）

草津市と観音寺市（以下「協定市」という。）は、いずれか市域において、大規模な災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急措置等が実施できない場合に、被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定市が相互に応援・協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第1条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合は、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の対象項目）

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 食料、飲料水などの生活必需物資の供給
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- （3） 応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4） 被災者を一時収容するための施設の提供
- （5） 被災した児童生徒の一時受入れ
- （6） ボランティアのあっせん
- （7） その他被災市から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第1条に規定する連絡窓口を通じ、口頭により要請するものとし、後日速やかに応援した協定市（以下「応援市」という。）へ文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
- （3） 応援を求める期間、場所および経路
- （4） その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援要請を受けた市は、特別な事情により応援できない場合を除き、可能な限り応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、大規模な災害が発生し、通信の遮断等により被災市との連絡がとれない場合は、被災市からの要請を待たずに、緊急応援活動を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費および身分等については、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務課長からの通知）を参照し、協定市が協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月 2日

滋賀県草津市
市長

香川県観音寺市
市長

2-27 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、観音寺市（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民等が緊急に避難する一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- （1） 所在地 香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号
- （2） 施設名称 香川県三豊合同庁舎
- （3） 構造等 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建
- （4） 建築年月 昭和51年12月（平成24年2月29日耐震改修完了）
- （5） 使用範囲 2階以上の西側外階段（約42㎡）、3階会議室（約244㎡）、塔屋（約48㎡）
- （6） 入口 正面玄関及び西側外階段

（施設変更の報告）

第4条 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の使用範囲に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、第3条に規定する対象施設を使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭により通知するものとする。

2 甲は、対象施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（施設等の破損対応）

第7条 対象施設を一時避難施設として使用した場合の施設や備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（使用期間）

第9条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれあるときから、津波警報の解除等により、津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の使用終了)

第10条 甲は、一時避難施設としての使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 甲及び地域住民等は、対象施設を津波発生時における一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては政策部危機管理課長、乙においては西讃保健福祉事務所健康福祉総務課長とする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月19日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

市長

乙 香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号
香川県
香川県西讃保健福祉事務所

所長

2-28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人観音寺福社会（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設（以下「避難施設」という。）において要援護者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 観音寺市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要援護者の移送）

第3条 乙は、甲の依頼により、可能な範囲で要援護者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等
- (2) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支持者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市原町1273番地3
社会福祉法人 観音寺福社会
理事長

2-29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と三豊総合病院企業団（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設（以下「避難施設」という。）において要援護者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを乙に対して要請することができる。

（1）被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

（2）観音寺市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要援護者の移送）

第3条 乙は、甲の依頼により、可能な範囲で要援護者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（1）受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等

（2）受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支持者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
三豊総合病院企業団
企業長

2-30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三野福社会（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設（以下「避難施設」という。）において要援護者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 観音寺市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要援護者の移送）

第3条 乙は、甲の依頼により、可能な範囲で要援護者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等
- (2) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支持者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県三豊市三野町大見乙91番地8
社会福祉法人 三野福社会
理事長

2-31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大野原福社会（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設（以下「避難施設」という。）において要援護者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを乙に対して要請することができる。

（1）被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

（2）観音寺市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要援護者の移送）

第3条 乙は、甲の依頼により、可能な範囲で要援護者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（1）受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等

（2）受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支持者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市大野原町内野々394番地1
社会福祉法人 大野原福社会
理事長

2-32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と医療法人ブルースカイ（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設（以下「避難施設」という。）において要援護者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを乙に対して要請することができる。

（1）被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

（2）観音寺市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要援護者の移送）

第3条 乙は、甲の依頼により、可能な範囲で要援護者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（1）受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等

（2）受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支持者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市村黒町739番地
医療法人 ブルースカイ
理事長

2-33 非常災害時の炊き出しに関する協定書

観音寺市を甲とし、株式会社東洋食品を乙として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

(業務の依頼)

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、避難住民への炊き出しが必要となったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

(乙の責務)

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限りの協力を行なうものとする。

(炊き出し調理の実施)

第3条 乙は、甲から第1条の依頼を受けた場合は、甲が所有する観音寺学校給食センターにおいて、甲が用意した食材を使用して調理及び配缶するものとする。

(費用負担)

第4条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙協議のうえ、甲は乙に実費相当額を支払うものとする。

(協定期間)

第5条 協定の有効期間は、甲乙間における観音寺学校給食センターの給食調理業務等の委託契約期間とする。

2 甲乙間における観音寺学校給食センターの給食調理業務等の委託契約が更新された場合は、この協定も自動的に継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 東京都台東区東上野一丁目14番4号
株式会社東洋食品
代表取締役

2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ

大規模災害時におけるし未踏の安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察（以下、甲という。）と観音寺市（以下、乙という。）とは、相互に保有する市民等の安否に関する情報の確認に関し、次のとおり申し合わせる。

1 甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する市民等の安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した者を特定する情報（本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別）を乙に提供するものとする。

2 乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する市民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

3 連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部、乙においては、観音寺市政策部危機管理課とする。

4 情報確認に関する遵守事項

(1) 保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

(2) 情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における市民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

(3) 情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者および避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もDV等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

(4) 公表に関する事前協議

甲、乙は、情報交換により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

5 その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 4 月25日

甲 香川県警察 本部長

乙 観音寺市 市長

2-35 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県石油商業組合西讃支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料の供給の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で協力するものとする。

- （1）乙の組合員の給油所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車輛等へ石油類燃料を優先的に供給すること
- （2）乙の組合員の油槽所等から甲の公共施設等へ石油類燃料を運搬し優先的に供給すること
- （3）乙の組合員の給油所を、帰宅困難者に対し、一時休憩所として提供すること
- （4）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た情報を提供すること

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法を持って要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する甲の要請により乙が供給した石油類燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油燃料の対価は、供給時における価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（非常用発電機の提供）

第5条 甲は、停電により電力の供給が断たれた場合、乙の指定する拠点となる給油所等に対して、可能な範囲で発電機を貸与するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、政策部危機管理課長、乙においては、西讃支部長とする。

（給油所等一覧）

第7条 乙は、協定書に基づいて第2条第1項各号の協力をすることができる市内の給油所等の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとし、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

平成25年5月23日

甲 香川県観音寺市阪本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県三豊市詫間町詫間1338番地128
香川県石油商業組合 西讃支部
西讃支部長

2-36 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、観音寺信用金庫（以下「甲」という。）と観音寺市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内に津波が襲来し、又は襲来するおそれがある場合に、地域住民等が緊急に避難する一時避難施設として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。ただし、甲が被災した場合はこの限りでない。

（一時避難施設の使用）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難所として乙に使用避難所として乙に使用させるものとする。

（1） 所在地 香川県観音寺市観音寺町甲3377番地3

（2） 施設名称 観音寺市信用金庫本店社屋

（3） 構造等 鉄骨・鉄筋コンクリート造 7階建

（4） 建築年月 昭和57年1月

（5） 使用範囲 本店社屋の6階大会議室（約530.69㎡）
及び各階ホール（約415.05㎡）

（6） 収容人数 6階大会議室（約180人）、各階ホール（約150人）

2 対象施設への入口及び入場の方法は、北側通用口から入場し、エレベーター及び階段を使用して、6階会議室及び各階ホールまでの経路を、甲の職員が誘導することとする。

3 対象施設の使用時間帯は、原則として執務時間内とするが、夜間・休日等の可能な限り乙からの要請に応じるものとする。

（施設変更の報告）

第4条 甲は、対象施設の増改築等により、対象施設の使用範囲に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用が不可能となる場合には、乙へ連絡するものとする。

（使用の要請）

第5条 乙は、第3条に規定する対象施設を使用する際には、原則として文書により甲へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等、口頭によって要請することができるものとし、後日速やかに文書にて使用した旨の報告を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（施設等の破損対応）

第7条 対象施設を一時避難所として使用した場合の施設や備品の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等について）

第8条 甲は、対象施設に地域住民が避難してきた際に発生した事故等に対する責任を一切追わないものとする。

(使用期間)

第9条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が襲来し、又は襲来するおそれがある時から津波警報の解除等により、津波のおそれがなくなった時までとする。

2 乙は、対象施設の使用を終了する際には、甲に電話等、口頭によってその旨を伝え、後日、速やかに文書にて使用した旨の報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 本協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、連絡責任者は、甲においては観音寺信用金庫総務部庶務課、乙においては観音寺市政策部危機管理課とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年7月23日

甲 香川県観音寺市観音寺町甲3377番地3
観音寺信用金庫
理事長

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-37 災害時における物資供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等及びトイレ関係等の物資

（2） その他甲が指定する物資

（養成の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した物資供給協力要請所（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬をするものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生力全における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-38 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

三観広域行政組合（以下「甲」という。）と香川県石油商業組合西讃支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、甲が行う消防業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で協力するものとする。

（1） 乙の組合員の給油所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車輛等へ石油類燃料を優先的に供給すること

（2） 乙の組合員の油槽所等から甲の公共施設等へ石油類燃料を運搬し優先的に供給すること

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条に規定する甲の要請により乙が供給した石油類燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の対価は、供給時における価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては消防防災課長、乙においては西讃支部長とする。

（給油所等一覧）

第6条 乙は、協定に基づいて第2条第1項各号の協力をすることができる給油所等の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとし、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

平成25年 8 月23日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 7 号
三観広域行政組合
管理者

乙 香川県三豊市詫間町詫間1338番地128
香川県石油商業組合 西讃支部
西讃支部長

2-39 大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と観音寺市建設業協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内で地震等の大規模災害が発生したとき（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物等の撤去、収集・運搬（以下「処理等」という。）に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害時に一時的に大量に発生する廃棄物及び避難所等から発生する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙に対して災害廃棄物等の処理等の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書を持って要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができるものとする。

（1）要請地区及び被災状況

（2）要請期間

（3）要請活動の内容

（4）責任者の職及び氏名

（5）要請期間に必要な要員、車輛、資機材等

（6）その他処理方法等必要な事項

3 乙は、前項の要請に基づき、必要な人員、車輛及び資機材を確保し、甲が実施する災害廃棄物等の処理等に可能な限り協力するものとする。

（支援活動の実施）

第4条 乙は、甲の要請内容・指示に基づき、活動を実施するものとする。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、大規模災害時にこの協定による班体制及び機材調達計画を事前に、甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害廃棄物等の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書により甲に報告するものとする。

（1）実施地区

（2）活動の従事期間及び内容

（3）実施会員名（会社名、責任者の職及び氏名）

（4）活動に従事した要員、車両、資機材等

（5）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の要請に基づき実施した活動に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、その負担額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した活動に従事したものが、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の例により、補償するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては市民部生活環境課とし、乙においては観音寺市建設業協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 9月26日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市南町五丁目2番39号
観音寺市建設業協会
会 長

2-40 災害時における医療救護活動に関する協定書

観音寺市における災害時の医療救護活動に関して、観音寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人三豊・観音寺市医師会（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに医療救護班を第3条に定める応急救護所等に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、医師及び看護師等で医療救護班を編成するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- (3) 救護病院等への患者搬送の支援
- (4) 助産活動
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (7) その他必要な業務

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により応急救護所その他甲が指定する場所に直行するものとする。

ただし、災害の状況により乙が調達困難な場合は、甲の調達する車両等で応急救護所その他甲が指定する場所に行くものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）の医療費は無料とし、甲の負担とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁済等)

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う費用返済

(2) 医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用返済

(3) 甲が応急救護所として認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用返済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等(以下「丙」とする)に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙丙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月10日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市観音寺町甲2580番地7
一般社団法人 三豊・観音寺市医師会
会 長

2-41 災害時における医療救護活動に関する協定書

観音寺市における災害時の医療救護活動に関して、観音寺市（以下「甲」という。）と観音寺・三豊薬剤師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、薬剤師等で薬剤師班を編成するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録とサポート
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な業務

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令は、乙の代表者が行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により応急救護所その他甲が指定する場所に行くものとする。

ただし、災害の状況により乙が調達困難な場合は、甲の調達する車両等で応急救護所その他甲が指定する場所に行くものとする。

（調剤費）

第8条 応急救護所における患者（被災者）の調剤費は無料とし、甲の負担とする。

（費用弁済等）

第9条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う費用返済
- (2) 薬剤師班が携行し、または調達した薬剤等の費用返済
- (3) 甲が応急救護所として認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用返済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等（以下「丙」とする）に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙丙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第11条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第12条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第9条、第10条及び第11条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月10日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町姫浜877番地
観音寺・三豊薬剤師会
会長

2-42 災害時における医療救護活動に関する協定書

観音寺市における災害時の医療救護活動に関して、観音寺市（以下「甲」という。）と観音寺市歯科医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を第3条に定める応急救護所等に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な業務

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙の代表者が行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により応急救護所その他甲が指定する場所に直行するものとする。

ただし、災害の状況により乙が調達困難な場合は、甲の調達する車両等で応急救護所その他甲が指定する場所に行くものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）の医療費は無料とし、甲の負担とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁済等)

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用返済

(2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用返済

(3) 甲が応急救護所として認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用返済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等(以下「丙」とする)に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙丙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月10日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市粟井町391番地1
観音寺市歯科医師会
会長

2-43 災害時における医療救護活動に関する協定書

観音寺市における災害時の医療救護活動に関して、観音寺市（以下「甲」という。）と大野原町豊浜町歯科医師団（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を第3条に定める応急救護所等に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な業務

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙の代表者が行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により応急救護所その他甲が指定する場所に直行するものとする。

ただし、災害の状況により乙が調達困難な場合は、甲の調達する車両等で応急救護所その他甲が指定する場所に行くものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）の医療費は無料とし、甲の負担とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁済等)

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用返済
- (2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用返済
- (3) 甲が応急救護所として認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用返済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等(以下「丙」とする)に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙丙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月10日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 香川県観音寺市大野原町中姫2040番地1
大野原町豊浜町歯科医師団
代表者

2-4-4 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合においての、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれが有する資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（連絡体制等）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電力供給設備等の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生したときは、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整の上、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（道路啓開）

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなったときは、迅速な啓開に努めるものとする。

2. 乙及び丙は、甲の迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

（2）その他、復旧作業及び除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲におい

て、協力するものとする。

(仮設電柱等の設置)

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要がある場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、実施した協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を取り扱う場合は、秘密情報の保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附則

甲及び乙が締結している「災害時の協力に関する協定書」（平成26年1月28日締結）及びそれに付随するものは、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
甲 観音寺市

香川県高松市室新町 9 7 3 番地 1
乙 四国電力株式会社 香川支店

香川県高松市室新町 9 7 3 番地 1
丙 四国電力送配電株式会社 高松支社

2-45 災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時における地図製品等の供給、利用について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部を設置したとき、またはそれに準ずる災害対応体制をとったとき（以下「災害対策本部等の設置」という。）、乙からの地図製品等の供給を受け、利用することにより災害対応の迅速化を図ること。
- （2） 甲及び乙が災害時以外の平常時から防災に関する連携、情報交換を通じ、乙の防災・減災に寄与する地図づくりを推進することにより、市や地域の防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、観音寺市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、観音寺市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第3条 乙は、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の地図製品等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した地図製品等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、地図製品等の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の地図製品等について、甲から当該地図製品等を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・

管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の供給要請等)

第4条 乙は、甲が災害対策本部等の設置をした後、甲から地図製品等の供給要請があったときは、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときには、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部等の設置をしたときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は前条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部等の設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部等の設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別途定める。また、甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 7月 4日

甲) 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙) 香川県高松市上福岡町816-1
株式会社ゼンリン四国エリア統括部
統括部長

2-46 災害時における避難所に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と天理教西香川分教会（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、互いに協力することにより、救援対応を円滑にして地域住民の安全確保を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙の施設等を災害時の避難所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難施設）

第2条 甲は、乙の施設のうち、乙が使用を許可する部分を災害時の避難所として使用するものとする。ただし、その他の施設の使用が必要となった場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用開始等の業務）

第3条 観音寺市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に避難の必要があると甲が認めたときは、甲及び乙は次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 甲は、避難住民の受け入れについて乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の連絡があったときは、ただちに教会運営上の支障の有無等を確認し、甲に連絡するものとする。
- (3) 甲は、乙の施設を避難所として使用するときは、乙の施設に職員を派遣するものとする。
- (4) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設や設備の取り扱いの指導、外部との連絡調整等を行い、教会運営に支障が生じないように避難住民を指導するものとする。

（使用願い及び許諾）

第4条 甲は、乙の施設を使用するときは、口頭により使用を願い出て、乙の許諾を受けなければならない。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用するときの使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は、勧告発令の日から解除される日までとし、使用期間の延長やその他の場合については、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 避難住民の受け入れに係る経費及び避難住民による施設や設備等の破損又は紛失に係る経費等については、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては市長が指名した者を、乙にあっては会長を連絡責任者とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年7月8日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

乙 香川県観音寺市大野原町井関687番地1
天理教西香川分教会
会長

2-47 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震災害、その他地震の発生に起因する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、平口大祐（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市粟井町4190番地4
- (2) 施設名称 ボタン木工所、おかし工房 b o t a n
- (3) 構造等 軽量鉄骨造2階建（382.77㎡）
- (4) 建築年 平成6年

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（利用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として利用する際、事前に甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（使用期間）

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、1昼夜につき10,000円とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 使用施設を指定緊急避難場所として使用した場合に施設内の物品を破損又は紛失する等損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年8月28日

甲 香川県観音寺市栗井町4057番地5

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

2-48 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震災害、その他地震の発生に起因する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、中山典彦（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市粟井町4-1-17番地3
- (2) 施設名称 民宿青空屋
- (3) 構造等 木造一部2階建（163.58㎡）
- (4) 建築年 昭和34年

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（利用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として利用する際、事前に甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（使用期間）

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、1昼夜につき20,000円とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 使用施設を指定緊急避難場所として使用した場合に施設内の物品を破損又は紛失する等損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年8月28日

甲 香川県観音寺市栗井町4117番地3

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
市長

2-49 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、ヤマギシズム生活観音寺実顕地農事組合法人 理事 谷畑匡彦（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市粟井町4800番地9
- (2) 施設名称 ヤマギシズム生活観音寺実顕地生活館2階研鑽室ほか
- (3) 構造等 鉄骨造2階建（810.63㎡）（研鑽室広さ30畳）
- (4) 建築年 平成7年

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（利用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として利用する際、事前に甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

(使用期間)

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 使用施設を指定緊急避難場所として使用した場合に施設内の物品を破損又は紛失する等損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月26日

甲 香川県観音寺市栗井町4788番地
ヤマギシズム生活観音寺実顕地農事組合法人
理 事

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-50 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、香川県知事 浜田恵造（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、琴弾公園を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による使用施設の使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市八幡町一丁目甲3883-6（59, 503㎡）
観音寺市八幡町一丁目甲3883-7（19, 005㎡）
観音寺市八幡町一丁目甲3883-8（6, 221㎡）
観音寺市有明町甲3912-1（103, 942㎡）ほか
- (2) 施設名称 琴弾山 ドライブウェイ、山上駐車場および展望台ほか

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の形状変更、その他事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、事前に甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（使用期間）

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 乙は、使用施設を指定緊急避難場所として使用したことにより、施設を破損、滅失させる等、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月 1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-51 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震に伴う津波または浸水災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、株式会社フロンティア 代表取締役 三谷利憲（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市三本松町二丁目7番35号
- (2) 施設名称 田代マンション
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造7階建
- (4) 建築年 昭和58年 1月
- (5) 使用範囲 各階の廊下、階段および踊り場

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

(使用期間)

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 使用施設を指定緊急避難場所として使用した場合に施設内の物品を破損または紛失する等損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月1日

甲 香川県観音寺市本大町1673番地3
株式会社フロンティア
代表取締役

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-52 災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と有限会社藤原米穀（以下「乙」という。）とは、災害時における米穀の確保と供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等により観音寺市内で大規模な災害が発生した場合、市民の食料の確保を図るため、甲と乙との間に応急用米穀の確保と供給に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で協力するものとする。

（1） 甲が必要とする応急用米穀の確保と優先的な供給

（2） 甲が調達した米穀の精米及び輸送

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条第1項に規定する甲の要請により乙が供給した米穀の対価及び諸費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する米穀の対価は、供給時における価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（非常用発電機の提供）

第5条 甲は、停電により電力の供給が断たれた場合、乙に対して、可能な範囲で精米に必要な最小限の電力確保のための発電機を貸与するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、政策部危機管理課長、乙においては、有限会社藤原米穀 代表取締役 藤原隆志とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

平成26年11月12日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市八幡町三丁目2番41号
有限会社 藤原米穀

代表取締役

2-53 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

地震に伴う津波または浸水災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所としての使用に関し、社会福祉法人 徳樹会 理事長 橋本康子（以下「甲」という。）と 観音寺市長 白川晴司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用の用途は、指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の使用施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として乙に使用させるものとする。

- (1) 所在地 観音寺市観音寺町甲2972番地7
- (2) 施設名称 鶴亀ハウス
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
- (4) 建築年 平成14年 2月
- (5) 使用範囲 屋外避難階段（階段、踊り場および通路）

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 乙は、第3条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、指定した施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（使用期間）

第7条 指定緊急避難場所の使用期間は、原則として乙が対象地域に避難勧告を発令したときから、災害により直面する危機的状況がなくなるまでとする。

(使用料)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第9条 使用施設を指定緊急避難場所として使用した場合に施設内の物品を破損又は紛失する等損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、使用施設に市民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 香川県観音寺市豊浜町和田浜1575番地1
社会福祉法人 徳樹会
理 事 長

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-54 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、観音寺市地域防災計画に基づき、災害救助法の適用をうけた災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、観音寺市（以下「甲」という。）が香川県建設労働組合西讃支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

応急修理 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理

応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は観音寺市内に地震被害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある、知事から委任を受けた場合、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程の範囲内に限る。）は、県から支給後、甲が支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては観音寺市政策部危機管理課長とし、乙においては香川県建設労働組合西讃支部応急対応連絡者とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成26年12月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 26年12月22日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市流岡町97番地1 三協プラザ2階
香川県建設労働組合西讃支部

支部長

2-55 災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定

香川県観音寺市(以下「甲」という。)と観音寺市内郵便局(別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。)は、観音寺市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応と円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、観音寺市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2)甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3)郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5)乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項

(7)株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 観音寺市 政策部 危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 観音寺郵便局 総務部総務課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年6月1日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年6月1日

甲 住所 観音寺市坂本町1丁目1-1

観音寺市

代表 観音寺市長

乙 観音寺市観音寺町甲1087-3

代表 日本郵便株式会社 観音寺郵便局長

2-56 災害時における協力に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社空撮技研（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、マルチコプターによる災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、「災害時協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに前述の要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- （1）空撮画像の提供等による被災状況の調査に関すること。
- （2）救助活動及び必要な情報の収集に関すること。
- （3）その他災害応急対策に必要な情報の提供に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（支援活動の実施）

第4条 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務に要した費用については、当該災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 協力業務に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく協力業務に従事した者が、当該業務により、負傷、疾病、死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条

例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 6 号）の例により、甲が補償するものとする。

（連絡責任者及び情報交換）

第 9 条 この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、甲においては政策部危機管理課長を、乙においては代表取締役 合田豊を連絡責任者とし、平常時から情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 6 月 4 日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市大野原町 5 3 1 6 番地 1
株式会社 空撮技研

代表取締役

第 号
平成 年 月 日

様

観音寺市長

災 害 時 協 力 要 請 書

このことについて、災害時における協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 協力要請業務内容

期 間	内 容	その他

(その他特記事項)

2-57 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

社会福祉法人 大豊福社会（以下「甲」という。）と観音寺市（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要配慮者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に乙が甲の運営する地域密着型特別養護老人ホーム（以下「避難施設」という。）において要配慮者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 乙は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを甲に対して要請することができる。

（1）被災した要配慮者の緊急受入れ

（2）観音寺市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ

2 甲は、乙から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、乙の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要配慮者の移送）

第3条 甲は、乙の依頼により、可能な範囲で要配慮者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 乙が甲に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 乙は、要配慮者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 乙は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、甲の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 乙は、第2条の規定により甲に緊急受入れを要請する場合は、甲にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1) 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等

(2) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要配慮者の受入れ可能人員、災害時の要配慮者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

甲 香川県観音寺市大野原町大野原7010番地
社会福祉法人 大豊福社会
理事長

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

社会福祉法人 光志福社会（以下「甲」という。）と観音寺市（以下「乙」という。）とは、観音寺市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等（以下「要配慮者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に乙が甲の運営する地域密着型特別養護老人ホーム（以下「避難施設」という。）において要配慮者の緊急受入れを実施するように協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 乙は、災害時等に、次の各号に掲げる緊急受入れを甲に対して要請することができる。

（1）被災した要配慮者の緊急受入れ

（2）観音寺市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ

2 甲は、乙から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、乙の要請事項に従い受入れに係る業務を行う。

（要配慮者の移送）

第3条 甲は、乙の依頼により、可能な範囲で要配慮者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第4条 乙が甲に緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（物資の調達）

第5条 乙は、要配慮者に係る日常生活用品及び食料等その他必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第6条 乙は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、甲の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

（手続き等）

第8条 乙は、第2条の規定により甲に緊急受入れを要請する場合は、甲にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日書面を送付す

るものとする。

(1) 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、身元引受人の氏名、連絡先等

(2) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要配慮者の受入れ可能人員、災害時の要配慮者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

甲 香川県丸亀市川西町南258番地1
社会福祉法人 光志福祉会
理事長

乙 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-59 災害時における応援業務に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と香川県行政書士会（以下「乙」という。）は、観音寺市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応援業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（応援業務の範囲）

第2条 甲の要請により乙及び乙の会員が実施する応援業務（以下「応援業務」という。）は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに、応援業務の実施に必要な次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- （2）甲の依頼による乙の会員の派遣
- （3）その他、甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第3条 第1条の要請は、別添の「災害時応援要請書」により行うものとする。ただし、「災害時応援要請書」をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに「災害時応援要請書」を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、業務完了後、甲に対し別添の「災害時応援報告書」により実施内容を報告するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、応援業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 応援業務に必要な人件費、物件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第5条 応援業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第6条 応援業務を行う際、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月10日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県高松市林町2217番地15
香川県行政書士会

会長

平成 年 月 日

依頼No. _____

災害時応援要請書

香川県行政書士会 会長 _____ 様

_____ 観音寺市長

災害時応援協定に基づき下記業務を要請いたします。

記

依 頼 業 務	
業 務 場 所	
業 務 内 容	
派遣依頼者概算	人／日
依 頼 部 署	担当者名 電話番号
備 考	

以 上

平成 年 月 日

依頼No. _____

災害時応援報告書

観音寺市長 _____ 様

香川県行政書士会 会長 _____

災害時応援協定に基づき実施した下記業務が完了しましたので、報告いたします。

記

受 託 業 務	
業 務 場 所	
業 務 内 容	
実 施 期 間 等	期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日 派遣人員： 人／日（延べ人数： 人）
備 考	

以 上

2-60 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 紀州屋（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市柞田町甲2204番地
株式会社 紀州屋

代表取締役

2-61 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 高原通商店（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町和田乙819番地
株式会社 高原通商店

代表取締役

2-62 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 マルキン（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町姫浜114番地
株式会社 マルキン

代表取締役

2-63 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 合田照一商店（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町姫浜215番地4
株式会社 合田照一商店

代表取締役

2-64 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 讃岐物産（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市大野原町萩原1350番地
株式会社 讃岐物産

代表取締役

2-65 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社 讃州（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市大野原町大野原6923番地
株式会社 讃州

代表取締役

2-66 災害時における乾麺等の供給に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と有限会社 合田平三商店（以下「乙」という。）とは、災害時における乾麺等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲、乙が互いに協力して市民の食料の確保を図り、災害時の市民生活の早期安定を図るため、乾麺等の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって、乙が保有する乾麺等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする食料等の種類と数量
- （3） 引渡の方法及び引渡場所
- （4） その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する乾麺等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等の運搬）

第4条 乾麺等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第5条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、食料等の供給及び運搬の終了後、供給時における価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとし、変更があった場合は互いに通知するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成28年1月13日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 香川県観音寺市豊浜町姫浜362番地
有限会社 合田平三商店

取締役

2-67 火災情報の伝達に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と三観広域行政組合消防本部（以下「乙」という。）は、火災に関する情報（以下「情報」という。）伝達について、次のとおり協定を締結する。

（情報の通報）

第1条 乙は、火災を覚知したときは、甲の本庁及び火災発生地を所管する支所の火災通報用電話に火災の種別、出火場所及び付近の目標を通報する。

（情報の配信）

第2条 情報の配信は、次の方法により行う。

- （1）甲の本庁及び火災発生地を所管する支所の受付用パソコンへの電子メールによる配信
- （2）甲が乙の情報指令課に置く防災行政無線の遠隔制御装置への配信
- （3）甲が指定する携帯電話等への配信
- （4）消防団員等の携帯電話への電子メールによる配信

（情報の内容）

第3条 情報の内容は、次のとおりとする。

- （1）火災を覚知したとき
 - ア 覚知時分
 - イ 火災の種別
 - ウ 出火場所
 - エ 出火場所付近の目標
 - オ 出火場所の周辺図
- （2）その他のとき
 - ア 火災の鎮火
 - イ 甲が情報として知らせる必要があると判断したもの

（配信先の特定）

第4条 情報の配信先は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）配信は、甲の確認により乙に届出された連絡先及び連絡方法の（届出・変更・廃止）届出書（別記様式）により行うものとし、届出した内容に変更が生じた場合は、甲は乙に速やかに連絡先及び連絡方法の（届出・変更・廃止）届出書を届け出るものとする。
- （2）配信先は、甲の消防団員及び甲の認めた関係者並びに本庁及び火災発生地を所管する支所とする。

(配信異常の取扱)

第5条 配信の送受信に関し、異常が生じたとき又は異常を発見したときは、次に掲げる対応をするものとする。

(1) 乙は、何らかの事情で配信ができなくなったことを確認したときは、速やかに甲の政策部危機管理課に連絡するものとし、配信状況が正常に復したときも同様とする。

(2) 甲は、受信状況に障害等が発生したときは、速やかに乙の情報指令課に連絡するものとし、受信状況が正常に復したときも同様とする。

(情報の管理)

第6条 乙が火災現場において確認した出火場所等の情報は、乙から甲の本庁及び火災発生地を所管する支所に電話で連絡するものとし、当該情報は、甲の責任において管理するものとする。

(協定の期間)

第7条 協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙双方から解除の申し出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙

香川県観音寺市坂本町一丁目1番7号
三観広域行政組合消防本部

消 防 長

別記様式

年 月 日

三観広域行政組合消防本部

消 防 長 様

提出者名

連絡先及び連絡方法の（届出・変更・廃止）届出書

1 FAX番号

新		旧		備 考
名 称	番 号	名 称	番 号	

2 電話番号

新		旧		備 考
氏名（名称）	番 号	氏名（名称）	番 号	

3 メールアドレス

変更内容については、下記のを添付します。（該当する□に「✓」を入れてください）

記録メディア（フロッピーディスク、USBメモリー等）

別紙

2-68 観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と、三観広域行政組合消防本部（以下「乙」という。）は、甲が乙に設置する観音寺市防災行政無線の管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 観音寺市防災行政無線の管理運営は、火災等に関する消防団への出動指令等の伝達及び地域住民への情報提供を行うことを目的とする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる機器の管理運営を乙へ委託し、乙はこれを受託する。

(1) 同報系防災行政無線遠隔制御装置

(2) 移動系防災行政無線可搬型

ア 10W機4台

イ 5W機1台

2 前項の機器の設置場所は、当該各号に定める場所とする。

(1) 同報系無線遠隔制御装置

消防本部情報指令課内

(2) 移動系無線可搬型

ア 10W機

情報指令課に1台

南消防署事務室に1台

南消防署指令車及び第一分署ポンプ車内に各1台

イ 5W機

南消防署指令車内に1台

（防災行政無線の運用）

第3条 観音寺市防災行政無線については、随時の運用とする。

2 火災に関する情報伝達については、乙が運用するものとする。

（費用負担）

第4条 観音寺市防災行政無線の保守管理及び運用に関する費用負担については、乙は三観広域行政組合消防本部内に設置された機器の電気料のみを負担し、その他の費用については甲が負担するものとする。

（事故に対する処理）

第5条 甲及び乙は、観音寺市防災行政無線の運用に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその旨を相手方に報告するものとし、甲は速やかに対処するものとする。

（委託期間）

第6条 協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙双方から解除の申し出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後、同様とする。

（定めない事項等の処理）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙

香川県観音寺市坂本町一丁目1番7号

三観広域行政組合消防本部
消 防 長

2-69 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鶴足津福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、高齢者や障害者等の避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにすることを目的とする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、次条に掲げる施設を福祉避難所として利用することについて、乙に協力を要請する場合は、電話等の手段により行い、要請文書を遅滞なく乙に提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、乙の運営する次の施設とする。

（1）障がい者支援施設みとよ荘

（2）障がい者支援施設高瀬荘

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（1）要配慮者等への相談等に応じる支援員の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第6条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第5条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

（1）支援員等に要する人件費

（夜勤、宿直等に要する費用を含み、乙の施設に避難してきた要配慮者等の対応にかかった人件費に限る。）

（2）要配慮者等に要する食費

（3）その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(物資の調達及び協力体制)

第7条 甲は、要配慮者等に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の支援員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(要配慮者等の受入れ等)

第8条 甲は、観音寺市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、前項に掲げる要配慮者等の受け入れを開始した場合は、速やかに、甲に対して利用者の報告を行うものとし、以後その利用状況を適宜報告するものとする。

(移送)

第9条 要配慮者等の福祉避難所への移送については、原則として、家族等の協力を得て要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、利用に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲、乙及び支援員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本協定の締結を以て、平成17年9月1日に締結した災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定は効力を失うものとする。

平成29年7月1日

(甲) 所在地	観音寺市坂本町一丁目1番1号
名称	観音寺市
代表者職氏名	観音寺市長

(乙) 所在地	綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地11
名称	社会福祉法人 鵜足津福祉会
代表者職氏名	理事長

別記様式（第4条関係）

福祉避難所の設置場所、支援員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 支援員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <p>・日勤（日給・時間給） _____円 /（日・時間）</p> <p>・夜勤（日給・時間給） _____円 /（日・時間）</p> <p>・宿直 _____円 / 回</p>	
<p>(2) 要配慮者等に要する食費</p> <p>・朝食 _____円 / 食</p> <p>・昼食 _____円 / 食</p> <p>・夕食 _____円 / 食</p> <p>（計） _____円 / 食</p>	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

（あて先）
観音寺市長

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

別記「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定における避難所を閉鎖し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定における避難所を閉鎖した後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定における避難所を閉鎖し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

2-70 災害時における畳の提供等に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）とは、災害時における畳の提供に関し、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内で地震、風水害等、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が、避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において畳を必要とするときは、乙に対して文書をもって協力を要請するものとする。ただし緊急を要する場合は口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、緊急の場合、甲からの要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

(1) 畳の調達

(2) 避難所までの畳の輸送

（費用負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の輸送等、提供に要する費用については、甲乙協議して定めるものとする。

2 利用後の畳の処理については、甲が行うものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、平素より情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（防災訓練）

第6条 乙は、甲が主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じたときは、速やかに相手方に連絡することとする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の期間が終了する日の30日前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、協定期間終了日の翌日から起算して1年間この協定の期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年9月1日

甲 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会

《観音寺市との連絡窓口店》
観音寺市豊浜町和田浜1237番地1
合田たたみ店

2-71 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

(3) 応援を求める期間、場所

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事 浜田 恵造
丸亀市長 梶 正治
通寺市長 平岡 政典
さぬき市長 大山 茂樹
三豊市長 山下 昭史
小豆島町長 塩田 幸雄
宇多津町長 谷川 俊博
琴平町長 小野 正人
まんのう町長 栗田 隆義

高松市長 大西 秀人
坂出市長 綾 宏
観音寺市長 白川 晴司
東かがわ市長 藤井 秀城
土庄町長 三枝 邦彦
三木町長 筒井 敏行
綾川町長 藤井 賢
多度津町長 丸尾 幸雄
香川県広域水道企業団
企業長 浜田 恵造

2-72 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ラーフ（以下「乙」という。）は、災害発生時において、高齢者や障害者等の避難所での生活において、特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにすることを目的とする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、次条に掲げる施設を福祉避難所として利用することについて、乙に協力を要請する場合は、電話等の手段により行い、要請文書を遅滞なく乙に提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、乙の運営する次の施設とする。

所在地 観音寺市柞田町丙1060番地1

施設名称 リール

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出書（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談に応じる支援員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- （2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第6条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第5条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- （1）支援員等に要する人件費
（夜勤、宿直等に要する費用を含み、乙の施設に避難してきた要配慮者等の対応にかかった人件費に限る。）
- （2）要配慮者等に要する食費
- （3）その他おむつ代等の、乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(物資の調達及び協力体制)

第7条 甲は、要配慮者等に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の支援員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対して協力要請を行い、協定締結法人は当該協力要請に可能な限り応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第8条 甲は、観音寺市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。

2 乙は、前項に掲げる要配慮者等の受け入れを開始した場合は、速やかに、甲に対して利用者の報告を行うものとし、以後その利用状況を適宜報告するものとする。

(移送)

第9条 要配慮者等の福祉避難所への移送については、原則として、家族等の協力を得て要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、利用に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲、乙及び支援員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は平成30年4月19日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間が終了する日の30日前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、協

定締結期間終了日の翌日から起算して1年間この協定の期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第15条 本協定書の各条項疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月19日

(甲) 所在地	観音寺市坂本町一丁目1番1号
名称	観音寺市
代表者職氏名	観音寺市長

(乙) 所在地	観音寺市古川町97番地2
名称	社会福祉法人 ラーフ
代表者職氏名	理事長

別記様式（第4条関係）

福祉避難所の設置場所、支援員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出書

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 支援員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <p>・日勤（日給・時間給） _____円 /（日・時間）</p> <p>・夜勤（日給・時間給） _____円 /（日・時間）</p> <p>・宿直 _____円 / 回</p>	
<p>(2) 要配慮者等に要する食費</p> <p>・朝食 _____円 / 食</p> <p>・昼食 _____円 / 食</p> <p>・夕食 _____円 / 食</p> <p>（計） _____円 / 食</p>	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

（あて先）

観音寺市長

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

別記「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、この協定における避難所を閉鎖し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この協定による業務のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この協定による業務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、乙が、委託しようとする乙の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に申請し、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

この場合において、乙は、この協定により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書又は協定書においてその旨を明記するものとする。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による業務のために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この協定による業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この協定による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

また、業務を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(資料等の運搬)

第8 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第 10 甲は、この協定による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第 11 乙は、この協定による業務のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この協定による業務の完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(損害賠償)

第 13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この協定による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

2-73 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、観音寺市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

(食料等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食料等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食料等の運搬)

第5条 食料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食料等の引取り)

第6条 食料等の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、原則として、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議のうえ定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のう

え定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、平成 30 年 8 月 20 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 30 年 8 月 20 日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号

観音寺市

観音寺市長

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目 2 6 番 7 号

株式会社 ハローズ

代表取締役社長

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
(2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

2-74 GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と観音寺市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において観音寺市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで観音寺市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により観音寺市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月5日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 池田 直太

乙 観音寺市長 白川 晴司

2-75 災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と観音寺商工会議所（以下「乙」という。）は、観音寺市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、緊急避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて必要な事項を、定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を避難場所等として甲に使用させるものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りでない。

- (1) 所在地 香川県観音寺市坂本町一丁目1番25号
- (2) 施設名称 観音寺商工会議所会館
- (3) 使用範囲 別紙のとおり（会館3階のホール及び大ホール）

2 対象施設の使用時間帯は、原則として執務時間内とするが、執務時間外においても可能な限り甲からの要請に応じるものとする。

（使用の要請及び避難の通報等）

第4条 甲は、災害時において、対象施設を避難場所等として使用する必要が生じた場合は、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）が発令された後、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、可能な限り速やかに避難所へ職員を派遣するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、あらかじめ避難場所等の運営組織について、乙に通知するものとする。

3 避難場所等の運営に必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

4 甲は、避難場所等を閉鎖した場合、避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

（開設等の期間）

第6条 避難場所等の開設等の期間は、原則として避難勧告等が発令されたときから解除されたときまでとする。

ただし、発生した被害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

（費用の負担）

第7条 対象施設の使用料は無料とする。ただし、避難場所等の管理運営に係る水道料及び電気代等の経費については甲が負担するものとする。

2 甲が、避難場所等の管理運営に関し止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその費用を負担するものとする。

3 甲は、避難者が対象施設又は対象施設の設備等を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費を負担しなければならない。

4 第1項の規定により甲が負担する額について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

（避難場所等の利用の終了）

第8条 甲は、避難場所等の利用を終了する際は、乙に対してその旨を文章で報告するとともに対象施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年9月17日

甲 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長 白川 晴司

乙 観音寺市坂本町一丁目1番25号
観音寺商工会議所
会 頭 守谷 通

2-76 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と香川県観音寺市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び観音寺市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び観音寺市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び観音寺市は、災害への対応、防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び観音寺市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び観音寺市は、別途定めるところにより本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び観音寺市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、本協定は有効期間満了日の翌日から更に1年間有効となるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 12 月 20 日

茨城県つくば市北郷 1 番
国土交通省国土地理院長
黒川純一良

香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
香川県観音寺市長
白川晴司

2-77 IoT共通プラットフォームの共同利用に関する協定書

高松市、綾川町及び観音寺市（以下「連携市町」という。）は、IoT共通プラットフォームを共同利用することにより、ICTを活用した広域都市間における情報連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高松市が構築したIoT共通プラットフォームを共同利用することにより、地域課題の解決に必要な情報を広域で共有し、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 連携市町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）IoT共通プラットフォームを活用した防災分野の広域都市間情報連携に関すること。
- （2）その他の分野の広域都市間情報連携に関すること。
- （3）その他、連携市町が協議して必要と定める事項。

（負担金）

第3条 綾川町及び観音寺市は、高松市が構築したIoT共通プラットフォームの共同利用にあたり、負担金を高松市に支払うものとする。

2 前項に規定する負担金については、その都度、連携市町が協議して別に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、連携市町いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 連携市町は、前項の有効期間中にもかかわらず、解約しようとする場合は、解約しようとする日の1月前までに書面により通知し、連携市町が協議の上、合意することにより、この協定を解約することができるものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、連携市町協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の証として、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有することとする。

令和2年3月27日

香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長

香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町
綾川町長

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

2-78 災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と株式会社総合開発（以下「乙」という。）は、観音寺市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する施設を緊急避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を避難場所等として甲に使用させるものとする。ただし、乙が被災した場合は、この限りでない。

（1）所在地 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番7号

（2）施設名称 株式会社総合開発 リネンサプライ事業部（事務所及び産業リネン工場）

（3）使用範囲 別紙のとおり（事務所2階会議室及び産業リネン工場部分2階）

2 対象施設の使用時間帯は、原則として乙の執務時間内とするが、執務時間外においても可能な限り甲からの要請に応じるものとする。

（使用の要請及び避難の通報）

第4条 甲は、災害時において、対象施設を避難場所等として使用する必要が生じた場合は、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）又は、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）が発令された後、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、可能な限り速やかに避難場所等へ甲の職員を派遣するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 対象施設を避難場所等として使用する場合は、避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、あらかじめ避難場所等の運営組織について、乙に通知するものとする。

3 甲は、避難場所等の運営に必要な物品等を準備し、又は配布するものとする。

4 甲は、避難場所等を閉鎖した場合は、避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

（開設等の期間）

第6条 避難場所等の開設の期間は、原則として避難勧告等が発令されたときから解除されたときまでとする。ただし、災害による被害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

（費用の負担）

第7条 対象施設の使用料は、無料とする。ただし、避難場所等の管理運営に係る水道料、電気代等の経費については、甲が負担するものとする。

2 甲は、避難者が対象施設、対象施設の設備等を破損又は紛失したときは、修繕等に係る経費を負担しなければならない。

3 第1項の規定により甲が負担する額について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(避難場所等の利用の終了)

第8条 甲は、避難場所等の利用を終了するときは、乙に対してその旨を書面で報告するとともに対象施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、避難場所等の使用の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙協議のもと連絡体制を定めるものとし、当該連絡体制に変更があった場合は、相互にその変更を通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和3年3月31日までとする。

2 この協定の有効期限は、前項に規定する有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年11月 4日

甲 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 観音寺市瀬戸町三丁目1番32号
株式会社 総合開発
代表取締役社長

2-79 災害時における物資提供等の協力に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社愛媛工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、観音寺市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおいて、避難所の運営等に必要な物資の提供に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおいて、物資を必要とするときは、乙に対して物資の提供を要請することができる。
2 前項の規定による要請は、文書を以って行うものとする。ただし、文書を以ってする暇が無い時は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。
(1) 段ボールベッド、段ボールパーティション、紙製簡易トイレ等の段ボール製品
(2) その他乙が取扱う製品
2 前項の物資については、甲乙が協議の上、必要に応じて適時見直すものとする。

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。
2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。
3 費用の支払方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙が協議の上、決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市

観音寺市長

乙 愛媛県四国中央市土居町天満177
王子コンテナ株式会社 愛媛工場

工場長

2-80 災害等緊急時における支援協力に関する協定書

観音寺市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等において、乙が所有又は運用する技術・航空機・船舶等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（支援協力の範囲）

第2条 乙が行う支援協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急時応急対策活動
- (2) 避難所運営支援
- (3) 甲が指定する地域の被害状況等の情報収集
- (4) 救援物資等の輸送
- (5) 被災者、医療関係者、甲の職員、その他甲が指定する者の輸送
- (6) 医師を派遣する必要があるときの派遣活動
- (7) 防災訓練等における協力活動
- (8) その他甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

（支援協力の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、甲及び乙が別途協議により定めた支援協力要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 乙は気象条件その他特別な事情により支援協力ができない場合は、その旨を電話等により、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 支援協력에要した費用の負担については、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。
2 経費の算出方法については、支援協力要請の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙が第2条に掲げる協力事項を実施するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事項を除き、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、本協定による事項を実施するに当たり、各自の個人情報保護方針に則り個

人情報を厳正かつ適切に管理しなければならず、みだりに第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。本協定の終了後又は解除後においても同様とする。個人情報の取扱いに疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

乙 広島県神石郡神石高原町近田1161番地2
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
代表理事

2-81 災害に係る情報発信等に関する協定

観音寺市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、観音寺市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、観音寺市が観音寺市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ観音寺市の行政機能の低下を軽減させるため、観音寺市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、観音寺市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） ヤフーが、観音寺市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、観音寺市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2） 観音寺市が、観音寺市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3） 観音寺市が、観音寺市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4） 観音寺市が、災害発生時の観音寺市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5） 観音寺市が、観音寺市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6） 観音寺市が、観音寺市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 観音寺市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、観音寺市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく観音寺市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、観音寺市から提供を受ける情報について、観音寺市が特段の留保を付さない限り、

本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、観音寺市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、観音寺市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、観音寺市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

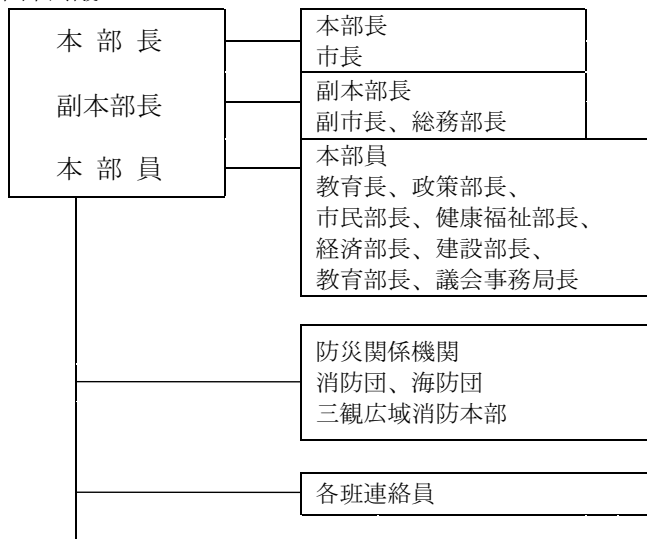
令和3年 3月 1日

観音寺市：香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

3-1 観音寺市災害対策（水防）本部組織図

本部会議



部名	班名	課名
政策部	動員班	企画課
	情報班	
	動員班	ふるさと活力創生課
	広報班	秘書課
総務部	総務調整班	危機管理課
	情報班	
	避難所班	総務課
	応援班	税務課
市民部	地域支援班	地域支援課
	市民班	市民課
	生活環境班	生活環境課
	応援班	
	応援班	人権課
	支所班	大野原支所
豊浜支所		
伊吹支所		
健康福祉部	福祉班	社会福祉課
	高齢介護班	高齢介護課
	支援班	子育て支援課
		子ども未来課
健康増進班	健康増進課	
経済部	農林水産班	農林水産課
	応援班	地籍調査課
	商工観光班	商工観光課
建設部	建設班	建設課
	都市整備班	都市整備課

部名	班名	課名
建設部	下水道班	下水道課
会計管理者	応援班	会計課
教育部	総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課
	応援班	
	文化振興班	文化振興課
	応援班	
	図書館班	図書館
	応援班	
市民スポーツ班	市民スポーツ課	
応援班		
その他事務局	学校給食班	学校給食課
	議会事務局班	議会事務局
	応援班	
	応援班	選挙管理委員会事務局
	応援班	監査委員事務局
応援班	農業委員会事務局	

3-2 観音寺市災害対策（水防）本部各部各班の組織及び分掌事務

部名	班名	担当課名	班長	分掌事務
政策部	動員班	企画課	企画課長補佐	1 土嚢の作成等に関する事
		ふるさと活力創生課	ふるさと活力創生課長	1 土嚢の作成等に関する事
	情報班	企画課	企画課長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめの総括に関する事
	広報班	秘書課	秘書課長	1 広報車による避難指示等の住民周知に関する事 2 ツイッター・フェイスブック・ホットメールによる避難指示等の住民周知に関する事 3 防災情報メール（エリアメール・緊急速報メール）に関する事
総務部	総務調整班【事務局】	危機管理課	危機管理課長	1 本部の運営に関する事 2 本部長の命令及び指示の伝達に関する事 3 各部の連絡調整に関する事 4 災害応急対策の総括及び調整に関する事 5 消防団、海防団との連絡調整に関する事 6 国、県及び自衛隊等への応援要請に関する事 7 職員の動員、作業の指示に関する事
	情報班		防災企画係長	1 県及び報道機関への対応に関する事 (避難状況報告等)
			地域防災係長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめに関する事
	避難所班	総務課	総務課長	1 避難所の開設、事務に関する事
	応援班	税務課	税務課長	1 大野原支所への応援に関する事 2 現地確認に関する事

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
市 民 部	地域支援班	地域支援課	地域支援課長	1 交通関係機関との連絡調整に関する こと 2 災害ボランティアに関すること (市社会福祉協議会との連絡に関する こと)
	市民班	市民課	市民課長	1 応急食料の確保、配給に関すること (状況に応じて、学校給食班との調整が 必要となる。) 2 葬祭施設の保全管理に関すること
	生活環境班	生活環境課	生活環境課長	1 災害ごみに関すること 2 ごみ処理施設の保全管理に関する こと 3 し尿、汚水等の汲取り処理に関する こと
	応援班	生活環境課	環境保全係長	1 豊浜支所への応援に関すること
		人権課	人権課長	1 豊浜支所への応援に関すること
	支所班	大野原支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び 調整に関すること 2 本部事務局との連絡調整に関する こと 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人等災害弱者に関すること 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害 対応に関すること 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対 応に関すること 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		豊浜支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び 調整に関すること 2 本部事務局との連絡調整に関する こと 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人、障害者等災害弱者に関する こと 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害 対応に関すること 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対 応に関すること 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		伊吹支所	支所長	1 島しょ部の災害応急対応に関する こと 2 情報収集及び伝達等に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
健康福祉部	福祉班	社会福祉課	社会福祉課長	1 日赤奉仕団との連絡に関する事 2 災害救助法の事務に関する事 3 義援見舞金品等の受付及び配分に関する事 4 救援物資の保管と配給に関する事 5 障害者等災害弱者に関する事 6 避難所での対応に関する事(避難所班の応援) 7 災による身元不明死者の収容及び埋火葬に関する事
	高齢介護班	高齢介護課	高齢介護課長	1 独居老人に関する事 2 災害時における要配慮者の避難支援に関する事 3 要介護者の避難に関する事 4 担当施設の保全及び被害調査に関する事 5 避難所での対応に関する事(避難所班の応援)
	支援班	子育て支援課	子育て支援課長	1 担当施設の保全に関する事 2 避難所での対応に関する事(避難所班の応援)
		こども未来課	こども未来課長	1 保育所等との連絡調整に関する事 2 担当施設の保全に関する事 3 避難所での対応に関する事(避難所班の応援)
	健康増進班	健康増進課	健康増進課長	1 救護班編成派遣に関する事 2 協力医療機関との連絡に関する事 3 感染症患者の収容及び防疫に関する事 4 避難所での対応に関する事(避難所班の応援)
経 済 部	農林水産班	農林水産課	農林水産課長	1 農地及び山林等の災害対応に関する事 2 農業用施設及び漁業施設等の災害対応に関する事 3 農林水産業関係の被害調査に関する事 4 家畜等の防疫に関する事 5 ため池の放流等の連絡に関する事 6 支所との連絡調整に関する事
	応援班	地籍調査課	地籍調査課長	1 大野原支所への応援に関する事 2 現地確認に関する事
	商工観光班	商工観光課	商工観光課長	1 担当施設の保全及び被害調査に関する事 2 商工業関係団体への協力要請に関する事

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
建 設 部	建設班	建設課	建設課長	1 道路、橋りょうの被害調査及び災害対応に関すること 2 河川、港湾施設、海岸等の被害調査及び災害対応に関すること 3 がけ崩れ等の災害対応に関すること 4 建設資材の調達に関すること 5 災害救助用仮設住宅の建設に関すること 6 支所との連絡調整に関すること 7 建築施設の応急対策に関すること
	都市整備班	都市整備課	都市整備課長	1 災害現地の救援、出動に関すること 2 公園施設等の保全及び被害調査に関すること 3 浸水家屋等の被害調査に関すること 4 被災建築物・宅地危険度の判定に関すること 5 公営住宅（空き室）の入居斡旋に関すること 6 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 7 建設班の応援に関すること
	下水道班	下水道課	下水道課長	1 下水ポンプ場及び下水処理場の保全管理に関すること 2 排水対策に関すること
会計管理者	応援班	会計課	会計管理者	1 大野原支所への応援に関すること
教 育 部	総務班	教育総務課	教育総務課長	1 教育部各班の調整及び事務局との連絡調整に関すること 2 避難所（小・中学校、幼稚園）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 3 学校施設等の被害調査に関すること
	学校教育班	学校教育課	学校教育課長	1 児童・生徒等の避難に関すること 2 被災学校及び被災児童・生徒等の教育・保健管理に関すること
	応援班	学校教育課	学校教育課長補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	文化振興班	文化振興課	文化振興長	1 避難所（公民館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 施設の管理・保全に関すること
	応援班	文化振興課	文化振興課長補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	市民スポーツ班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長	1 避難所（体育館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 スポーツ施設の管理・保全に関すること

	応援班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長補佐	1 豊浜支所への応援に関する事
	学校給食班	学校給食課	学校給食課長	1 炊き出しに関する事(市民班と食料の供給について、連絡・調整すること) 2 給食施設の管理・保全に関する事
その他事務局	議会事務局班	議会事務局	議会事務局長	1 市議会の連絡に関する事
	応援班	議会事務局	議会事務局次長	1 大野原支所への応援に関する事
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	1 大野原支所への応援に関する事
		監査委員事務局	監査委員事務局長	1 大野原支所への応援に関する事
		農業委員会事務局	農業委員会事務局長	1 豊浜支所への応援に関する事

3-3 観音寺市災害対策（水防）本部動員体制

【災害対策本部の動員体制基準】

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部統括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長、総務部長
本 部 員	教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、 建設部長、教育部長、議会事務局長
防 災 関 係 機 関	三観広域消防本部、消防団、海防団
総 括 担 当	危機管理課
参 集 場 所	本庁舎

【動員体制】

班	本 庁	支 所
1 班	①部長、各課課長 ②対策本部事務局 ③各課動員計画の1班職員	①支所長 ②次の各課動員計画の1班職員 ・各支所 ・大野原保育所、豊浜保育所、学校事務、大野原幼稚園、 豊浜幼稚園、大野原給食センター、豊浜給食場 ③本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもってあてる
2 班	①各課動員計画の2班職員	①1班の②に準じた2班の職員 ②1班の③に準じ、応援班の2班の職員
3 班	①各課動員計画の3班職員	①1班の②に準じた3班の職員 ②1班の③に準じ、応援班の3班の職員

3-4 観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送、メール配信	情報班
一般市民	報道機関、市防災行政無線、メール配信	
香川県	香川県防災情報システム、NTT電話	
報道機関	口頭、文章、NTT電話	
観音寺警察署	NTT電話	

(注) 災害対策（水防）本部設置後における防災関係の呼称電話は個人の「名指し」はせず、全て「ぼうさいかんおんじ〇〇」と呼称すること

(例) 「ぼうさいかんおんじ〇〇からぼうさいかんおんじ〇〇」

→ 「ハイぼうさいかんおんじ〇〇です」

・ 4 - 1 地勢等

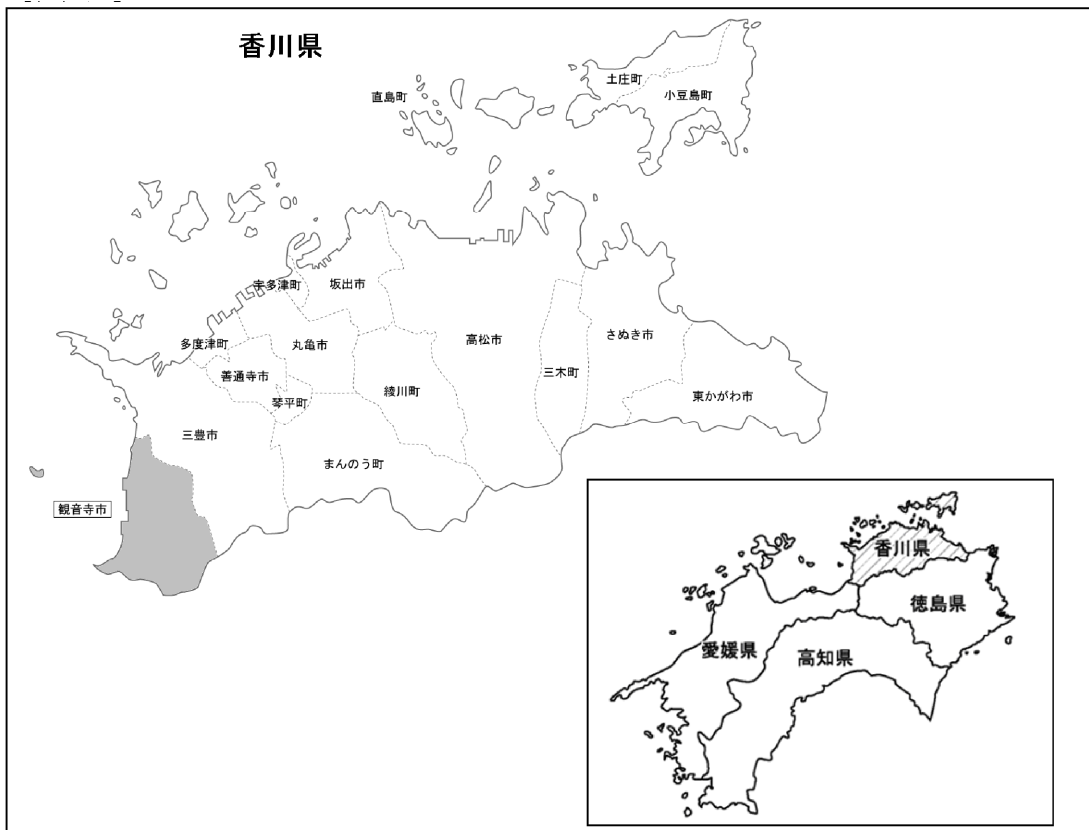
第1 位置・面積等

観音寺市は、香川県の西南部に位置し、市の北東部は三豊市、西部は瀬戸内海の燧灘（ひうちなだ）に面し、沖合には伊吹島等の島しょを有しており、南部は讃岐山脈の雲辺寺山、金見山等を境に徳島県三好市及び愛媛県四国中央市に接している。

本市の中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、柞田川等の河川が貫流し、豊かな田園地帯を形成している。また、河口付近は、本市の中核となる市街地が形成されている。東部から南部にかけては山間地が、北部には七宝山等の丘陵地が連なっている。三豊平野には、ため池が多数点在し、観音寺市の地勢の大きな特色となっている。

観音寺市の総面積は117.83km²で、県の総面積1,876.80km²の6.3%を占めている。

【位置図】



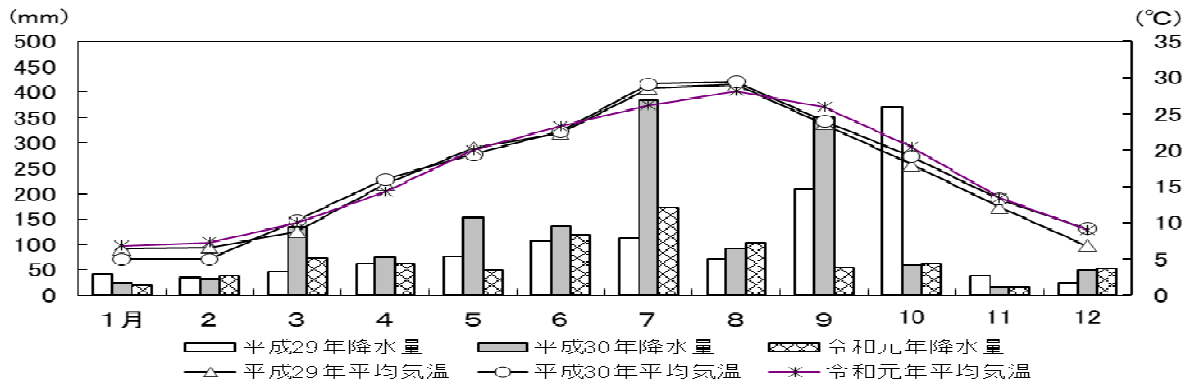
2 気候

市の気候は、「瀬戸内海気候区」に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく日照時間数が多い気候特性をもっている。湯水に襲われることが多い反面、台風や梅雨前線等による風水害の被害は少ない。

令和元年度の平均気温は 17.1℃、年間降水量は 821.0 mm である。

【気温・降水量】

各月の平均気温と降水量



1年間の平均気温と降水量

年	気温(°C)			降水量 (mm)	風速(m/s)	
	最高	最低	平均		最大	平均
昭和 50 年	36.8	-2.9	15.8	1,097.5	12.9	2.5
昭和 55 年	32.2	-3.0	14.7	1,203.0	31.5	2.5
昭和 60 年	34.0	-3.8	15.3	862.5	12.6	2.5
平成 2 年	33.7	-3.5	16.0	1,475.5	28.2	2.6
平成 7 年	36.6	-2.8	16.2	950.0	24.1	2.4
平成 12 年	34.7	-3.5	16.3	806.0	25.5	2.3
平成 16 年	34.7	-2.9	16.4	1,678.0	36.2	2.2
平成 17 年	33.6	-5.0	15.2	757.0	25.0	2.3
平成 18 年	36.2	-2.4	15.6	951.5	23.7	2.2
平成 19 年	34.8	-1.4	16.3	740.5	25.7	2.2
平成 20 年	35.1	-3.9	15.7	861.5	19.9	2.2
平成 21 年	33.4	-4.1	15.8	852.0	22.9	2.2
平成 22 年	35.5	-3.7	16.5	812.0	25.5	2.2
平成 23 年	34.1	-2.9	15.5	1,397.0	32.8	2.3
平成 24 年	34.3	-4.5	15.2	992.5	25.9	2.3
平成 25 年	37.5	-4.3	15.0	1,034.5	22.6	工事中につき欠測
平成 26 年	37.7	-4.3	15.1	1,034.5	22.6	計測器故障につき欠測
平成 27 年	35.6	-1.0	16.5	1,133.5	39.8	1.9
平成 28 年	35.7	-1.9	17.3	1,158.5	26.0	1.9
平成 29 年	37.2	-1.2	16.5	1,194.5	27.6	2.1
平成 30 年	37.6	-3.7	16.8	1,505.5	25.0	2.0
令和元年	36.0	-1.1	17.1	821.0	24.5	1.9

※気温の最高、最低および風速の最大は、その年の極値を示したものである

(資料：令和2年版 統計かんおんじ)

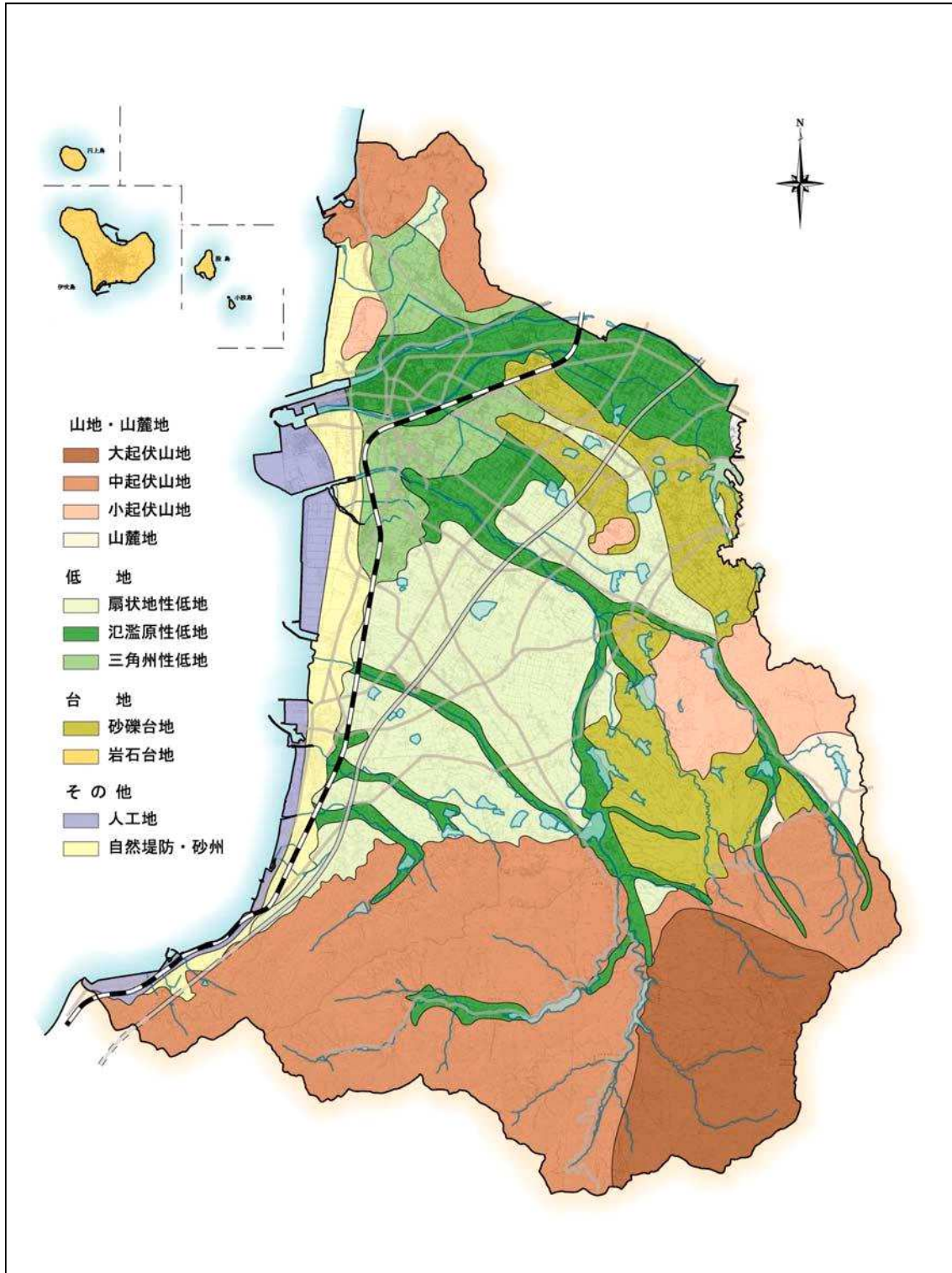
第3 地形

本市には、北部に七宝山444.0m、稲積山404.0mがあり、南西部に金見山596.0m、大谷山507.0m、高尾山495.5m、南東部には雲辺寺山927.0m、菩提山312.0m等がある。

市北部を財田川が東西に32 kmに渡って流れるほか、二級河川として葦扱川、一の谷川、柞田川、唐井手川、白坂川、吉田川、四方堂川等が瀬戸内海に注いでいる。

また、伊吹島をはじめ、股島、小股島、円上島といった島しょ部を擁している。

【地形分類図】

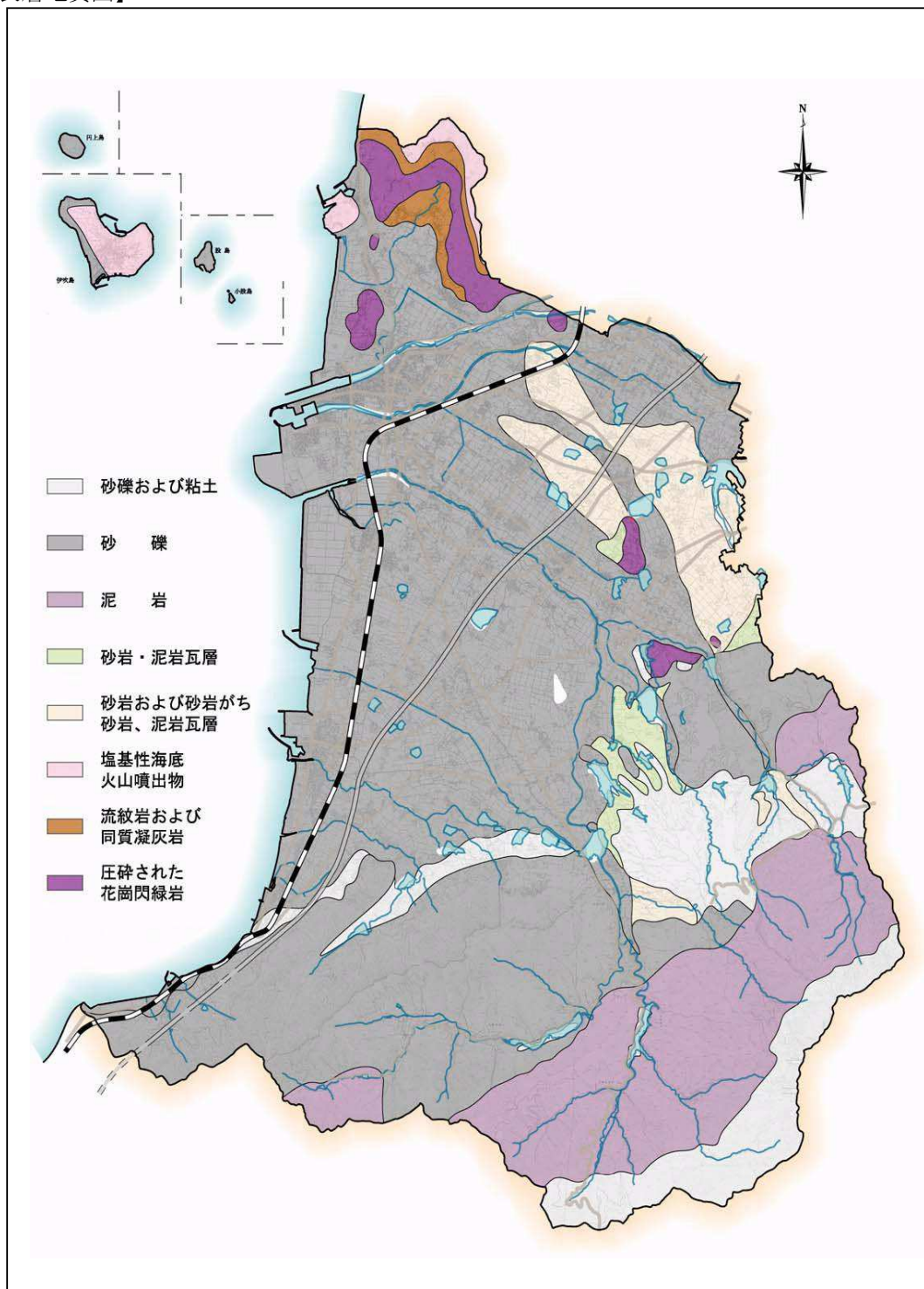


第4 地質

本市の海岸部から中央部にかけて、非常に広い範囲で砂礫が分布している。また、本市の南部から東に向かって、山地に沿うように泥岩の表土が広がっている。市全体が、砂礫、砂岩及び泥岩で形成された土地柄である。

北部には、圧砕された花崗閃緑岩が分布し、その周囲に流紋岩と同質凝灰岩が分布している。また、伊吹島と北部には海底火山噴出物の堆積が見られ、もともと陸続きだったと考えられる。火山噴出物はその大きさによって呼び方が変わるが、大雨等で泥流（火山砕屑物が斜面を流れ下ることを火砕流と呼ぶ）となることもあり、注意が必要と考えられる。

【表層地質図】



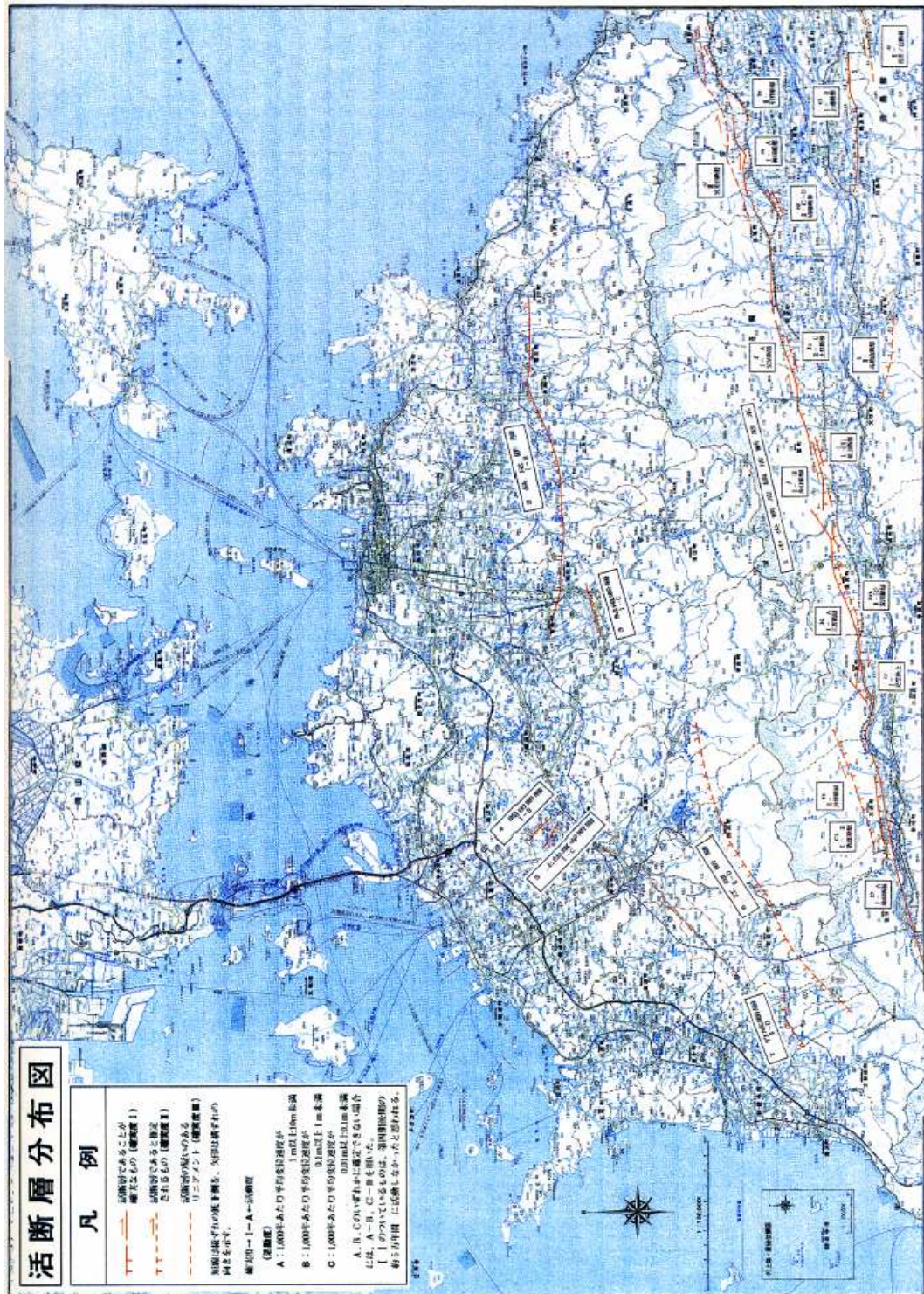
第5 活断層

日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓（徳島県）、石鎚山脈の北麓（愛媛県）を東西に走るため、本県を通らない。

中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線状ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されており、断層が確認されている部分毎に、個々に名称が付されている。

なお、活断層分布図の名称は、「新編 日本の活断層分布図と資料」（活断層研究会編 東京大学出版会）に記されている名称を採用している。

【活断層分布図】



第6 台風等による浸水区域

市内を流れる財田川、柞田川等が重要水防河川に指定されている。

平成16年の台風15号及び台風23号の大雨による河川からの越水等で古川町、八幡町、流岡町、豊浜町等が、また台風16号の高潮で有明町、観音寺町、瀬戸町、豊浜町等において浸水被害が発生した。

第7 土砂災害危険箇所

本市における土砂災害危険箇所を列記すると、地すべり関係では、地すべり危険箇所があり、急傾斜地関係では、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ及びⅡ）、急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ及びⅡ）が指定されている。

山地に起因する災害危険箇所では、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区（国有林及び民有林）、土石流危険渓流（Ⅰ及びⅡ）が指定されている。

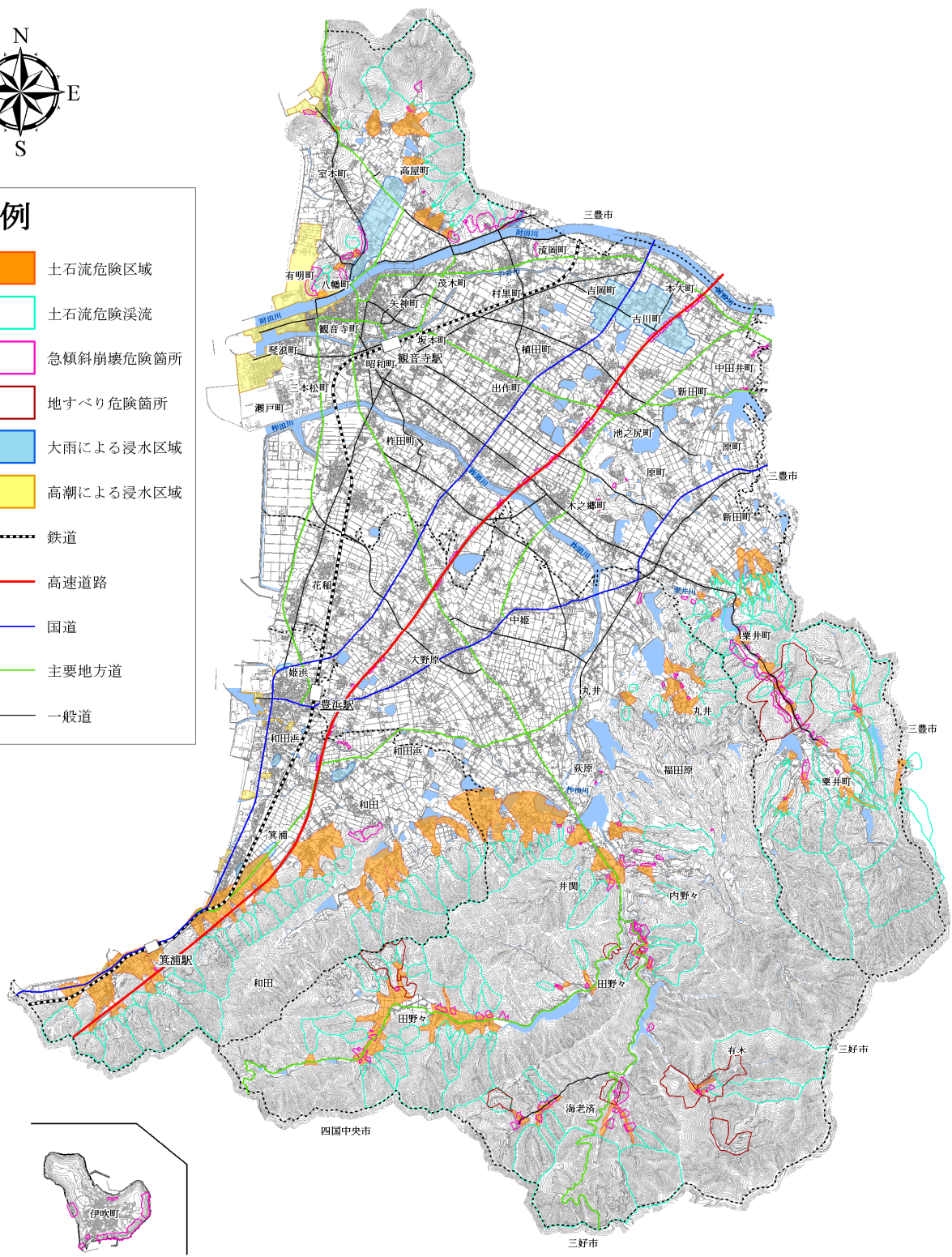
第8 ため池

本市には、公的に管理されていない私有のため池も含め、多数のため池が存在する。また、香川県が市と調整し、香川県が市と調整し、決壊による水害その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を防災重点農業用ため池（ため池重要水防区域）に指定している。【危険箇所位置図】



凡例

- 土石流危険区域
- 土石流危険溪流
- 急傾斜崩壊危険箇所
- 地すべり危険箇所
- 大雨による浸水区域
- 高潮による浸水区域
- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般道



4-2 社会条件

第1 沿革

観音寺市は、平成の大合併により、平成17年10月11日に旧観音寺市、旧大野原町及び旧豊浜町が合併し、人口約65,000人の新「観音寺市」が誕生した。

旧観音寺市は、昭和30年1月1日に観音寺町、高室村、常盤村及び柞田村の合併により、市制を施行し、観音寺市となった。同年4月10日には粟井村、豊田村及び紀伊村大字木之郷を編入し、さらに翌年の昭和30年9月30日に一ノ谷村、伊吹村と合併して旧観音寺市となった。

旧大野原町は、昭和30年2月11日に大野原村、五郷村及び荻原村の合併により、町制を施行し、大野原町となり、さらに同年4月10日に紀伊村の大部分と合併し、旧大野原町となった。

旧豊浜町は昭和30年4月1日に豊浜町と和田村が合併し、旧豊浜町となった。

第2 人口

1 人口の推移

観音寺市の人口は、令和2年10月1日現在で、57,333人である。

観音寺市の人口は、平成2年までは68,000人を超えていたが、その後、減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者人口は急激に増加する傾向にある。

高齢化率は平成12年の23.6%から、平成27年には32.2%と、8.7ポイントも上昇している。

また、年齢3区分別人口をみると、平成7年に15歳未満の年少人口と65歳以上の高齢者人口が逆転し、平成27年にはその差は11,000人を超え、少子・高齢化の傾向が顕著となっている。

さらに、15歳以上65歳未満の生産年齢人口も減少傾向にあり、高齢者人口のみが増加傾向をたどっている。

地域における高齢者の増加は、災害時の介助や支援が必要な避難行動要支援者の増加につながるため、その対策が求められる。

【人口総数、3区分別人口構成、高齢化率】

(単位：人、%)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	66,555	65,226	62,690	59,409
0 歳～14 歳	10,028	9,005	8,063	7,162
15 歳～64 歳	40,829	39,296	36,980	32,838
65 歳 以 上	15,698	16,893	17,472	18,983
高 齢 化 率	23.6%	25.9%	28.0%	32.2%

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

(資料：令和2年度版統計かんおんじより)

2 就業者人口

本市の平成27年の就業者数は29,406人（平成27年国勢調査）となっている。本市の就業構造の特色として、第三次産業就業者が16,038人で最も多く、割合は56.9%と全体の過半数を占めている。

【産業別就業者人口】

（単位：人、%）

業種	就業者数	割合	業種	就業者数	割合
農業	2,803	9.56	電気・ガス・熱供給・水道業	106	0.36
林業	5	0.01	運輸・通信業	1,634	5.55
漁業	144	0.49	卸売・小売業・飲食店	5,372	18.24
第一次産業合計	2,952	10.06	金融・保険業	484	1.64
鉱業	13	0.01	不動産業	207	0.70
建設業	1,788	6.09	サービス業	7,470	25.38
製造業	7,396	25.20	公務（他に分類されないもの）	765	2.60
第二次産業合計	9,197	31.30	第三次産業合計	16,038	54.47
分類不能				1,219	4.17
総数				29,406	100.0

資料：令和2年度版統計かんおんじ

【産業別就業者人口の推移】

（単位：人）

区分	昭和30年	昭和50年	平成7年	平成27年
	総数	総数	総数	総数
総数	35,113	34,372	36,375	29,406
第一次産業	17,817	8,901	5,765	2,952
農業	15,984	8,223	5,462	2,803
林業	134	24	11	5
漁業	1,699	654	292	144
第二次産業	7,000	11,069	13,316	9,197
鉱業、採石業、砂利採取業	86	19	27	13
建設業	1,189	1,962	2,764	1,788
製造業	5,725	9,088	10,525	7,396
第三次産業	10,294	14,359	17,259	16,038
卸売業、小売業	4,625	6,251	6,772	4,231
宿泊業、飲食サービス業				1,141
金融業、保険業	428	638	702	484
不動産業、物品賃貸業		62	118	207
運輸業、郵便業		1,822	1,790	1,499
情報通信業	1,125			135
電気・ガス・熱供給・水道業		117	146	106
医療、福祉				3,391
教育、学習支援業				1,139
複合サービス事業		4,525	6,763	455
学術研究、専門・技術サービス業	3,201			497
生活関連サービス業、娯楽業				827
サービス業（他に分類されないもの）				1,161
公務（他に分類されるものを除く）	915	944	968	765
分類不能の産業	2	43	35	1,219

資料：令和2年度版統計かんおんじ

第3 世帯

世帯数については、平成7年(1995年)10月の国勢調査で、14,171世帯であったものが、平成12年(2000年)10月の国勢調査では14,948世帯、合併後の平成17年(2005年)10月の国勢調査では21,892世帯(うち合併町は、6,525世帯)、平成22年(2010年)10月の国勢調査では22,476世帯(うち合併町は、6,682世帯)と増加しており、平成27年の国勢調査では、21,984世帯(うち合併町は、6,593世帯)と減少に転じた。

【世帯数、人口総数】 (単位：世帯、人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
観音寺市	(20,486)	(21,393)	21,892	22,476
旧観音寺市	14,171	14,948	15,400	15,794
旧大野原町	3,359	3,497	3,674	3,830
旧豊浜町	2,956	2,948	2,858	2,852
観音寺市(総人口)	67,542	66,555	65,194	62,690
1世帯あたりの人員 (総世帯)	3.2970	3.1111	2.9780	2.7892

資料：国勢調査

第4 地区別にみた人口・世帯の分布

令和3年の住民基本台帳人口をみると、観音寺地区、柞田地区、常盤地区、一ノ谷地区の人口が多い傾向にある。このような人口集中地区では、市街地が形成され、建物が密集するため、防災対策として市街地の耐震・耐火構造化が求められる。

また、木之郷地区、栗井地区、伊吹地区、五郷地区では高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯が多いため、避難の際に自主防災組織等の協力が求められる。

【地区別人口、世帯数、人口密度、高齢化率】

地 区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/k㎡)	高齢化率 (%)	高齢者世帯率 (%)
観音寺地区	11,655	5,410	2062.8	33.56	32.29
高室地区	3,336	1,452	542.4	36.54	35.67
常盤地区	6,446	2,777	1342.9	28.20	26.68
柞田地区	7,701	3,326	1158.0	28.89	30.46
木之郷地区	1,097	496	664.8	38.29	38.70
豊田地区	3,431	1,480	720.8	37.02	35.34
栗井地区	1,595	670	138.9	37.43	38.36
一ノ谷地区	4,719	2,128	1206.9	23.37	23.03
伊吹地区	436	233	458.9	52.06	57.51
五郷地区	799	328	29.2	42.18	37.80
萩原地区	1,482	557	362.3	39.27	33.93
小山地区	1,965	760	1079.7	36.64	31.58
上之段地区	1,750	670	711.4	35.20	31.94
下組地区	1,632	640	850.0	30.64	24.06
花稲地区	1,009	382	611.5	35.48	32.20
中姫地区	1,261	484	643.4	34.34	28.93
紀伊地区	1,347	516	194.9	36.75	29.84
和田浜地区	1,778	833	1326.9	36.78	35.57
姫浜地区	1,898	864	1518.4	38.51	36.80
和田地区	2,680	1,061	602.2	32.42	28.84
箕浦地区	1,101	447	123.2	38.78	36.24
合 計	59,118	25,514	—	—	—

※1 面積は、地図情報システム（GIS）により算出。

2 人口及び世帯数は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳より算出した。

3 高齢者世帯は、高齢夫婦世帯（65歳以上の夫婦のみ）及び高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみ）とする。

1 要配慮者等の状況

令和3年4月1日現在の要介護者数は2,304人と全人口の3.86%となっている。一人暮らし高齢者世帯数は4,617世帯で、総世帯数の18.10%を占める値となっている。

5-1 過去における主な風水害等一覧

発生年月日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)		床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)	備 考		
				全壊	半壊					
平成11年 9月24日	台風18号	—	2	—	—	—	—	重傷	旧観音寺市	2
平成13年 6月19日～ 6月20日	梅雨前線豪雨	—	—	—	—	—	1	床下	旧豊浜町	1
平成16年 7月31日～ 8月2日	台風10号	—	—	—	—	—	6	床下	旧観音寺市	6
平成16年 8月17日	8月17日 の大雨	2	—	1	3	8	256	死者	旧観音寺市 旧豊浜町	1 1
								全壊	旧大野原町	1
								半壊	旧大野原町	3
								床上	旧観音寺市 旧豊浜町	6 2
								床下	旧観音寺市 旧大野原町 旧豊浜町	183 68 5
平成16年 8月18日	台風15号	2	—	—	—	—	—	死者	旧大野原町	2
平成16年 8月30日	台風16号	1	4	—	1	92	269	死者	旧豊浜町	1
								軽傷	旧観音寺市 旧大野原町	3 1
								床上	旧観音寺市 旧豊浜町	90 2
								床下	旧観音寺市 旧豊浜町	250 19
平成16年 9月7日	台風18号	—	2	1	1	—	2	重傷	旧観音寺市	1
								軽傷	旧観音寺市	1
								全壊	旧観音寺市	1
								半壊	旧豊浜町	1
								床下	旧観音寺市	2
平成16年 9月29日	台風21号	—	—	2	2	75	203	全壊	旧大野原町	2
								半壊	旧大野原町	2
								床上	旧大野原町 旧豊浜町	32 43
								床下	旧大野原町 旧豊浜町	49 154
								自衛隊災害派遣要請 (旧大野原町、旧豊浜町)		
平成16年 10月20日	台風23号	—	—	—	—	42	181	床上	旧観音寺市	42
								床下	旧観音寺市 旧大野原町 旧豊浜町	139 34 8
平成17年 9月5日～ 9月7日	台風14号	—	—	—	—	1	14	床上	旧観音寺市	1
								床下	旧観音寺市	14

発生年月日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)		床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)	備 考		
				全壊	半壊					
平成22年 12月3日	強風	—	1	—	—	—	—	軽傷	観音寺市	1
平成23年 5月29日	大雨	—	—	—	—	—	59	床下	観音寺市	59
平成23年 8月2日	大雨	—	—	—	—	1	20	床上	観音寺市	1
								床下	観音寺市	20
平成24年 4月3日	暴風	—	3	—	—	—	—	重傷	観音寺市	1
								軽傷	観音寺市	2

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

5-2 過去における主な地震一覧

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年) 10月4日 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5~6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年 12月24日 (嘉永7年 [安政元年] 11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者3,000人、家屋全壊10,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 27.9′ 東経134° 55.8′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1′ 東経135° 50.9′ 深さ 24km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 35.9′ 東経135° 02.1′ 深さ 16km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,433人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
鳥取県西部 地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3 震度 土庄 5強 高松 5強 東かがわ 5弱 観音寺 5弱 三豊 5弱 小豆島 5弱 その他11市 町 4	北緯 35° 16.4' 東経133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 07.9' 東経132° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
淡路島付近 を震源域と する地震 2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	M6.3 震度 東かがわ、小 豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者34人（うち重傷者9人）、家屋全壊6棟、半壊66棟、一部破損8,000棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被 害 状 況
伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78 km	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人（うち重傷者2人）、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11 km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人（うち重傷者5人）、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年(平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4 高松 3 丸亀 3 さぬき 3 三豊 3 土庄 3	北緯34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13 km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人（うち重傷者28人）、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部破損57,787棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。
- 4 出典:香川県地域防災計画参考資料

5-3 過去における主な林野火災一覧

年	出火月日 時 分	鎮火月日 時 分	出火場所	出火原因	風向 風速 (m/s)	湿度 (%)	延焼 面積 (ha)	人的被害 (人)		損害額 (千円)	備考
								死者	負傷者		
昭和 35	4/24 19:50	4/25 2:30	旧豊浜町	たばこ	南 15	80	50.00			6,000	
46	4/13 11:40	4/13 15:00	旧大野原町	たばこ	北 3.7	51	131.00			31,060	
60	2/2 18:30	2/5 10:00	旧豊浜町	不明	西北西 3.8	52	136.00 (全体 391)			61,302	陸上自衛隊 (空中消火) ヘリ
61	8/20 15:50	8/23 14:00	旧観音寺市 粟井町	たき火	西南西 3.8	48	37.15		2	13,878	陸上自衛隊 (空中消火) ヘリ
平成 12	2/18 10:50	2/20 15:30	旧豊浜町	たき火	西北西 3	43	70.00		2	56,342	防災ヘリ 6機 陸上自衛隊 ヘリ 9機 (うち5機偵 察機)

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

5-4 過去における主な事故一覧

発生年月日	事故名	事故種別	発生市町	死者	負傷者	事故概要
平成19年 8月29日	三豊干拓地海水 流入		観音寺市			三豊干拓地に海水が逆 流し、約78haが冠水。
平成19年 10月20日	琴弾八幡宮秋季 大祭花火流出	火薬	観音寺市			秋季大祭打上げ用花火 700発のうち400発が突 風による波にさらわれ て流出。
平成21年 3月31日	ボイラー供給配 管からの重油流 出事故	危険物	観音寺市			ボイラーの供給配管の 腐食により配管貫通部 分から重油が漏えいし 河川へ流出。

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

6-1 水防区域評定基準

香川県管理河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする。

1 危険度判定基準（洪水）

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の増水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び、根入不足。 ii) 天然河岸の河床深掘れ及び、河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	i) 背後地が市街化区域、用途地域、DID地域である。 ii) 重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

※注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

2 危険度判定基準（高潮）

高 潮	平成16年台風第16号の高潮被害による津波・高潮対策整備推進アクションプログラムで策定された整備延長（未整備延長）
-----	-----------------------------------------------------------

(出典：香川県水防計画)

6-2 河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	危険度区分(m)					河川延長計(m)	担当水防分団
			A	B	C	D	E		
1	苧扱川	苧扱川			2,650		850	3,500	高室分団・観音寺東分団
2	財田川	財田川			3,200	10,430	18,888	32,518	一ノ谷分団・常磐分団・高室分団・観音寺東分団・観音寺西分団
3	〃	竿川			830		4,970	5,800	
4	〃	丸西川					480	480	
5	一の谷川	一の谷川			2,900		4,222	7,122	
6	〃	加儀田川	150	1,120	900		530	2,700	観音寺東分団・観音寺西分団・常磐分団・一ノ谷分団・柞田分団
7	〃	軍川		530				530	
8	〃	藤の木川			590		1,106	1,696	
9	柞田川	柞田川				3,200	12,823	16,023	
10	〃	山田川			1,000		743	1,743	観音寺西分団・柞田分団・木之郷分団・栗井分団・萩原分団・五郷分団・紀伊分団
11	〃	木之郷川			1,285			1,285	
12	〃	栗井川				1,750	4,258	6,008	
13	〃	大池川			2,100		3,101	5,201	
14	〃	福田川			1,400	20	168	1,588	
15	〃	前田川				1,730	1,706	3,436	
16	〃	海老濟川				700	700	1,400	
17	唐井手川	唐井手川			1,470	170	3,740	5,380	上之段分団・花稻分団
18	白坂川	白坂川			2,080		820	2,900	和田浜分団・姫浜分団・和田分団
19	〃	赤土川			820	100	100	1,020	
20	吉田川	吉田川			1,460	995	1,236	3,691	和田分団・箕浦分団
21	四方堂川	四方堂川			600		750	1,350	

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-3 たため池重要水防区域

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			関 係 土地改良 事 務 所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域	予 想 さ れ る 危 険	担当水 防分 団	備 考
			堰長	堤高	貯水量						
1	岩 鍋 池	栗 井 川	m 260.0	m 14.8	千 t 374.0	西讃土地 改良事務所	観音寺市	ha 92.0	漏水 決壊	栗井 分団	岩 鍋 池 水利組合
2	双 子 池	柞 田 川	325.0	4.6	62.6	〃	〃	28.0	〃	木之郷 分団	観音寺市 木之郷町 土地改良区
3	早 苗 池	一の谷川	687.3	4.0	39.6	〃	〃	98.0	〃	常磐 分団	植 田 町 水利組合
4	筆 賀 池	〃	372.6	3.4	17.1	〃	〃	47.0	〃		村 黒 町 水利組合
5	大 滝 池	葶扱川	123.0	6.8	14.5	〃	〃	37.0	〃	高室 分団	高屋たため池 水利組合
6	中 池	財田川 (八幡川)	298.0	7.8	65.0	〃	〃	213.0	〃	高室 分団	高屋たため池 水利組合
7	土井之池	柞田川	1,056.0	5.5	161.3	〃	〃	133.0	〃	柞田 分団	土井之池 水利組合
8	観音寺池	一の谷川 (加儀田川)	650.0	4.5	77.9	〃	〃	50.0	〃	常磐 分団	観音寺市 常 磐 土地改良区
9	出 作 池	〃 (加儀田川)	450.0	9.0	70.0	〃	〃	55.0	〃		
10	一ノ谷池	一の谷川	340.0	12.0	663.0	〃	〃	319.0	〃	一ノ谷 分団	観音寺市 一ノ谷池 土地改良区
11	亀 尾 池	〃	545.0	6.1	85.5	〃	〃	13.0	〃	豊田 分団	観音寺市 豊 田 土地改良区
12	仁 池	〃	407.0	8.2	344.4	〃	〃	91.0	〃		仁 池 水利組合
13	小 原 池	〃	540.0	5.75	53.9	〃	〃	24.0	〃		観音寺市 逆 瀬 池 土地改良区
14	塩 井 池	柞田川	279.0	3.6	90.9	〃	〃	15.0	〃	栗井 分団	観音寺市 栗 井 土地改良区
15	逆 瀬 池	栗井川	88.0	25.0	450.0	〃	〃	112.0	〃		観音寺市 逆 瀬 池 土地改良区
16	栗井新池	〃	222.0	12.5	260.0	〃	〃	113.0	〃		
17	羽 子 池	大 池 川	147.0	6.8	27.9	〃	〃	11.0	〃	紀伊 分団	羽 子 池 水利組合
18	代 之 池	柞 田 川	250.0	10.2	234.7	〃	〃	87.0	〃		代 之 池 水利組合
19	井 関 池	〃	309.0	14.8	518.0	〃	〃	535.0	〃	萩原分 団五郷 分団	豊 稔 池 土地改良区
20	豊 稔 池	〃	128.0	30.4	1593.0	〃	〃	309.8	〃		
21	奥 池	〃	110.0	10.8	9.2	〃	〃	4.0	〃	五郷 分団	五郷土地改 良区水利組 合総代
22	村 池	〃	45.0	11.2	12.0	〃	〃	8.0	〃		五郷土地改 良区総代
23	二 葉 池	唐井手川	400.0	10.4	139.2	〃	〃	26.0	〃	小山 分団	豊 稔 池 土地改良区

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係 土地改良 事務所	担当水防 管理団体	重要 水防区 域	予想 される 危険	担当 水防 分団	備 考
			堰長	堤高	貯水量						
24	千歳池	〃	516.3	10.9	260.0	〃	〃	76.0	〃		
25	段ノ池	〃	571.0	5.3	51.6	〃	〃	29.0	〃	上之段 分団	段ノ池 水利組合
26	阿弥陀池	〃	333.1	5.5	50.5	〃	〃	48.0	〃		阿弥陀池 水利組合
27	袂池	〃	423.9	7.4	168.9	〃	〃	2.0	〃	小山 分団	豊稔池 土地改良区
28	瀬戸池	柞田川	85.0	14.8	158.0	〃	〃	80.0	〃	紀伊 分団	観音寺市大 野原町紀伊 土地改良区 福田原 水利組合
29	西間谷池	〃	42.0	11.5	27.8	〃	〃	2.0	〃		観音寺市 大野原町 紀伊 土地改良区
30	梅花池	〃	74.0	14.3	109.0	〃	〃	350.0	〃		大池 水利組合
31	大池	大池川	135.0	13.3	551.5	〃	〃	133.0	〃		
32	大谷池	大谷川	292.0	16.9	928.0	〃	〃	156.0	〃	萩原 分団	観音寺市 大谷池 土地改良区
33	茨谷池	柞田川	85.0	14.2	82.2	〃	〃	3.0	〃		茨谷池 水利組合
34	大谷池 (新池)	〃	66.0	9.4	9.0	〃	〃	2.0	〃		観音寺市 大野原町 萩原 土地改良区
35	高尾上池	唐井手川	91.0	12.5	20.0	〃	〃	4.0	〃		
36	長谷池	白坂川	452.0	10.5	120.0	〃	〃	25.2	〃	和田浜 分団	長谷池 水利組合
37	姥ヶ懐池	吉田川	242.5	13.0	219.7	〃	〃	133.0	〃	和田 分団	姥ヶ懐池 水利会
38	河内池	〃	187.0	17.8	243.0	〃	〃	112.0	〃		
39	野々池	白坂川	313.0	12.1	180.0	〃	〃	97.0	〃		野々池 水利組合
40	鶴亀池	〃	125.0	10.9	82.0	〃	〃	44.0	〃		鶴亀池 水利組合
41	長尾池	四方堂川	90.0	10.8	12.8	〃	〃	12.0	〃		長尾池 水利組合
42	弓池	〃	157.0	6.6	16.3	〃	〃	13.0	〃	箕浦 分団	弓池 水利組合
43	箕池	木床川	450.0	9.3	17.9	〃	〃	8.0	〃		豊浜町 土地改良区
44	砥石川池	久保野川	136.0	11.0	42.5	〃	〃	2.0	〃		砥石川池 水利組合
45	臍池	一の谷川	254.0	10.0	47.9	〃	〃	9.0	〃	豊田 分団	観音寺市 豊田 土地改良区
46	増穂池	〃	165.0	5.5	16.6	〃	〃	11.0	〃		
47	岡池	〃	162.0	6.0	51.3	〃	〃	8.0	〃		

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考
			堰長	堤高	貯水量						
48	空池 (大造)	唐井手川	54.0	6.2	2.6	〃	〃	1.0	〃	萩原分団	観音寺市大野原町萩原土地改良区水利組合総代
49	前池 (高尾)	〃	62.0	3.8	0.8	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
50	新池 (大造)	〃	65.8	10.2	6.4	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
51	空池 (寺家)	柞田川	140.0	4.9	7.6	〃	〃	4.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
52	藤ノ谷池	栗井川	24.0	2.6	3.3	〃	〃	1.3	〃	栗井分団	観音寺市栗井土地改良区
53	柚之駒池	栗井川	80.0	8.4	4.7	〃	〃	3.5	〃		
54	大造池	〃	35.0	5.5	4.0	〃	〃	1.0	〃		
55	作家池	一の谷川	105.0	3.2	4.3	〃	〃	2.0	〃	豊田分団	観音寺市逆瀬池土地改良区
56	上池	〃	680.0	5.0	21.3	〃	〃	11.0	〃		観音寺市豊田土地改良区
57	慢陀羅池	〃	192.0	3.8	8.0	〃	〃	3.0	〃	常磐分団	観音寺市常磐土地改良区
58	向池	財田川	40.0	2.8	0.5	〃	〃	1.0	〃	高室分団	観音寺市高室土地改良区
59	荒神池	一の谷川	100.0	3.0	1.0	〃	〃	1.0	〃	豊田分団	観音寺市豊田土地改良区
60	中池	柞田川	15.0	4.3	0.2	〃	〃	1.0	〃	五郷分団	(個人)
61	谷池	〃	31.0	4.8	5.8	〃	〃	1.0	〃	紀伊分団	観音寺市大野原町紀伊土地改良区
62	西之谷池	〃	32.0	3.0	0.4	〃	〃	1.0	〃		
63	室本池	苧扱川	132.0	6.6	23.0	〃	〃	8.0	〃	高室分団	観音寺市高室土地改良区
64	三谷池	一の谷川	272.0	6.7	31.4	〃	〃	16.0	〃	豊田分団	観音寺市豊田土地改良区
65	栗屋池	〃	344.0	5.8	34.7	〃	〃	25.0	〃		
66	谷田池	柞田川	85.0	4.0	10.0	〃	〃	9.0	〃	木之郷分団	観音寺市木之郷町土地改良区
67	今井田下池	唐井出川	390.0	5.3	93.0	〃	〃	14.0	〃		今井田池水利組合

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係 土地改良 事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域	予想 される 危険	担当 水防 分団	備 考
			堰長	堤高	貯水量						
68	五月池	一の谷川	550.0	5.0	60.7	〃	〃	14.0	〃	常磐 分団	植田町 水利組合

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-4 海岸重要水防区域

番号	区 分	位 置	担当水防 管理団体	重要水 防区域 (m)	特に危険な区域			担当水防分団
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	有 明	観音寺市	観音寺市	1,410	0	—	—	観音寺東分団・観音 寺西分団・高室分団
2	堀 切	〃	〃	1,784	0	—	—	箕浦分団
3	余木崎	〃	〃	233	0	—	—	
4	三豊干拓	〃	〃	2,780	0	—	—	柞田分団・花稲分団
5	関 谷	〃	〃	1,100	0	—	—	箕浦分団

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-5 港湾重要水防区域

番号	区 分	位 置	担当水防 管理団体	重要水 防区域 (m)	特に危険な区域			担当海防・水防 分 団
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	観音寺港	観音寺市	観音寺市	4,944	2,093	—	—	観音寺市海防団 第一救助隊
2	豊 浜 港	〃	〃	2,256	0	—	—	観音寺市消防団 和田浜、姫浜分団
3	室 本 港	〃	〃	810	610	高潮・越波	積土のう	観音寺市海防団 第一救助隊

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-6 漁港重要水防区域

番号	漁 港 名	位 置	担当水防 管理団体	重要水 防区域 (m)	特に危険な区域			担当海防・水防 分 団
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	伊 吹	観音寺市	観音寺市	3,303	1,958	高潮・越波	積土のう	観音寺市海防団 第二救助隊
2	花 稲	〃	〃	672	672	〃	〃	観音寺市消防団 花稲分団
3	箕 浦	〃	〃	1,339	204	〃	〃	観音寺市消防団 箕浦分団

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-7 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然I)

番号	箇所名	位置	地形			区域内 戸数	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	宮ノ元	観音寺市室本町	290	8	45	21	高室分団
2	室本	〃 〃	100	145	40	7	〃
3	甲七宝山	〃 高屋町	65	11	45	5	〃
4	鹿隈	〃 流岡町	600	100	50	61	常磐分団
5	八幡	〃 八幡町	150	30	50	14	観音寺東分団
6	力石	〃 粟井町	510	130	40	18	粟井分団
7	別所(4)	〃 〃	73	24	45	5	〃
8	七宝山(1)	〃 流岡町	110	25	44	6	常磐分団
9	七宝(1)	〃 八幡町	190	23	55	14	観音寺東分団
10	有木	〃 大野原町	83	120	40	5	五郷分団
11	池ノ内	〃 〃	112	10	50	6	〃
12	池ノ内(3)	〃 〃	105	26	39	5	紀伊分団
13	内野々上(4)	〃 〃	117	16	36	6	〃
14	有木落合(3)	〃 〃	65	10	59	5	五郷分団
15	海老濟(2)	〃 〃	112	97	42	7	〃
16	有木(4)	〃 〃	70	35	35	5	〃
17	井関(3)	〃 〃	77	92	32	3	〃
18	井関(4)	〃 〃	45	20	43	1	〃
19	石砂(5)	〃 〃	110	75	55	6	〃
20	坂下	〃 豊浜町	180	9	40	6	和田分団
21	院内(1)	〃 〃	190	50	32	9	〃

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

(自然Ⅱ)

番号	箇所名	位置	地形			区域内人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	真浦	観音寺市伊吹町	315	45	44	4	伊吹分団
2	北浦	〃 〃	25	50	45	1	〃
3	三本松	〃 〃	65	57	60	2	〃
4	北峰	〃 栗井町	67	35	60	3	栗井分団
5	奥野々	観音寺市 栗井町	37	75	30	2	栗井分団
6	開岳(1)	〃 〃	60	50	55	3	〃
7	開岳(2)	〃 〃	36	16	50	3	〃
8	中坂瀬(1)	〃 〃	40	32	36	2	〃
9	中坂瀬(2)	〃 〃	25	14	36	1	〃
10	力石(2)	〃 〃	45	14	34	4	〃
11	池ノ内	〃 〃	30	17	38	1	〃
12	上池ノ内(2)	〃 〃	15	6	58	1	〃
13	奥野々(2)	〃 〃	33	52	49	2	〃
14	別所(1)	〃 〃	30	14	43	2	〃
15	別所(2)	〃 〃	15	7	41	1	〃
16	池下(1)	〃 中田井町	17	8	39	1	一ノ谷分団
17	別所(3)	〃 栗井町	33	9	55	2	栗井分団
18	山越	〃 木之郷町	15	9	32	1	木之郷分団
19	天王	〃 高屋町	17	5	42	1	高室分団
20	山下	〃 八幡町	20	20	42	1	観音寺東分団
21	立石(2)	〃 有明町	42	45	32	1	〃
22	南向山	〃 伊吹町	48	49	45	1	伊吹分団
23	芦ノ谷	〃 〃	44	52	72	2	〃
24	宮ノ前	〃 〃	22	25	49	2	〃
25	真浦上(2)	〃 〃	35	18	32	2	〃
26	西ノ内	〃 〃	52	62	42	1	〃
27	海老濟	〃 大野原町	36	32	39	2	五郷分団
28	石砂	〃 〃	30	110	50	2	〃
29	有木(2)	〃 〃	30	55	50	1	〃
30	有木(3)	〃 〃	18	60	30	1	五郷分団
31	内野々上(1)	〃 〃	23	23	31	1	〃
32	本村(1)	〃 〃	22	16	46	2	〃
33	本村(2)	〃 〃	35	15	53	1	〃
34	本村(3)	〃 〃	42	16	53	2	〃

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
35	池ノ内(2)	〃 〃	23	13	35	2	紀伊分団
36	丸井南(1)	〃 〃	16	13	34	1	〃
37	内野々上(2)	〃 〃	36	8	50	2	五郷分団
38	内野々上(3)	〃 〃	60	16	50	3	〃
39	有木落合(1)	〃 〃	20	8	50	2	〃
40	有木落合(2)	〃 〃	25	22	43	1	〃
41	有木口	〃 〃	38	75	32	2	〃
42	丸井南(2)	〃 〃	60	16	35	2	紀伊分団
43	丸井北	〃 〃	75	9	44	2	〃
44	内野々下(1)	〃 〃	85	16	79	4	〃
45	内野々下(2)	〃 〃	45	17	55	3	〃
46	海老濟(3)	〃 〃	85	100	40	4	〃
47	井関(2)	〃 〃	15	17	39	1	〃
48	萩原(1)	〃 〃	40	8	40	2	萩原分団
49	田野々下(1)	〃 〃	45	6	35	2	五郷分団
50	井関(5)	〃 〃	28	10	37	1	〃
51	井関(6)	〃 〃	23	17	39	1	〃
52	井関(7)	〃 〃	45	6	46	2	〃
53	田野々下(2)	〃 〃	30	10	47	2	〃
54	石砂(2)	〃 〃	23	19	45	1	〃
55	石砂(3)	〃 〃	90	55	41	3	〃
56	石砂(4)	〃 〃	55	33	53	3	〃
57	田野々下(3)	〃 〃	22	35	42	1	〃
58	田野々下(4)	〃 〃	18	40	46	1	〃
59	田野々下(5)	〃 〃	40	13	35	3	〃
60	田野々下(6)	〃 〃	15	19	33	1	〃
61	田野々下(7)	〃 〃	34	13	31	2	五郷分団
62	田野々中(1)	〃 〃	15	40	42	1	〃
63	田野々中(2)	〃 〃	26	35	45	2	〃
64	田野々旭	〃 〃	33	23	32	2	〃
65	田野々上(2)	〃 〃	30	27	40	2	〃
66	田野々上(3)	〃 〃	48	29	35	2	〃
67	田野々上(4)	観音寺市 大野原町	20	45	49	1	〃
68	院内(2)	〃 豊浜町	90	29	57	1	和田分団

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

(人口Ⅰ)

番号	箇所名	位置	地形			区域内人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	立石	観音寺市有明町	50	40	55	5	観音寺西分団
2	七宝(2)	〃 室本町	220	11	67	11	高室分団
3	二軒屋	〃 大野原町	23	6	30	1	上之段分団
4	落合(1)	〃 〃	100	35	45	7	五郷分団
5	落合(2)	〃 〃	30	20	46	2	〃

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

(人口Ⅱ)

番号	箇所名	位置	地形			区域内人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	江藤道西	観音寺市本大町	15	7	30	1	一ノ谷分団
2	中下(1)	〃 池之尻町	32	7	30	1	豊田分団
3	中下(3)	〃 〃	120	7	30	3	〃
4	中下(4)	〃 〃	50	7	30	2	〃
5	長砂(2)	〃 〃	23	7	30	1	〃
6	下川原	〃 木之郷町	25	8	33	2	木之郷分団
7	土井ノ内	〃 柞田町	22	7	31	1	柞田分団
8	南七宝	〃 八幡町	40	10	42	1	観音寺東分団
9	真浦上(1)	〃 伊吹町	20	7	47	2	伊吹分団
10	池ノ内(4)	〃 大野原町	40	10	50	2	紀伊分団
11	有木落合(4)	〃 〃	25	7	64	2	五郷分団
12	有木落合(5)	〃 〃	35	31	37	1	〃
13	有木落合(6)	〃 〃	35	6	39	2	〃
14	有木落合(7)	〃 〃	24	6	65	1	〃
15	井関(1)	〃 〃	23	6	34	1	〃
16	萩原(2)	〃 〃	23	8	34	2	萩原分団
17	平池(1)	〃 〃	25	7	35	1	下組分団
18	平池(2)	〃 〃	25	7	36	1	〃
19	雉子畑(1)	〃 〃	20	7	30	1	上之段分団
20	雉子畑(2)	〃 〃	30	8	30	2	〃
21	池水池	〃 〃	25	9	37	1	〃
22	田野々上(5)	〃 〃	60	7	42	4	五郷分団
23	四軒屋	〃 〃	30	8	30	1	上之段分団
24	三軒屋(1)	〃 〃	35	6	32	2	〃
25	三軒屋(2)	〃 〃	21	6	30	2	〃
26	田野々上	〃 〃	70	140	50	4	五郷分団
27	直場	〃 豊浜町	30	9	38	1	和田分団
28	箕浦	〃 〃	27	12	38	1	箕浦分団

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-8 土石流危険溪流

(土石流危険溪流Ⅰ)

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
1	財田川	財田川	南七宝谷川	有明町	0.13	0.03	観音寺西分団
2	〃	〃	八幡川	八幡町	0.10	0.01	観音寺東分団
3	〃	〃	興昌寺谷川	〃	0.11	0.02	〃
4	その他	その他	稲積川	室本町	0.04	0.01	高室分団
5	苧扱川	苧扱川	西下谷川	高屋町	0.18	0.15	〃
6	〃	〃	苧扱川	〃	1.15	1.03	〃
7	〃	〃	西上谷川	〃	0.15	0.08	〃
8	〃	〃	南西上谷川	高屋町	0.17	0.09	高室分団
9	〃	〃	明上谷川	〃	0.16	0.18	〃
10	〃	〃	明下谷川	〃	0.15	0.05	〃
11	財田川	財田川	岡西谷川	〃	0.19	0.07	〃
12	〃	〃	岡東谷川	〃	0.22	0.16	〃
13	〃	〃	南岡東谷川	〃	0.13	0.03	〃
14	一の谷川	加儀田川	東円寺谷川	木之郷町	0.11	0.01	木之郷分団
15	柞田川	粟井川	土佛谷川	粟井町	0.12	0.01	粟井分団
16	〃	〃	大谷谷川	〃	0.57	0.14	〃
17	〃	〃	谷口谷川	〃	0.24	0.03	〃
18	〃	〃	樋之岡谷川	〃	0.92	0.09	〃
19	〃	〃	浦ノ谷谷川	〃	0.74	0.10	〃
20	〃	福田川	坂下川	大野原町	0.10	0.01	紀伊分団
21	〃	大池川	鳶の子川	〃	0.35	0.15	〃
22	〃	柞田川	辻の山川	〃	0.13	0.01	五郷分団
23	〃	〃	川東川	〃	0.82	0.33	〃
24	〃	〃	西の向川	〃	0.51	0.10	〃
25	〃	海老濟川	梅ノ谷川	〃	0.78	1.49	〃
26	〃	〃	萩ノ尾川	〃	0.26	0.13	〃
27	〃	柞田川	南谷上川	〃	0.16	0.05	〃
28	〃	〃	唐谷上川	〃	0.38	0.08	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
29	〃	〃	竹の谷川	〃	0.20	0.06	〃
30	〃	〃	合谷川	〃	0.32	0.21	〃
31	〃	〃	尾合谷上川	〃	0.09	0.02	〃
32	〃	〃	尾合谷下川	〃	0.23	0.03	〃
33	〃	〃	後谷川	〃	0.68	0.18	〃
34	〃	〃	後谷下川	〃	0.31	0.06	〃
35	唐井手川	唐井手川	丸山川	〃	0.14	0.12	萩原分団
36	〃	〃	大造川	大野原町	0.33	0.19	萩原分団
37	〃	〃	高尾川	〃	0.19	0.21	〃
38	〃	〃	水谷川	〃	0.62	0.32	〃
39	白坂川	白坂川	野々池川	豊浜町	0.55	0.24	和田分団
40	吉田川	吉田川	西赤砂川	〃	0.33	0.08	〃
41	四方堂川	四方堂川	前田川	〃	0.18	0.05	〃
42	〃	〃	前山川	〃	0.26	0.09	〃
43	〃	〃	出晴川	〃	0.37	0.14	〃
44	〃	〃	長尾川	〃	0.42	0.07	〃
45	〃	〃	鴨ノ谷川	〃	0.40	0.08	〃
46	〃	〃	弓池川	〃	0.49	0.10	箕浦分団
47	〃	〃	弦池川	〃	0.42	0.12	〃
48	その他	その他	尾崎川	〃	0.27	0.06	〃
49	〃	〃	東堀切川	〃	0.24	0.06	〃
50	〃	〃	西堀切川	〃	0.20	0.07	〃
51	〃	〃	西原川	〃	0.64	0.33	〃
52	〃	〃	田ノ下川	〃	0.22	0.12	〃
53	〃	〃	畑川	〃	0.27	0.09	〃
54	〃	〃	久保の川	〃	1.04	0.66	〃
55	〃	〃	上の山川	〃	0.18	0.04	〃
56	〃	〃	八宝池川	〃	0.60	0.23	〃
57	〃	〃	箕池川	〃	0.64	0.31	〃
58	〃	〃	井モ坪川	〃	0.19	0.04	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
59	〃	〃	神田川	〃	0.16	0.15	〃
60	〃	〃	大西川	〃	0.50	0.23	〃

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

(土石流危険溪流Ⅱ)

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
1	財田川	財田川	鹿隈谷川	流岡町	0.06	0.04	常磐分団
2	柞田川	粟井川	東土佛谷川	粟井町	0.23	0.05	粟井分団
3	〃	〃	藤之谷川	〃	0.20	0.10	〃
4	〃	〃	上別所川	〃	0.29	0.05	〃
5	〃	〃	奥野々谷川	〃	0.14	0.05	〃
6	〃	〃	北峰川	〃	0.54	0.19	〃
7	〃	〃	上北峰川	〃	0.18	0.05	〃
8	〃	〃	東谷口谷川	〃	0.40	0.05	〃
9	〃	〃	上東谷口谷川	〃	0.13	0.02	〃
10	〃	〃	東北峰谷川	〃	0.70	0.16	〃
11	〃	〃	下逆瀬川	〃	1.04	0.73	〃
12	〃	〃	上中逆瀬川	〃	0.04	0.01	〃
13	〃	〃	中逆瀬川	〃	0.70	0.22	〃
14	〃	〃	樋之谷川	〃	1.00	0.23	〃
15	〃	〃	栄谷川	〃	0.69	0.26	〃
16	〃	〃	葛谷川	〃	0.46	0.15	〃
17	〃	〃	新池川	〃	2.31	1.23	〃
18	〃	〃	柳谷谷川	〃	0.16	0.02	〃
19	〃	〃	上向別所谷川	〃	0.31	0.05	〃
20	〃	〃	向別所谷川	〃	0.09	0.01	〃
21	〃	〃	片山谷川	〃	0.20	0.03	〃
22	〃	〃	南射場谷川	〃	0.18	0.03	〃
23	〃	〃	射場谷川	〃	0.17	0.03	〃
24	〃	大池川	志留谷川	大野原町	0.38	0.35	紀伊分団
25	〃	〃	谷池川	〃	0.05	0.06	〃
26	〃	福田川	文政川	〃	0.10	0.02	〃
27	〃	前田川	落合川	〃	0.69	0.15	五郷分団
28	〃	〃	落合上川	〃	0.25	0.03	〃
29	〃	〃	揚慮木堂川	〃	0.75	0.21	〃
30	〃	〃	蛇の谷川	大野原町	1.65	1.05	五郷分団
31	〃	〃	猪の谷川	〃	1.23	0.28	〃
32	〃	海老濟川	砥川	〃	0.75	0.72	〃
33	〃	〃	飛田道東川	〃	0.29	0.07	〃
34	〃	〃	飛田道中川	〃	0.28	0.05	〃
35	柞田川	海老濟川	飛田道西川	〃	0.73	0.32	〃
36	〃	〃	岩谷上川	〃	0.09	0.02	〃
37	〃	〃	岩谷中川	〃	0.35	0.07	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
38	〃	前田川	打木川	〃	0.27	0.05	〃
39	〃	柞田川	日向東川	〃	0.07	0.02	〃
40	〃	〃	日向西川	〃	0.05	0.01	〃
41	〃	〃	東谷川	〃	0.11	0.41	〃
42	〃	〃	下向東川	〃	0.28	0.03	〃
43	〃	〃	下向西川	〃	0.41	0.05	〃
44	〃	〃	古畑川	〃	0.09	0.02	〃
45	〃	〃	栄谷東川	〃	0.07	0.01	〃
46	〃	〃	栄谷西川	〃	0.60	0.13	〃
47	〃	〃	栄谷川	〃	0.89	0.57	〃
48	〃	〃	富士原上川	〃	0.19	0.06	〃
49	〃	〃	富士原川	〃	0.04	0.01	〃
50	〃	〃	南谷中上川	〃	0.25	0.03	〃
51	〃	〃	南谷中下川	〃	0.33	0.10	〃
52	〃	〃	南谷下川	〃	0.14	0.05	〃
53	〃	〃	南谷川	〃	0.52	0.22	〃
54	〃	〃	唐谷川	〃	0.05	0.01	〃
55	〃	〃	竹谷川	〃	0.35	0.13	〃
56	〃	〃	坂口川	〃	0.46	0.12	〃
57	〃	〃	北尾川	大野原町	0.26	0.31	五郷分団
58	〃	〃	美田西川	〃	0.60	0.44	〃
59	〃	〃	田野々下川	〃	0.62	0.17	〃
60	〃	〃	美田東川	〃	0.26	0.07	〃
61	〃	〃	東大造東川	〃	0.03	0.01	萩原分団
62	唐井手川	唐井手川	東大造川	〃	0.23	0.03	〃
63	〃	〃	東大造西川	〃	0.11	0.02	〃
64	白坂川	白坂川	中尾川	豊浜町	0.32	0.11	和田分団
65	吉田川	吉田川	東赤砂川	〃	0.75	0.16	〃
66	〃	〃	大坪川	〃	0.80	0.42	〃
67	〃	〃	中大坪川	〃	0.15	0.05	〃
68	〃	〃	上大坪川	〃	0.44	0.18	〃

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-9 地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置		地		被害想定区域内人家	担当水防分団
		水系名	河川名	溪流名	郡市	町	面積(ha)	勾配(度)		
1	奥谷	柞田川	栗井川		観音寺市	栗井町	20.5	15	8	栗井分団
2	柳谷	〃	〃	浦ノ谷	〃	〃	33.7	20	6	〃
3	有木	〃	前田川	有木川	〃	大野原町	21.6	30	8	五郷分団
4	有木南	〃	〃		〃	〃	13.6	30	0	〃
5	有木西	〃	〃		〃	〃	15.2	15	0	〃
6	海老濟	〃	〃	海老濟谷	〃	〃	6.0	5	5	〃
7	石砂	〃	〃	石砂谷	〃	〃	6.3	25	5	〃
8	落合	〃	〃		〃	〃	4.1	30	1	〃
9	田野々旭	〃	〃		〃	〃	14.9	20	1	〃
10	尾合谷	〃	柞田川		〃	〃	3.2	35	0	〃

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-10 高堰堤

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堰長	堤高	貯水量		
1	逆瀬池	柞田川 栗井川	88	25.0	450	観音寺市	観音寺市逆瀬池土地改良区
2	豊稔池	柞田川 柞田川	128	30.4	1,593	〃	豊稔池土地改良区
3	大谷池	柞田川 柞田川	292	16.9	928	〃	観音寺市大谷池土地改良区
4	河内池	吉田川 吉田川	187	17.8	243	〃	姥ヶ懐池水利会

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-11 主要水門

主要水門の担当者及び連絡方法については、次表のとおりとする。

名称	位置	水門操作担当者	連絡方法電話	備考
一の谷川水門	観音寺市観音寺町南	観音寺市	観音寺市下水道課 25-6890	一の谷川
苧扱大水門	〃 室本町字有明	西讃土木事務所	西讃土木事務所 25-1003	苧扱川
苧扱川水門	〃 〃	矢野泰則 (室本新田自治会)	観音寺市建設課 23-3935	〃

山田川大水門	〃 柞田町乙	高橋利夫 (柞田山田水利)	〃	山田川
柞田川井関大水門	〃 大野原町井関	豊稔池土地改良区	豊稔池土地改良区 54-2035	柞田川
宮ノ後水門	〃 豊浜町和田浜	山下裕二 (山下建設)	52-2064 090-4972-6426	宮ノ後水路
関谷水門	〃 豊浜町箕浦	多田稔	観音寺市豊浜支所 52-1200	四方堂川
新川水門	〃 豊浜町箕浦	山下裕二 (山下建設)	〃	新川
堀切水門	〃 豊浜町箕浦	横内勝	〃	四方堂川

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

6-12 山腹崩壊危険地区

国有林

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
205-101	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	1	0	西部林業事務所
205-102	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	3	1	西部林業事務所
205-103	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	3	5	西部林業事務所
205-104	観音寺	大野原町	内野々	西雲辺	1	1	西部林業事務所
205-105	観音寺	大野原町	内野々	東雲辺	5	0	西部林業事務所
205-106	観音寺	大野原町	海老济	萩ノ尾	4	6	西部林業事務所

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

民有林

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
205-1	観音寺	室本	-	室本	6	335	西部林業事務所
205-2	観音寺	室本	-	新田	8	64	西部林業事務所
205-3	観音寺	高屋	-	明下	4	0	西部林業事務所
205-4	観音寺	高屋	-	八幡	2	18	西部林業事務所
205-5	観音寺	高屋	-	八幡	1	7	西部林業事務所
205-6	観音寺	高屋	-	八幡	5	21	西部林業事務所
205-7	観音寺	栗井	-	奥谷	4	36	西部林業事務所
205-8	観音寺	高屋	-	丸中	1	1	西部林業事務所
205-9	観音寺	高屋	-	西下	4	74	西部林業事務所
205-10	観音寺	室本	-	室本	7	364	西部林業事務所
205-11	観音寺	栗井	-	上坂瀬	12	5	西部林業事務所
205-12	観音寺	栗井	-	坂瀬	1	1	西部林業事務所
205-13	観音寺	栗井	-	坂瀬	2	1	西部林業事務所
205-14	観音寺	栗井	-	坂瀬	2	1	西部林業事務所
205-15	観音寺	栗井	-	北峯	4	25	西部林業事務所
205-16	観音寺	栗井	-	奥谷	5	17	西部林業事務所
424-1	観音寺	大野原	田野々	田野々上	9	82	西部林業事務所
424-2	観音寺	大野原	五郷	海老济	4	38	西部林業事務所
424-3	観音寺	大野原	五郷有木	打木	2	10	西部林業事務所
424-4	観音寺	大野原	五郷有木	落合	4	11	西部林業事務所
424-5	観音寺	大野原	五郷内野々	紡口	1	2	西部林業事務所
424-6	観音寺	大野原	五郷内野々	内山	15	0	西部林業事務所
424-7	観音寺	大野原	萩原	高尾	14	83	西部林業事務所
424-8	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々中	3	38	西部林業事務所
424-9	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々上	1	43	西部林業事務所
428-1	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	5	90	西部林業事務所
428-2	観音寺	豊浜	箕浦	西原	11	314	西部林業事務所
428-4	観音寺	豊浜	和田	院内	9	73	西部林業事務所
428-5	観音寺	豊浜	和田	大谷	2	27	西部林業事務所
428-6	観音寺	豊浜	和田	大谷	12	149	西部林業事務所
428-7	観音寺	豊浜	和田	大坪	27	177	西部林業事務所

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

6-13 崩壊土砂流出危険区域

国有林

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
205-101	観音寺	大野原町	内野々	東雲辺	1.2	44	西部林業事務所
205-102	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.63	0	西部林業事務所
205-103	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.84	1	西部林業事務所
205-104	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.6	0	西部林業事務所
205-105	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.54	0	西部林業事務所
205-106	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.45	1	西部林業事務所
205-107	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.36	1	西部林業事務所
205-108	観音寺	大野原町	海老済	萩の尾	0.36	1	西部林業事務所
205-109	観音寺	大野原町	有木		1.95	2	西部林業事務所
205-110	観音寺	大野原町	田野々		1.8	10	西部林業事務所
205-111	観音寺	大野原町	田野々		0.63	5	西部林業事務所
205-112	観音寺	大野原町	田野々		2.1	2	西部林業事務所
205-113	観音寺	大野原町	田野々		3.51	0	西部林業事務所

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

民有林

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
205-001	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.00	45	西部林業事務所
205-002	観音寺	栗井	-	池の内	0.47	12	西部林業事務所
205-003	観音寺	栗井	-	池の内	1.14	33	西部林業事務所
205-004	観音寺	栗井	-	池ノ内	1.35	16	西部林業事務所
205-005	観音寺	栗井	-	奥谷	0.05	3	西部林業事務所
205-006	観音寺	栗井	-	上坂瀬	0.14	3	西部林業事務所
205-007	観音寺	栗井	-	坂瀬	2.20	1	西部林業事務所
205-009	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.06	0	西部林業事務所
205-010	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.48	0	西部林業事務所
205-011	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.81	3	西部林業事務所
205-012	観音寺	栗井	-	坂瀬	1.60	12	西部林業事務所
205-013	観音寺	栗井	-	奥谷	1.05	6	西部林業事務所
205-014	観音寺	栗井	-	奥谷	0.79	10	西部林業事務所
205-015	観音寺	栗井	-	奥谷	0.42	12	西部林業事務所
205-016	観音寺	栗井	-	大割	0.39	6	西部林業事務所
205-017	観音寺	高屋	-	前	0.50	651	西部林業事務所
205-018	観音寺	高屋	-	明上	0.66	890	西部林業事務所

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
205-019	観音寺	高屋	-	明上	0.27	96	西部林業事務所
205-020	観音寺	高屋	-	奥ノ谷西上	0.66	36	西部林業事務所
205-021	観音寺	高屋	-	西上	0.80	42	西部林業事務所
205-022	観音寺	栗井	-	-	0.17	2	西部林業事務所
205-023	観音寺	栗井	-	坂瀬	0.26	18	西部林業事務所
205-024	観音寺	栗井	-	奥谷	0.44	8	西部林業事務所
424-001	観音寺	大野原	五郷	谷下上	1.74	133	西部林業事務所
424-002	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.45	18	西部林業事務所
424-003	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.30	3	西部林業事務所
424-004	観音寺	大野原	田野々	田野々上	0.96	1	西部林業事務所
424-005	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.03	8	西部林業事務所
424-006	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.87	28	西部林業事務所
424-007	観音寺	大野原	田野々	田野々上	1.29	37	西部林業事務所
424-008	観音寺	大野原	田野々	田野々中	0.83	11	西部林業事務所
424-009	観音寺	大野原	田野々	田野々下	1.00	0	西部林業事務所
424-010	観音寺	大野原	五郷	石砂	0.41	10	西部林業事務所
424-011	観音寺	大野原	海老济	竹ノ元	0.74	1	西部林業事務所
424-012	観音寺	大野原	五郷	石砂	1.20	8	西部林業事務所
424-013	観音寺	大野原	五郷海老济	石砂	0.42	3	西部林業事務所
424-014	観音寺	大野原	五郷海老济	石砂	0.19	0	西部林業事務所
424-015	観音寺	大野原	五郷	海老济	0.33	2	西部林業事務所
424-016	観音寺	大野原	五郷	海老济	1.45	2	西部林業事務所
424-017	観音寺	大野原	五郷	海老济	0.81	9	西部林業事務所
424-018	観音寺	大野原	五郷	有木	1.85	0	西部林業事務所
424-019	観音寺	大野原	五郷	有木	2.06	15	西部林業事務所
424-020	観音寺	大野原	五郷	有木	0.86	1	西部林業事務所
424-021	観音寺	大野原	五郷	有木落合	1.06	17	西部林業事務所
424-022	観音寺	大野原	五郷	谷上	0.33	2	西部林業事務所
424-023	観音寺	大野原	井関	内野々	3.46	0	西部林業事務所
424-024	観音寺	大野原	井関	川東	1.51	92	西部林業事務所
424-025	観音寺	大野原	紀伊	茨谷	0.28	0	西部林業事務所
424-026	観音寺	大野原	紀伊	大谷	0.77	1	西部林業事務所
424-027	観音寺	大野原	丸井	瀬戸	1.52	0	西部林業事務所
424-028	観音寺	大野原	紀伊	西間谷	1.92	16	西部林業事務所
424-029	観音寺	大野原	紀伊	池ノ内	0.61	0	西部林業事務所
424-030	観音寺	大野原	丸井	志留谷	0.58	3	西部林業事務所
424-031	観音寺	大野原	萩原	-	0.21	24	西部林業事務所
424-032	観音寺	大野原	萩原	-	0.18	100	西部林業事務所
424-033	観音寺	大野原	萩原	-	0.11	52	西部林業事務所

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
424-034	観音寺	大野原	萩原	-	0.23	18	西部林業事務所
424-035	観音寺	大野原	萩原	-	0.17	18	西部林業事務所
424-036	観音寺	大野原	五郷井関	谷下上	0.06	49	西部林業事務所
424-037	観音寺	大野原	五郷井関	-	0.53	0	西部林業事務所
424-038	観音寺	大野原	五郷田野々	-	0.99	3	西部林業事務所
424-039	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	0.50	0	西部林業事務所
424-040	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	1.19	0	西部林業事務所
424-041	観音寺	大野原	五郷田野々	-	0.24	10	西部林業事務所
424-042	観音寺	大野原	五郷有木	-	0.23	4	西部林業事務所
424-043	観音寺	大野原	-	-	0.56	11	西部林業事務所
424-044	観音寺	大野原	丸井	池之内	0.18	78	西部林業事務所
424-045	観音寺	大野原	丸井	池之内	0.53	41	西部林業事務所
428-046	観音寺	大野原	五郷田野々	田野々下	0.65	0	西部林業事務所
428-001	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.09	16	西部林業事務所
428-002	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.90	35	西部林業事務所
428-003	観音寺	豊浜	箕浦	大谷	1.19	4	西部林業事務所
428-004	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.17	9	西部林業事務所
428-005	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.51	64	西部林業事務所
428-006	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	1.50	15	西部林業事務所
428-007	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.48	33	西部林業事務所
428-008	観音寺	豊浜	箕浦	山分乙未	1.10	8	西部林業事務所
428-009	観音寺	豊浜	箕浦	関谷	0.44	339	西部林業事務所
428-010	観音寺	豊浜	箕浦	関谷	0.63	0	西部林業事務所
428-011	観音寺	豊浜	和田	本村	0.33	86	西部林業事務所
428-012	観音寺	豊浜	和田	本村	0.26	73	西部林業事務所
428-013	観音寺	豊浜	和田	本村	0.21	178	西部林業事務所
428-014	観音寺	豊浜	和田	大坪	2.32	49	西部林業事務所
428-015	観音寺	豊浜	和田	-	0.99	3	西部林業事務所
428-016	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.70	3	西部林業事務所
428-017	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.80	17	西部林業事務所
428-018	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.39	7	西部林業事務所
428-019	観音寺	豊浜	和田	大坪	1.15	34	西部林業事務所
428-020	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.78	42	西部林業事務所
428-021	観音寺	豊浜	和田	雲岡	1.03	43	西部林業事務所
428-022	観音寺	豊浜	箕浦	箕浦	0.42	17	西部林業事務所
428-023	観音寺	豊浜	箕浦	西原	0.50	224	西部林業事務所
428-024	観音寺	豊浜	箕浦	西原	0.60	349	西部林業事務所
428-025	観音寺	豊浜	箕浦	本村	0.53	31	西部林業事務所
428-026	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.28	30	西部林業事務所

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
428-027	観音寺	豊浜	和田	大坪	0.50	11	西部林業事務所
428-028	観音寺	豊浜	和田	-	0.54	170	西部林業事務所
428-029	観音寺	豊浜	和田	-	0.72	16	西部林業事務所

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

6-1-4 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）

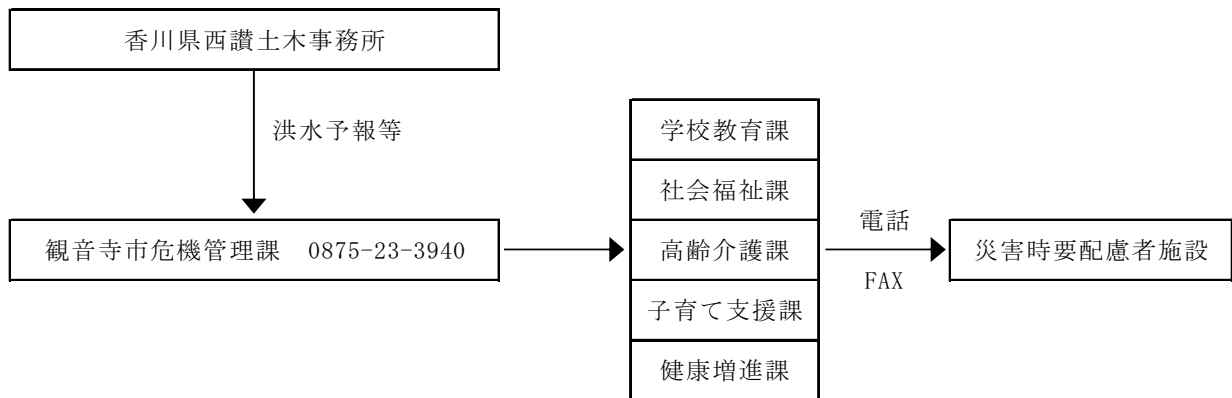
（財田川洪水浸水想定区域内）

番号	施設区分	施設名称	所在地
1	特別養護老人ホーム	豊恩荘	茂木町 4-6-2
2	軽費老人ホーム	鶴亀ハウス	観音寺町甲 2972-7
3	介護老人保健施設	かわた	茂木町五丁目 5 番 32 号
4		観音寺ケアセンター	村黒町 750
5	有料老人ホーム	介護付き有料老人ホームもりの木	茂西町一丁目 6 番 3 号
6	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅やすらぎの家はあとおん	植田町 1400 番地
7		サービス付き高齢者向け住宅うるわしの里はあとおん	植田町 1463 番地
8	小規模多機能型居宅介護	セントケア観音寺琴弾	三本松町 2-2-9
9	障害者グループホーム、ケアホーム	しげきホーム	茂木町 2-3-30
10		流岡ホーム	流岡町 1021 番地 18
11	指定障害福祉サービス事業所	あゆみ	茂西町 1-1-6-2
12		障害福祉サービス事業所やまもも	古川町 97-2
13		重心通所ひだまり	流岡町 750-1
14		スマイルハウスぷちふらわあ	茂西町 1-1-6-1
15		丸山作業所	流岡町 750-10
16		地域支援センターまるやま	流岡町 750-1
17	認知症対応型共同生活介護	グループホーム スマイル	村黒町 750
18		グループホーム たんぼぼ	吉岡町 960-10
19		けあビジョンホーム観音寺	吉岡町 812-1
20		富士グループホーム ほほえみ	観音寺町甲 2899-3
21	老人デイサービスセンター	いこいの家たんぼぼ	吉岡町 959-2
22		デイサービスセンター LEAF	坂本町 1-2-15
23		デイサービスセンター はあとおんきらめき	植田町 1400
24		デイサービスセンター はあとおんかがやき	植田町 1463
25		松井病院デイサービスセンター	村黒町 750
26		富士クリニックデイサービスセンター	観音寺町甲 2899-3
27	老人介護支援センター	老人介護支援センターケアネット 2 4	村黒町 750
28	老人憩いの家	観音寺市立老人憩いの家 琴陽館	有明町 1-43
29	障害者就業・生活支援センター事業	障害者就業・生活支援センターつばさ	流岡町 750-1
30	病院・診療所（入院施設のあるもの）	医療法人社団みとし会クニタクリニック	柞田町甲 1888-1
31		医療法人ブルースカイ松井病院	村黒町 739
32		医療法人社団寿愛会羽崎病院	栄町 3 丁目 4-1
33	地域型保育事業所	あおぞら保育園	村黒町 597 番地 1
34	保育園・幼稚園	観音寺聖母幼稚園	昭和町一丁目 6-57
35		高室保育園	高屋町 12-1
36		観音寺ふたば保育園	本大町 1483-4
37	児童館	ふたばキッズプラザ	本大町 1457-1
38	認定こども園	観音寺こども園	観音寺町甲 2558-2
39	学校	一ノ谷小学校	古川町 102-1
40		観音寺小学校	観音寺町甲 2558-1
41		観音寺中学校	八幡町 2-10-7
42		中部中学校	柞田町甲 1237
43	放課後児童クラブ	ふたば放課後児童クラブ	本大町 1457-1
44		一ノ谷なかよし教室	古川町 102-1

番号	施設区分	施設名称	所在地
45		観音寺第1なかよし教室	観音寺町甲 2558-1
46		観音寺第2なかよし教室	観音寺町甲 2580-9

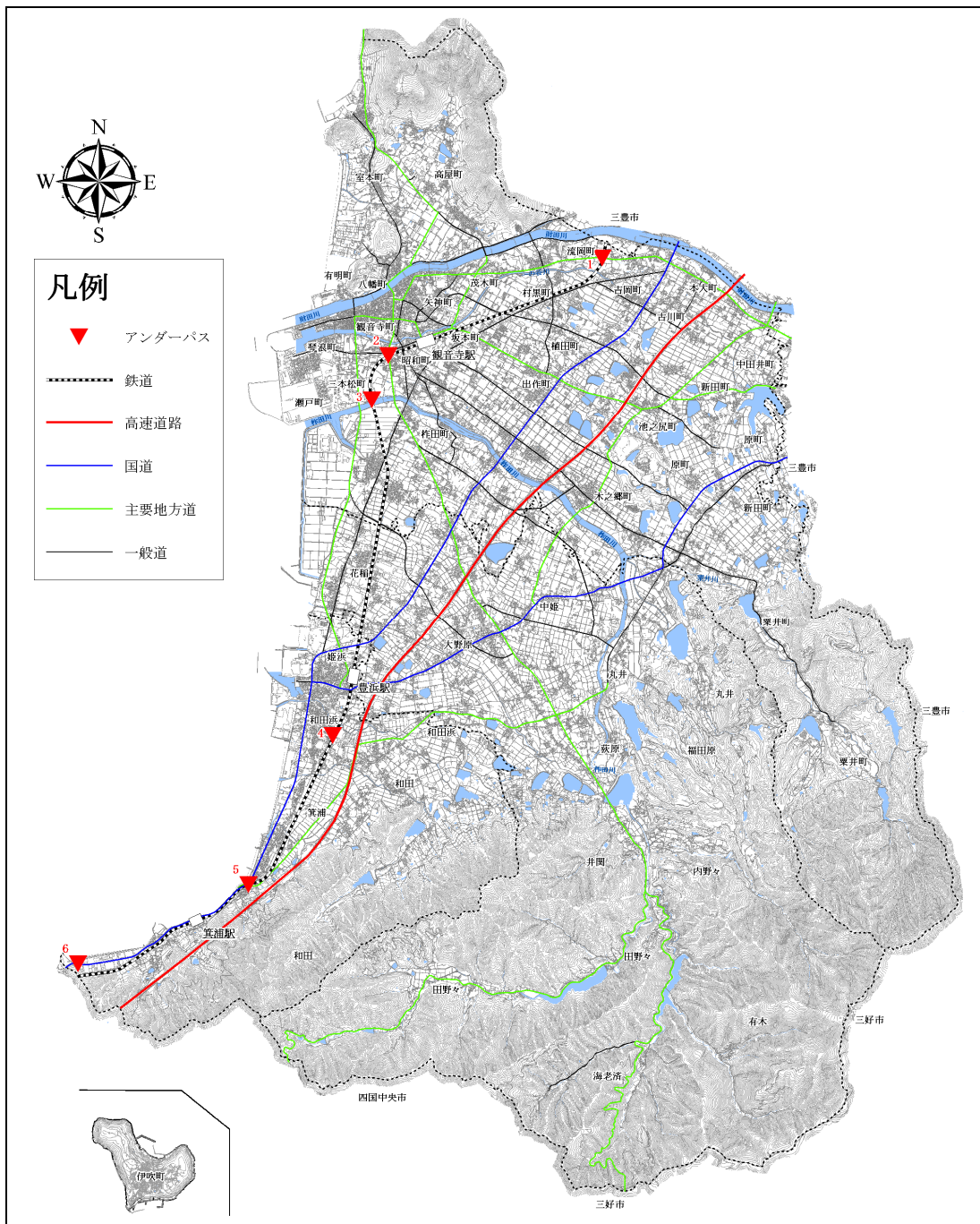
(土砂災害警戒)

番号	施設名称	所在地	区域番号	区域名称
1	観音寺市立老人憩の家 琴陽館	有明町 1-43	I-120	立石
			5-1-I	南七宝谷川
2	丸山作業所	流岡町 750-10	III-3037	三ツ岩尾
			III-3037	山ノ後
3	デイサービス いこいの郷	大野原町井関字宮の本 214-3	38-3-I	辻の山川
			38-4-I	川東川
4	重心通所ひだまり	流岡町 750-1	III-3037	三ツ岩尾
			III-3037	山ノ後
5	障害者就業・生活支援センター つばさ	流岡町 750-1	III-3037	三ツ岩尾
6	地域支援センターまるやま	流岡町 750-1	III-3037	三ツ岩尾
			III-3037	山ノ後



6-15 冠水するおそれのある道路（アンダーパス）

番号	場所	名称
1	吉岡町（JR線路下：県道観音寺・池田線）	吉岡アンダーパス
2	栄町2丁目（旧銭形パチンコ横）	三本松地下歩道
3	南町4丁目（生活環境課前：市道琴浜柞田川線）	市道琴浜柞田川線アンダーパス
4	豊浜町和田浜（豊浜小学校前：市道国道小学校線）	市道国道小学校線アンダーパス
5	豊浜町箕浦（箕浦高架橋下：県道丸井・萩原・豊浜線）	箕浦地下道
6	豊浜町箕浦（豊浜道の駅前：国道11号下）	豊浜道の駅地下連絡通路



7-1 危険物施設

(完成検査済証交付施設 令和2年3月31日現在)

消防本部等	計	製造所	貯蔵所計	貯蔵所														
				屋内貯蔵所	屋外タンク	準特定屋外	旧法タンク	特定屋外◇	旧法タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	被牽引車型	屋外貯蔵所
三豊広域行政 組合消防本部	672	1	435	78	96	6	6						9	140	8	94	7	10

消防本部等	取引所計	取引所											事業所数			
		給油取扱所	セルフ	航空機	船舶	鉄道又は軌道	自家用	セルフ	第1種販売	第2種販売	移送取扱所	特定移送		一般取扱所		
三豊広域行政 組合消防本部	236	113	17		10		46		1						122	349

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

7-2 高圧ガス関係事業所

(令和2年3月31日現在)

区分	高圧ガス製造事業所数(第一種)							高圧ガス貯蔵所数(第一種)					一般消費者用 液化石油ガス	
	一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素		その他
観音寺市	6		1			5	3	8		1		1	1	21

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

7-3 火薬類関係営業者

(令和2年3月31日現在)

区分	火薬類製造所(煙火)	火薬類販売事業者						火 薬 庫					
		計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
観音寺市		2		1	1			3			1		2

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

7-4 毒物劇物営業者

(令和2年3月31日現在)

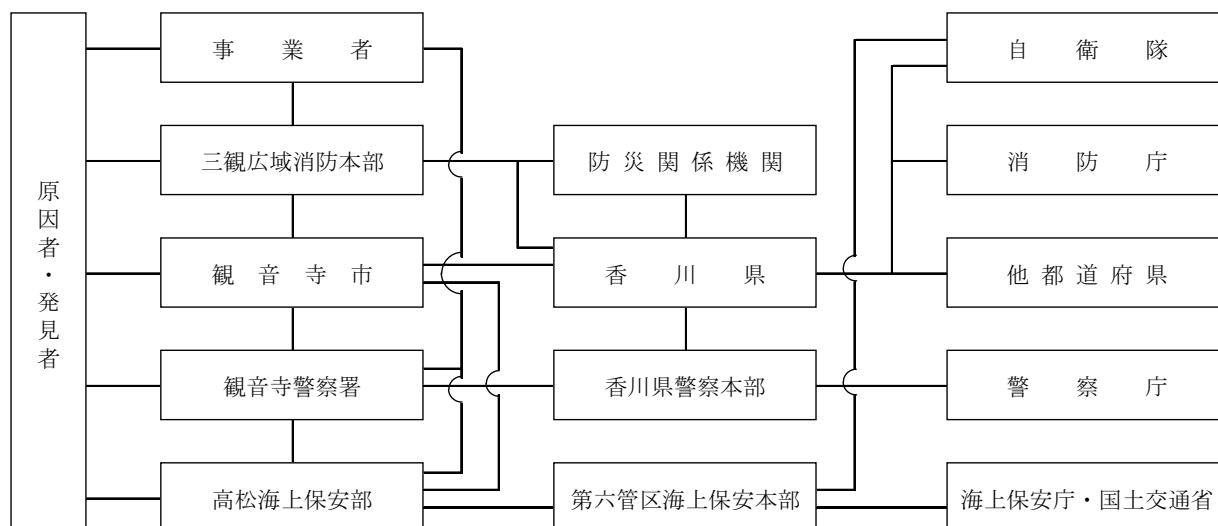
種 別	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	電気めりき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	小計
保健所										
西讃保健所	60	27	4	0	0	0	0	2	0	93

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

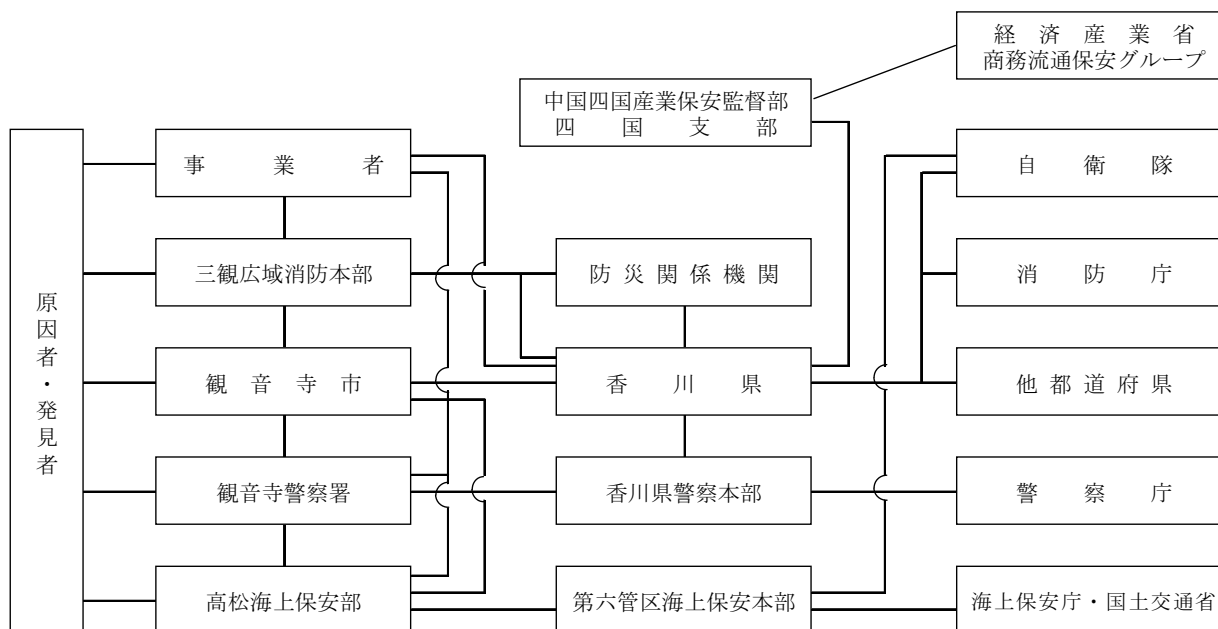
7-5 危険物施設等の情報伝達系統

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。

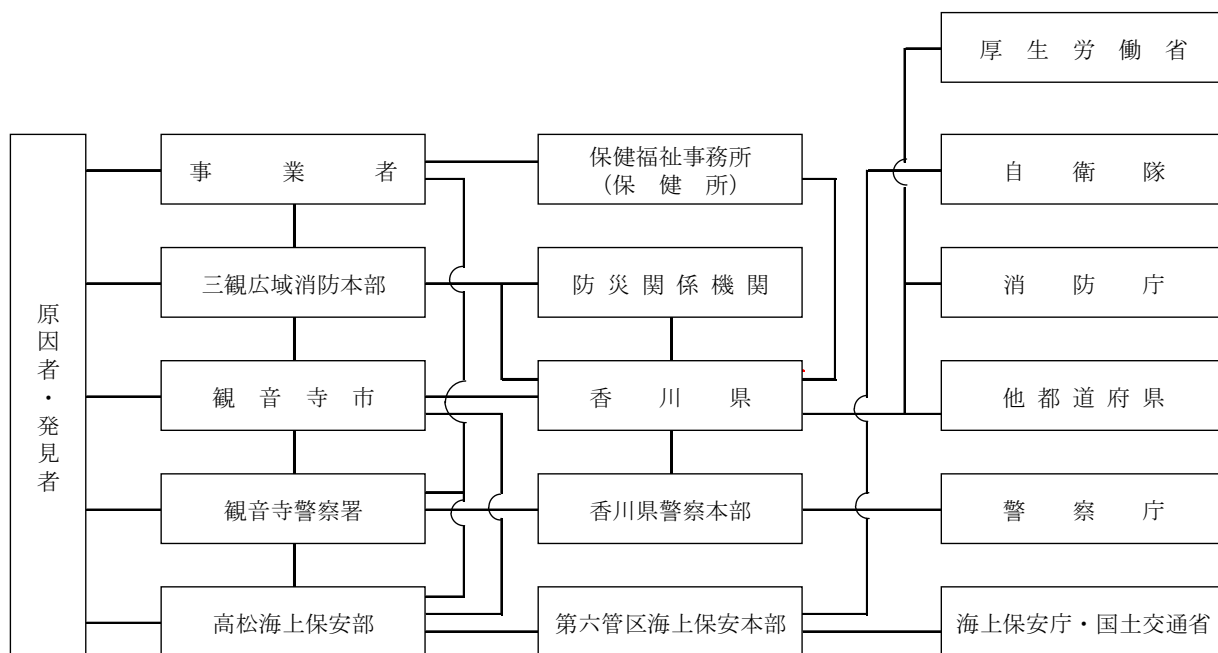
1 石油類等危険物



2 高圧ガス、火薬類



3 毒物・劇物



7-6 毒物劇物製造所等の地震対策指針

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

1 予防計画

第1 組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

第2 作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

第3 施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

2 応急対策

第1 応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備
- (5) 応急用資機材による措置
 - ア. 除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
 - イ. 消火用機器による火災の拡大阻止
 - ウ. 救急資機材による負傷者の救済
- (6) その他必要な措置

第2 情報の伝達に関すること。

(1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。

(2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第3 避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第4 その他地震防災応急対策に関すること。

8-1 雨量観測所

雨量観測所名	所在地	種 別	観測機関	電話番号
観音寺雨量観測所	観音寺市坂本町	テ レ メ ー タ	西讃土木事務所	0875-25-1001
栗 井 〃	〃 栗井町	〃	栗井ダム管理事務所	0875-57-1255
五 郷 〃	〃 大野原町有木	〃	五郷ダム管理事務所	0875-54-2132
曼 陀 〃	〃 〃	〃	〃	〃
豊 浜 〃	〃 豊浜町和田浜	〃	西讃土木事務所	0875-25-1001

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画書)

8-2 香川用水関係雨量観測所

雨量観測所名	所在地	種 別	観測機関	電話番号
井関観測所	観音寺市大野原町井関	自記	香川用水土地改良区	087-822-0155

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

8-3 水位観測所

量水標名称	河川名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	位 置	種別	観測機関
稲積橋	財田川	2.2	3.0	観音寺市村黒町	テレメータ	西讃土木事務所
江藤橋	財田川	2.7	4.0	三豊市豊中町本山乙	〃	〃
長瀬橋	〃	1.2	1.9	〃 山本町財田西	〃	〃
我久橋	〃	1.9	2.9	〃 財田町財田上	〃	〃
豊 橋	一の谷川	2.5	2.85	観音寺市観音寺町	〃	〃
流岡橋	〃	0.8	1.0	〃 流岡町	〃	〃
黒渕橋	柞田川	2.2	2.8	〃 柞田町	〃	〃
木之郷橋	〃	1.4	2.0	〃 木之郷町	〃	五郷ダム管理事務所
井 関	〃	0.6	1.3	〃 大野原町井関	〃	〃
落 合	〃	1.0	1.8	〃 〃 〃	〃	〃
丸井橋	栗井川	1.3	1.8	〃 〃 丸井	〃	栗井ダム管理事務所
海老済	海老済川	1.1	1.6	〃 〃 海老済	〃	五郷ダム管理事務所
有 木	前田川	0.8	1.2	〃 〃 有木	〃	〃

危機管理型水位計 ※洪水時の観測に特化した水位計

量水標名称	河川名	観測 開始水位	氾濫 開始水位	位 置	種別	観測機関
古 川	一の谷川	-1.16	堤防天 端	観音寺市古川町	テレメータ	西讃土木事務所
吾妻橋	白坂川	-1.70	〃	〃 豊浜町	〃	〃
関谷橋	四方堂川	-1.50	〃	〃	〃	〃

※観測開始水位は、氾濫開始水位を 0mとした場合の水位（マイナス表示）

（出典：令和2年度 観音寺市水防計画書）

8-4 潮位観測所

潮位観測所	港湾名	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位置	種別	観測機関
観音寺港	観音寺港	2.3	2.6	観音寺市観音寺町	テレメータ	西讃土木事務所

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画書)

8-5 風向風速観測所

風向風速観測所名称	位置	種別	観測機関
三豊合同庁舎観測所	観音寺市坂本町	テレメータ	西讃土木事務所

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

8-6 震度観測点

【地震情報で用いる香川県内の震度観測点】

(令和元年10月1日現在)

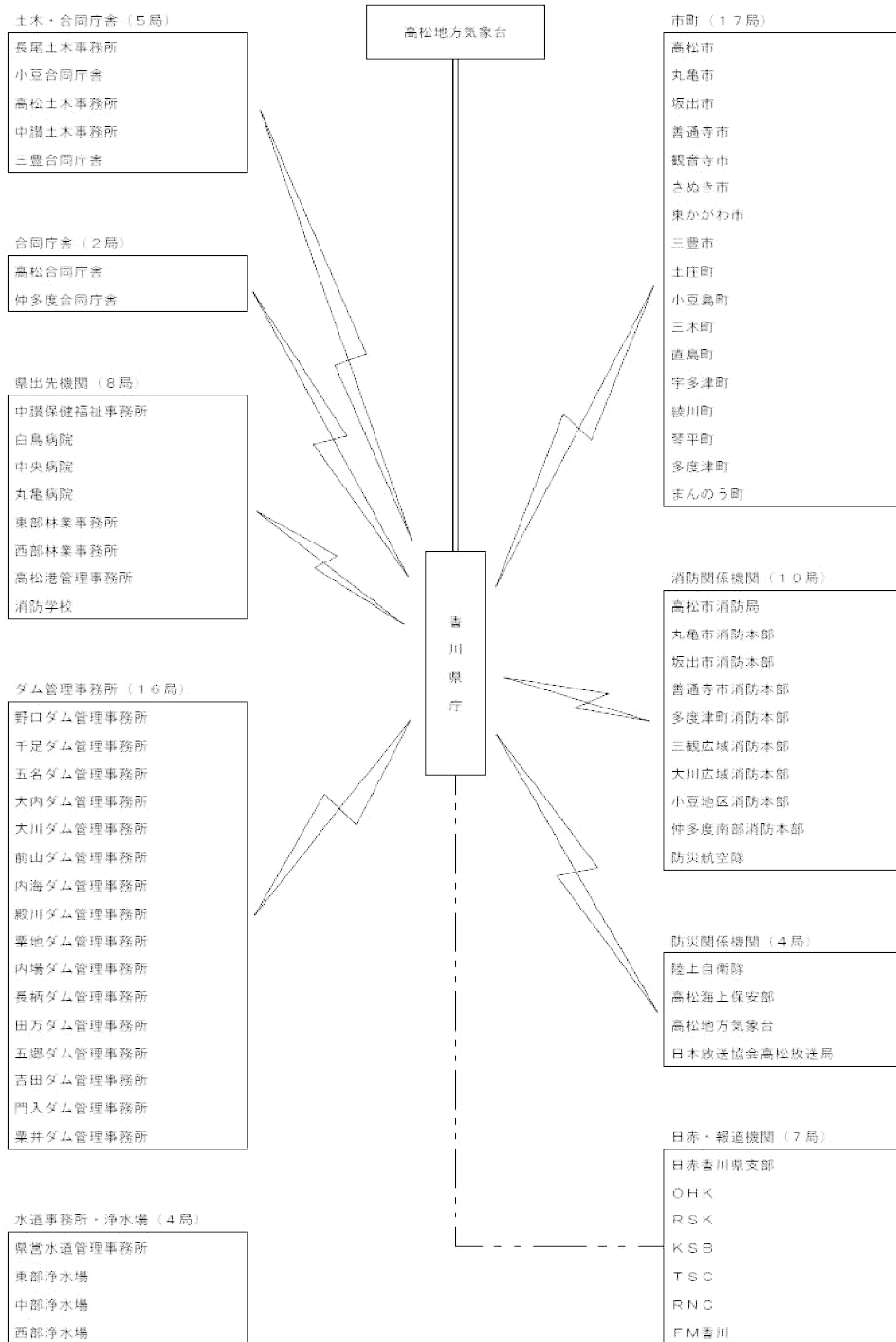
地域名称	市町名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県西部	観音寺市	観音寺市坂本町	観音寺市坂本町 1-1-1
〃	〃	**観音寺市瀬戸町	観音寺市瀬戸町 4-2-11
〃	〃	*観音寺市大野原町	観音寺市大野原町大野原 1260-1 (観音寺市大野原支所)
〃	〃	*観音寺市豊浜町	観音寺市豊浜町和田浜 1531-1 (観音寺市豊浜支所)

(注) 観測地点名称に*印のついている観測点は地方公共団体、**印のついている観測点は独立行政法人防災科学研究所の震度観測点である。

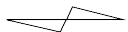
(出典：香川県地域防災計画参考資料)


8-7 防災行政無線による気象情報等伝達系統

6-7 防災行政無線による気象情報等伝達系統



凡例

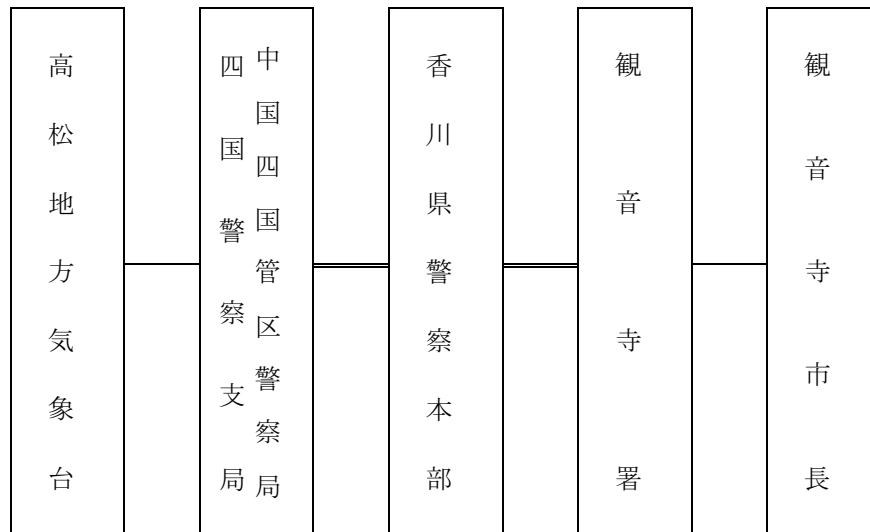
衛星回線による一斉指令 (音声・FAX) 

気象情報伝送処理システム 

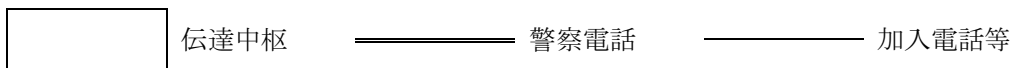
専用線による順次同報 (FAX) 

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

8-8 津波警報受信伝達系統表



凡例



(令和元年6月末現在)
(出典：香川県地域防災計画参考資料)

8 - 9 土砂災害対策雨量基準

【急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準】

	前日までの連続雨量が 100mm 以上であった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm であった場合	前日までの降雨がない場 合
第1警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を超 えたとき	当日の日雨量が 80mm を超 えたとき	当日の日雨量が 100mm を超 えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を超 え、時間雨量 30mm 程度の 強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80mm を超 え、時間雨量 30mm 程度の 強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100mm を超 え、時間雨量が 30mm 程度 の強雨が降り始めたとき

【土石流対策雨量基準】

区 分	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日 雨 量	150 mm以上	200 mm以上
6時間雨量	120 mm以上	180 mm以上
4時間雨量	100 mm以上	150 mm以上
2時間雨量	70 mm 以上	100 mm以上
1時間雨量	50 mm 以上	60 mm 以上

8-10 土砂災害と前兆現象の種類一覧

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じり出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする 	
嗅覚	<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 	—	—	

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

8-11 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。



















用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 
	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂  
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる    
	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂  	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる   
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂   	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 傾く 倒れる  

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) この表中のイラストは、DATS（Damage Assessment Training System）の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注5) なお、図は特定の構法（在来軸組木造）を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

8-12 注意報・警報の基準

(別表1) 大雨注意報基準

令和2年8月6日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西讃	観音寺市	9	85

(別表2) 大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西讃	観音寺市	15	117

(別表3) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予 報による基準
西讃	観音寺市	財田川流域=18.8 竿川流域=4 一の谷川流域=4.5 柞田川流域=12.5 唐井手川流域=4.8 吉田川流域=6.1 粟井川流域=4.9 大池川流域=4.9	竿川流域= (7, 3.2) 一の谷川流域= (7, 3.6) 吉田川流域= (7, 4.9)	—

(別表4) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予 報による基準
西讃	観音寺市	財田川流域=23.6 竿川流域=5.1 一の谷川流域=5.7 柞田川流域=15.7 唐井手川流域=6 吉田川流域=7.7 粟井川流域=6.2 大池川流域=6.2	竿川流域= (7, 4.5) 一の谷川流域= (7, 5.1) 吉田川流域= (7, 6.9)	—

(別表5) 高潮警報及び注意報

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	潮位	
		警報	注意報
西讃	観音寺市	2.6m	2.3m

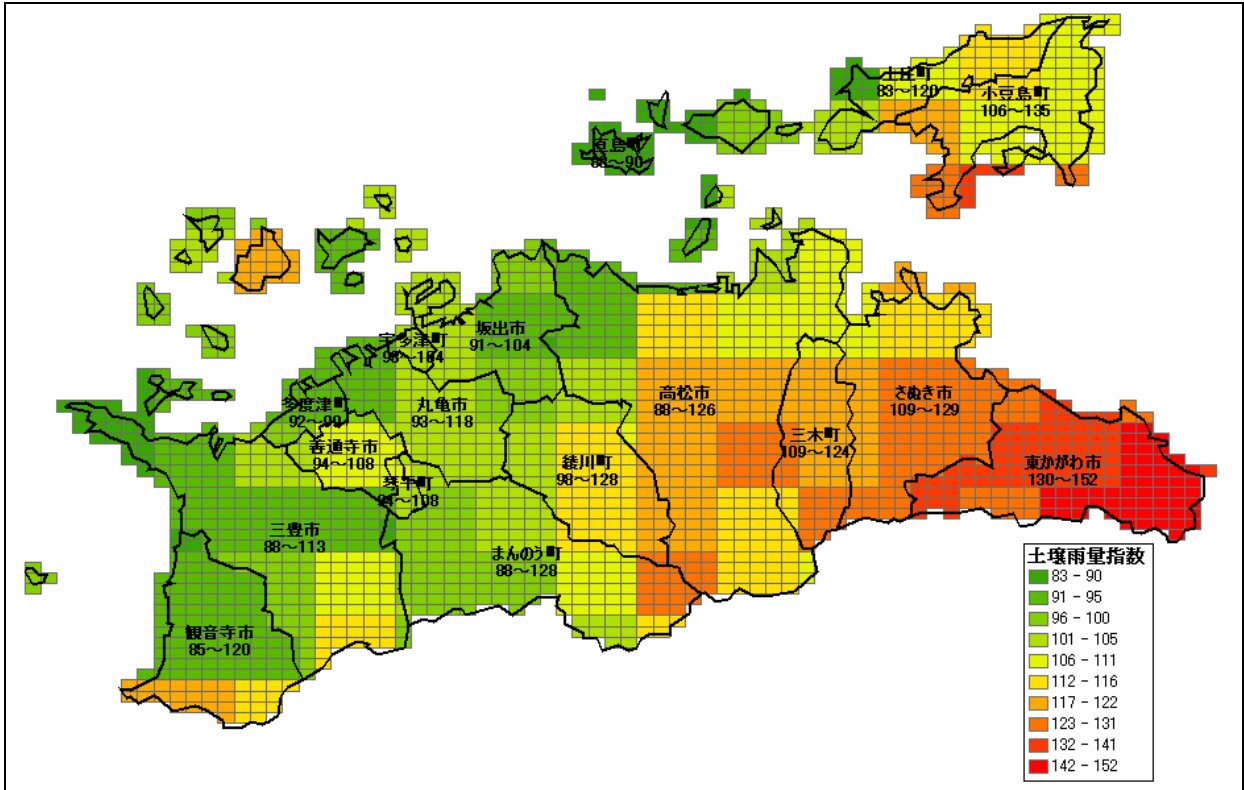
【備考】

1. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
2. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する
3. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる
4. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、別表1及び2の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
5. 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
6. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
7. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
8. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
9. 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

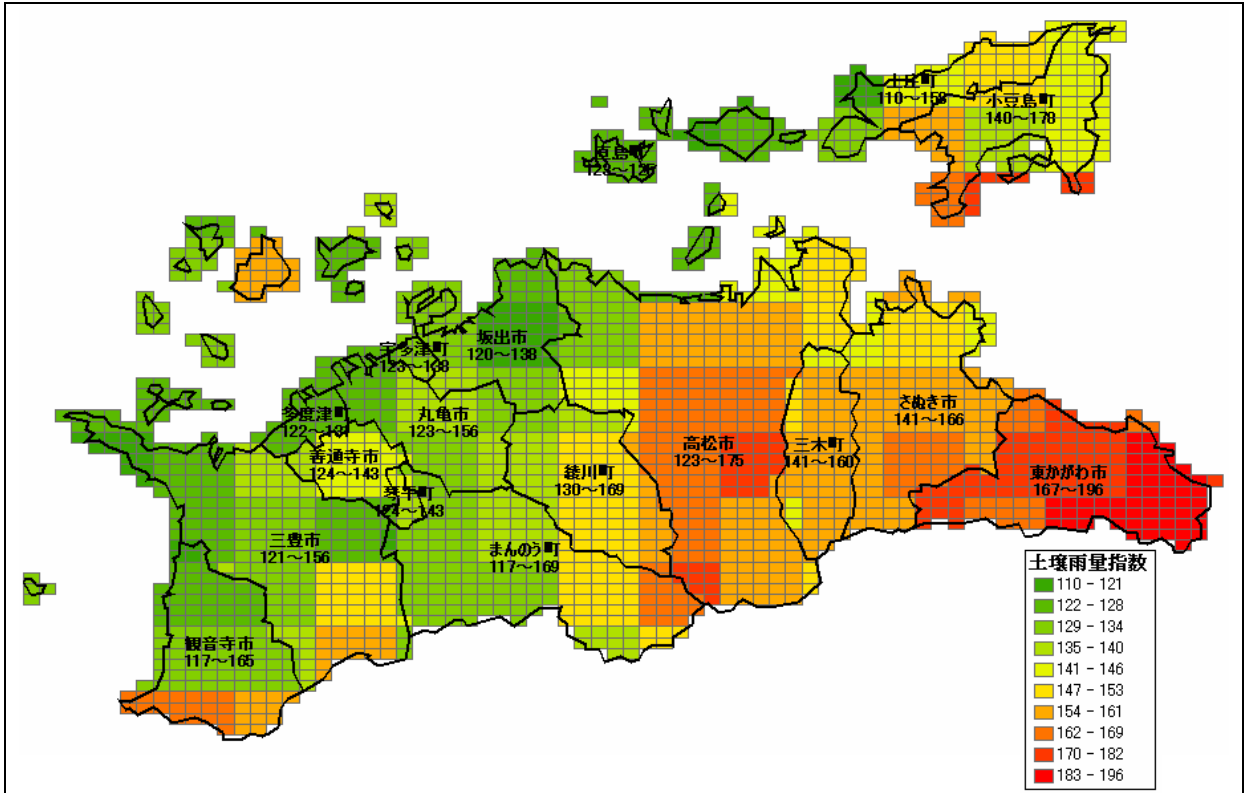
（出典：香川県地域防災計画参考資料）

8-13 土壤雨量指数基準〔1Km 格子〕

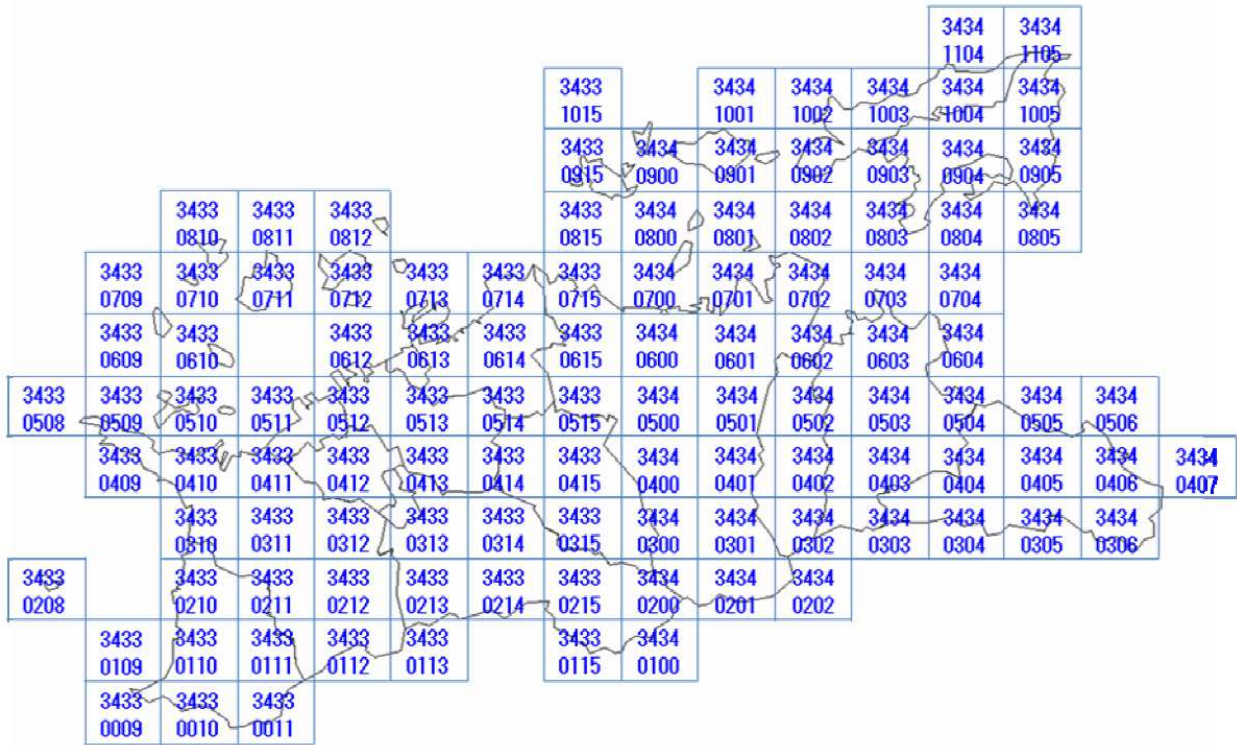
【大雨注意報基準】



【大雨警報基準】



8-14 土砂災害警戒情報対象範囲 (5km×5km 格子)



8-15 土砂災害警戒情報監視基準

格子番号 60分雨量	3433 0009	3433 0010	3433 0011	3433 0109	3433 0110	3433 0111	3433 0111	3433 0208	3433 0210	3433 0210	3433 0211	3433 0211	3433 0310	3433 0310
0	247	245	234	193	193	196	207	200	190	202	190	201	176	187
1	247	245	234	193	193	196	207	200	190	202	190	201	176	187
2	247	245	234	193	193	196	207	200	190	202	190	201	176	187
3	247	245	234	193	193	196	207	200	190	202	190	201	176	187
4	247	245	234	193	193	195	207	200	190	202	190	201	176	187
5	247	245	234	193	193	195	206	200	190	201	190	201	175	187
6	247	245	234	192	192	194	206	200	190	201	189	200	175	186
7	247	245	233	191	191	194	205	200	189	200	189	200	174	185
8	247	244	233	190	190	192	204	199	188	200	188	199	173	184
9	247	243	232	189	189	191	203	199	187	199	187	198	172	183
10	247	242	231	187	187	190	201	198	186	197	186	197	171	182
11	247	241	231	186	186	188	200	198	185	196	184	196	169	181
12	246	240	230	184	184	186	198	197	183	195	183	195	168	179
13	246	238	228	182	182	185	197	196	181	193	182	193	166	178
14	245	237	227	180	180	183	195	195	179	191	180	192	164	176
15	245	235	226	178	178	181	193	193	177	189	178	190	162	174
16	244	233	225	176	176	179	191	192	175	187	177	188	160	172
17	243	231	224	174	174	177	190	190	173	185	175	187	157	170
18	243	229	222	172	172	175	188	189	170	183	173	185	155	167
19	242	227	221	169	169	174	186	187	168	180	171	183	152	165
20	241	225	220	167	167	172	185	185	165	178	169	181	150	163
21	239	222	219	165	165	171	183	183	162	175	167	180	147	160
22	238	220	218	163	163	169	182	181	159	172	165	178	144	157
23	237	218	217	161	161	168	181	179	156	169	163	176	141	155
24	235	216	215	158	158	166	180	177	153	166	161	173	137	152
25	233	213	214	156	156	165	178	174	149	163	158	171	134	148
26	231	211	213	153	153	164	177	172	145	160	156	169	130	145
27	229	209	211	151	151	162	176	169	141	156	153	167	125	141
28	226	207	210	148	148	161	174	166	137	152	151	164	123	138
29	223	204	208	144	144	159	173	162	133	148	147	161	123	133
30	220	201	206	141	141	157	171	158	133	143	144	158	123	130
31	216	198	204	137	137	155	170	154	133	141	141	155	123	130
32	212	195	201	135	135	153	168	149	133	141	137	152	123	130
33	208	191	198	135	135	150	165	143	133	141	133	148	123	130
34	202	186	195	135	135	147	163	140	133	141	133	144	123	130
35	197	180	192	135	135	143	160	140	133	141	133	140	123	130
36	190	173	188	135	135	139	157	140	133	141	133	140	123	130
37	183	171	184	135	135	137	153	140	133	141	133	140	123	130
38	174	171	179	135	135	137	149	140	133	141	133	140	123	130
39	172	171	174	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
40	172	171	168	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
41	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
42	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
43	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
44	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
45	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
46	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
47	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
48	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
49	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
50	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
51	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
52	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
53	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
54	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
55	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
56	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
57	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
58	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
59	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130
60	172	171	163	135	135	137	144	140	133	141	133	140	123	130

8-16 特別警報の基準

現象の種類	特別警報の発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※1※2	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
地震 地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける。)	
火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※2
高潮		高潮になると予想される場合※2
波浪		高波になると予想される場合※2

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(出典：気象庁ホームページ)

1. 雨を要因とする特別警報の指標(※1)

①又は②いずれかを満たすと予想され、且つ更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

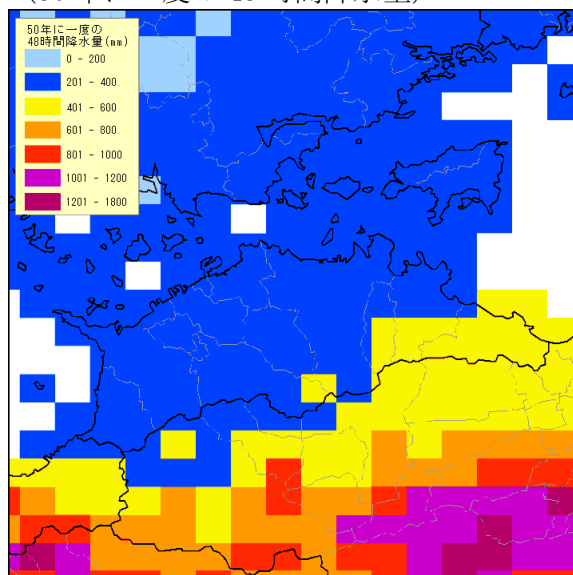
②3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする)。

■50年に一度の値

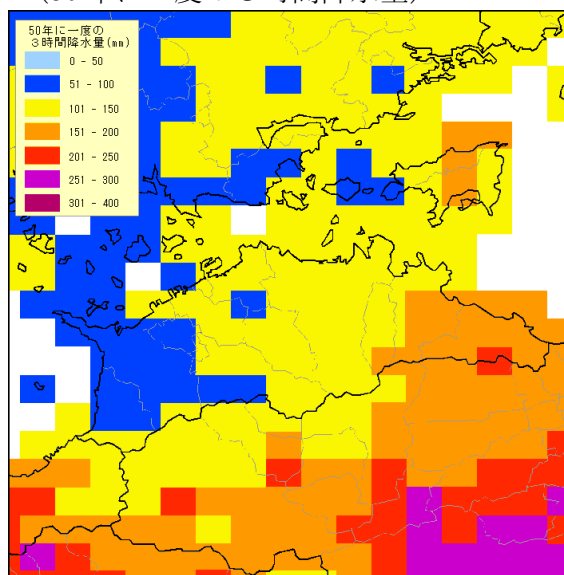
市町等を まとめた地域	市町等	50年に一度の値			警報基準
		R48	R3	SWI	SWI
西讃	観音寺市	312	102	191	117

(注) 1 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R3：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)。
2 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

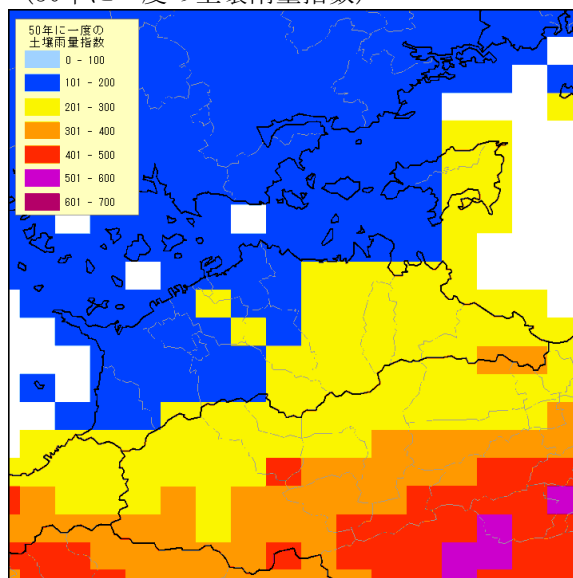
(50年に一度の48時間降水量)



(50年に一度の3時間降水量)



(50年に一度の土壌雨量指数)



2. 台風を要因とする特別警報の指標 (※2)

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

また、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

9-1 消防本部現勢

平成31年4月1日現在

区分 組合名	消防本部名 当該市町・組合の条例による名称	面積(k m ²) H30.10.1 現在	住民基本台帳 (H31.3.31 現在)		署所数		消 防 職 員											
			人口 (人)	世帯数 (世帯)	消 防 署 数	分 遣 所 数	分 署 ・ 出 張 所	実 員										条 例 定 数
								消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 指 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	そ の 他 職 員	計	
三観広域 行政組合	三観広域行政組合 消防本部	340.54	125,950	51,245	2	3		1	6	14	37	50	22	37	3	170	190	

区 分 組合名	自 動 車 B 1 以 上	普 通 消 防 ポ ン プ	自 動 車 B 1 以 上	水 槽 付 消 防 ポ ン プ	消 防 自 動 車 付	は し ご 付	消 防 自 動 車	屈 折 は し ご 付	大 型 高 所 放 水 車	泡 原 液 搬 送 車	化 学 消 防 車	救 急 自 動 車	救 助 工 作 車	指 揮 車	林 野 火 災 工 作 車	電 源 ・ 照 明 車	付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	動 力 ポ ン プ 小 型	そ の 他 の 車	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	自 動 二 輪 車	水 槽 車	支 援 車	人 員 搬 送 車	そ の 他 の 車 両	
三観広域 行政組合		7		2	2						1	7	2	3							5	5		1			1	

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-2 消防団現勢

平成31年4月1日現在

区分 市名	分 団 数	消 防 団 員									条 例 定 数	自 動 車 B 1 以 上	普 通 消 防 ポ ン プ	自 動 車 B 1 以 上	水 槽 付 消 防 ポ ン プ	化 学 消 防 車	指 揮 車	積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付	ポ ン プ 其 他 小 型 動 力	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	水 槽 車	そ の 他 の 車 両
		実 員																						
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計															
観音寺市	22	1	4	29	22	32	106	488	682	713	20						5	4	1					

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-3 消防水利の現況

平成31年4月1日現在

区分 市名	合 計 (A) ～ (F) の 計	消 火 栓			防 火 水 槽												井 戸			そ の 他
		計 (A)	公 設	私 設	計				公 設				私 設				計 (F)	公 設	私 設	
					100 m ² 以上 (B)	60～ 100 m ² 未 満 (C)	40～ 60 m ² 未 満 (D)	20～ 40 m ² 未 満 (E)	100 m ² 以 上	40～ 100 m ² 未 満	20～ 40 m ² 未 満	20～ 40 m ² 未 満 (E)	100 m ² 以 上	40～ 100 m ² 未 満	20～ 40 m ² 未 満	20～ 40 m ² 未 満 (E)				
観音寺市	2,222	1,984	1,984		1	17	148	52		14	133	46	1	3	15	6	20		20	83

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

平成31年4月1日

区分 組合名	消防・救急業務用無線局（局数）					電 話				
	固定局	基地局	移 動 局		合計	消防機関にあたるもの				
			陸 上 移動局	携帯局		計	火災報知 専用電話	消防電話	加入電話	合計
三観広域 行政組合	—	2	149	0	149	151	2	18	43	63

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-5 防災資機材保有状況

品名		倉庫名	南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊田水 防倉庫	豊浜防 災倉庫	合計
鎌類	は ら い 鎌				15			5	20
	鎌		15		145				160
斧類	片 手 お の		14		2			1	17
	木 わ り		3		1				4
道具類	番線切(クリッパー)		1		13				14
	ペ ン チ				10				10
	金 槌				9				9
	の こ (片 刃)		8		41				49
	シ ノ				20				20
	か け 矢		4		29			3	36
	タ コ ヅ チ				8				8
	ジ ョ ウ レ ン (竹)				9				9
	ジ ョ ウ レ ン (プ ラ ス チ ッ ク)				143				143
	ス コ ッ プ		14		420			14	448
	刃 口		3		30				33
	つ る は し		1		12				13
	鉄 熊 手				3				3
	竹 ひ き ノ コ				9				9
	ポ リ 缶				20			20	40
	バ ケ ツ			90	5				95
	ド ラ ム 缶			4					4
	鉄 ハ ン マ ー				10			2	12
	ジ ョ ウ レ ン 鋏				10			1	11
か な				2				2	
ロープ類	ロ ー プ (赤)				10				10
	標識ロープ(12mm×200m)							7	7

品名		倉庫名	南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊田水 防倉庫	豊浜防 災倉庫	合計
鉄線類	番 線 (5 0 K)				5				5
	針 金 (5 0 K)								0
	金 網 (3 0 m)								0
照明具	メタルハライド投光機				5				5
	LED 防水型投光器				5				5
	バルーン型 LED 投光器				5				5
	発 電 機				14				14
杭類	鉄 杭 (大)		4		28				32
	鉄 杭 (小)		13		36			30	79
	鉄杭(1.5m無色)				30				30
	鉄杭(1.5m黄色)				66				66
	丸 鉄 パ イ プ				8				8
	杉 丸 太 (6 m)			5					5
	杉 丸 太 (3 m)			120					120
	杉 丸 太 (2 m)			300					300
	杉 丸 太 (1 m)			10		30			40
	竹 杭 (2 m)								0
	竹 杭 (1.5 m)			310					310
	竹 杭 (0.8 m)			50					50
木 杭 (0.7 m)			10				250	260	
吠類	ビニール土納袋	2,400			3,000			1,800	7,200
	ビニール土納袋(1トン)				30				30
	ビニールシート(10×10)				4				4
	ビニールシート(5.4×7.2)				11				11
	ビニールシート(5.4×3.6)				30				30
	UV シルバーシート(10×10)				4				4
	T マ ッ ト		2		2				4
	Tマット用(エンビ)シュート		3		3				6

品名	倉庫名	南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊田水 防倉庫	豊浜防 災倉庫	合計
	その他	月の輪工法用樋(塩ビ)		3				
月の輪工法用樋(木製)			3					3
防火水槽表示ボール			20					20
式 台 一 式				1		1		2
訓 練 用 看 板 類				1	1	3		5
一 輪 車				2				2

(出典：令和2年度 観音寺市水防計画)

9-6 水防倉庫等一覧

No.	水防管理団体	対象河川	設置箇所			構造	摘要
			市	大字	小字		
1	観音寺市	財田川	観音寺市	本大	江藤	平屋建	西讃土木事務所管内
2	〃	〃	〃	茂木	五丁目	〃	〃
3	〃	柞田川	観音寺市 大野原町	大野原	辻南	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	雉子畑	〃	〃
5	〃	白坂川	観音寺市 豊浜町	和田浜	高須賀	鉄骨平屋建	〃

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-7 河川防災ステーション

名称	管理者	所在地	備蓄資材・施設
財田川河川防災ステーション	西讃土木事務所 観音寺市	観音寺市 流岡町	土砂 2,100 m ³ 仮設ブロック 260 個 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式その他

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

9-8 火災気象通報基準

通報基準	
1	実効湿度が 60%以下で最小湿度が 35%以下となり、最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
2	平均風速が 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし降雨、降雪中は通報しない。

【はじめに】

このマニュアルは、震災発生時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、あらかじめ以下の事項について整備し、消防団員に対する安全を確立させるものである。

この「消防団震災対応マニュアル」では、東北の悲劇を教訓とし、全ての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則としている。

また、即座に消防活動に携わることができないことを前提に、その状況から判断する行動や、組織としての活動を地域の実情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

第1 家庭内における震災対策

1 平常時の対策

家族の安全を確保し、消防団活動に安心して従事できるよう、平素より、家庭内における地震対策を徹底しておくこと。

(1) 非常持出品を準備しておく。

家族3日分の食料・飲料水・救急薬品、懐中電灯、乾電池、ティッシュ、タオル、下着類、マッチ、ローソク、軍手、ナイフ、缶切りなど。

(2) 大型家具（タンス類、冷蔵庫、テレビ など）の固定をしておく。

(3) 廊下や階段の整理整頓をしておく。

(4) 家屋の耐震診断を実施し、必要に応じて補強しておく。

(5) 家族の所在を常に明確にしておき、非常時の参集場所、方法を確認しておく。

(6) 家庭用防災用品を整備し、取扱訓練をしておく。

(7) 避難経路を確認しておく。

第2 消防団活動における震災対策

1 平常時の対策

(1) 3日間程度は団指揮本部や分団活動拠点で活動できるよう、必要な物資を備蓄しておく。

食料・飲料水・救急薬品、携帯ラジオ、雨具、懐中電灯、乾電池、ティッシュ、タオル、下着類、マッチ、ローソク、軍手など。

(2) 常に所在を明確にしておく。

(3) 常に最新の災害情報が得られるようにしておく。（ラジオ、メモ帳、筆記用具の携帯）

(4) 連絡手段を複数確保する。（携帯電話、無線など）

(5) 団員の連絡網を整備し、複数の連絡手段を検討しておく。

(6) 車両や資機材の管理、保守点検を実施しておく。

2 災害に即応できる知識・技術の習得

(1) 管轄地域の地理、消防用水利、危険要素を調査把握しておく。

（例）道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山・崖くずれの危険個所、想定津波浸水地域など。

(2) 避難場所、避難経路、危険個所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法の研究訓練をし

ておく。

(例) 広域避難場所への避難時間、山腹崩壊の危険箇所、ブロック塀、落下物など。

- (3) 消防用資機材、救助用資機材の取扱い訓練を反復実施しておく。

(例) 可搬ポンプ、ゴムボート、投光器など。

- (4) 応急救護、救助方法の研修と反復訓練をしておく。

(例) 震災時における救助活動を場面ごとに訓練し、場面にあった救出方法を検討する。

- (5) 消防団員として必要な応急手当（止血、人工呼吸、心肺蘇生）の知識・技術の習得に努める。
(普通救命講習の受講)

3 指揮命令系統の確保

- (1) 自己の職の第2、第3代理者を決めておく。

代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。また、自主防災組織の一員となっている者は、可能な限り消防団員としての職務を優先させることとする。（自主防災組織には属さないようにする。）

① 消防団員の階級及び職務

団長	団長は、団員を指揮監督し、消防団の事務を統括する。
副団長	副団長は、団長を補佐し、団長に事故がある時、又は欠けたときは、あらかじめ団長の定める順序に従い、その職務を代理する。
方面隊長	方面隊長は、上司の指揮監督の下に方面隊を指揮監督し、方面隊の事務を統括する。
分団長	分団長は、上司の指揮監督の下に分団員を指揮監督し、分団の事務を統括する。
副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故ある時、又は欠けたときは、その職務を代理する。
部長	部長は、上司の指揮監督の下に所属の団員を指揮監督し、担当事務を処理する。
班長	班長は、上司の指揮監督の下に所属の団員を指揮監督し、担当事務を処理する。
団員	上司の命を受け、その職務に従事する。

4 長期活動に耐え得る精神力、体力の養成と維持

同時多発火災、地震・津波による人命検索活動、要員不足などの悪条件下での活動が予想されるため、常に次のとおり備えておく。

- (1) 特殊な精神状態と極度の緊張の中でも冷静沈着に活動、指揮命令できる精神力を養う。
(2) 健康管理の徹底と体力の養成、維持に努める。

5 地域において

- (1) 地域の特性を知り、危険箇所等の調査把握をしておく。
(2) 自主防災組織や自衛消防隊との連携を図り、避難誘導などに対する打合せ、合同訓練などを行う。
(3) 初期消火、応急救護などの防災知識、防災意識の普及啓発のリーダーとなる。

第3 防災マップ等の把握

地震発生時の消防団活動にとって被害想定を事前に把握しておくことが重要であることから、観音寺市防災マップの被害状況や避難経路等を把握しておく他、以下の内容について把握しておくこと。

- 1 観音寺市における最大津波高 (別紙参照)
- 2 地震発生からの津波到達時間 (別紙参照)
- 3 緊急避難場所の把握
- 4 避難路の把握
- 5 その他必要事項
 - (1) 海岸から緊急避難場所までの避難に要する予想時間
 - (2) 要配慮者等の重要施設箇所
 - (3) 火災の拡大が特に危惧される場所等

第4 地震発生時の初動対応

1 観音寺市消防団の行動原則

- (1) 自己の安全、家族の安全、職場の同僚の安否確認(勤務先の被害)を最優先し、安全が確認されたならば、所属分団屯所に参集する。ただし、津波警報発令時は、最寄の標高の高い分団屯所に参集する。

団長、副団長は、団指揮本部(災害対策本部)へ参集する。

- (2) 拠点施設、車両、資機材の被害状況を把握し、団指揮本部へ報告する。
- (3) 団員の参集状況を把握する。
- (4) 参集状況により部隊編成し、出動可能隊を決定する。
- (5) 態勢が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
- (6) 出動する際は、活動服、ヘルメット、安全靴(長靴)、皮手袋、通信用無線機、その他防寒着等必要な装備品を装備する。また、団指揮本部、テレビ、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、隊員の生命に危険がおよぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、団指揮本部へ報告すること。

2 活動拠点への参集途上の行動

- (1) 参集にあたっては、家族に連絡先、連絡方法、避難場所等、参集後の措置等必要な事項を指示した後、参集する。
- (2) 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、徒歩又は自転車、バイクなどを使って参集する。
- (3) 参集にあたっては、周辺の被害状況の確認、把握(火災、家屋の倒壊、交通傷害等)に努め、その状況を上級階級者に報告を入れ、図上や黒板に書き込みをすることとする。また、緊急性のあるものについては、直接、災害対策本部へ連絡する。
- (4) 参集することが困難な場合には、その旨を上級階級者に連絡し、併せて、連絡先についても伝達する。
- (5) 道路状況などにより、定められた場所に参集することができない場合は、津波が予測されていない最寄りの避難所に参集し、そこでの活動にあたる。
- (6) 参集途上において、火災、人身事故に遭遇したときは、付近住民を指導するなどして、初期消火、救出救護活動を行う。
 - ① 自力で消火可能と判断したときは、付近住民を指揮し、積極的に消火活動を行う。
 - ② 自力で消火不可能と判断したときは、付近住民に可能な範囲で消火活動を行うよう指示をし、拠点に急行してポンプ車等による消火活動に移行する等の措置をとる。
 - ③ 要救助者のいる現場に遭遇した場合には、二次災害に注意し、付近住民と協力して救出する。

第5 消防団の活動と安全管理

1 全般的事項

(1) 団指揮本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間(または時刻)を判断し、団員に伝達する。

・関係機関連絡先

三観広域行政組合 南消防署	0875-(24)-2119
観音寺警察署	0875-(25)-0110
観音寺市災害対策本部	0875-(23)-3940

(2) 原則として、隊(2名以上)として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意すること。

(3) 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。

(4) 隊長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させること。

2 水門等の閉鎖

(1) 水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊(2名以上)で1つの水門等を担当することとし、やむを得ず複数の水門等を担当せざるを得ない場合は、海岸線から高台等に向かって垂直に移動できるよう、退避ルートの設定等に留意すること。津波到達予想時刻の1時間以上前に活動を中止し、退避を優先すること。

(2) 水門等の閉鎖を担当する場合は、水門等の管理者との間で情報伝達等について、別途確認しておくこと。

第6 避難誘導、避難広報等

1 車両と共に活動する場合

避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒すること。また、常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動すること。

2 車両から離れて活動する場合

(1) 原則として、1名は車両で待機し、団指揮本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行うこと。

(2) 車両はできる限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。

(3) 車両から離れて活動する場合は、隊(2名以上)として行動し、無線(トランシーバーを含む。)を携行すること。なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動すること。

① 海面監視

海面監視を消防団が行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、団指揮本部に連絡をする。

② 災害時要配慮者の避難

災害時要配慮者の避難については、災害時要配慮者登録リストを基に地域住民と一緒にあって避難の支援を行う。

第7 地震災害における救助活動等

1 消防団の救助活動

消防団は、自主防災組織と連携し、倒壊した家屋等からの初期の救助活動に努める。また、状況に応じ、消防署と連携した活動を行う。

(1) 火災現場における救助活動

① 情報収集

ア 視認

火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを見て確認する。

イ 聞き込み

付近の人々や避難者から情報を速やかに収集する。

「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」

② 検索活動

ア 内部に侵入した団員の把握。

イ 検索は、常に2名以上が協力して行動する。

③ 救出活動

ア 火災は、時間的経過によって刻一刻と変化し、救出も緊急性を要求される。

イ 救出にあたっては、救助を必要とする者がいかなる状態にあるかを判断する。救出場所は、安全な場所とする。

ウ 重傷者、幼児、災害時要配慮者を優先する。

エ 避難誘導は、安全な場所に短時間に多数の人数を誘導することが原則。メガホン、携帯拡声器等を活用し、冷静、的確な安心感を与えるような方法で誘導する。

(2) 震災現場における救助活動

① 倒壊家屋から簡易な器具等で救出する際の手順

ア 情報収集により要救助者の有無を確認する。

イ 声を掛け、安否の確認を行うとともに元気付けを行う。

ウ 会話ができれば、何かを叩いて音を出させ場所を特定する。

② 救出時の留意事項

ア 活動は、任務を明確にして指揮者の統制化で行う。

イ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する（二次災害の防止）。

ウ 挫滅症候群（クラッシュ症候群）に注意する。（※）

エ 余震または瓦礫を除去することにより、さらに崩壊することがないように必要な措置を行う。

第8 退避ルールと情報伝達手段

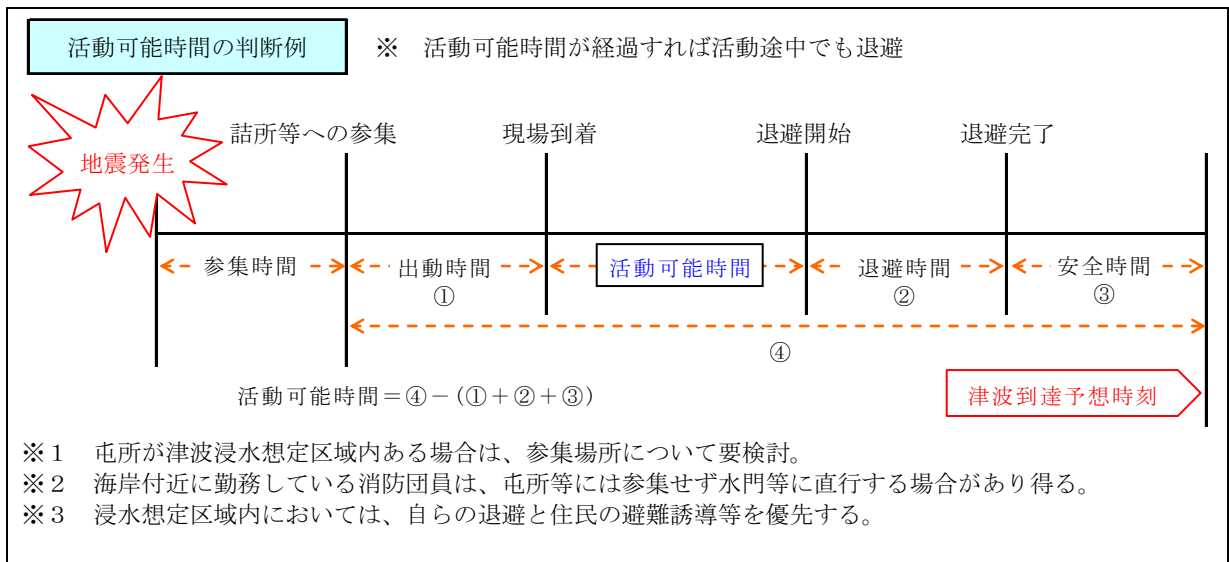
1 退避ルール

(1) 津波警報の発表や避難の指示等があったら、直ちに活動を中止し、高台に避難すること。

(2) 津波注意報が発表されたときは、居住区では避難の必要はありませんが、沿岸部では危険であるため、港、海岸、河口から離れた避難経路を確保した後、活動すること。

(3) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。

(4) 団指揮本部や隊長等は、活動可能時間が終了する前に、退避命令を出すこと。



2 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

(※) 座滅症候群（クラッシュ症候群）とは・・・

身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫された場合、その解放後に起こる様々な症状のことを指し、最悪の場合、死亡してしまう。

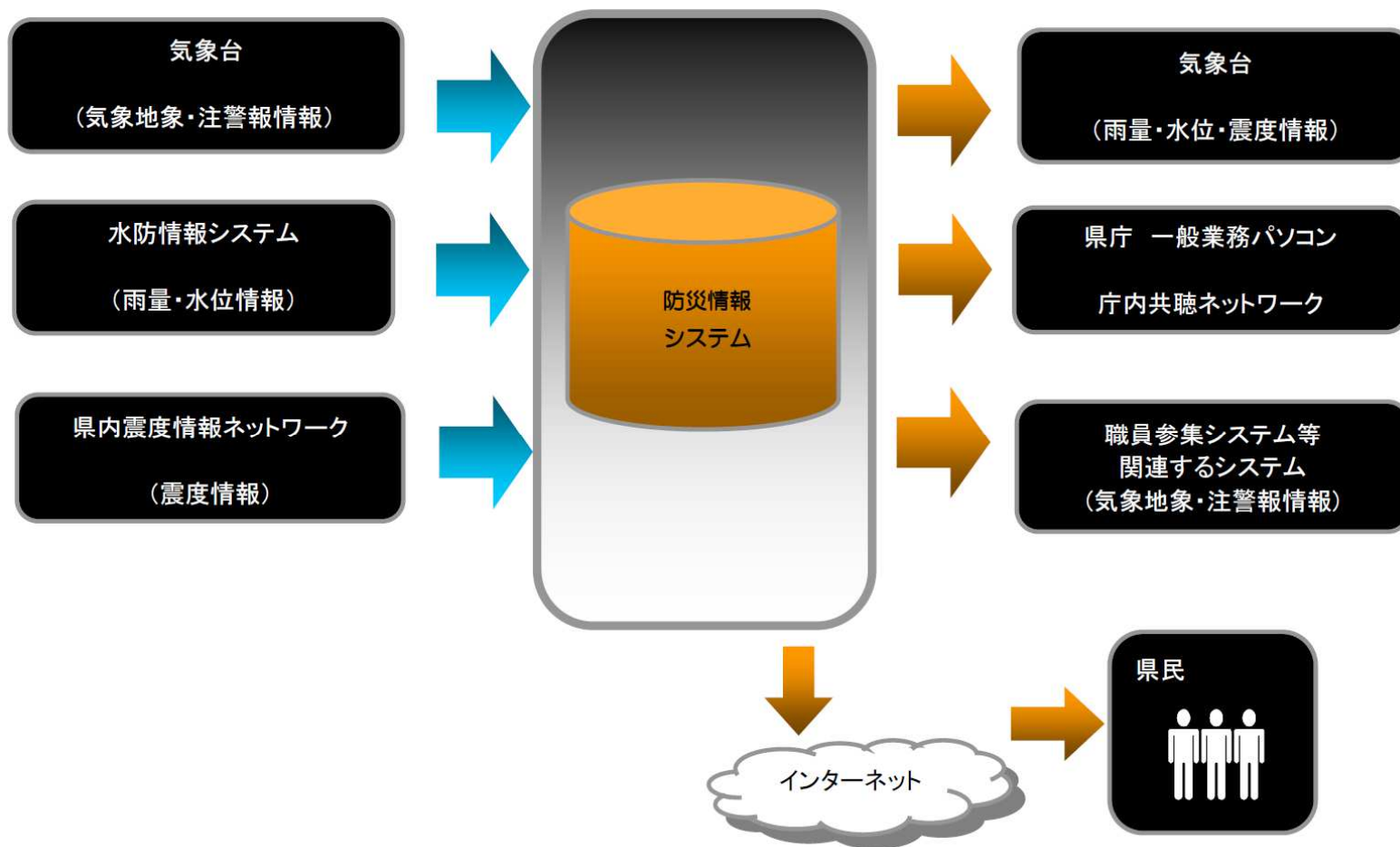
- 【見分け方】**
- ・倒壊家屋の瓦礫や重量家具などに2時間以上挟まれていた。
 - ・挟まれていたところの末梢に麻痺がある。
- この二つがそろえばクラッシュ症候群を疑うことになる。

【治療】 救出時からできるだけ多くの水分を飲ませる。
1時間以内に病院に運べる場合のみ、挟まれていた所の中枢で縛る。

【伝達】 医療関係者に『クラッシュ症候群の疑い！』と確実に伝えること。

10-1 香川県防災情報システム

香川県防災情報システム概念図

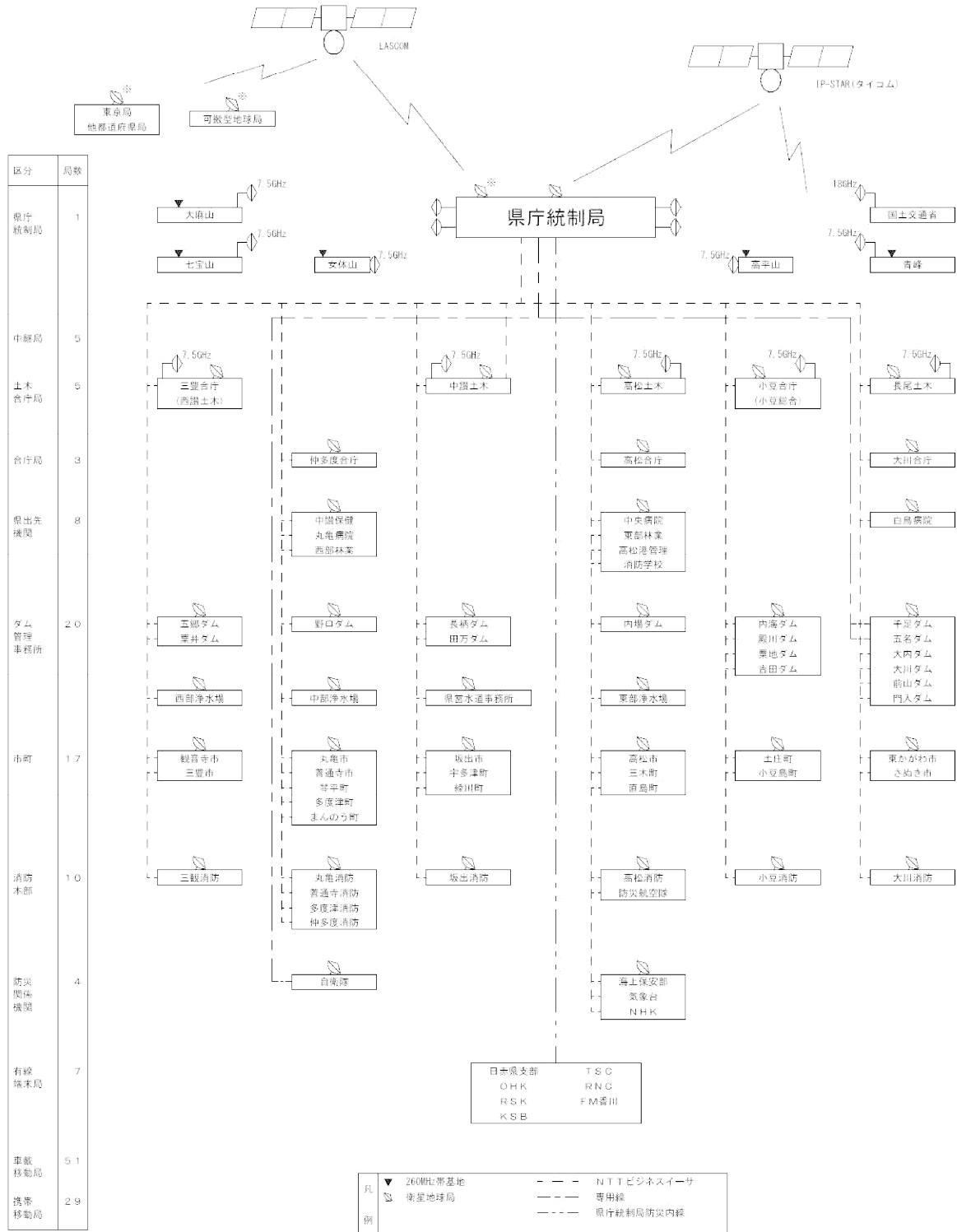


(出典：香川県地域防災計画参考資料)

10-2 香川県防災行政無線施設

香川県防災行政無線システム回線構成図

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

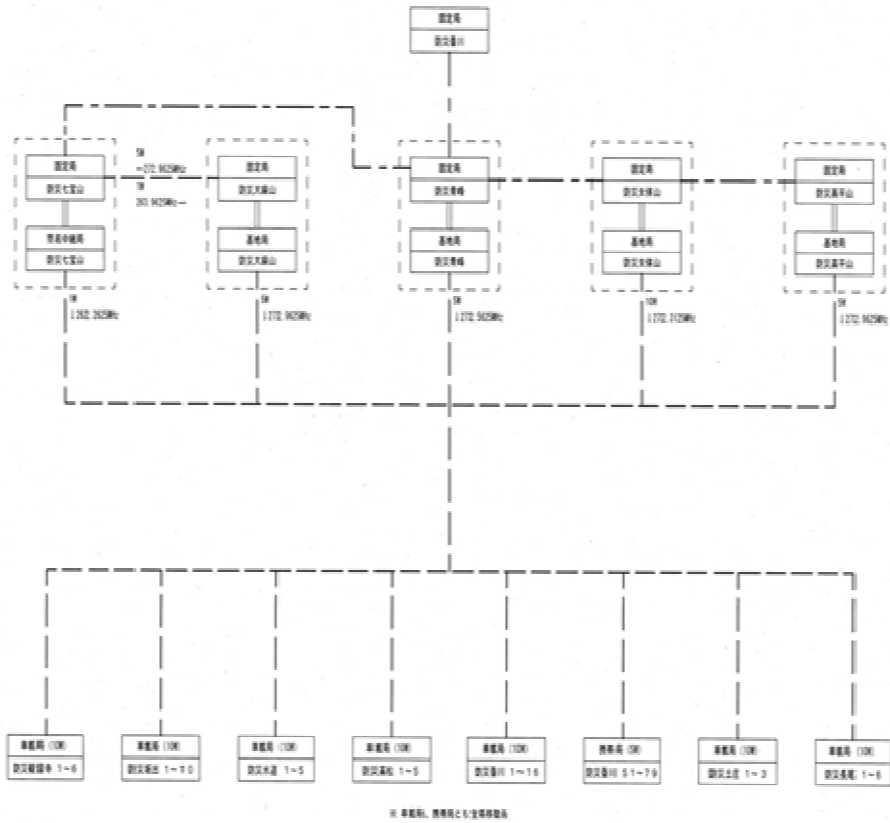


※ 東京局、他都道府県、可搬型地球局と通信できるのは県庁のみ

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

10-3 香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図

香川県防災行政無線（移動系）回線構成図



10-4 市防災無線通信施設

(平成30年3月31日現在)

市名	同報無線						
	整備方法	免許区分	設置場所	局数			
				親局	中継局	同報子局	
						屋外方	戸別式
観音寺市	国土交通省	防災行政用	市役所	1	1	129	18

市名	移動無線												
	整備方法	免許区分	基地局数	中継局数	移動局数								計
					形態別			設置場所別					
					車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共施設	職員宅	消防機関	その他	
観音寺市	単独	防災行政用	1		21	3	48	28			44		72
大野原支所	単独	防災行政用			11	3	30	11			28	5	44
豊浜支所	単独	防災行政用			6	1	16	8			15		23

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

10-5 警察無線局（防災相互通信用無線）

設置場所	所在地	種 別	電 話 番 号
香川県警察本部	高松市番町	固定局 1	(087)833-0110
高松北警察署	高松市西内町	固定局 1	(087)811-0110
高松南警察署	高松市花の宮町	固定局 1	(087)868-0110
坂出警察署	坂出市江尻町	固定局 1	(0877)46-0110
丸亀警察署	丸亀市大手町	固定局 1	(0877)22-0110
善通寺警察署	善通寺市稲木町	固定局 1	(0877)62-0110
観音寺警察署	観音寺市観音寺町	固定局 1	(0875)25-0110
三豊警察署	三豊市高瀬町	固定局 1	(0875)72-0110
高松西警察署	綾歌郡綾川町	固定局 1	(087)876-0110
琴平警察署	仲多度郡琴平町	固定局 1	(0877)75-0110
高松東警察署	木田郡三木町	固定局 1	(087)898-0110
東かがわ警察署	東かがわ市三本松	固定局 1	(0879)25-0110
さぬき警察署	さぬき市志度	固定局 1	(087)894-0110
小豆警察署	小豆郡小豆島町	固定局 1	(0879)82-0110

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

10-6 香川県非常通信協議会所属無線局

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設新高松	19M0D7W	6780MHz	0.08W	固定局	常 山	四国地方整備局	高松市サンポート 3の33 高松サンポート 合同庁舎
	"	19M0D7W	6680MHz	0.8W	"	竜 王	"	"
	"	19M0D7W	6800MHz	0.0063W	"	高 松	"	"
	建設高松	11M5D7W	6600MHz	0.008W	"	屋 島	高松中継所	高松市福岡町 4の26の32
	"	19M0D7W	6640MHz	0.0063W	"	新高松	"	"
	"	19M0D7W	6840MHz	0.8W	"	雲 辺 寺	"	"
	"	13M5G7W	6640MHz	0.01W	"	香 川	"	"
	"	9M00G7W	12.33GHz	0.01W	"	四国・水 資源四国	"	"
	"	13M5G7W	12.33MHz	0.025W	"	水防香川 第2	"	"
	"	13M5G7W	6600MHz	0.005W	"	青 峰	"	"
	建設高松 200	8K50F2D 8K50F3E	371.475 371.4875 371.5 371.5125 371.55 371.5625 371.575 371.5875 371.625 371.6375 371.65 371.6625 371.525 371.5375 371.6 371.6125 371.675 MHz	10W	陸上移動局	基地局	四国地方整備局	高松市サンポート 3の33 高松サンポート 合同庁舎
	建設高松 201	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 202	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 203	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 204	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 205	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 206	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 207	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 208	"	"	"	"	"	"	"
	建設高松 209	"	"	"	"	"	"	"
建設高松 320	"	"	"	"	"	"	"	
建設高松 640	"	"	"	"	"	"	"	
建設高松 641	"	"	"	"	"	"	"	
建設高松 642	"	"	"	"	"	"	"	
建設高松 643	"	"	"	"	"	"	"	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設屋島	11M5D7W	6760MHz	0.008W	固定局	高松	屋島中継所	高松市高松町 字金川測 1413
	建設青峰	5M00G7W	7740MHz	0.013W	"	坂出	本州四国連絡高速 道路株式会社 青峰無線中継所	高松市中山町 1501の189
	"	13M5G7W	6760MHz	0.005W	"	高松	"	"
	建設香川	13M5G7W	6800MHz	0.01W	"	高松	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	"	13M5G7W	12.21GHz	0.05W	"	牟礼	"	"
	建設垂水	13M5G7W	12.21GHz	0.1W	"	普通寺	垂水河川防災 ステーション	丸亀市垂水町 行時地先
	建設香川第3	16K0F2D 16K0F3E	72.03MHz	1W	"	川東	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設普通寺第2	"	71.73MHz	3W	"	常包外4局	普通寺国道維持 出張所	普通寺市稲木町 字川原 56
	建設川東	"	70.32MHz	0.25W 0.25W	"	香川第3 祓川、美合	川東中継所	仲多度郡まんのう町 川東字柚野
	建設祓川	16K0F2D 16K0F3E	71.73MHz	1W	"	普通寺第2	祓川水位観測所	仲多度郡まんのう町 大字羽間字安造田 1841-1地先
	"	"	72.03MHz	0.25W	"	川東	"	"
	建設美合	"	71.73MHz	0.5W	"	普通寺第2 柞野、中通	美合雨量観測所	仲多度郡まんのう町 川東字滝山 681-52
	"	"	72.03MHz	0.01W	"	川東	"	"
	建設財田	"	71.73MHz	3W	"	普通寺第2	財田雨量観測所	三豊市財田町 大字財田地先
	建設常包	"	71.73MHz	1W	"	"	常包水位観測所	仲多度郡まんのう町 炭所西字上常包
	建設炭所	"	"	3W	"	"	炭所雨量観測所	仲多度郡まんのう町 大字炭所東字前畑 3419-4
	建設柞野	"	"	0.5W	"	美合	柞野雨量観測所	仲多度郡まんのう町 造田字西谷 3452-178
	建設中通	"	"	0.025W	"	"	中通水位観測所	仲多度郡まんのう町 中通字名頃地内

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 地 方 整 備 局	建設香川1	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸上移動局	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	香川河川国道事務所	高松市福岡町4の26の32	
	建設香川2	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川51	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川52	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川53	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川54	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川55	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川56	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川57	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川64	"	"	"	"	"	"	"	
	建設香川81	"	"	"	1W	"	"	"	"
	建設香川82	"	"	"	"	"	"	"	"
	建設香川83	"	"	"	"	"	"	"	"
	建設香川84	"	"	"	"	"	"	"	"
	建設香川85	"	"	"	"	"	"	"	"
	建設香川86	"	"	"	"	"	"	"	"
	建設香川81	"	"	"	"	携帯局	携帯基地局及び携帯局、他の防災関係機関所属の無線局	"	"
	建設屋島第2	8K50F2C 8K50F2D 8K50F2F 8K50F3C 8K50F3E	395.6875MHz 395.7000MHz 395.7125MHz 395.7625MHz 395.7750MHz 395.7250MHz	20W	基地局	陸上移動局	屋島中継所	高松市高松町字金川測 1413	
	建設引田第2	"	"	"	"	"	"	引田中継所	東かがわ市引田字中山 1774-5
	建設大麻山第2	"	"	"	"	"	"	水資源機構大麻山中継所	三豊市高瀬町大字下麻字地獄谷 3619-374
建設羽立第2	"	"	"	"	"	"	同 右	さぬき市津田町津田字北羽立	
建設大内第2	"	"	"	"	"	"	同 右	東かがわ市大内中筋地先	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設香川201	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上 移動局	基地局	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設香川202	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川203	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川320	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設香川321	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川322	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川323	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川324	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川325	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川326	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川327	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川507	〃	〃	10W	〃	〃	〃	〃
	建設香川508	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川509	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川510	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川511	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川512	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川513	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川514	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川515	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川516	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川517	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川518	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川630	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設香川631	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川632	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川633	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川634	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川635	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	建設香川636	〃	〃	10W	〃	〃	〃	〃

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設鬼無	13M5G7W	6600MHz	0.032W	固定局	竜王	高松国道維持出張所	高松市鬼無町山口 704-1
	建設鬼無	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸上移動局	"	"
	建設鬼無 5 1	"	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸上移動局	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	"	"
	建設鬼無 5 2	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 3	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 4	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 5	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 8 1	"	"	1W	"	"	"	"
	建設鬼無 8 2	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 8 3	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 8 4	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 8 5	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 8 6	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 3 3	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	"	基地局	"	"
	建設鬼無 5 4 3	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 5 3	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 6 3	"	"	"	"	"	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設鬼無 5 7 3	"	"	"	"	"	高松国道維持出張所	高松市鬼無町山口 704-1
	建設鬼無 5 8 3	"	"	"	"	"	"	"
	建設鬼無 5 9 3	"	"	"	"	"	"	"
建設鬼無 6 4 5	"	"	"	2W	"	"	"	
建設鬼無 6 4 6	"	"	"	"	"	"	"	
建設鬼無 6 4 7	"	"	"	"	"	"	"	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設普通寺	13M5G7W	12.33GHz	0.3W	固定局	丸 亀	普通寺国道維持 出張所	普通寺市稲木町 字川原 5 6
	"	"	"	0.1W	"	垂 水	"	"
	建設普通寺	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸 上 移 動 局	"	"
	建設普通寺 51	"	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	陸 上 移動局	基地局及 び陸上移 動局、他 の防災関 係機関所 属の無線 局	"	"
	建設普通寺 52	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺53	"	"	"	"	"	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設普通寺56	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺57	"	"	"	"	"	普通寺国道維持 出張所	普通寺市稲木町 字川原 5 6
	建設普通寺81	"	"	1W	"	"	"	"
	建設普通寺82	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺83	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺84	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺85	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺86	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺87	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺88	"	"	"	"	"	"	"
	建設普通寺542	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸 上 移動局	基 地 局	"	"
	建設普通寺552	"	"	"	"	"	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設普通寺562	"	"	"	"	"	普通寺国道維持 出張所	普通寺市稲木町 字川原 5 6
	建設普通寺572	"	"	"	"	"	"	"
建設普通寺582	"	"	"	"	"	"	"	
建設普通寺655	"	"	"	2W	"	"	"	
建設普通寺656	"	"	"	"	"	"	"	
建設普通寺657	"	"	"	"	"	"	"	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設丸亀	9M00G7W	6600MHz	0.063W	固定局	竜王	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	"	13M5G7W	12.21GHz	0.3W	"	善通寺	"	"
	建設丸亀	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz	10W	基地局	陸上移動局	"	"
	建設丸亀	"	"	"	携帯基地局	携帯局	"	"
	建設丸亀1	"	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	"	陸上移動局	基地局及び陸上移動局、他の防災関係機関所属の無線局	"	"
	建設丸亀2	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀3	"	"	"	"	"	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設丸亀31	"	"	5W	"	"	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	建設丸亀32	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀101	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀102	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀103	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀104	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀261	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上移動局	基地局	"	"
	建設丸亀271	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀281	"	"	"	"	"	香川河川国道事務所	高松市福岡町 4の26の32
	建設丸亀365	"	"	2W	"	"	土器川出張所	丸亀市土器町東 7-150
	建設丸亀366	"	"	"	"	"	"	"
	建設丸亀367	"	"	"	"	"	"	"
	建設大麻山	9M00G7W	6600MHz	1W	固定局	四国	水資源機構 大麻山中継所	三豊市高瀬町 下麻宇地獄谷 3619-374

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
四 国 地 方 整 備 局	建設牟礼	13M5G7W	12.33GHz	0.05W	固定局	香 川	四国技術事務所	高松市牟礼町 牟礼 1 5 4 5
	建設牟礼701	30M0F9W	37.125GHz	0.015W	陸上 移動局	陸上 移動局	"	"
	建設牟礼702	"	36.375GHz	"	"	"	"	"
	建設牟礼51	F3E	153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz	10W	"	基地局及 び陸上移 動局、他の 防災関係 機関所属 の無線局	"	"
	建設牟礼52	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国31	"	"	1W	"	"	"	"
	建設四国32	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国33	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国34	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国1	"	"	10W	"	"	"	"
	建設四国2	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国31	"	"	1W	携帯局	携帯基 地局及 び携 帯局、 他の 防災 関係 機関 所属 の無 線局	"	"
	建設四国51	"	61.88 63.41 63.44 63.47 63.5MHz	10W	"	基地局及 び陸上 移動局	"	"
	建設四国52	"	"	"	"	"	"	"
	建設テレビ 四国1	17M0F8W 17M0F8W 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F3E 8K50F2D	14.78GHz 14.80GHz 365.475MHz 153.17MHz 153.19MHz 153.21MHz 158.35MHz 372.875MHz	5W 5W 5W 1W 1W 1W 1W 5W	携帯局	携帯基 地局及 び携 帯局並 びに受 信設 備、他 の防 災関 係機 関所 属の 無線 局	高 松 空 港	高松市香南町 由佐 3 4 7 3 - 3
	建設テレビ 四国11	F2D F3E	365.475MHz	5W	"	携帯基 地局及 び携 帯局	四国技術事務所	高松市牟礼町 大字牟礼字岡1545
	建設四国703	30M0F9W	37.125GHz	0.015W	陸上 移動局	陸上 移動局	"	"
	建設四国704	"	"	"	"	"	"	"
	建設四国	9M00G7W	12.21GHz	0.01W	固定局	高 松	水 資 源 機 構 野 川 局	高松市天神前10-1
	"	"	6760MHz	1W	"	大 麻 山	"	"

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 地 方 整 備 局	建設四国200	8K50F2D 8K50F3E	371.475 MHz 371.525 MHz 371.575 MHz 371.625 MHz 371.675 MHz 371.4875MHz 371.5375MHz 371.5875MHz 371.6375MHz 371.5 374.55 371.6 371.65 371.5125MHz 371.5625MHz 371.6125MHz 371.6625MHz	10W	陸上 移動局	基地局	四国技術事務所	高松市牟礼町 大字牟礼字岡 1545	
	建設牟礼201	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼202	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼203	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼204	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼510	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼511	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼512	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼513	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼514	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼515	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼516	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設牟礼320	〃	〃	〃	2W	〃	〃	〃	
	建設牟礼621	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	建設満濃201	〃	〃	〃	10W	〃	〃	国営讃岐まんのう 公園事務所	仲多度郡まんのう 町吉野 4243・12
	建設満濃301	〃	〃	〃	2W	〃	〃	〃	〃
	建設牟礼302	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	J C S 建設牟 礼可搬地球1	G7W 1M24G7W 42K0G7W	14.0GHz ～ 14.5GHz	20W 0.7W	地球局	J C S A T ・2A,1B 号 人工衛星	〃	〃	
	J C S 建設牟 礼可搬地球2	5M51G7W 1M24G7W 42K0G7W	14.0GHz ～ 14.5GHz	26W 21W 1.6W	〃	〃	〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電坂出営業	5K80 G1D G1E	384.73125MHz	20	基地	固 定 局 ・ 基 地 局 お よ び 陸 上 移 動 局 相 互 間	四国電力坂出営業所	坂出市室町2-4-1 5	
	四電端岡営業	"	384.70625MHz	20	"		四国電力端岡変電所	高松市御蔵町原引1 6 2 4-1	
	四電綾南営業	"	384.6s8125MH "	20	"		四国電力綾南変電所	綾歌郡綾川町陶4 6 7 1	
	四電丸亀営業	"	384.76875MHz	20	"		四国電力丸亀営業所	丸亀市田村町1 5 2 4	
	四電琴平営業	"	384.8375MHz	20	"		四国電力琴平変電所	仲多度郡まんのう町吉野 下2 5 8	
	四電善通寺営業	"	384.95MHz	5	"		四国電力善通寺変電 所	善通寺市上吉田町5 5 6 -3	
	四電讃岐営業	"	384.825MHz	20	"		四国電力讃岐変電所	綾歌郡綾川町西分乙 6 9 5-5	
	四電琴南営業	"	384.85MHz	5	"		四国電力琴南中継所	仲多度郡まんのう町勝浦 字吹佐古2 7 4 4-3 3	
	四電大内営業	"	384.70625MHz	20	"		四国電力大内営業所	東かがわ市三本松1 7 3 9-3	
	四電津田営業	"	384.7375MHz	5	"		四国電力津田変電所	さぬき市津田町津田9 9 8-2	
	四電引出営業	"	384.8375MHz	20	"		四国電力引出変電所	東かがわ市吉田5 1 7	
	四電高松配電	"	384.775MHz	20	"		四国電力高松支店	高松市亀井町7-9	
	四電高松営業	"	384.93125MHz	20	"		四国電力高松支店	高松市亀井町7-9	
	四電長尾営業	"	384.8125MHz	20	"		四国電力長尾変電所	さぬき市長尾町西2 9 0 -1	
	四電牟礼営業	"	384.76875MHz	20	"		四国電力屋島変電所	高松市牟礼町牟礼字菜畑 2 2 2 7	
	四電塩江営業	"	384.85MHz	10	"		四国電力塩江中継所	高松市塩江町上西乙1 1 2 8-1	
	四電紫雲出山営業	"	384.675MHz	20	"		四国電力紫雲出山中 継所	三豊市詫間町大浜字紫雲 出山乙4 5 1-2	
	四電財田営業	"	384.875MHz	20	"		四国電力財田中継所	三豊市財田町財田中字丹 山5 2 6 7-3 9	
	四電坂出發電	F3E		372.7MHz	1		"	四国電力坂出發電所	坂出市番の州町2
	四電松島送電	"		148.73MHz	0.5		"	四国電力松島変電所	高松市松島町1-1 4
	四電白峰送電	"		148.73MHz	10		"	四国電力白峰中継所	坂出市青海町字三ツヶ峯 2 7 4 2-3
	四電讃岐営業	5K80 G1D G1E		366.85MHz	0.1		固定	四国電力讃岐変電所	綾歌郡綾川町西分乙 6 9 5-5
	四電琴南営業	"		384.85MHz	5		"	四国電力琴南中継所	仲多度郡まんのう町勝浦 字吹佐古2 7 4 4-3 3
	四電香川営業	"		366.85MHz	0.1		"	四国電力香川変電所	高松市香南町西の庄2 4 4 1
	四電塩江営業	"		384.85MHz	10		"	四国電力塩江中継所	高松市塩江町上西乙1 1 2 8-1
	四電観音寺営業	"		366.675MHz	0.1		"	四国電力観音寺営業 所	観音寺市観音寺町1 5 4 2-1
	四電紫雲出山営業	"		384.675MHz	20		"	四国電力紫雲出山中 継所	三豊市詫間町大浜字紫雲 出山乙4 5 1-2
	四電財田営業	"		384.875MHz	20		"	四国電力財田中継所	三豊市財田町財田中字丹 山5 2 6 7-3 9
	四電松島送電	F3E		148.73MHz	0.2		"	四国電力松島変電所	高松市松島町1-1 4
	四電白峰送電	"		148.73MHz	10		"	四国電力白峰中継所	坂出市青海町字三ツヶ峯 2 7 4 2-3
	四電坂出4 3 2	5K80 G1D G1E		366.675~ 366.950MHzま で45波、 365.6625MHz1	2		陸上移動	四国電力坂出営業所	坂出市室町2-4-1 5
	四電坂出4 3 8	"		"	"		"	"	"
四電坂出4 0 2	"		"	"	"	"	"		
四電坂出4 3 0	"		"	"	"	"	"		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電坂出416	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1 波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力坂出営業所	坂出市室町2-4-1 5	
	四電坂出400	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電坂出401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電坂出403	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出415	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出433	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出410	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出411	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出435	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出413	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出417	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出414	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出434	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出412	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出437	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出431	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出436	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出450	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電坂出451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出461	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電坂出462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電坂出463	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電坂出464	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電坂出465	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電丸亀400	5K80 G1D G1E	366.675~ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力丸亀営業所	丸亀市大手町3-2-1	
	四電丸亀420	"	"	"	"		"	"	
	四電丸亀431	"	"	"	"		"	"	
	四電丸亀417	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀401	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀416	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀410	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀411	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀422	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀437	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀432	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀433	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀438	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀412	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀418	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀434	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀430	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀419	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀415	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀450	5K80 G1E	"	"	1		"	"	"
	四電丸亀451	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀452	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀453	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀454	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀455	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀456	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀457	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀458	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀459	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀460	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀461	"	"	"	"		"	"	"
	四電丸亀462	"	"	"	"		"	"	"
四電丸亀463	"	"	"	"	"	"	"		
四電丸亀464	"	"	"	"	"	"	"		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電丸亀465	5K80 G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1	1	陸上移動	固定局・ 基地局 および 陸上 移動局 相互間	四国電力丸亀営業所	丸亀市大手町3-2-1	
	四電丸亀466	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電丸亀439	5K80 G1D G1E	〃	2	〃		〃	〃	
	四電丸亀440	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀403	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀414	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀421	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀470	5K80 G1E	〃	1	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀471	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀472	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀473	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀474	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀435	5K80 G1D G1E	〃	2	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀413	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀402	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀467	5K80 G1E	〃	1	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀468	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電丸亀469	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内400	5K80 G1D G1E	〃	2	〃		〃	四国電力大内営業所	東かがわ市三本松 1739-3
	四電大内401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内420	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内403	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内423	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内405	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内406	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内425	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内408	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内450	5K80 G1E	〃	1	〃		〃	〃	〃
	四電大内451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電大内453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電大内454	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電大内455	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電高松400	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9	
	四電高松401	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松402	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松403	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松404	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松405	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松406	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松300	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松301	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松302	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松303	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松304	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松305	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松306	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松307	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松330	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松331	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松308	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松332	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松333	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松334	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松335	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松336	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松337	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松338	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松339	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松309	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松310	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松340	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松311	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松341	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松342	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松343	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松312	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電高松313	5K80 G1D G1E	366.675～ 366.950MHz まで45波、 365.6625MHz1 波	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9	
	四電高松344	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松314	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松315	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松316	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松317	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松450	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電高松451	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松452	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松453	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松454	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松455	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松456	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松457	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松458	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松459	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松460	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松461	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松462	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松463	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松464	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松465	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松466	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松345	5K80 G1D G1E	〃	〃	2		〃	〃	〃
	四電高松408	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松346	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松407	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松318	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松472	5K80 G1E	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電高松473	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松474	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松475	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松476	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四電高松477	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電大内410	5K80 G1D G1E	366.675~ 366.950MHz まで45波 365.6625MHz1	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力大内営業所	東かがわ市三本松 1739-3	
	四電大内421	"	"	"	"		"	"	
	四電大内402	"	"	"	"		"	"	
	四電大内422	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内404	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内409	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内424	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内407	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内456	5K80 G1E	"	"	1		"	"	"
	四電大内457	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内458	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内459	"	"	"	"		"	"	"
	四電大内460	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松412	5K80 G1D G1E	"	"	2		"	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9
	四電高松410	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松411	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松409	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松347	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松319	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松467	5K80 G1E	"	"	1		"	"	"
	四電高松468	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松469	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松470	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松471	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺400	5K80 G1D G1E	"	"	2		"	四国電力観音寺営業所	観音寺市観音寺町 1547-1
	四電観音寺401	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺402	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺403	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺404	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺405	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺406	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺407	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺408	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺409	"	"	"	"		"	"	"

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電観音寺4 1 0	5K80 G1D G1E	366.675~ 366.950MHz ま で45波、 365.6625MHz1	2	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力観音寺営業所	観音寺市観音寺町 1 5 4 7 - 1	
	四電観音寺4 1 1	"	"	"	"		"	"	
	四電観音寺4 3 0	"	"	"	"		"	"	
	四電観音寺4 3 1	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 2	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 3	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 4	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 5	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 6	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 3 7	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 0	5K80 G1E	"	"	1		"	"	"
	四電観音寺4 5 1	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 2	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 3	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 4	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 5	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 6	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 7	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 8	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 5 9	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 0	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 1	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 2	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 3	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 4	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 5	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 6	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 7	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 8	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 6 9	"	"	"	"		"	"	"
	四電観音寺4 7 0	"	"	"	"		"	"	"
	四電高松2 0 0	F3E	"	148.73,146.66,1 50.69MHz	10		"	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9
	四電高松2 0 1	"	"	"	"		"	四国電力高松送電支店	高松市上之町 3-1-4
四電高松2 0 2	"	"	148.73MHz	"	"	"	"		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電高松203	F3E	148.73MHz	10	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力高松送電以外	高松市上之町 3-1-4	
	四電高松204	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	四電高松205	〃	148.73,146.66, 150.99MHz	〃	〃		〃	〃	
	四電高松206	〃	148.73,146.66,1 50.69MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松207	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松208	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松209	〃	148.73,146.66, 150.69MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松210	〃	148.73,146.66, 146.68,146.74, 150.69,150.99, 152.73,153.97 MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松211	〃	148.73,146.66, 150.69,150.99, 153.97MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松212	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松213	〃	〃	〃	〃		〃	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9
	四電高松214	〃	〃	〃	〃		〃	四国電力高松送電以外	高松市上之町 3-1-4
	四電高松215	〃	148.73,146.66, 150.69,150.99, 153.97MHz	〃	〃		〃	四国電力高松支店	高松市亀井町7-9
	四電高松216	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松250	〃	〃	〃	5		〃	四国電力高松送電以外	高松市上之町 3-1-4
	四電高松251	〃	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電高松252	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松253	〃	〃	〃	5		〃	〃	〃
	四電高松254	〃	〃	〃	1		〃	〃	〃
	四電高松255	〃	〃	〃	5		〃	〃	〃
	四電高松256	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松257	〃	148.73, 146.66MHz	〃	1		〃	〃	〃
	四電高松258	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松259	〃	148.73MHz	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松260	〃	〃	〃	5		〃	〃	〃
	四電高松261	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松262	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松263	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松264	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松265	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松266	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
	四電高松267	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃
四電高松268	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
四 国 電 力	四電高松269	F3E	148.73MHz	5	陸上移動	固定局・基地局および陸上移動局相互間	四国電力高松送電センター	高松市上之町 3-1-4	
	四電高松270	"	"	"	"		"	"	
	四電高松271	"	146.66,150.99, 148.73MHz	"	"		"	"	
	四電高松272	"	"	"	"		"	"	"
	四電坂出750	F3E	372.2MHz	1	"		四国電力坂出發電所	坂出市番の州町2	
	四電坂出751	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出752	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出753	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出754	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出755	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出756	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出757	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出758	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出759	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出761	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出762	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出763	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出764	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出765	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出766	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出767	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出768	"	"	"	"		"	"	
	四電坂出769	"	"	"	"		"	"	
	四電高松550	F3E	148.73MHz	5	"		四国電力高松電力センター	高松市上之町 3-1-4	
	四電讃岐500	"	"	10	"		四国電力讃岐電力センター	綾歌郡綾川町西分 乙695-5	
	四電讃岐550	"	"	5	"		"	"	
	四電中給550	"	"	"	"		四国電力本店	高松市丸の内2-5	
	四電丸亀501	"	"	10	"		四国電力丸亀電力センター	丸亀市田村町1524	
	四電丸亀551	"	"	5	"		"	"	
	四電丸亀500	"	"	10	"		"	"	
四電丸亀550	"	"	5	"	"	"			

免許 人名	呼出符号	形 式	周 波 数	出 力	業 務 種 別	相手局	設 置 場 所	所 在 地
四 国 電 力	四電高松	19M0D7W	6740MHz	0.001	固定	固 定 局	四国電力本店	高松市丸の内2-5
	四電白峰	19M0D7W	6580MHz	0.0016	"		四国電力白峰中継所	坂出市青海町字 三ツヶ峯2742-3
		19M0D7W	6600MHz	0.025	"			
		11M5D7W	6660MHz	0.04	"			
		9M00G7W	6640MHz	0.016	"			
		11M5D7W	6580MHz	0.0013	"			
	四電大麻山	13M5G7W	6580MHz	0.016	"		四国電力大麻山中継 所	三豊市高瀬町 下麻字地こく谷 3619番地309
		5M00G7W	6695MHz	0.016	"			
		5M00G7W	6695MHz	0.004	"			
		5M00G7W	6695MHz	0.025	"			
	四電大内	5M00G7W	6695MHz	0.063	"		四国電力大内営業所	東かがわ市三本松 1739番地3号
	四電丸亀	5M00G7W	6855MHz	0.004	"		四国電力丸亀変電所	丸亀市田村町1524
	四電坂出	5M00G7W	6855MHz	0.025	"		四国電力坂出変電所	坂出市川津町 999の1
	四電観音寺	5M00G7W	6855MHz	0.016	"		四国電力観音寺営業 所	観音寺市観音寺町 1547-1
	四電讃岐	11M5D7W	6740MHz	0.013	"		四国電力讃岐電力セン タ	綾歌郡綾上町西分 乙695-5
		13M5G7W	6740MHz	0.016	"			

免許 人名	種別	呼 出 符 号	形 式	周 波 数	出 力	設置場所	所在地
N T T 西 日 本 香 川 支 店	TZ 68 可 搬 形	にしでんでん、しこくかがわ 3 0 5	120K G9W	56.48 MHz	3cH 1W又は 20W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7
		にしでんでん、しこくかがわ306	〃	62.24 MHz	〃	〃	〃
		にしでんでん、しこくかがわ 3 0 7	〃	56.66 MHz	〃	〃	〃
		にしでんでん、しこくかがわ 3 0 8	〃	62.06 MHz	〃	〃	〃
	TZ 403 可 搬 形	にしでんでん、しこく 409	370K G7W	417.90 417.75 419.75 MHz	24cH 5W又は 50W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7
			370K G7W				
			560K G7W				
			370K G7W				
			560K G7W				
			370K G7W				
にしでんでん、しこく 410	419.75 MHz	24cH 5W又は 50W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7			
	455.30						
	455.15						
	457.15 MHz						
	419.70						
	419.55						
にしでんでん、しこく 413	418.85 MHz	24cH 5W又は 50W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7			
	457.10						
	456.95						
	456.25 MHz						
	430K G7W						
	560K G7W						
にしでんでん、しこく 414	560K G7W	24cH 5W又は 50W	三条ビル(倉庫)	高松市三条町字下所243-7			
	560K G7W						
	560K G7W						
	560K G7W						
	430K G7W						
	560K G7W						

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
日本赤十字社	にっせきかがわ	F3E	157.73	25W	基地	携帯局	西日本放送青峰中継局構内	高松市中山町1503-3	
	せきじゅうじかがわ	F3E	364.75	〃	〃				
	にっせきかがわ101	F3E	157.73	1W	携帯局	携帯基地局及び携帯局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35	
	〃 102	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 103	〃	〃	10W	〃		〃	〃	
	〃 104	〃	〃	1W	〃		〃	〃	
	〃 105	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 106	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 1	〃	〃	10W	〃		〃	〃	
	〃 2	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 5	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 6	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 7	〃	〃	〃	〃		〃	高松赤十字病院	高松市番町 4-1-3
	〃 8	〃	〃	〃	〃		〃	香川県赤十字血液センター	高松市郷東町 587-1
	〃 9	〃	〃	〃	〃		〃	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
	にっせきたかまつこてい	F3E	364.75	1W	固定局	青峰固定局	西日本放送青峰中継局構内	高松市中山町1503-3	
	にっせきあおみねこてい	〃	〃	〃	〃	高松固定局	〃	〃	
	せきじゅうじかがわ1	F3E	415.2625	10W	陸上移動局	基地局及び陸上移動局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35	
	〃 2	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 5	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 6	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃 7	〃	〃	〃	〃		〃	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3
	〃 8	〃	〃	〃	〃		〃	香川県赤十字血液センター	高松市郷東町587-1
	〃 9	〃	〃	〃	〃		〃	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
〃 101	〃	〃	1W	〃	〃		〃	〃	
〃 102	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 103	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 104	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	
〃 105	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地
日本赤十字社	せきじゅうじかがわ106	F3E	415.2625	1W	陸上移動局	基地局 及び 陸上移動局	日赤支部事務局	高松市番町1-10-35
	" 107	"	"	"	"		"	"
	" 108	"	"	"	"		"	"
	" 109	"	"	"	"		"	"
	" 110	"	"	"	"		"	"
	" 111	"	"	"	"		"	"
	" 112	"	"	"	"		"	"
	" 113	"	"	"	"		"	"
	" 114	"	"	"	"		"	"
	" 9	"	415.2625	1W	"		"	"
	につせきかがわ9	"	157.73 158.35	1W	"	"	"	

※ につせきかがわ 158.35MHz は防災関係機関の無線局との交信のみ

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
N H K	N H K まえだやま けいたいきち	F3E	459.575MHz	20W	携帯基地	携 帯 基 地 局 及 び 携 帯 局 相 互 間	NHK前田山TV放送所	高松市高松町平石 944-96	
	N H K あおみね けいたいきち	"	143.54MHz	50W	"		NHK青峰FM放送所	高松市中山町1501-154	
	N H K たかまつ けいたいきち 6	"	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	25W	携帯		NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7	
	" 7	"	"	25(5)W	"		"	"	
	" 8	"	"	"	"		"	"	
	" 9	"	"	"	"		"	"	
	" 10	"	"	"	"		"	"	
	" 17	"	143.54MHz	10W	"		"	"	
	" 31	"	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	5(1)W	"		"	"	
	" 32	"	"	"	"		"	"	
	" 33	"	"	"	"		"	"	
	" 34	"	"	"	"		"	"	
	" 43	"	"	"	"		"	"	
	" 44	"	"	"	"		"	丸亀報道室	丸亀市宗古町 13-1 白川ビル 403号
	" 45	"	"	"	"		"	NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7
	" 46	"	"	"	"		"	"	"
	" 47	"	"	"	"		"	"	"
	" 61	"	"	"	"		"	"	"
	" 62	"	"	"	"		"	"	"
	" 63	"	143.54MHz	5W	"		"	"	"
	" 64	"	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	5(1)W	"		"	"	"
	" 70	"	"	"	"		"	"	"
	" 71	"	"	"	"		"	"	"
	" 72	"	"	"	"		"	"	"
	" 73	"	"	"	"		"	"	"
	" 74	"	"	"	"		"	"	"
	" 75	"	"	"	1W		"	"	"
" 76	"	"	"	"	"	"	"		
" 77	"	"	"	"	"	"	"		

免許人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務種別	相手局	設置場所	所在地	
N	NHKたかまつ77 けいいたい	F3E	143.54MHz 149.01MHz 149.03MHz 153.33MHz 165.97MHz	1W	携帯	携帯 基地局 及び 携帯局 相互 間	NHK高松放送局	高松市錦町1-12-7	
	78	"	"	"	"		"	"	
	79	"	"	5(1)W	"		"	"	
	80	"	"	"	"		"	"	
	81	"	"	"	"		"	"	
	82	"	"	"	"		"	"	
	83	"	"	"	"		"	"	
	84	"	"	"	"		"	"	
	85	"	"	"	"		"	"	
	86	"	"	"	"		"	"	
	H	87	"	"	"		"	"	"
		88	"	"	"		"	"	"
		89	"	"	"		"	"	"
		90	"	"	"		"	"	"
		91	"	"	"		"	"	"
	K	92	"	"	"		"	"	"
		201	"	459.575MHz 459.875MHz	5W		"	"	"
		202	"	"	"		"	"	"
		203	"	"	"		"	"	"
		204	"	"	20W		"	"	"
		211	"	"	5W		"	"	"
212		"	459.575MHz	"	"	"	"		
213		"	459.575MHz 459.875MHz	"	"	"	"		
221		"	"	10W	"	"	"		

免許 人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務 種別	相手局	設置場所	所在地	
R N C	R N C おおみね	F3	459.825MHz	20W	基地	び陸地上局 互 局 間 携 帯 局 お よ び 相 手 局 間	西日本放送	高松市丸の内8の15	
	R N C 1 1	"	"	10W	陸 上 動 移		"	"	
	" 1 2	"	"	"	"		"	"	
	" 1 3	"	"	"	"		"	"	
	" 1 4	"	"	"	"		"	"	
	R N C 携 帯 1	"	"	"	1W		携 帯	"	"
	" 3	"	"	"	"		"	"	"
" 4	"	"	"	"	"	"	"		

免許 人名	呼出符号	形式	周波数	出力	業務 種別	相手局	設置場所	所在地
百 十 四 銀 行	百十四銀行高松	F3	154.33MHz	50W	基 地 ・ 固 定	多 局 間 携 帯 局 お よ び 相 手 局 間	百十四銀行本店	高松市亀井町5の1
	百十四銀行高松2号	"	"	10W	陸 上 動 移		"	"
	" 4号	"	"	"	"		"	"
	" 8号	"	"	"	"		"	"

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

10-7 災害対策用無線機無償貸与制度

災害対策用として無線機を無償貸与
～災害時における通信確保のために～

1 無償貸与の概要

総務省では、防災対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の保管等を行う基地を全国11箇所の防災対策を施した施設に配備した。

地震等の非常災害時には、災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に無償で貸与し、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図ります。

非常災害に際して、災害対策本部等は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します。

なお、返却に要する機器の運搬等の費用については、当該地方公共団体等の負担となります。

災害対策用移動通信機器に係る総務省連絡先	
四国総合通信局無線通信部陸上課	
〒790-8795 松山市宮田町 8-5	TEL 089-936-5066 (直通)
総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	
〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL 03-5253-5888 (直通)

2 今後の計画

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震や風水害などの大規模自然災害等の発生が想定される中で、これらの防災対策に着実に応えるための体制を整備します。

具体的には、災害復旧活動等という特に厳しい条件下での使用による機器の故障等を考え合わせ、引き続き予算確保に努め、災害時に必要な通信構成や活用実績等を踏まえ、今後充実していく計画です。

【連絡先】

四国総合通信局 無線通信部 陸上課

電話：089-936-5066

FAX：089-936-5008

E-mail：shikoku-koudan@rbt.soumu.go.jp

10-8 災害対策用移動電源車貸与制度

災害時に、地方公共団体及び電気通信事業者は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信の電源確保を図るものとする。

災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先	
総務省四国総合通信局総務部総務課	
〒790-8795 松山市宮田町 8-5	TEL 089-936-5010 (直通)

【移動電源車の仕様】

車両保管場所	四国総合通信局内（愛媛県松山市）
大きさ	全長約4.7m、全幅約1.8m、全高約1.9m
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗車定員	2名
出力	5.5kVA（50Hz/60Hz、単相100ボルト）
稼働時間（満タン時）	約36時間（1/2 負荷時）
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）

（問合せ先）

〒790-8795 松山市宮田町 8-5

四国総合通信局 総務部 総務課

TEL 089-936-5010 FAX 089-936-5007

10-9 通信ルート

香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート）

観 音 寺 市	観音寺市役所（危機管理課TEL0875-23-3940 Fax0875-23-3920 県防（音声）205-501 Fax205-581） ① 一香川県（危機管理課） ② 一三観広域行政組合消防本部一高松市消防局一香川県（危機管理課） ③ …観音寺警察署一県警察本部一香川県（危機管理課） ④ …四電観音寺営業所一四電高松支店…香川県（危機管理課） ⑤ 一香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◇記号 一無線区間 …使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表）、FAX087-831-8811
 県防（音声）【衛星又は、地上ボタン】-200-5062又は、-200-7-2435
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801又は5802
- 三観広域行政組合消防本部 TEL 0875-24-0119 FAX 0875-23-3975
- 観音寺警察署 TEL 0875-25-0110
- 四国電力(株) TEL 0875-25-6892 FAX 0875-25-6542

（出典：香川県地域防災計画参考資料）

10-10 ケーブルテレビの現況

令和3年4月1日現在

対象市町	事業主体	概要		
		開局年月日	チャンネル数	対象世帯数 加入世帯数 加入率(%)
観音寺市	三豊ケーブルテレビ放送(株) (MCB)	S62.11.1	TV再送信 7 TV自主放送 3 ラジオ 8	25,514 世帯 9,644 世帯 (37.78%)

（資料：政策部秘書課）

10-11 水道無線局

名称	呼出名称	型式	周波数 (MHZ)	出力	局種	無線設備の設置場所
大野原ポンプ場	かすい おおのほら	F2, F3,	411.25	5 w	固定局	観音寺市大野原町西丸井字大河内 2122-4 大野原ポンプ場構内
木之郷調整池	かすい きのごう	〃	〃	3 w	固定局	観音寺市粟井町 706-8 木之郷流量計室内

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

1 1 - 1 香川県医療救護計画

平成25年3月15日改正

第1 医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

1 医療救護計画の策定

- (1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。
- (2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。
- (3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。
- (4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。
- (5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

2 医療救護施設及び対象者

- (1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の3種類とする。
- (2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。
 - ア 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。
 - 重症患者 手術等緊急治療を必要とする者
 - 中等症患者 入院治療を必要とする者
 - 軽症者 上記以外の者で外来治療で可能な者
 - イ 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

3 必要な体制の整備

- (1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。
- (2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。
- (3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。
- (4) 県は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討し、DMATの円滑な医療救護活動を確保するため、DMAT連絡会を設置する。

4 その他

- (1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。
- (2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。
- (3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

第3 県医療救護計画

1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

2 計画の内容

(1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- ア 災害時における医療救護活動に関すること
- イ 災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること
- ウ 傷病者等の搬送に関すること
- エ 合同訓練に関すること
- オ 医薬品等の備蓄に関すること
- カ その他連絡会が必要と認めること

(2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という）、市町、DMAT（※）、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会等関係団体医療救護班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

ア 香川県災害対策本部

(ア) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

b 災害派遣医療チーム（DMAT※）の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、DMAT指定医療機関に対し、被災現場や災害拠点病院へのDMATの派遣を要請する。

※DMAT（ディーマット）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

c 広域救護班の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。

d 医療救護についての応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県歯科医師会、(社)香川県看護協会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。

e 国等への応援要請

県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のDMAT等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。

f 医療搬送の手配

県内医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。

g 医療救護活動の調整等

広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

h 派遣調整本部の設置

派遣調整本部を設置し、関係団体に対する医療救護班の派遣要請や、派遣申出の受け入れ等の調整を行う。

i 災害医療コーディネーターの設置

広域的な医療救護活動の総合調整を行うため必要があると認める場合は、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）又は県保健福祉事務所等に設置する。

j その他必要な事項

(イ) 健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

b 医薬品の確保供給

市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会、日本産薬・医療ガス協会香川県支部及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。

また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。

c (社)香川県薬剤師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。

d 他都道府県への応援要請

輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。

e その他必要な事項

イ 県保健福祉事務所等

県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。

具体的には、以下の業務を行う。

(ア) 情報収集

医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部（健康福祉部医務

国保班)に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。

(イ) 管内における広域救護班の受入

管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。

(ウ) 医療搬送の手配

管内市町間、管外への医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。

(エ) 地域災害医療対策会議の設置

市町や医療関係団体、災害拠点病院の医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行う。

(オ) その他必要な事項

ウ DMAT

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とする。

(ア) DMAT指定医療機関の整備

県は、DMATを派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員(DMAT登録者)、装備を有する医療機関をDMAT指定医療機関に指定する。

(イ) 担当業務

- a 被災現場での医療活動
- b 広域搬送拠点(SCU)での医療活動
- c 県外への広域医療搬送の支援
- d 災害拠点病院などの支援
- e 県内での医療搬送の支援
- f 医療活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告

(ウ) DMATの派遣要請

- a 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- b 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、甚大な災害等、その事態に照らし緊急を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- c 市町災害対策本部又は消防機関は、県内で発生した事故等でその事態に照らし、緊急を要すると判断した場合、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への要請を経ずに、直接にDMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣を要請することができる。この場合は、県が派遣を要請したものとみなすとともに、派遣を要請した市町災害対策本部又は消防機関は、その旨を県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)に報告する。

(エ) 派遣要請の基準

- a 県内で発生した災害・事故等で、県及び市町・消防機関がDMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。
 - ・災害または事故により、中等症以上の死傷者が20名以上発生すると見込まれる場合。
 - ・がれきの下の医療(Confined Space Medicine、CSM)などDMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合。
- b 四国ブロック内で、震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- c 隣接するブロック内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- d 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- e 前号に定める場合のほか、DMATが出動し、対応することが効果的であると認めら

れる場合。

(オ) 待機要請

- a 県は、災害・事故等が発生し、(エ)の要請基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関の長に対しDMATの待機を要請する。
- b 待機要請の手順は(ウ)の派遣要請の手順に準じて行う。
- c 次の場合にDMAT指定医療機関の長は、県からの要請を待たずに、DMATを待機させる。
 - (1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - (2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (3) 津波警報（大津波警報）が発表された場合
 - (4) 東海地震注意報が発表された場合
 - (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
 - (6) DMATが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

(カ) 後方支援

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、香川県広域災害・救急医療情報システムを活用して情報収集に努め、DMATに係る移動手段の確保について、関係機関との連絡・支援・調整を行う。

(キ) 活動報告

現場での活動が終了した後、出動したDMATは、指定医療機関の長を通じて活動内容を知事に報告する。

(ク) DMAT県調整本部

- a DMAT県調整本部の設置
 - (1) 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、県内で活動するすべてのDMATを指揮するDMAT県調整本部を設置する。
 - (2) DMAT県調整本部は、県災害対策本部の指揮下に置かれる。
 - (3) DMAT県調整本部の責任者として、統括DMATを指名する。
- b DMAT県調整本部の業務
 - (1) 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整
 - (2) 情報の収集
 - (3) 消防、医師会など関連機関との連携及び調整
 - (4) 必要に応じて、災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、指揮・調整・連絡する。
 - (5) その他、DMAT・SCU本部などを指揮・調整・連絡する。

エ 災害拠点病院

(ア) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏毎に1か所以上、「基幹災害拠点病院」を県で1か所とする。

(イ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の受入及び処置
- c 病院支援（応急資器材の貸し出し等）
- d 広域医療救護班の派遣
- e 県内・県外医療搬送の支援
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

- h その他必要な事項
- (エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。
- (オ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
- (カ) 医療救護活動の報告等

災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

オ 広域救護病院

- (ア) 広域救護病院の指定

広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に2か所以上とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。
- (イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。
- (ウ) 担当業務
 - a トリアージ
 - b 重症患者の受入及び処置
 - c 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - d 広域医療救護班の派遣
 - e 県内医療搬送の支援
 - f 死体の検案
 - g 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告
 - h その他必要な事項
- (エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。
- (オ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
- (カ) 医療救護活動の報告等

広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

カ 広域医療救護班

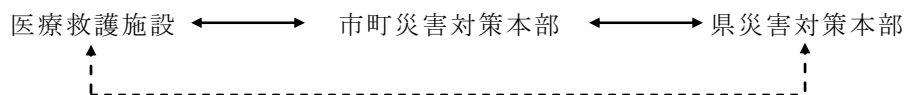
広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。

- (ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。
なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。
- (イ) 班設置数の基準

医師数	19人以下の病院	1班編成
医師数	20人～29人以下の病院	2班編成
医師数	30人以上の病院	3班編成
- (ウ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(オ) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

- a トリアージ
- b 傷病者に対する応急処置の実施
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(カ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度4月末までに知事に報告する。

- a 班の編成要員
- b 班の設置数
- c 機動力のある交通手段の確保(2輪車等)
- d 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保
- e 医療セットの備蓄

キ (社) 香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社)香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

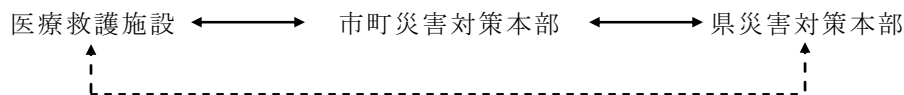
(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部(健康福祉部薬務感染症対策班)を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) (社) 香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告も併せて行う。

ク (社) 香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、(社)香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ア) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

広域医療救護班及び(社)香川県医師会医療救護班 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社)香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所(市町が設置する応急救護所、避難所等)において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部薬務感染症対策班)への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ (社)香川県看護協会看護職班

県災害対策本部は、(社)香川県看護協会との「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、看護職班の派遣を要請する。

(ア) (社)香川県看護協会看護職班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県看護協会看護職班の派遣を要請する。

(イ) (社)香川県看護協会看護職班の活動

看護協会看護職班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、看護職班の活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告も併せて行う。

コ (社)香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、(社)香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ア) (社)香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(イ) (社)香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告も併せて行う。

サ (社)香川県歯科医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社)香川県歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) (社)香川県歯科医師会医療救護班の派遣要請等班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。

(イ) (社)香川県歯科医師会医療救護班の活動

歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

シ海上からの広域的な医療救護体制

(ア) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者及び中等症患者への応急措置

c 軽症者の処置

d 海路を利用した患者搬送

e 死体の検案

f 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

g その他必要な事項

(エ) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

ス 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。

(3) 重症患者の医療搬送

ア 県内医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の地域外への医療搬送は、次による。

(ア) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

(イ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

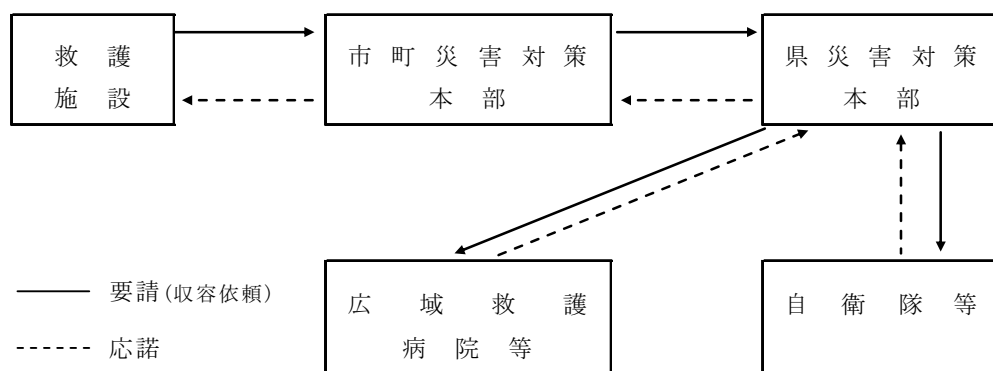
(ウ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計画一般対策編及び震災対策編第3章第10節「第3 負傷者の搬送」に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料16-6に掲げる最寄りのヘリポートとする。

(エ) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。



イ 広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、国等に要請し、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

(ア) 広域医療搬送拠点（SCU※）の設定・整備

県は、広域医療搬送拠点（SCU）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

(イ) 搬送患者の選定

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

(ウ) 搬送要員

SCUへの搬送要員については、県が市町災害対策本部及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

(エ) 搬送の実施

広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計画一般対策編及び震災対策編第3章第10節「第3 負傷者の搬送」に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

※SCU（エスシーユー）とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、災害拠点病院等から搬送された患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための広域医療搬送拠点での臨時医療施設。

3 情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

(1) 医療救護活動状況の把握

ア 「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

イ 医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、システムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

また、患者受入の状況等をシステムを利用して適宜提供する。

ウ 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

(2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するものとする。

第4 市町医療救護計画の作成指針

1 計画の策定

市町は、本指針に基づき、地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

3 市町医療救護計画の内容

(1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

ア 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(ア) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(ウ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

- a 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。
- b 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。
 - ① テント
4方幕付鉄骨テント6坪用(19.8㎡)
 - ② 救護用医療機器
創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器
 - ③ ベット等
折りたたみベッド、担架、発電機(2kw照明用)、病衣、雑備品
- c 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(ア) 設置及び組織

- a 市町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。
- b 組織は、既存病院の組織をもってあてる。
- c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の応急処置
- c 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- d 広域救護病院等への患者搬送
- e 助産活動
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- b 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

(2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

(3) 搬送体制

市町は、地域の実情及び被害(想定)にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

(ア) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合

(イ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合(他の都道府県内の医療救

護施設への搬送も含む)

- (ウ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- (エ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

イ 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- (ア) 人力による方法
- (イ) 車両による方法
- (ウ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- (エ) ヘリコプター等航空機による方法

ウ 搬送の実施

市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

(4) その他

ア 市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

イ 市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

第5 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

第6 医療施設の応急復旧計画

1 県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、四国電力㈱、四国ガス㈱、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

2 医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

(1) 上下水道

上水道については、香川県広域水道企業団に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

(2) 電力

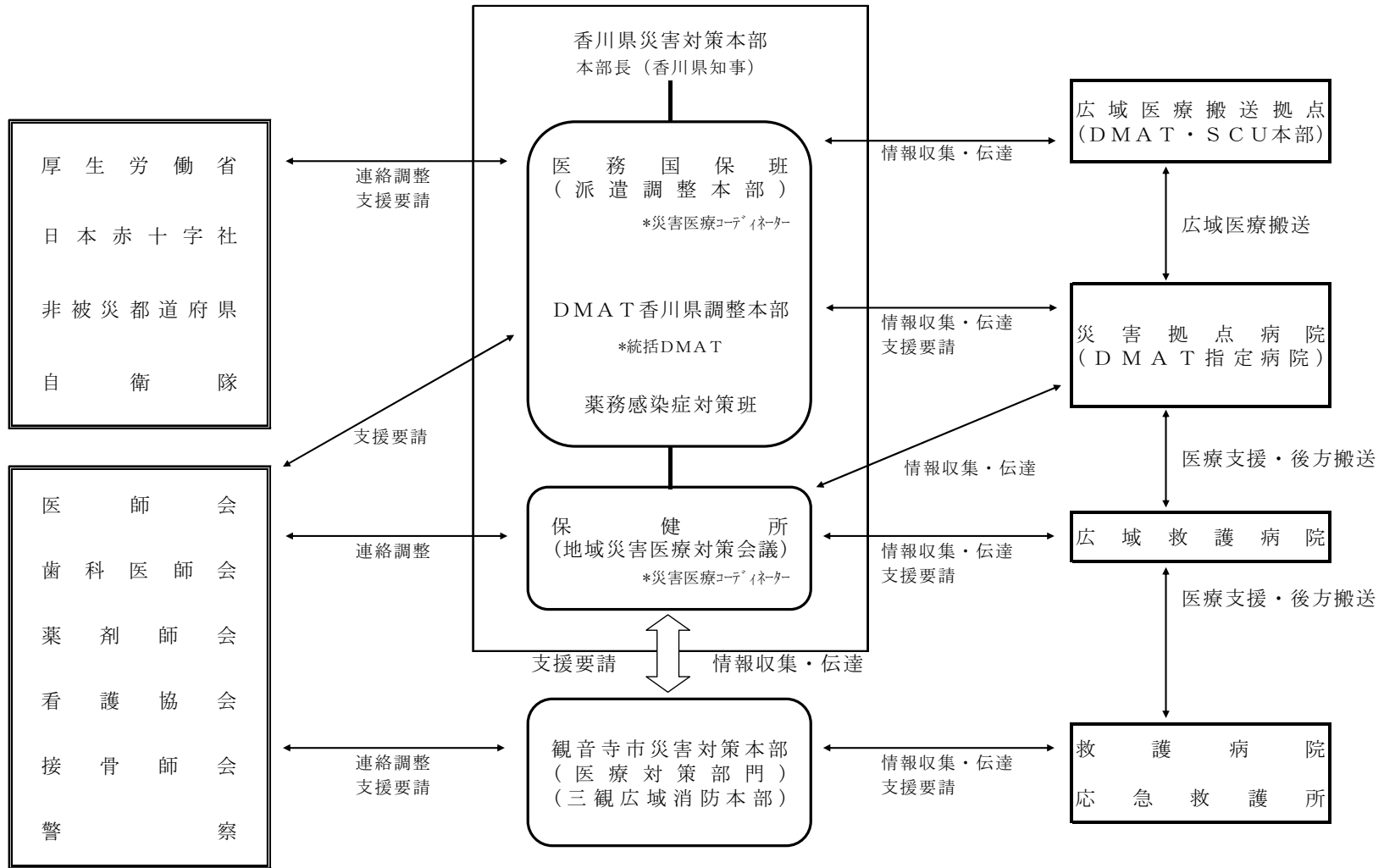
四国電力㈱に協力を求め、電力供給の確保。

(3) ガス

都市ガスについては、四国ガス㈱に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

1 1 - 2 災害時の連絡調整体制



1 1 - 3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル

(広域)救護病院は災害に備え、建物の耐震化、不燃化、地下水の活用、大型貯水槽・浄化槽の整備、LPガスボンベの貯蔵、自家発電装置の設置、医療機器等をボルトで固定するなどの措置を講ずるなど、自己完結型の防災体制に努めるとともに、医療救護活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、災害時医療救護計画を策定する。

〇〇病院災害時医療救護計画

1 目的

医療救護活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、災害時医療救護計画を策定する。

2 医療従事者等の動員体制等の確保

- (1) 医療従事者等の緊急時の連絡方法や交通手段の確保について具体的に記載し、動員体制を定める。
- (2) 動員訓練について具体的に記載する。

3 情報連絡体制の確保

負傷者の応急医療の需要や応急救護所、救護病院、広域救護病院の応急医療の供給についての関係機関等との連絡体制の確保について記載する。

- (1) 広域災害・救急医療情報システムの活用
- (2) 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保、活用

4 (広域)医療救護班の編成、派遣体制の整備

災害時に(広域)医療救護班は、概ね次の基準により編成する。

- (1) (広域)医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6人編成とする。
- (2) 応急救護所等への(広域)医療救護班の派遣は、次の基準により編成する。

医師数	19人以下の病院	1班編成
医師数	20～29人以下の病院	2班編成
医師数	30人以上の病院	3班編成

5 傷病者の受入れ体制の確保

(1) 院内体制の整備

災害時には、多数の傷病者を緊急に扱うことから、相当の混乱が予想されるので、「災害時傷病者受入れ計画」を作成し、院内各部署との連携を図る内容を記載する。

(2) トリアージの必要性

院内の混乱を回避するために、病院入口にトリアージ・エリアを設け、トリアージを実施する内容を記載する。

このため、医療従事者はその技能を十分に習得しておくことが必要である。

(3) 医療資機材等の整備

① 収容場所

病棟ベッドが使用できない場合を考慮して、平时に会議室、ホール、待合室等転用可能スペースを負傷者の収容場所として指定しておくとともに、収容に必要な資機材を整備する計画を記載する。

② テント

病院自体が被災した場合の既入院患者の収容及びトリアージ・エリアにおける軽傷者の処置のためテントの利用計画を記載する。

③ 担架

病院入口におけるトリアージの後、院内各部署に負傷者を搬送する手段としては、大部分が重傷患者であることを考慮して、担架の整備計画を記載する。

④ 携帯無線機等

トリアージ・エリア及び院内各部署との連絡、情報伝達のため、携帯無線機等を確保する計画を記載する。

⑤ 簡易トイレ

水道が断絶した場合、あるいは病院入口のトリアージ・エリア用として、簡易トイレの導入に対する計画を記載する。

(4) 水、食料等の備蓄

ライフラインの途絶や、十分な食料供給の道が絶たれたような場合に備え、水、食料等を計画的に備蓄する計画を記載する。

(5) 安否調査等への対応

周辺の住民に加え、他地域の住民等を受け入れるため、身元確認の情報を把握し、家族等の安否調査に対する計画を記載する。

6 医薬品の備蓄、調達

災害時の医薬品や医療機材の確保に努めるとともに、県及び市町の備蓄、供給体制について把握し、医薬品等の調達計画を記載する。

7 訓練・研修の充実

ライフラインの機能低下、医薬品・医療資機材等の不足、医療従事者の不足、大量の負傷者の発生という状況下において、トリアージをはじめとして迅速かつ的確な活動をするためには、病院での訓練・研修を定期的実施する計画を記載する。

1 1 - 4 救急病院一覧

1 広域救護病院

(平成28年4月1日現在)

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	三豊総合病院 ★☆	482	4	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
3	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215

(注) 1 ★は、DMA T指定病院

2 班数は、災害派遣医療チーム（医師、看護師、業務調整員）の編成数

3 ☆は、災害拠点病院

4 班数は、広域救護班（原則として医師1名、看護師3名、補助者2名）の編成数

2 精神科医療機関

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
清水病院	768-0040	観音寺市柞田町甲 1425-1	0875-25-3749

3 救急病院・救急診療所

(平成29年12月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号
1	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	医療法人寿愛会羽崎病院	観音寺市栄町 3-4-1	0875-25-3382
3	松井病院	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
4	医療法人社団豊南会香川井下病院	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215
5	医療法人社団力正会小林整形外科医院	観音寺市柞田町甲 606-4	0875-25-7311

(資料：香川県健康福祉部医務国保課)

4 応急救護所設置箇所

種別	施設名	所在地	電話番号
医療機関 併設救護所	羽崎病院	観音寺市栄町 3-4-1	0875-25-3382
	松井病院	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
	河田医院	観音寺市茂木町 5-5-32	0875-25-3668
	小林整形外科医院	観音寺市柞田町甲 606-4	0875-25-7311
	クニタクリニック	観音寺市柞田町甲 1888-1	0875-25-1577
	香川井下病院	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215
	石川医院	観音寺市大野原町大野原 2111-1	0875-54-5511
避難所 併設救護所	観音寺中部中学校	観音寺市柞田町甲 1237	0875-25-3622
	観音寺市立体育館	観音寺市池之尻町 1071	0875-27-7100
	大野原会館	観音寺市大野原町中姫 1247-1	0875-54-5660
	豊浜総合体育館（すぽっシュ）	観音寺市豊浜町和田浜 784-1	0875-56-3366

(資料：健康福祉部)

1 1 - 5 医療機関一覧

種別	番号	施設名	所在地
医 科	1	医療法人 清和会 清水病院	観音寺市柞田町甲 1425-1
	2	医療法人 ブルースカイ 松井病院	観音寺市村黒町 739
	3	日野外科医院	観音寺市柞田町丙 1602-1
	4	医療法人 寿愛会 羽崎病院	観音寺市栄町 3-4-1
	5	近藤眼科医院	観音寺市柞田町甲 602-4
	6	医療法人社団 健成会 河田医院	観音寺市茂木町 5-5-32
	7	松房医院	観音寺市本大町 819-2
	8	森内科医院	観音寺市八幡町 1-5-33
	9	医療法人 生々会 西山整形外科医院	観音寺市古川町 194-1
	10	医療法人社団 島田皮膚科医院	観音寺市昭和町 1-11-15
	11	今滝医院	観音寺市栗井町 2292-1
	12	久保田医院	観音寺市栗井町 1295-1
	13	富田内科医院	観音寺市柞田町甲 915
	14	西岡耳鼻咽喉科クリニック	観音寺市柞田町甲 915
	15	医療法人社団 力正会 小林整形外科医院	観音寺市柞田町甲 606-6
	16	医療法人社団 高室医院	観音寺市高屋町 803-1
	17	小山医院	観音寺市村黒町 173
	18	富士クリニック	観音寺市観音寺町甲 3002
	19	医療法人社団 三野小児科医院	観音寺市吉岡町 10-1
	20	医療法人社団 国土外科医院	観音寺市古川町 272
	21	医療法人社団 博正会 辻整形外科医院	観音寺市池尻町 137
	22	医療法人社団 細川整形外科医院	観音寺市植田町 1803-3
	23	医療法人社団 田中眼科医院	観音寺市観音寺町甲 1087-76
	24	医療法人社団 たしろ医院	観音寺市南町 5-4-63
	25	医療法人社団 おざきこどもクリニック	観音寺市柞田町甲 880-2
	26	医療法人社団 みとし会 クニタクリニック	観音寺市柞田町甲 1888-1
	27	せと耳鼻咽喉科医院	観音寺市観音寺町甲 3375-3
	28	医療法人社団 メディカルクラブ大興和 クリニック池田	観音寺市植田町 1007-1
	29	医療法人社団 久保外科整形外科医院	観音寺市柞田町甲 2098
	30	門脇医院	観音寺市大野原町萩原 1286
	31	医療法人社団 石川医院	観音寺市大野原町 2111-1
	32	医療法人社団 豊南会 香川井下病院	観音寺市大野原町花稲 818-1
	33	合田循環器内科医院	観音寺市豊浜町姫浜 493-1
	34	医療法人社団 業天医院	観音寺市豊浜町姫浜 280-12
	35	中央クリニック	観音寺市観音寺町甲 3130

種別	番号	施設名	所在地
医 科	36	たけうち皮フ科クリニック	観音寺市植田町 355-1
	37	井上泌尿器科医院	観音寺市植田町 1010
	38	医療法人社団 尚仁会 かもだ内科クリニック	観音寺市坂本町 7-10-10
	39	医療法人社団 仁誓会 たかしま耳鼻咽喉科医院	観音寺市植田町 1010
	40	宮崎内科医院	観音寺市観音寺町甲 3393
	41	加藤耳鼻咽喉科医院	観音寺市観音寺町甲 1221
	42	渡辺ハートクリニック内科	観音寺市植田町 1010
	43	みとよ内科にれクリニック	観音寺市本大町 1735
	44	医療法人社団 大仁会 もりの木おおにしクリニック	観音寺市茂西町 1-6-3
	45	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜 708
	46	伊吹診療所	観音寺市伊吹町 986
	47	やまじ呼吸器内科クリニック	観音寺市大野原町大野原 4112-1
	48	よねいクリニック	観音寺市豊浜町姫浜 703
歯 科	1	森歯科医院	観音寺市昭和町 3-1-8
	2	高田歯科医院	観音寺市観音寺町甲 2969
	3	多田歯科医院	観音寺市出作町 1108-4
	4	河田歯科医院	観音寺市栄町 1-2-10
	5	ウキタ歯科医院	観音寺市観音寺町甲 3078
	6	さいとう歯科医院	観音寺市栗井町 391-1
	7	とよしま歯科医院	観音寺市植田町 608-1
	8	おおにし歯科クリニック	観音寺市植田町 999-1
	9	野口歯科医院	観音寺市柞田町乙 1947-1
	10	まきの歯科医院	観音寺市柞田町乙 2092-1
	11	大西だだし歯科クリニック	観音寺市吉岡町 587
	12	いその歯科クリニック	観音寺市木の郷町 118-1
	13	ごうだ歯科医院	観音寺市栗井町 1106-3
	14	医療法人社団タカシ歯科クリニック	観音寺市坂本町 3-7-21
	15	あらき歯科クリニック	観音寺市柞田町乙 201
	16	高田歯科クリニック	観音寺市柞田町甲 1041-3
	17	かもだ歯科医院	観音寺市坂本町 5-19-33
	18	漆川歯科医院	観音寺市大野原町 3816-1
	19	久保歯科医院	観音寺市豊浜町姫浜 1402
	20	うすき歯科医院	観音寺市豊浜町 650-17
	21	小川歯科医院	観音寺市大野原町中姫 2040-1
	22	塩田歯科医院	観音寺市観音寺町甲 3130-1
	23	藤村歯科医院	観音寺市大野原町 1356-1
	24	しぶたに歯科医院	観音寺市池尻町 460-1
	25	中島歯科医院	観音寺市観音寺町甲 2942-4

種別	番号	施設名	所在地
歯科	26	クロダ歯科医院	観音寺市茂木町 3-466-5
	27	豊永歯科医院	観音寺市吉岡町 13-5
	28	よしだ歯科クリニック	観音寺市高屋町 562-1
	29	パール歯科クリニック	観音寺市南町 5-5-5
調剤薬局	1	(株)快生堂薬局 本店	観音寺市観音寺町甲 1157-1
	2	ふじや薬局	観音寺市観音寺町甲 2993-1
	3	(有)ヤマニ薬局	観音寺市昭和町 1-6-41
	4	(株)ひまわり調剤薬局 春日	観音寺市観音寺町甲 2987
	5	(有)いずみや調剤薬局	観音寺市出作町 1117
	6	(有)ナショナル調剤薬局	観音寺市高屋町 803-1
	7	ひまわり調剤薬局 くにた	観音寺市柞田町甲 2105-3
	8	快生堂 茂木調剤薬局	観音寺市茂木町 5-2-3
	9	ミカワ調剤薬局 ドラッグミカワ観音寺店	観音寺市古川町 289-1
	10	サンシャインスター薬局	観音寺市柞田町甲 841
	11	ことひき薬局	観音寺市南町 5-4-66
	12	快生堂 くにた調剤薬局	観音寺市柞田町甲 606-1
	13	そうごう薬局 観音寺店	観音寺市栄町 3-5-2
	14	ファーマシィ観音寺薬局	観音寺市植田町 1008-1
	15	ひまわり調剤薬局 大野原	観音寺市大野原町大野原 2105-3
	16	ヒロ調剤薬局	観音寺市大野原町花稲 800
	17	(株)ひまわり調剤薬局 三豊	観音寺市豊浜町姫浜 863
	18	ケイ・アイ薬局	観音寺市豊浜町姫浜 830
	19	姫浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜 869-1
	20	快生堂 豊浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜 865-1
	21	第健調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜 844-2
	22	フジヤ中央調剤薬局	観音寺市観音寺町甲 3132
	23	エコ調剤薬局 観音寺	観音寺市植田町 404-4
	24	アイ・ヤマニ調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜 870-1
	25	きづな調剤薬局	観音寺市村黒町 768-3
	26	(有)石川薬局	観音寺市観音寺町甲 3027-6
	27	スター薬局 柞田店	観音寺市柞田町甲 1939-10
	28	(有)はないな薬局	観音寺市大野原町花稲 827-1
	29	もとだい調剤薬局	観音寺市本大町 1721-1
	30	京町薬局	観音寺市八幡町 1-5-32
	31	コスモ調剤薬局 観音寺店	観音寺市坂本町 7-5-21

(資料：総務部危機管理課)

11-6 標準備蓄医薬品等一覧

1 医薬品

(令和3年4月1日現在)

区分	薬効別分類	薬品名（主効別）	規格	数量
外用薬	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポピドンヨード消毒液	250ml	1本
	含嗽薬	ポピドンヨード含嗽剤	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜塩華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10枚
		止血用ゼラチンスポンジ	2.5cm×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射薬	局所麻酔薬	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩注射液	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
		生理食塩液	20ml	10A
内用薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩口腔内崩壊錠	5mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン舌下錠	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒペンズ酸塩	20mg	100P
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	SP100
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物塩	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
	抗アレルギー剤	オロパタジン塩酸塩口腔内崩壊錠	2.5mg	100T
精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T	

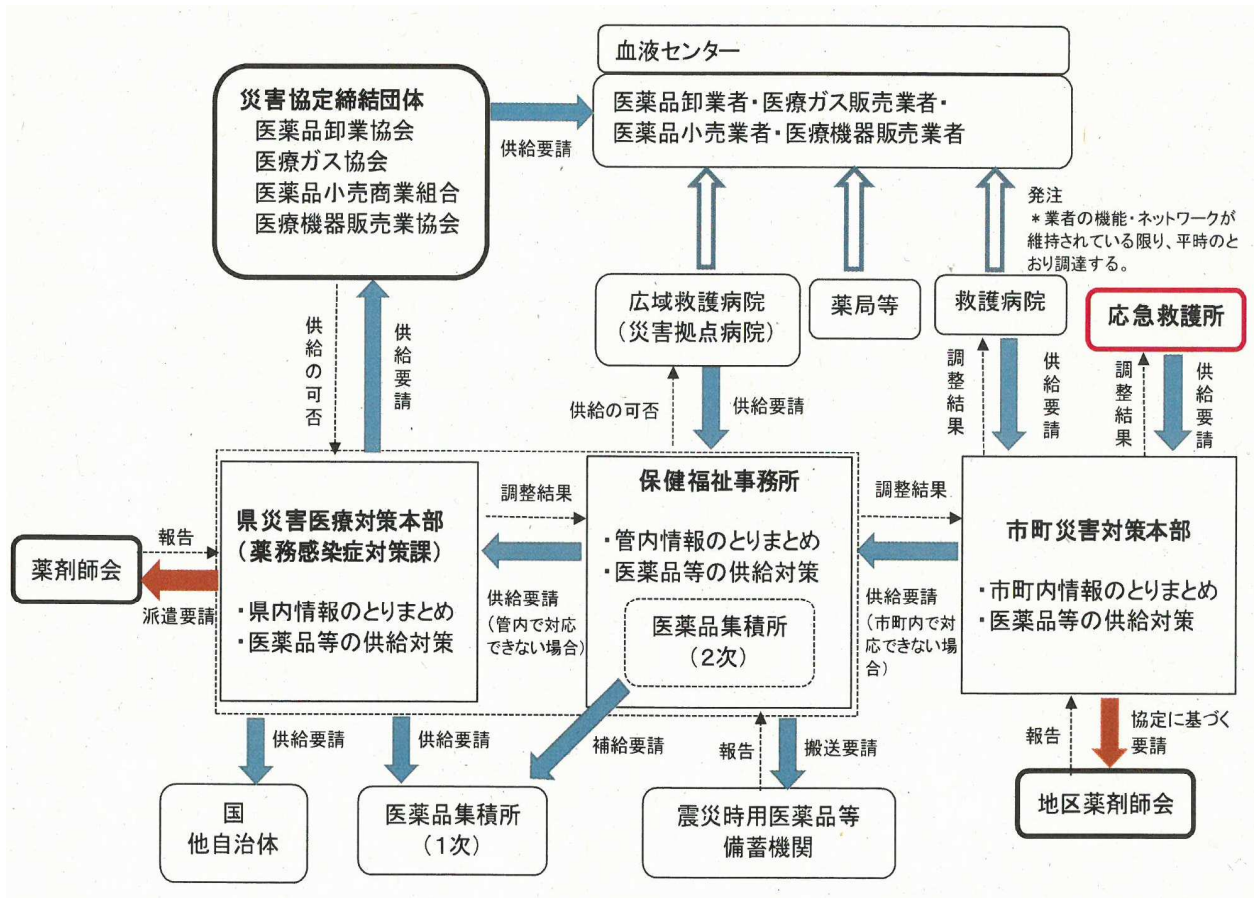
単位（A；アンプル V；バイアル T；錠 P；カプセル）

2 医療用資器材

区分	品名	規格	数量
医療 救護用 資器材	小外科セット	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウエイ	2
		ペンライト	1
	体温計	1	
	手術用手袋	手術用手袋	20
	注射器	注射器 (針付きディスプレイ)	2.5ml
5ml			20
20ml			10
輸液セット	止血帯	2	
	輸液セット	2	
衛生 材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小	24/30
		三角巾	6
	脱脂綿	皮膚清浄綿	60包
		カット綿	100g
	包帯	包帯 5cm×9m、6cm×9m	各1
		包帯止	100
	絆創膏	材絆創膏絆創膏 25mm×5m	1
		救急絆	200
		油紙	10
		紙絆 9mm×10m	10

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

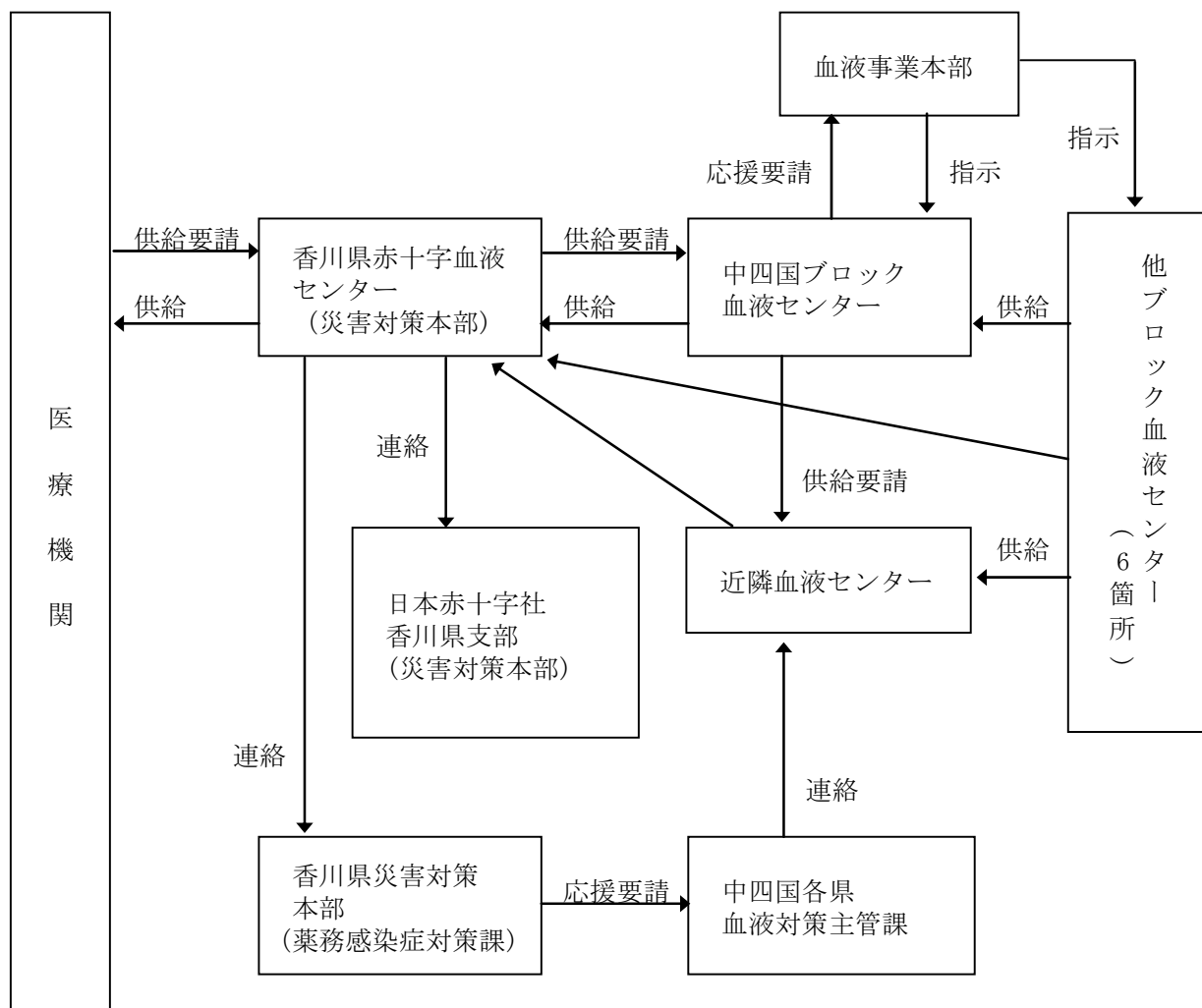
11-7 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図



(出典：香川県地域防災計画参考資料)

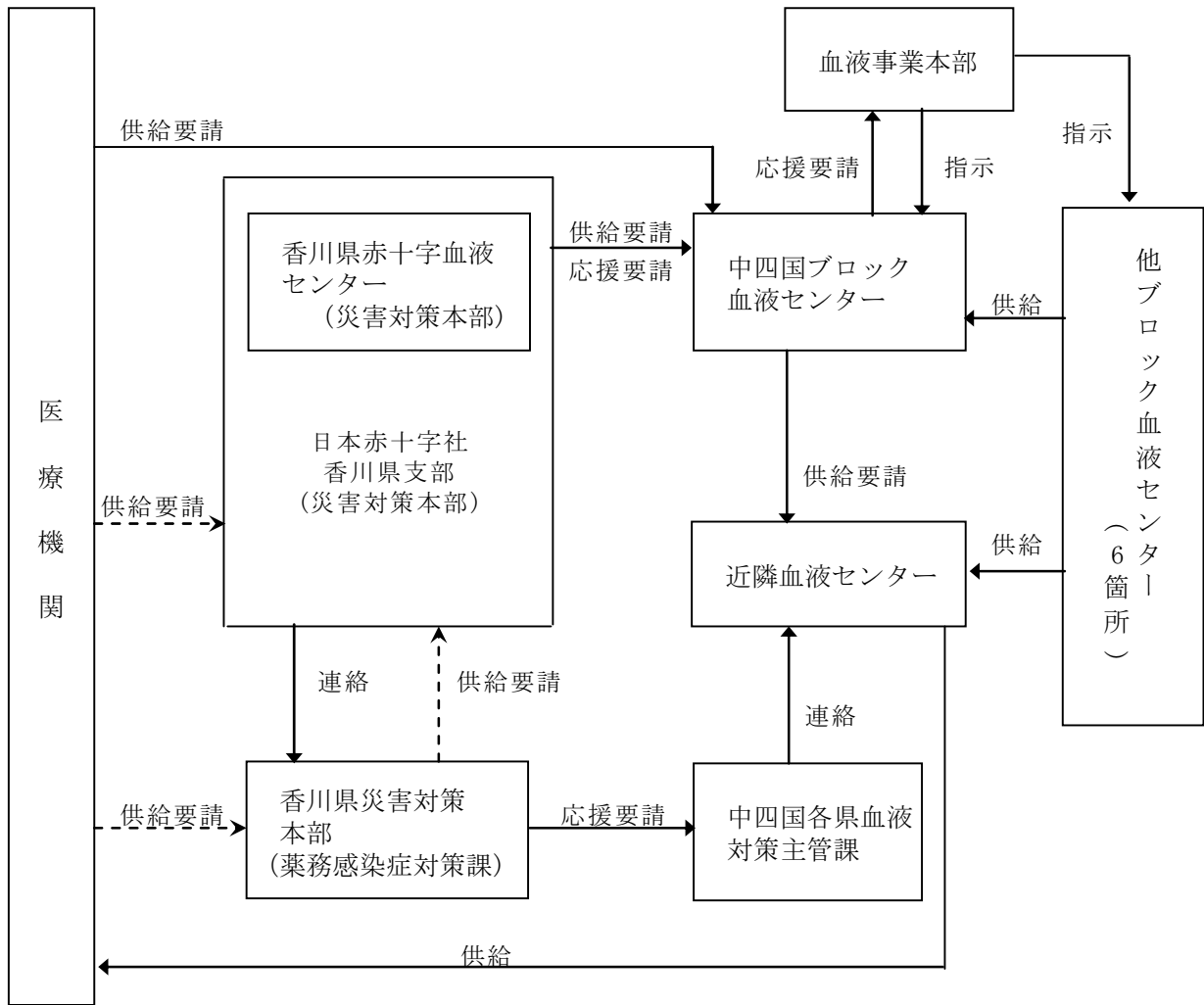
1 1 - 8 災害時の血液の確保系統図

1 香川県赤十字血液センターが機能する場合（通信・運搬・採血可能）



- ・香川県赤十字血液センターに災害対策本部を設置する。
- ・香川県赤十字血液センターにあつては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・原則として、自己の保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

2 香川県赤十字血液センターが機能しない場合（通信・運搬・採血不可能）



- ・日本赤十字社香川県支部内に、香川県赤十字血液センター災害対策本部を設置する。
- ・災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・血液事業本部及び中四国ブロック血液センターの指示により、近隣血液センターからの供給を行う。
- ・血液事業本部及び中四国ブロック血液センターにあっては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・原則として、近隣血液センターの保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

（出典：香川県地域防災計画参考資料）

1 1 - 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

1 在宅医療用資機材の取扱業者一覧表

(1) 医薬品

- ・ 香川県医薬品卸業協会 (事務局所在地) 高松市亀岡町 9-20
(電話番号) 087-831-0508

(2) 医療機器類

- ・ 香川県医療機器販売業協会 (事務局所在地) 高松市香川町川東下 277-1
四国医療器(株)香川営業所内
(電話番号) 087-879-0055

(3) 医療用酸素

- ・ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部
(事務局所在地) 高松市天神前 10-12
(電話番号) 087-813-4901

2 在宅医療用資機材一覧表

(1) 在宅悪性腫瘍患者

- ・ 自己注射用ディスプレイダブル注射器
- ・ インターフェロンアルファ製剤
- ・ ブプレノルフィン製剤
- ・ ブトルファノール製剤
- ・ 塩酸モルヒネ
- ・ 抗悪性腫瘍剤
- ・ 生理食塩水
- ・ ソマトスタチンアナログ
- ・ ヒト成長ホルモン剤
- ・ 性腺刺激ホルモン製剤
- ・ 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
- ・ 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・ ヒトソマトメジンC製剤
- ・ インターフェロンベータ製剤
- ・ インターフェロンアルファ製剤
- ・ エタネルセプト製剤

(2) 在宅酸素療法

- ・ 間歇陽圧吸入器
- ・ 携帯型液化酸素装置
- ・ 携帯用酸素ボンベ
- ・ 酸素テント
- ・ 酸素濃縮装置
- ・ 設置型液化酸素装置
- ・ 酸素発生器
- ・ 自己注射用自動注入ポンプ
- ・ 自己注射用針無圧力注射器

(3) 在宅自己注射

- ・ インシュリン製剤
- ・ 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・ 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤
- ・ グルカゴン製剤
- ・ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體
- ・ 性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導體

(4) 在宅自己導尿

- ・ 留置カテーテル

(5) 在宅自己腹膜灌流

- ・ 自動腹膜灌流装置
- ・ 自己連続携行式腹膜灌流装置
- ・ 自己連続携行式腹膜灌流液

(6) 在宅成分栄養経管栄養法

- ・ 栄養管セット
- ・ 注入ポンプ

- (7) 在宅中心静脈栄養法
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用注射器
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用注入ポンプ
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液セット
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液バック
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液用器具
 - ・ 在宅中心静脈栄養法用輸液ライン
- (8) 在宅寝たきり患者
 - ・ 処置用栄養用ディスプレイカテーテル
 - ・ 処置用気管内ディスプレイカテーテル
 - ・ 処置用膀胱留置用ディスプレイカテーテル
- (9) 在宅血液透析
 - ・ 個人用透析装置
 - ・ 個人用水処理装置
 - ・ ダイアライザー
 - ・ 血液回路
 - ・ 人工腎臓用透析液
 - ・ 血液凝固阻止剤
- (10) 在宅人工呼吸
 - ・ 人工呼吸器
 - ・ 呼吸回路
 - ・ 加温加湿器
 - ・ 吸引器
 - ・ 吸引カテーテル
- (11) 在宅持続陽圧呼吸
 - ・ 経鼻的持続陽圧呼吸器(CPAP 装置)
 - ・ マスク
 - ・ 呼吸回路
 - ・ 加湿器
 - ・ エアフィルター
 - ・ 携帯用酸素ボンベ
- (12) 在宅気管切開患者
 - ・ 気管切開チューブ
 - ・ 人工鼻
 - ・ 吸引器
 - ・ 吸引カテーテル
- (13) 在宅肺高血圧患者
 - ・ プロスタグランジン 12 製剤
 - ・ 携帯用精密輸液ポンプ
- (14) 在宅自己疼痛管理

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

1 1 - 1 0 西讃地域災害医療対策会議の活動体制

第1 主旨

西讃地域災害医療対策会議は、大規模災害発生時に、西讃地域の災害時医療関係機関が、香川県医療救護計画に基づき、緊密な連携を図りながら、医療救護活動を円滑に行うことを目的として設置する。

第2 西讃地域災害医療対策会議

1 開催

西讃地域災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）は、次の場合に開催する。

- (1) 香川県災害対策本部及び香川県派遣調整本部が設置され、多数の傷病者が見込まれる場合。
- (2) 災害医療コーディネーターが西讃保健福祉事務所長と協議し、必要と認めた場合。

2 開催場所

開催場所は、西讃保健福祉事務所とする。被害状況により、西讃保健福祉事務所が使用できない場合は、観音寺市保健センター又は三豊市役所にて開催する。

3 組織構成

災害医療対策会議の組織は、次のとおりとする。

- (1) 災害医療コーディネーター
西讃地域では、三豊総合病院・整形外科主任部長に委嘱している。
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関
三豊・観音寺市医師会、観音寺歯科医師会、三豊歯科医師会、観音寺・三豊薬剤師会及び三豊総合病院とする。
- (3) 市担当課
観音寺市は健康増進課を、三豊市は健康課とする。
- (4) 警察、消防
観音寺警察署（警備課）、三豊警察署（警備課）及び三観広域行政組合消防本部（消防防災課）とする。
- (5) 香川県保健福祉事務所
西讃保健福祉事務所（安全・安心対策班）とする。
災害医療コーディネーターが参集できない場合、西讃保健所長がその職務を代理する。また、災害医療コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、香川県医務国保課と協議する。

第3 災害医療対策会議の活動体制

1 活動内容

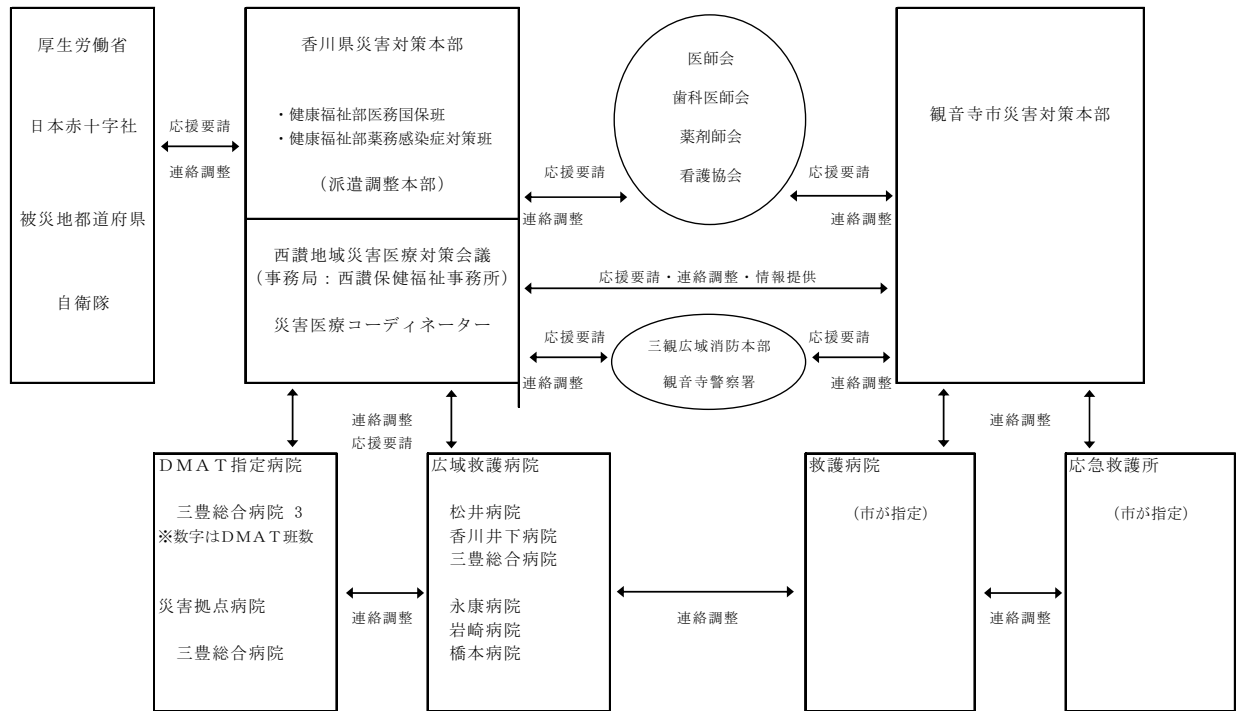
災害医療対策会議は、災害時において、次のとおり活動する。

- (1) 管内の医療救護に関する情報を収集し、関係機関に情報提供を行う。
 - ア 医療機関の状況（診療の可否、受入患者・医療スタッフの状況、医療救護活動の状況等）
 - イ 薬局、医薬品卸業者の状況
 - ウ 避難所の設置状況
 - エ 管外からの応援状況
 - オ その他（人的・住家被害の状況、道路交通状況、ライフラインの状況等）
- (2) 管内の医療スタッフ及び医薬品等の調整を行う。
- (3) 救護病院、応急救護所、避難所等に対し、香川県内又は管外から派遣される医療チームの配置や医薬品等の調整を行う。
 - ア 医療スタッフ（医師、看護師等）の派遣調整
 - イ 患者の収容先（医療機関等）の確保

- ウ 薬剤師の派遣調整
- エ 医薬品・医療資機材（医療ガス、医療機器等）の供給調整
- オ 人工透析患者等の広域的な医療救護体制の調整
- カ 災害医療ボランティアの派遣調整

(4) DMATの活動拠点本部及び後方支援活動（ロジスティックチーム）の情報・業務をまとめ、関係機関に円滑に引き継ぐための調整を行う。

2 西讃地域の医療救護体制



第4 災害時の活動

1 医師会、歯科医師会、薬剤師会、

- (1) 応急救護所、避難所等において協定書に基づき活動する。
- (2) 医療救護活動の記録並びに香川県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告を行う。

2 医療機関

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者の受入れ及び処置
- (3) 救護病院を設置することが困難な市における中等症患者の受入れ及び処置
- (4) 広域医療救護班の派遣
- (5) 県内医療搬送の支援（災害拠点病院は県内・県外医療搬送の支援）
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録並びに市災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況の報告
- (8) 病院支援（災害拠点病院のみ）

3 市

- (1) 被害状況の把握・報告
- (2) 救護病院、応急救護所、避難所等の状況把握・報告

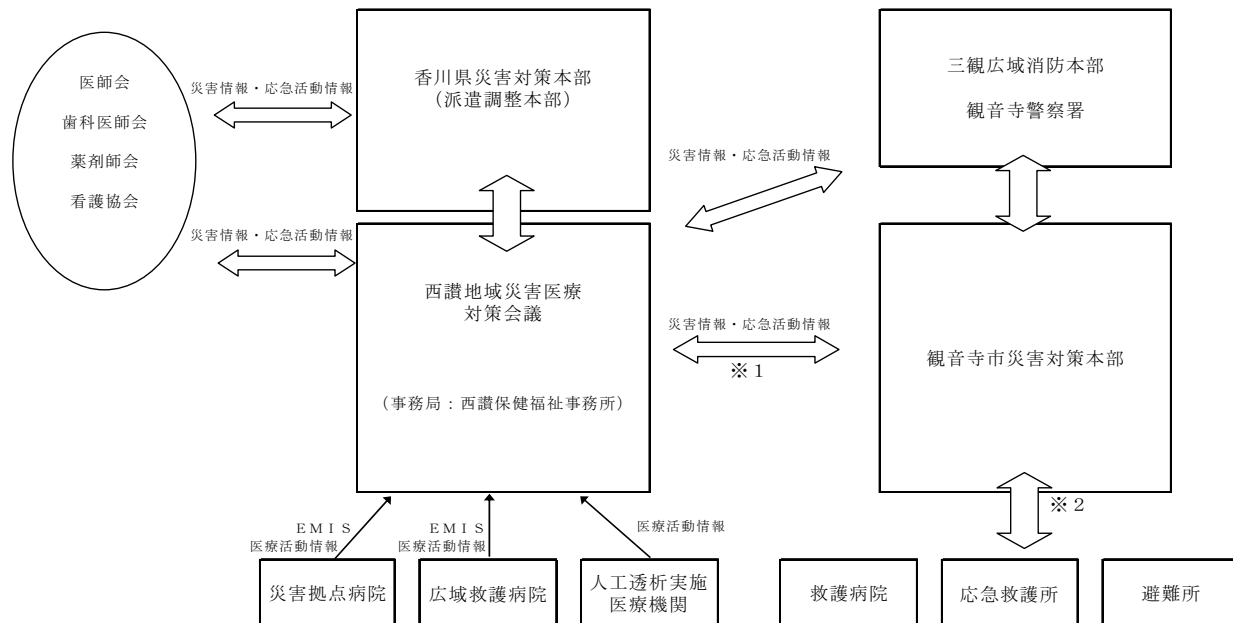
4 警察、消防

- (1) 被害状況の把握
- (2) 緊急通報による出動
- (3) 道路等交通規制又は消防団との連携による救出活動

5 西讃保健福祉事務所

- (1) 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
- (2) 管内における広域医療救護班の受入れ
- (3) 医療搬送の手配
- (4) 災害医療対策会議の開催業務

第5 情報伝達体制



※1 (西讃保健福祉事務所発災時業務リストによる)
 ・応急救護所開設状況、救護病院開設状況
 ・福祉避難所開設状況、保健活動状況
 ・要援護者(難病)状況確認リスト
 ・人工透析実施医療機関の状況

※2 (市が収集する情報の例)
 ○救護病院・応急救護所の活動状況
 ○支援要請(医療スタッフ、医薬品、患者搬送、受入、搬送手段)等

1 2 - 1 防疫活動組織計画（香川県）

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

1 県における防疫活動組織計画

(1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表 1 に掲げる事務を掌理する。

(2) 現地防疫対策本部の設置

ア 必要に応じて、例 1 を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。

イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。

ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。

エ 必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 一類二類感染症患者に対する処置

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定に基づき、感染症指定医療機関に患者を入院させる。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定医療機関への入院ができないときは、知事が適当と認める医療機関に入院させるものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示

イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示

ウ 物件に係る措置の指示

エ 生活の用に供される水の供給の指示

オ 臨時の予防接種の命令

2 市町における防疫活動組織計画

(1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例 2 を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

(3) 清潔方法

ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

(4) 消毒方法

ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。

イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

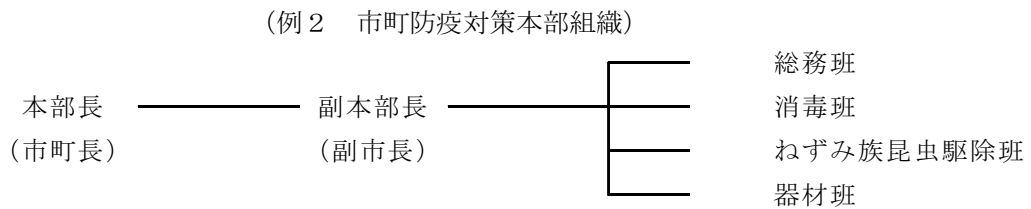
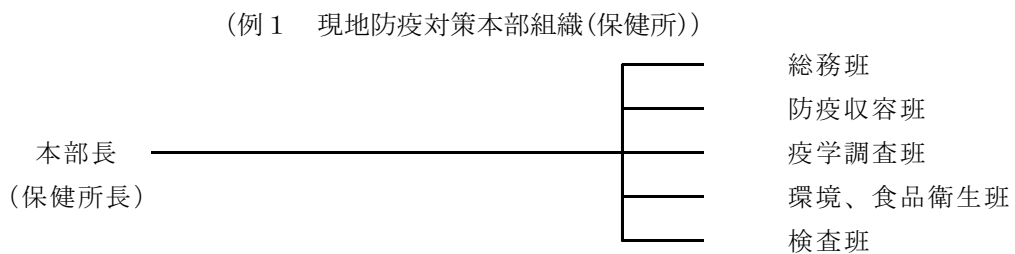
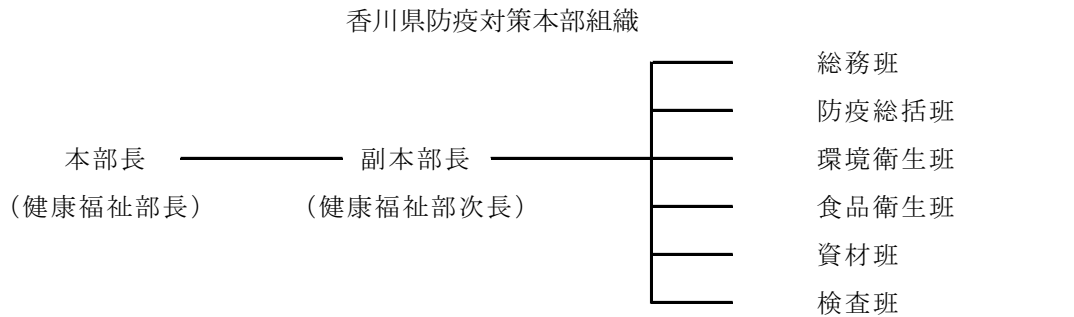
(6) 生活の用に供される水の供給

ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

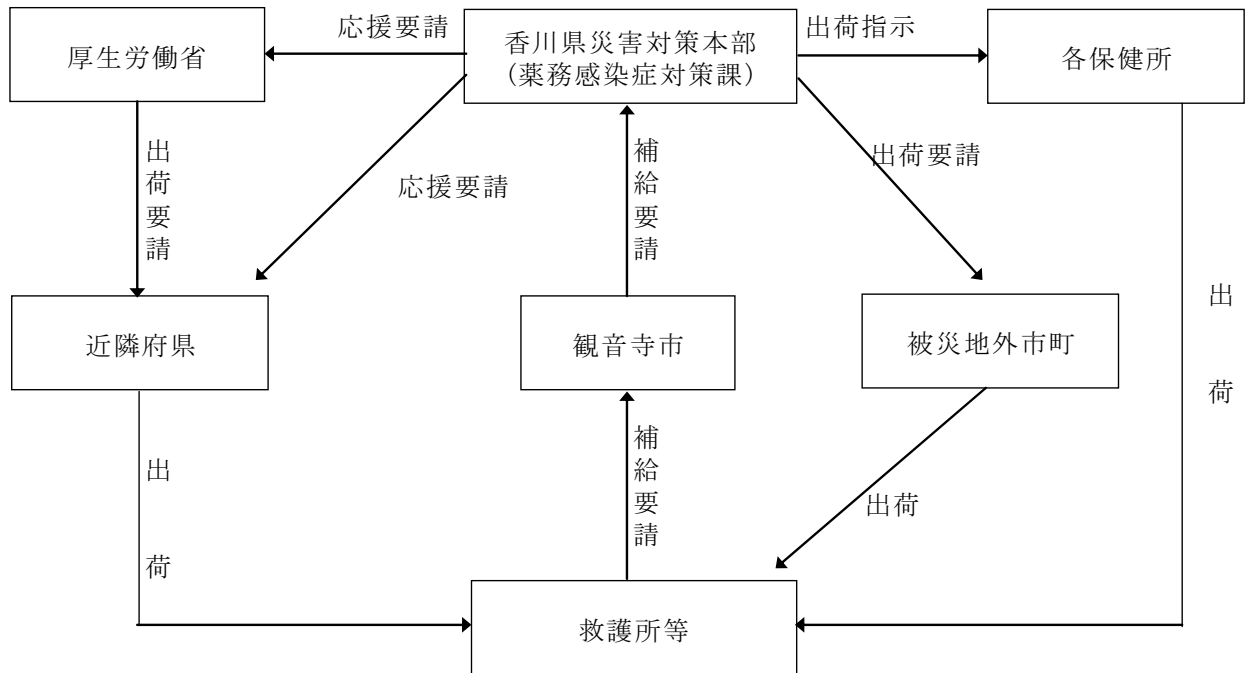


別表 1

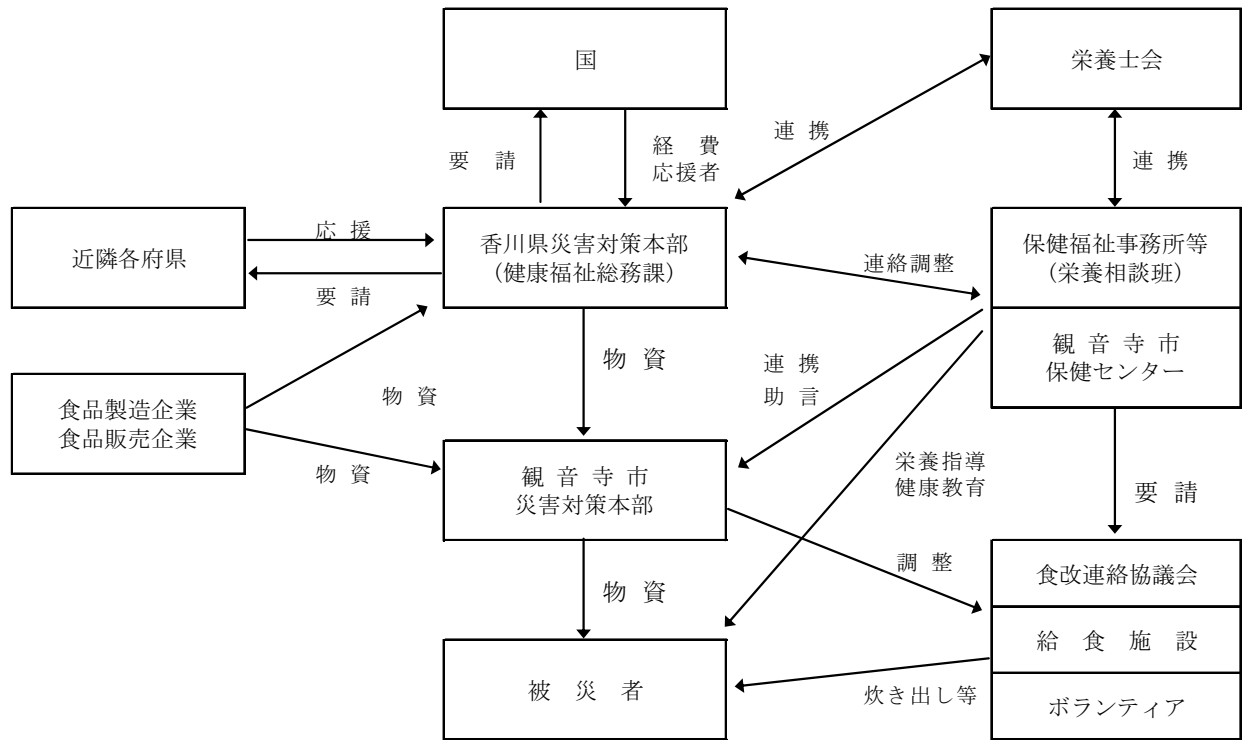
班	分 掌 事 務
総 務 班	1 対策本部内の連絡調整 2 保健所間の応援体制、要員の確保 3 報道機関への広報 4 関係行政機関及び団体との連絡調整 5 防疫対策に要する予算措置
防疫総括班	1 対策本部の措置及び解散 2 厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、県医師会等との情報連絡 3 入院施設の確保と入院措置の指導 4 疫学調査 5 消毒方法、清潔方法の指導 6 衛生教育に関すること 7 その他防疫業務の総括に関すること
環境衛生班	1 環境汚染調査の指導 2 ねずみ族、昆虫等の駆除の指導 3 下水系の汚染防止の指導 4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 5 不良水道施設等の改善措置 6 その他、環境衛生に関すること
食品衛生班	1 食品汚染調査と流通経路の調査 2 汚染食品の処分等の指導 3 食品及び食品施設の監視指導の強化 4 その他、食品衛生に関すること
資 材 班	防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）
検 査 班	1 病原微生物の検索 2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

1 2 - 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図



1 2 - 3 栄養相談・指導活動体系図

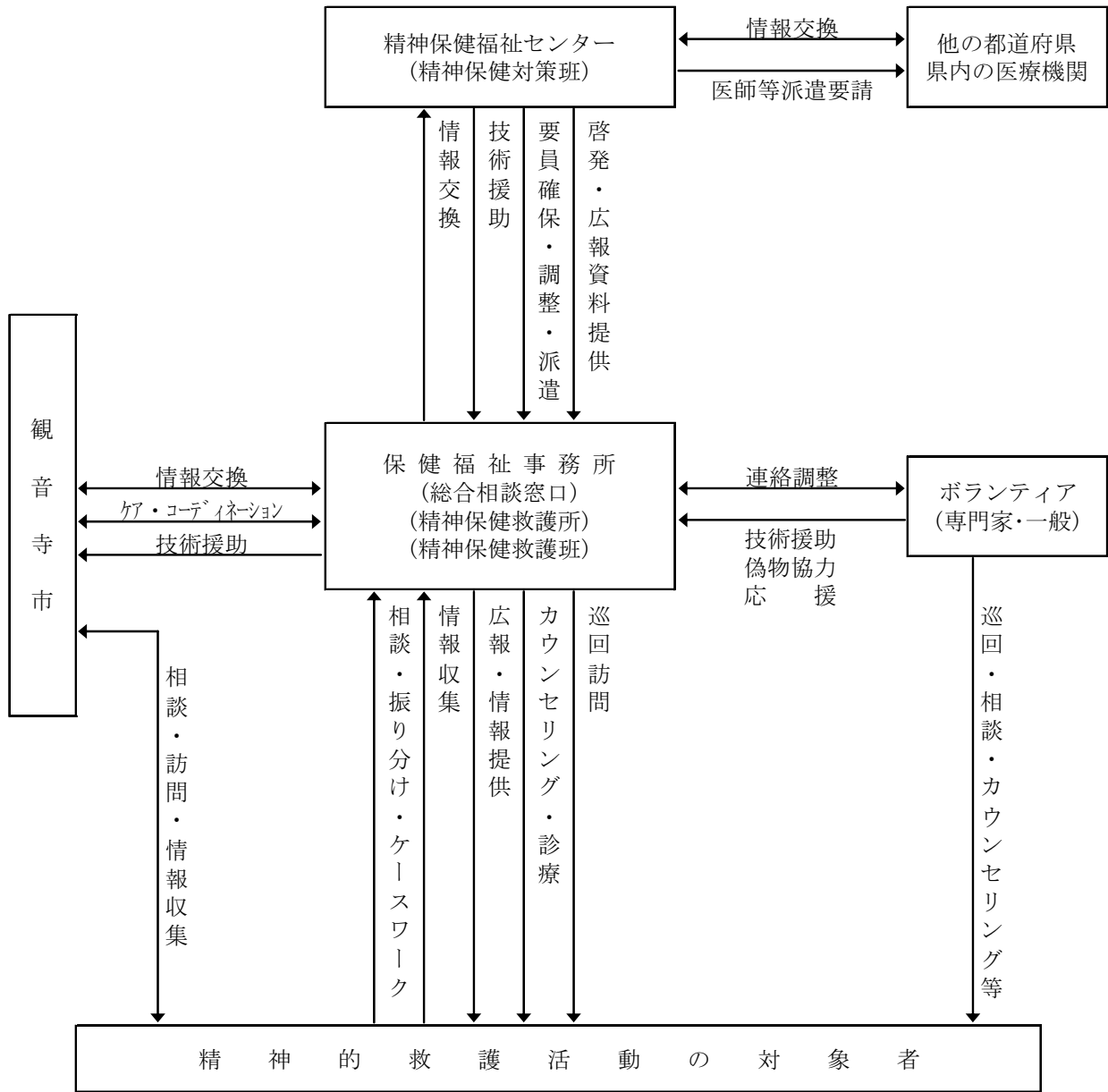


- 国
 - ・ 県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。
- 近隣各府県
 - ・ 県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。
- 県災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関・団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 市町災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
 - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
 - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
 - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
 - ・ 市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないように調整する。
- 市町保健センター
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
 - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。

○ 支援者・支援団体

- ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
- ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
- ・ 給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
- ・ ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て、市町の指示に従い炊出し等を実施する。

1 2 - 4 精神保健活動体系図



■対象とする地震及び災害廃棄物

本計画では、表-1 に示す 4 つの地震を想定する。対象とする災害廃棄物は表-2 のとおりとし、発災時は最長 3 年以内の処理完了を目指す。

表-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震

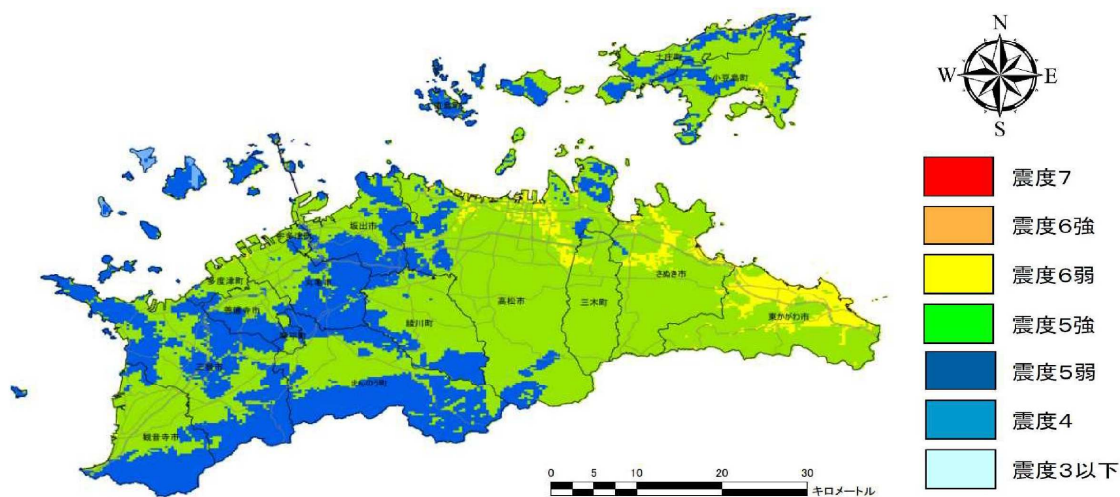


図-2 南海トラフ地震 (L1) における震度予測区

表-2 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

※以下に「香川県災害破棄物処理計画」の概要版を掲載。

計画本編については、インターネットで以下のアドレスをご確認ください。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_1/dir8_1_3/wa49oh160330180439.shtml

1 基本的事項

■計画策定の趣旨

本計画は、今後発生する可能性がある南海トラフ地震等の災害から早期に復旧・復興を進めるため、あらかじめ災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示すものであり、市町の災害廃棄物処理計画の作成にも資することを目的として策定した。

■本計画の位置づけ

香川県災害廃棄物処理計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見や環境省の「災害廃棄物対策指針（H26.3）」を踏まえ、「香川県地域防災計画」を補完し、具体化した形で作成した（図-1 参照）。

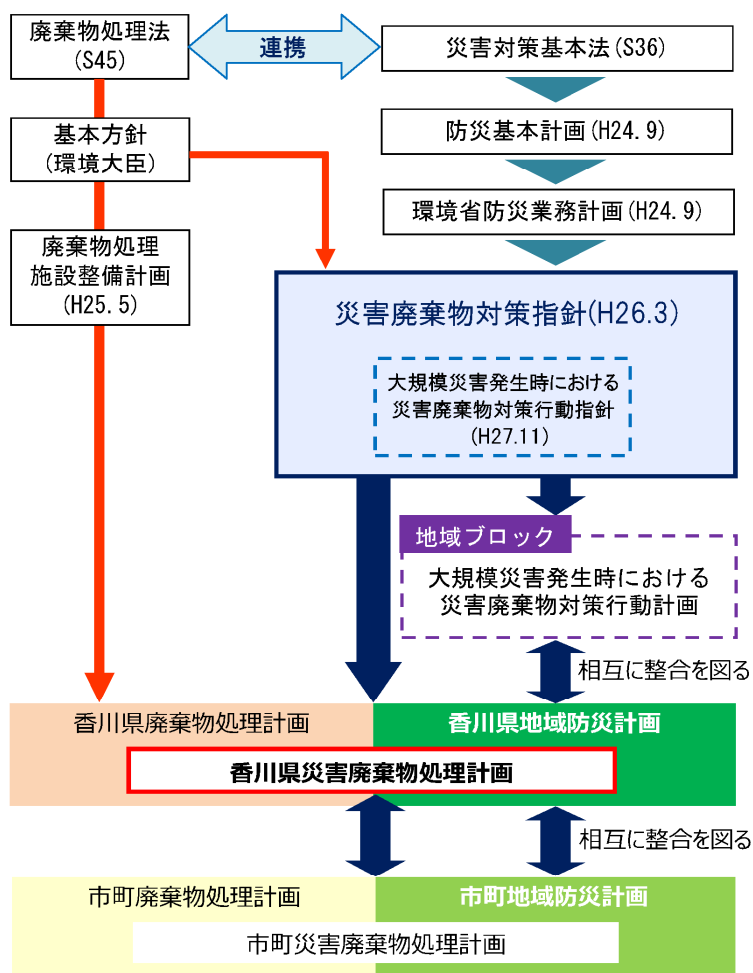


図-1 本計画の位置づけ

2

災害廃棄物処理

■地域区分

県内の広域処理体制の区分を以下に示す。

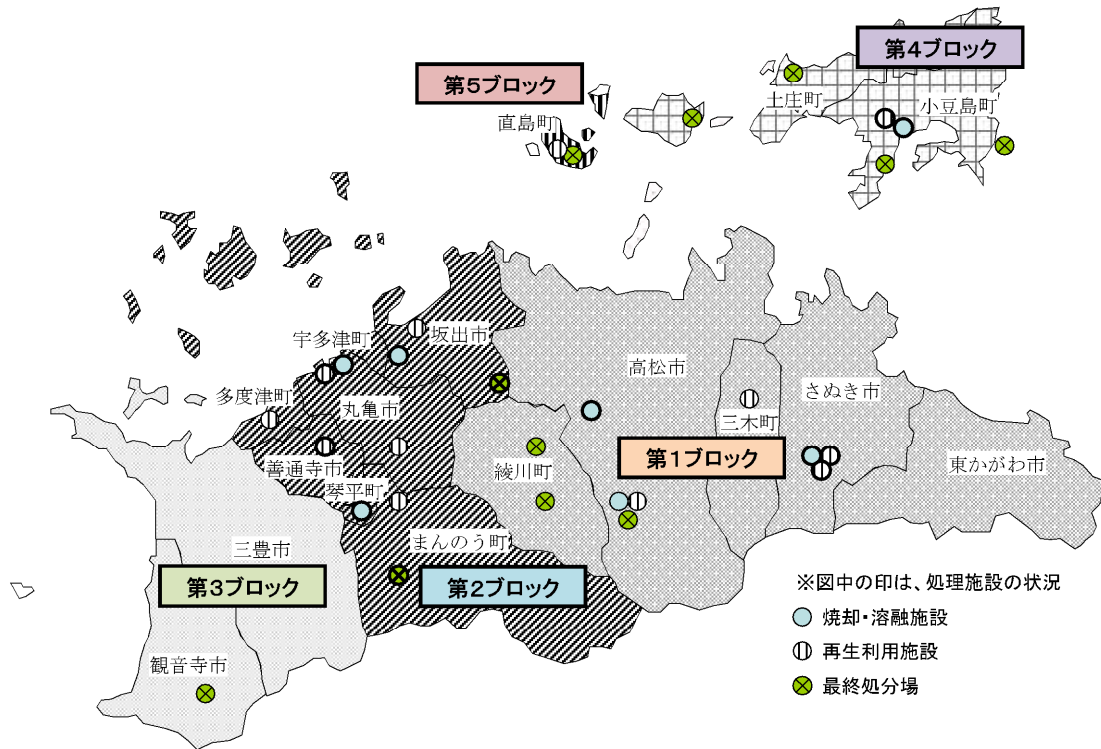


図-3 災害廃棄物処理における地域区分

■災害廃棄物発生量

本計画で対象とする4つの地震の災害廃棄物発生量は図-4に示すとおりである。

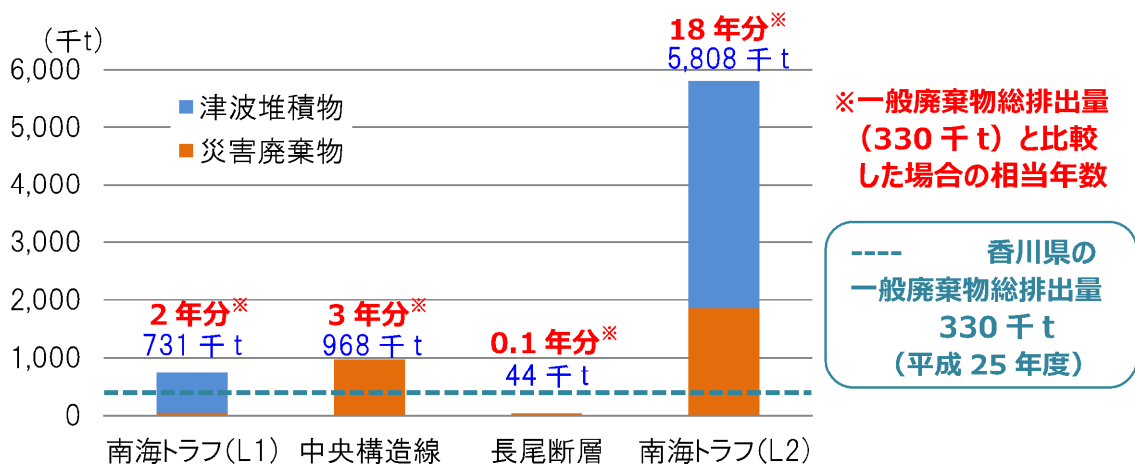


図-4 災害廃棄物発生量

■処理フロー

災害廃棄物は、仮置場での破砕選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う（図-5 参照）。

南海トラフ地震（L1）、中央構造線地震、長尾断層地震においては、県内調整を行い既往施設を活用した場合、全量を県内で処理可能である。南海トラフ地震（L2）においては、既往施設の外、産業廃棄物処理施設の活用や国への支援要請等により処理を行う。

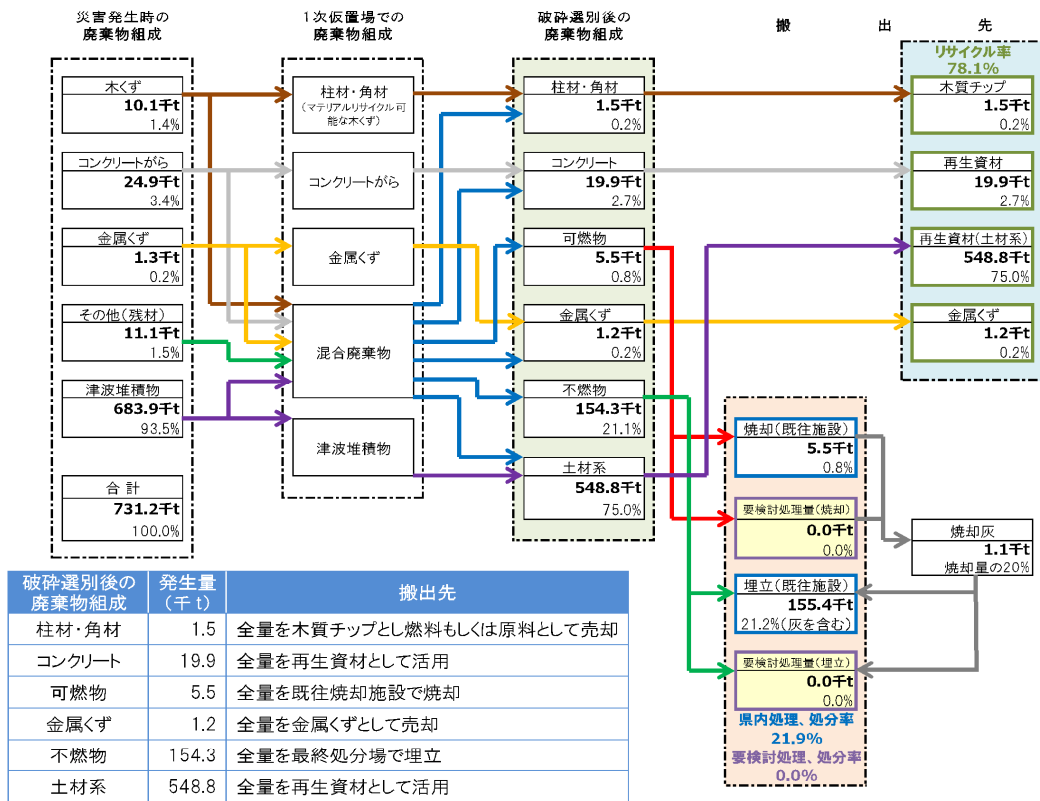
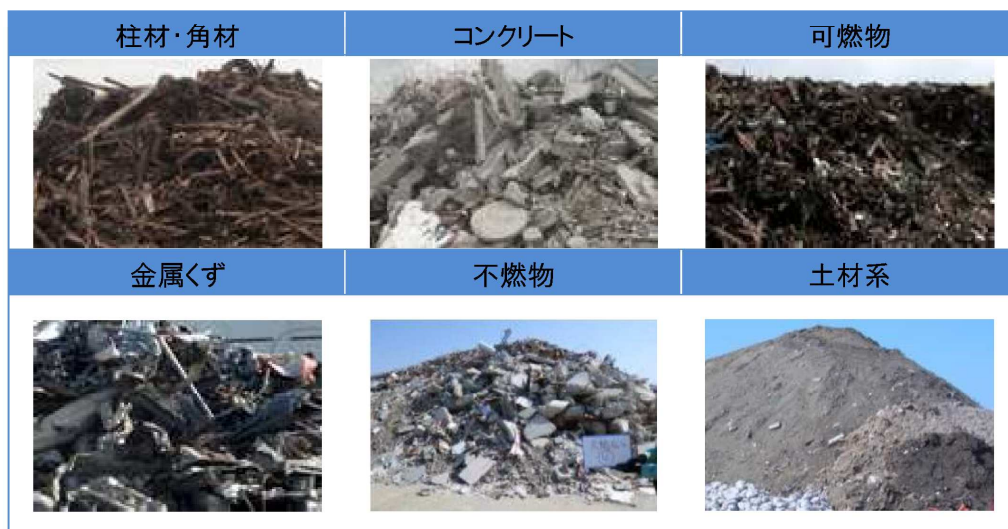


図-5 南海トラフ地震（L1）の災害廃棄物処理フロー

表-3 災害廃棄物



■一次仮置場の必要面積

一次仮置場は、被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、保管や比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う場所である。大規模災害時には、概ね1年以内に被災現場から災害廃棄物を撤去し、一次仮置場に搬入することとなる。一次仮置場の必要面積を表-4に示す。

表-4 一次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)		中央構造線		長尾断層		南海トラフ(L2)	
	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	95,500	9.55	157,500	15.75	16,100	1.61	691,800	69.18
第2ブロック	57,900	5.79	31,600	3.16	4,200	0.42	491,800	49.18
第3ブロック	30,800	3.08	114,800	11.48	1,000	0.10	449,400	44.94
第4ブロック	37,800	3.78	600	0.06	0	0.00	106,000	10.60
第5ブロック	11,900	1.19	0	0.00	0	0.00	21,300	2.13
合計	233,900	23.39	304,500	30.45	21,300	2.13	1,760,300	176.03

注) 各ブロックの値は市町ごとの一次仮置場の必要面積の和である。

■二次仮置場の必要面積

二次仮置場は、一次仮置場で粗選別された災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、破碎・選別及び保管を行う場所である。大規模災害時には、概ね2年以内に一次仮置場から災害廃棄物を撤去して二次仮置場に搬入し、3年以内に二次仮置場で処理を完了することが目標となる。二次仮置場の必要面積を表-5に示す。

表-5 二次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)	中央構造線	長尾断層	南海トラフ(L2)
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
第1ブロック	3.76	7.56	2.57	19.64
第2ブロック	2.93	3.13	2.10	13.07
第3ブロック	2.56	6.13	2.04	13.10
第4ブロック	2.63	2.13	-	4.03
第5ブロック	2.20	-	-	2.40
合計	14.08	18.95	6.71	52.24

12-6 一般廃棄物処理施設

【ごみ処理場】

令和3年4月1日現在

名称	所在地	残容量／全体容量 (m ³)
大野原一般廃棄物 最終処分場	観音寺市 大野原町内野々乙 12-1	5,629／30,000
(株)富士クリーン一般廃棄物の最終処分場	綾歌郡綾川町 西分山ノ上乙 748-19 他	322,000／1,962,000

【し尿処理場】

令和2年4月1日現在

名称	設置主体	稼働年月	規模 (kl/日)	処理方式	所在地
観音寺市 衛生センター	観音寺市	H12.12	48	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市伊吹 クリーンセンター	観音寺市	H15.12	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町 82

(出典：生活環境課資料)

12-7 一般廃棄物収集運搬車両

令和3年度現在

	ごみ収集運搬車			し尿収集運搬車		
	直 営	委 託	許 可	直 営	委 託	許 可
	台数	台数	台数	台数	台数	台数
観音寺市	11 (内委託業者貸与3台)	10	76	1	12	15

(出典：生活環境課資料)

12-8 香川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱いに対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

(1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報

(2) 県内市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

(1) 市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資器材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両としての事前届出

(2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等に関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、

書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

- (1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被害状況の把握

- (1) 被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)
- (3) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援、協力

- (1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。(様式第3号)
- (3) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第2号及び第3号を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(様式第5号の1、第5号の2、第6号)
- (2) 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合であっても同様とする。(様式第7号)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

- (1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。
なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)
- (3) 県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係

団体に応援、協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

(1) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
(様式第8号)

(3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9 火葬に係る特例的取扱

(1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

(2) 県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10 引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11 火葬実績の報告

(1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

(1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成25年10月1日から適用する。

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬場被災状況等報告書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）による被災状況等を報告します。

火葬場名称			
点検日時			
被災状況	火葬炉本体		
	火葬炉付帯設備		
	建屋		
	進入路		
	その他		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし		（最大火葬数： 体/日）
	<input type="checkbox"/> 一部稼働		（最大火葬数： 体/日）
	復旧見込	通常稼働： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 不能		
	復旧見込	一部稼働： 年 月 日	
		通常稼働： 年 月 日	
その他	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	復旧時の応援の必要性（内容： ）		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話番号	(内線)	
	F A X		
	Eメール		

- ※1 原則として、震度5弱以上の地震が発生した場合に報告すること。
- ※2 上記以外であっても、火葬場に被害を生じた場合は報告すること。

災害緊急

様式第3号（第3の3（2）関係）

年 月 日

火葬場設置者 殿

香川県健康福祉部長
（生活衛生課 扱）

広域火葬協力依頼書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）により、多数の死亡者が発生し、
広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。

つきましては、貴火葬場において可能な協力内容についてご回答願います。

火葬応援を要する 被災市町名			
火葬応援要請の 内 容	月 日 時現在合計遺体数 体 （前報比増減数 体）		
	うち火葬応援要請遺体 体 （前報比増減数 体）	内 訳	大人： 体
			小人： 体
			胎児： 体
不明： 体			
備 考			
連絡・調整 担 当 者	担当部局名		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		
	Eメール		

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第4号（第3の3（3）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬協力回答書

年 月 日付け（第 報）をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	可能・不可能（今後の応援協力の可能性）							
火葬場 名称								
火葬場所在地								
最寄り高速道路及びIC名	自動車道			IC				
受入可能遺体数	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体	
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体	
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体	
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体	
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体	
	上記期間以外の火葬受入		<input type="checkbox"/> 可能		<input type="checkbox"/> 不可能		<input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等からの搬送のための車両整備		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬場内における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 検討中	
火葬要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中							
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人	
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人	
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人	
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人	
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人	
その他可能な協力内容								
連絡担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電話番号	（内線）						
	F A X							
	Eメール							

災害緊急

様式第5号の1（第3の4（1）関係）

年 月 日

市町長 殿
(課 扱)

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書（被災市町用）

年 月 日付け（第 報）で要請のありました広域火葬について、別添のとおり
応援火葬場を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については別途当該火葬場と直接協議・調整されるようお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

様式第5号の2（第3の4（1）関係）

災害緊急

年 月 日

火葬場設置者 様

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書（応援火葬場用）

年 月 日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたのでご協力を
をお願いします。

なお、詳細については別途被災市町より直接協議・調整連絡がありますのでよろしくをお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

様式第6号(第3の4(1)関係)

応援火葬場割振り(計画)表

遺体搬入被災市町		担当部課係担当者及び電話・FAX	応援火葬場名称及び所在地	担当部課係担当者及び電話・FAX	最寄りのICヘリポート名	受入可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、2段書き)				年 月 日現在 No.	左記月日以降の受入	被災地火葬場要員派遣	備考
1		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	□ 可能	□ 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
2		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	□ 可能	□ 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
3		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	□ 可能	□ 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
4		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	□ 可能	□ 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
5		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	□ 可能	□ 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				

災害緊急

様式第7号（第3の5（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬要員及び燃料・資器材の手配要請書

このことについて、次のとおり〔火葬要員・燃料・資器材〕の手配を要請します。

※〔 〕内の該当する項目に○印をつけるこ

と。

火葬場名称 及び所在地	
----------------	--

1. 火葬要員派遣要請の内容			
派遣要請要員数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の 職務内容			
2. 必要な燃料・資器材の内訳			
種 類	数 量	備 考 (期 限 等)	
連絡担当者	担当部課係	(内線)	
	職名・氏名		
	電 話		
	FAX		
	Eメール		

災害緊急

様式第8号（第3の6（2）、第3の7（2）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

市町長
（ 課取扱）

遺体保存用資器材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、次のとおり〔遺体保存用資器材・遺体搬送応援〕の手配を要請します。

※〔 〕内の該当する項目に○印をつけるこ

と。

1 必要とする遺体保存用資器材の内容		
種 類	数 量	備 考（期限及び搬入場所等）
2 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数: 体)	大人: 体
搬送先 名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数: 体)	大人: 体
搬送先 名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数: 体)	大人: 体
搬送先 名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体
連絡・調整 担 当 者	担当部局名	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	F A X	
	E メール	

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

災害緊急

様式第9号（第3の11（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬実施日報（応援火葬場用）

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地										
広域火葬 依頼市町 1	総 計				災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)				体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 2	総 計				災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)				体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 3	総 計				災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)				体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳			
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
その他の応援事項										
連絡・調整 担 当 者	担 当 部 局 名									
	職 名 ・ 氏 名									
	電 話	(内線)								
	F A X									
	E メール									

注1) 総計及び内訳欄の () 内には、累計の数字を記入すること。

注2) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

様式第 10 号 (第 3 の 12 (3) 関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

(市町長 課

取扱)

広域火葬依頼実績報告書 (被災市町用)

当市町から応援火葬場への広域火葬依頼実績を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地									
火葬場依頼 実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳						
			災害等による死亡 (体)			災害等以外の死亡 (体)			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	合 計								
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体								
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人								
	その他 ()								
報告担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	E メール								

注 1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

様式第 11 号（第 3 の 12（4）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬実施報告書（ 市町分）

当火葬場において、 市町から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地									
火葬場依頼 実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳						
			災害等による死亡 (体)			災害等以外の死亡 (体)			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	合 計								
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体								
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人								
	その他()								
報告担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	E メール								

注 1) 本票は、広域火葬に応援・協力した火葬場が市町村ごとに作成すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

参考様式

※第5号様式の2「応援火葬場割振通知書」を受けて、関係市町が広域火葬協力火葬場と詳細を協議・調整する場合の参考にしてください。

災害緊急

年 月 日

火葬場設置者 様

市町長
(課)

広域火葬協力依頼書 (第 報)

年 月 日付けで香川県健康福祉部長から通知のあった広域火葬について、次のとおりご協力をお願いします。

協力依頼火葬場名称

番 号	1	2	3
火葬実施日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
到着予定日	時 分	時 分	時 分
火葬開始時刻	時 分	時 分	時 分
氏 名※			
住 所			
性 別			
区 分	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明
死亡原因	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他
死亡届出	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未
火葬許可証	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
死亡診断書等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
遺体搬送方法	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶
搬送職員数 及び責任者名	人	人	人
同行遺族人数	人	人	人
持 参 品	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()
備 考			

※死亡者氏名が不明の場合は、氏名欄に遺体安置所における識別番号等を記入しております。

連絡担当者	担当課名：	担当者氏名：
	電話：	FAX：

1 2 - 9 火葬場一覽

令和3年4月現在

所		管		火葬場		
部・課名		電話	F A X	名称	所在地	炉数
市民部	市民課	(0875) 23-3924	(0875) 23-3959	観望苑 <small>かんぼうえん</small>	観音寺市大野原町 丸井1183	6
	伊吹支所	(0875) 29-2111	(0875) 29-2666	伊吹火葬場	観音寺市伊吹町1269	1

(出典：市民部市民課資料)

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1日1人当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに 加 算	
		全 壊 全 焼 流 出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼） 流失、半壊（焼） 又は床上浸水による 喪失若しくは損傷等 により学用品を使用する ことができず、就学上支 障のある小学校児童 （※2）、中学校生徒 （※3）及び高等学校 等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に 届出又はその承認を受 けて使用している教材、 又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当り次の金額 以内 小学校児童 4,400 円 中学校生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12歳以上） 210,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であっても 対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、 かつ、各般の事情によ りすでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常 の実績	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後3日を 経過したものは一応 死亡した者と推定し ている。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関する 処理（埋葬を除く。）を する。	（洗浄、消毒等） 1 体当り 3,400円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当り 5,300円以内 検 索 救護班以外は慣 行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として 救護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存に ドライアイスの購入 費等が必要な場合は 当該地域における通 常の実費を加算でき る。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関 に障害物が運びこま れているため生活に支 障をきたしている場合 で自力では除去するこ とのできない者	市町内において障害物 の除去を行った1世帯 当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難に係 る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施が認め られる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 15,500円以内 土木技術者、建築技術者 16,500円以内 大工 21,200円以内 左官 22,000円以内 とび職 21,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。
- ※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

1 3 - 2 被災者生活再建支援制度の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住家の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

- ・り災証明書
- ・住民票 等

イ 加算支援金

- ・契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

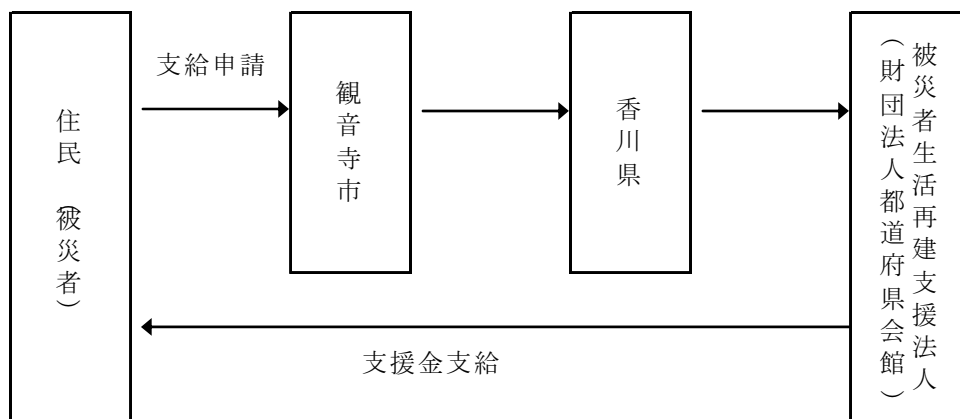
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



13-3 罹災証明の様式

罹災証明書

		証明番号	罹一
罹災者	住所		
	氏名		
罹災年月日			
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
罹災場所			
罹災物件	住家		
罹災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
備考			

上記のとおり、罹災したことを証明します。

年 月 日

観音寺市長

印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

り
罹災証明書交付申請書

年 月 日

観音寺市長 宛て

(表面)

申請者	住所			
	(避難先)			
	氏名		連絡先	
り 罹災年月日				
り 罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他 ()			
り 罹災場所				
り 罹災物件	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名:)			
り 罹災状況				
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 被害場所を示す地図 <input type="checkbox"/> その他 ()			
必要枚数	枚			

り 罹災世帯の 構成人員	氏名	続柄	性別	生年月日	備考	

市確認欄

<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付番号

(裏面)

記入上の留意点

- 1 申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記載してください。住所地以外に避難している場合は、「避難先」欄にも記入してください。
- 2 代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記載してください。
- 3 「罹災年月日」欄には、罹災又は罹災したと思われる年月日を記載してください。
- 4 「罹災原因」欄には、該当災害の口に☑してください。
- 5 「罹災場所」欄には、被害のあった住家の所在地を記載してください（借家の場合は当該建物名称等も補記）。
- 6 「罹災物件」欄には、被災した該当物件の口に☑してください。
- 7 「罹災状況」欄には、被害内容をできる限り具体的に記載してください。
例1：大雨による河川の増水で〇〇地区が浸水し、床上浸水した。
例2：大雨による裏山の土砂崩れにより、住宅の1階部分が使用不能
例3：地震により住宅が全壊し使用不能
- 8 「添付書類」欄には、申請の際に添付した該当資料の口に、☑してください。
- 9 「必要枚数」欄には、罹災証明書の必要交付枚数を記載してください。

委任状

私は、（代理人の住所）

（代理人の氏名） （代理人の連絡先）

を代理人と定め、次の権限を委任します。

罹災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

（委任者（申請者）の住所）

（委任者（申請者）の氏名） 印

※氏名を自署とするときは、押印を省略することができます。

1 4 - 1 災害対策用物資の備蓄状況

【食料・飲料水】

令和3年3月31日現在

品目	飲料水	乾燥米飯	乾燥米飯 ギ-対応含む アレル	粉ミルク	粉ミルク ギ-対応 アレル	鯛ごはん	ちりめんごはん	五目ごはん	海の幸ごはん	
単位	ℓ	kg	kg	箱	箱	食	食	食	食	
数量	観音寺（防災センター）	2,844	65	27.5	8	11	850	1,100	500	250
	大野原支所	780	20	5.2	-	-	-	-	-	-
	大野原小山分団屯所	3,036	-	-	-	-	-	-	-	-
	大野原中央公民館	3,600	350	-	-	-	-	-	-	-
	豊浜支所	4,152	750	2.9	-	-	750	750	-	-
	伊吹総合防災センター	-	30	-	-	-	-	-	-	-
	伊吹 中央公民館	-	-	-	-	-	250	250	-	-
	高室小学校	1,332	-	150	-	-	-	-	-	-
	常磐消防団屯所	1,308	-	130	-	-	-	-	-	-
	柞田公民館	1,332	-	175	-	-	-	-	-	-
	一ノ谷小学校	1,164	-	105	-	-	-	-	-	-
	豊田小学校	936	-	100	-	-	-	-	-	-
	栗井小学校	1,152	-	100	-	-	-	-	-	-
	総合運動公園	2,844	700	75	-	-	-	-	-	-
	豊浜小学校	1,200	-	175	-	-	-	-	-	-
計	25,680	1,130	1,100	8	11	1,850	2,100	500	250	

【生活必需品】

令和3年3月31日現在

品目	単位	数量	備考
飲料用水袋	枚	37,570	(60 : 36,765枚、100 : 805枚)
紙おむつ (子ども用)	枚	2,228	(サイズ別) S : 152、S (新生児用) : 240、 M : 336、L : 1,500
紙おむつ (大人用)	枚	270	(サイズ別) S ~ M : 88枚、L : 182枚
哺乳瓶	本	811	
生理用品	枚	9,484	
毛布	枚	6,465	観音寺(防災センター) : 595、大野原支所 : 124、 豊浜支所 : 346
タオルケット	枚	5	
バスタオル	枚	96	
フェイスタオル	枚	770	防災センター : 510枚、大野原支所 : 260枚

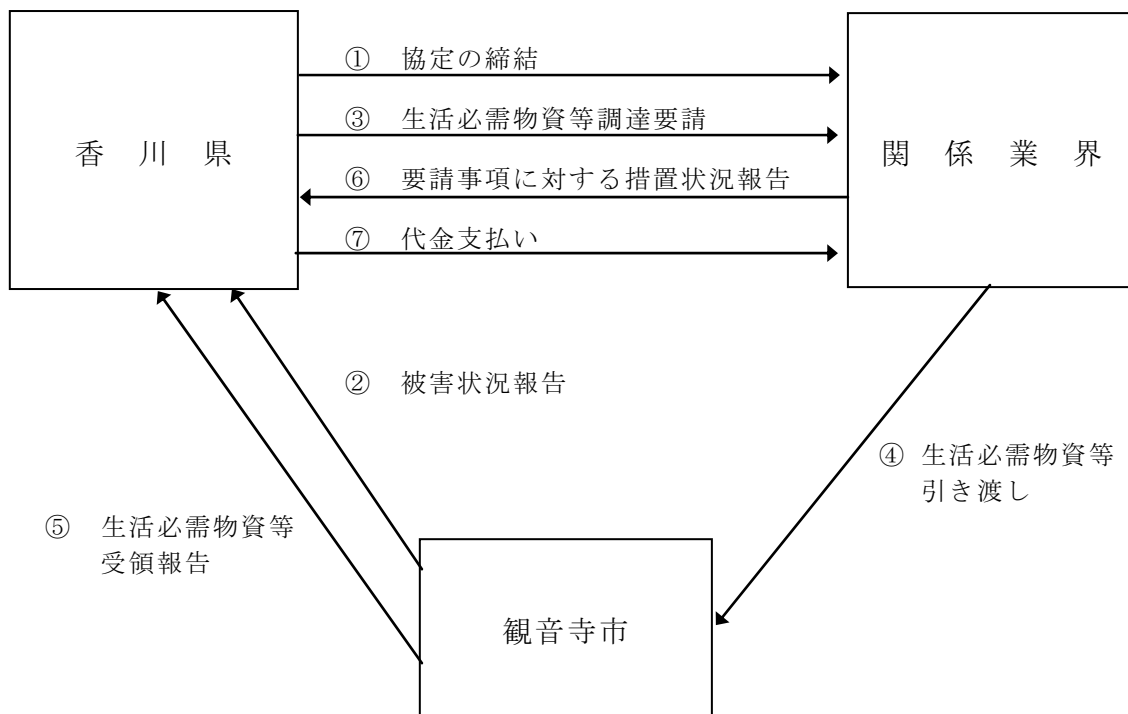
【避難所用資機材】

令和2年3月31日現在

品目	単位	数量	備考
生活用水	リットル	852	
日用品セット	箱	144	(セット内容) シャンプー、歯磨きセット、スプーン、フォーク、包帯、脱脂綿 他
サージカルマスク	枚	39,950	
歯ブラシ	本	1,580	
洗濯セット	箱	13	(セット内容) 粉洗剤、柔軟剤、漂白剤
食器セット	組	25,600	(セット内容) 紙丼ぶり、紙コップ、割箸
防水用シート(ブルーシート)	枚	45	(サイズ別) 5.4m×7.2m : 19、5.4m×3.6m : 26
防水用シート(UVシート)	枚	3	(サイズ) 10m×10m
避難用シート(アルミプチシート)	ロール	29	1.2m×100m
テント	張	4	(サイズ) 1張 : 2間×3間(約19.44㎡)
発電機	台	9	
投光機	台	5	
懐中電灯	本	16	
ランタン	個	5	
トイレットペーパー	個	1,700	
簡易トイレ	基	340	テント型簡易折りたたみ式
トイレ用凝固剤入処理袋	枚	57,200	
弾性ストッキング	足	1,400	(サイズ別) S : 450, M : 550, L : 400
消毒液	ℓ	243	
防護服	着	245	
ゴム手袋	枚	9,400	
非接触型体温計	本	92	
フェイスガード	枚	210	
段ボールベット	台	1,554	
パーテーション	台	1,509	
扇風機	台	84	
スポットクーラー	台	72	

1 4 - 2 生活必需物資等の調達方法

- ① 香川県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 観音寺市から香川県に対し被害状況報告
- ③ 香川県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から観音寺市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 観音寺市から香川県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から香川県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 香川県から関係業界へ代金の支払い



1 4 - 3 緊急物資の備蓄マニュアル

1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2 備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

(1) 県民による備蓄（自助）

ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 地域等による備蓄（共助）

ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日以上以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

(3) 市町及び県による備蓄（公助）

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期における生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3 市町及び県による備蓄物資（公助）に関する基本的な考え方について

(1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。

但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次（地域）物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ（トイレ薬剤）、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

(2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次（広域）参考資料 - 757 - 物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本とする。

同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波（以下L1とする）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下L2とする）の2つに分けて被害想定を算

定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、L2に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後			1週間後			1ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

(1) 備蓄目標日数

4日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の3日分について、1日分を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、2日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

(2) 備蓄品目

ア 備蓄品目について

(ア) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(イ) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ 備蓄品目毎の考え方について

○ 食料（主食）

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(3食)÷2(市町と等分)

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合(20%)

○ 調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×0歳児人口比(0.84%)×1日分(140g(28g×5回/日))÷2(市町と等分)

○ 飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(30l)÷2(市町と等分)

○ 毛布（アルミブランケット）

目標量：(避難所避難者数－流通備蓄見込量)×1枚÷2(市町と折半)

○ 生理用品

目標量：避難所避難者数×10歳から60歳までの女性比率(27.9%)×1パック×生理中の割合(7/30)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ（大人用）

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ（子供用）

目標量：避難所避難者数×0～2歳児人口比率(2.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

(3) 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	ℓ	214,950	33,000	181,950	
毛布（アルミブランケット）	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ（大人用）	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ（小人用）	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成17年3月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

(4) 整備目標期間

平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達（流通備蓄）について

(1) 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

(2) 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

(3) プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招く虞がある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

8 県備蓄物資の配分について

(1) 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、

生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送するものとする。

(2) プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

(3) 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9 職員用備蓄について

(1) 基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で2～3日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

(2) 対象職員数

大規模地震発生時の第3次配備である全所属の全職員（約2,800人）の約7割である2,000人分の食料及び飲料水を備蓄する。

(3) 備蓄目標量

ア 食料

目標量：対象職員数×2食（1日分）×3日分＝12,000食

イ 飲料水

目標量：対象職員数×1ℓ（1日分）×3日分＝6,000ℓ

10 災害用医薬品等の備蓄及び調達

(1) 基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

(2) 震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

(3) 協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。

（出典：香川県地域防災計画参考資料）

1 4 - 4 民間物資拠点一覧

事業者名	施設名	施設の種別	所在地
四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3980
四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3977-1
(株)加ト吉フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

1 5 - 1 水道の整備状況

	施設数	給水人口(人)	年間水量(m ³)		1日最大給水量		1日平均給水量		普及率(%)
			給水量	有収水量	m ³ /日	一人一日 ℓ/人・日	m ³ /日	一人一日 ℓ/人・日	
水道事業	1	59,833	7,887,719	7,053,707	24,825	415	21,610	361	99.24%
専用水道	2		98,224		335		269		
計	3	59,833	7,985,943	7,053,707	25,160	415	21,879	361	99.24%

(資料：香川県広域水道企業団、生活環境課)

16-1 香川県指定緊急輸送路線

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
四国横断自動車道	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町
国道11号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～豊浜町姫浜

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

(観音寺港)

(出典：香川県地域防災計画)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
国道377号	まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道丸亀詫間豊浜線	三豊市仁尾町～観音寺市観音寺町
県道黒渕本大線	観音寺市本大町～植田町
県道観音寺善通寺線	観音寺市駅通町～三架橋町
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～駅通町

(出典：香川県地域防災計画)

【第3次輸送確保路線】

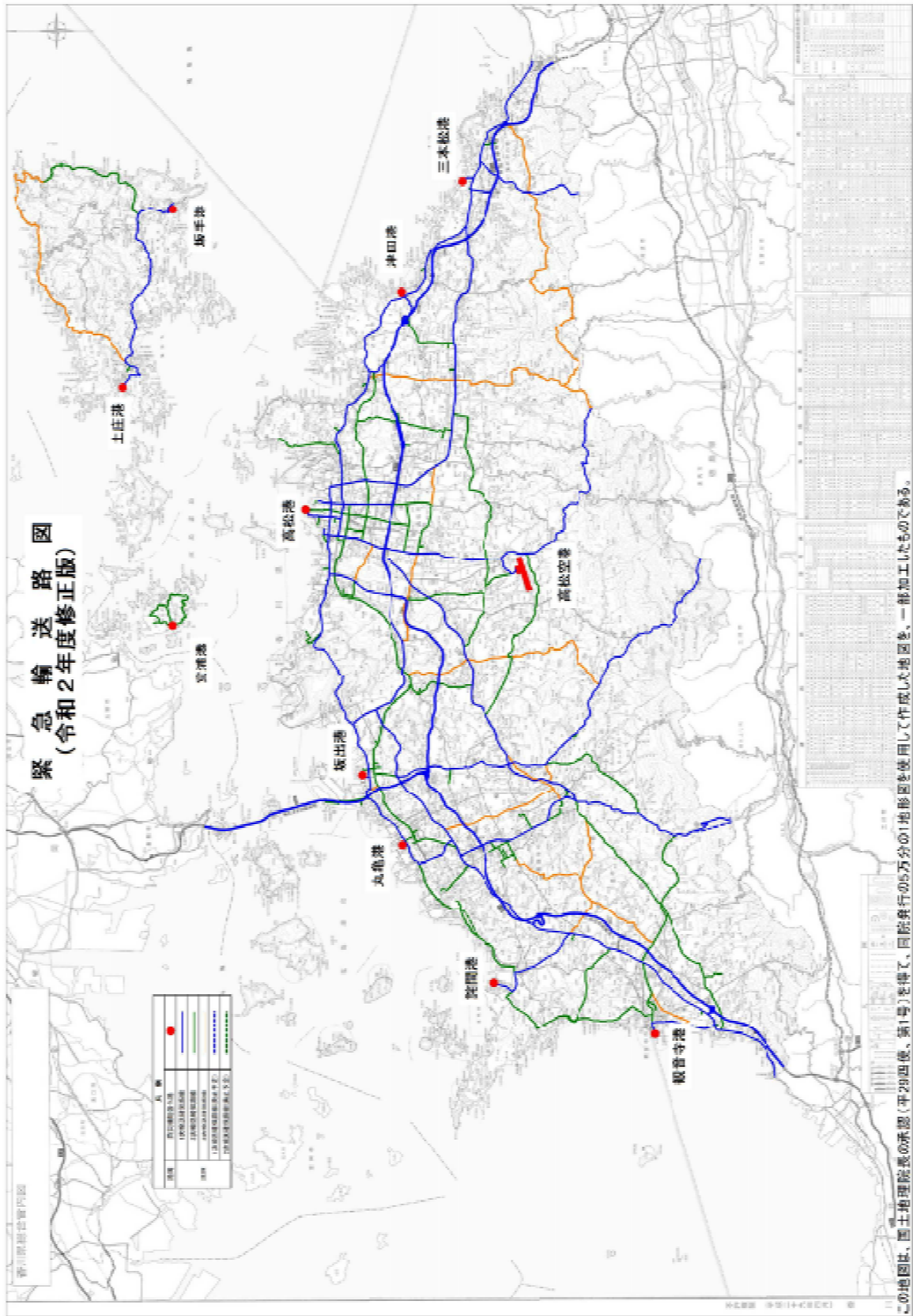
路線名	区間
県道善通寺大野原線	観音寺市本大町 三豊市高瀬町佐股～観音寺市本大町
県道黒渕本大線	観音寺市柞田町～植田町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市柞田町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町

(出典：香川県地域防災計画)

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
観音寺港	地方港湾	香川県	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

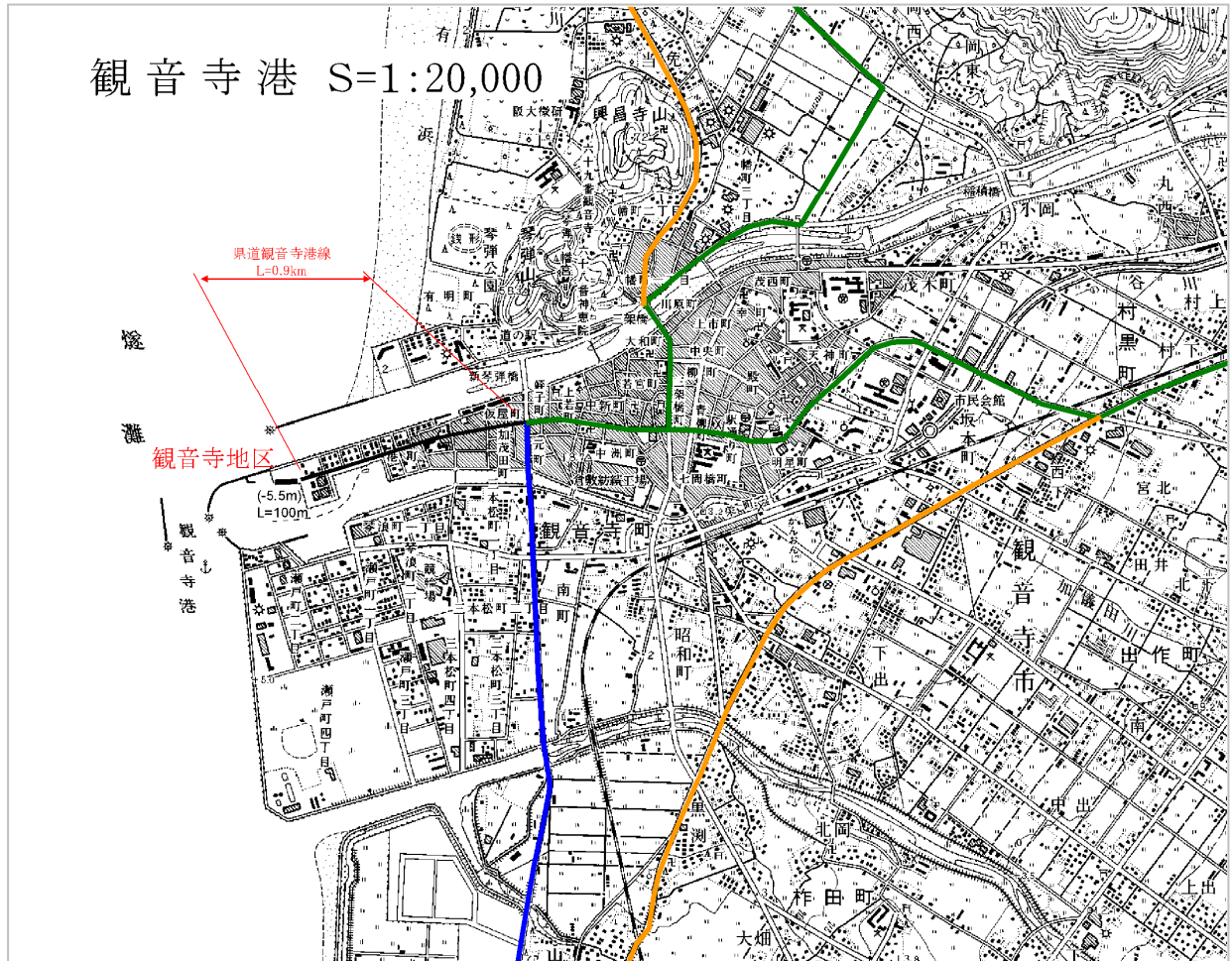
(出典：香川県地域防災計画)



(出典：香川県土木部道路課HP)

16-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

港湾名	地区名	輸送確保路線への連絡経路
観音寺港	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線



凡例（緊急輸送路）

- 第一次輸送路
- 第二次輸送路
- 第三次輸送路

（出典：香川県地域防災計画参考資料）

16-3 異常気象時における道路通行規制基準

西日本高速道路(株)

	路線名	担当 事務所名	規制区間		気象等基準値
			区間	延長(km)	
1	高松自動車道	西日本高速道路(株) 香川管理事務所	坂出JCT～ 大野原IC	31.3	連続雨量 200mm 又 連続雨量 170mm 後 時間雨量 35mm
2	高松自動車道	西日本高速道路(株) 香川管理事務所	大野原IC～ 川之江JCT	11.5	連続雨量 350mm 又 連続雨量 220mm 後 時間雨量 35mm

(出典：香川県土木部道路課HP)

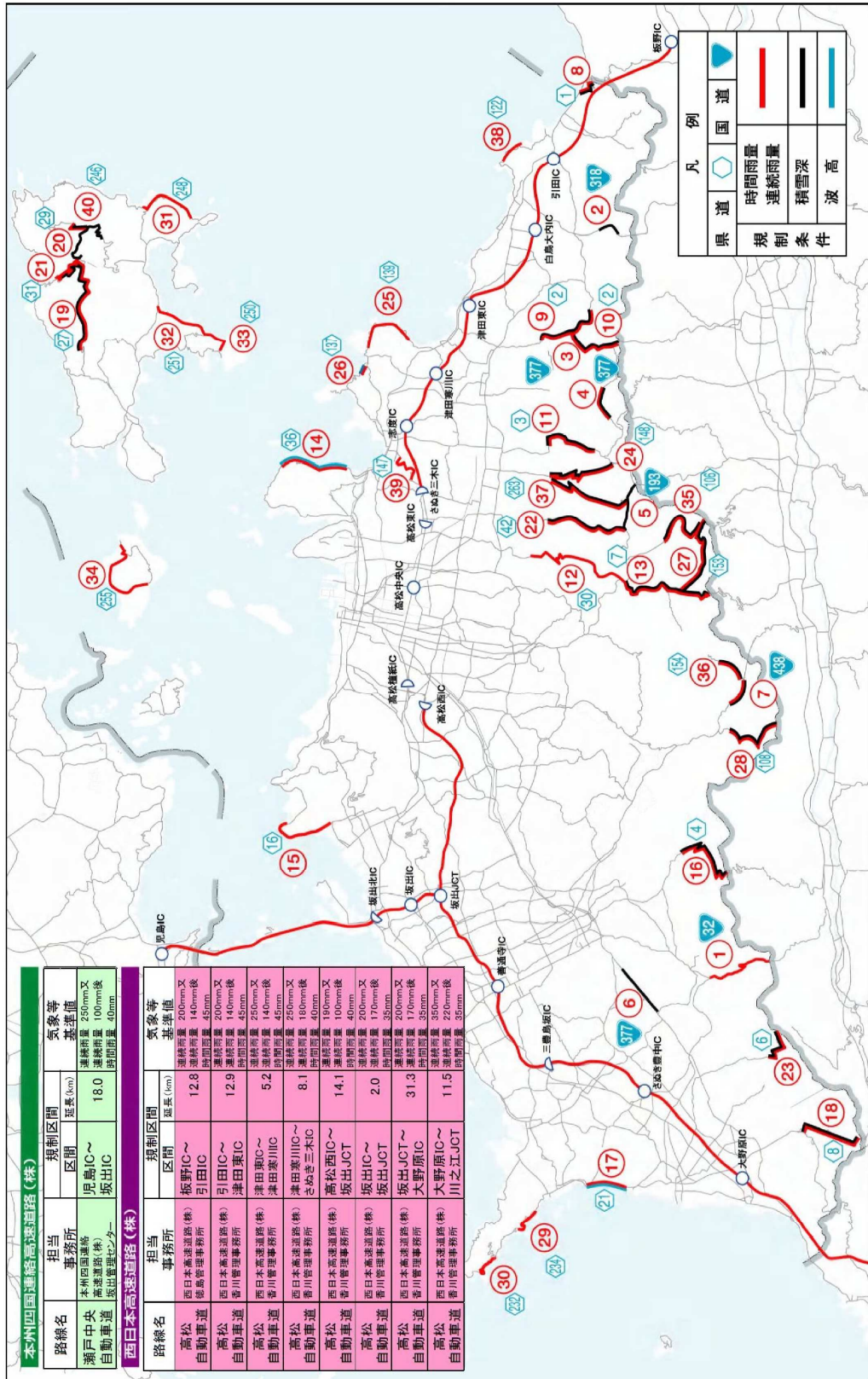
香川県

道路種別：主要地方道

	路線名	担当土木 事務所名	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件(通行止)			備考
			所在地	距離表	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター	危険内容	
1	丸亀詫間豊浜線	西 讃	三豊市仁尾町仁尾天王 ～ 観音寺市室本町大横	23.9 ～ 28.0	4.1	7,400	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	仁尾観測所	土砂崩壊 波浪	国 国道11号
2	観音寺佐野線	〃	観音寺市大野原町海老济 ～ 観音寺市大野原町海老济(県境)	12.7 ～ 16.2	3.5	1,100	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪 200mm	曼陀観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道32号

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

16-4 異常気象時道路通行規制箇所図



(出典：香川県土木部道路課HP)

1 6 - 5 緊急通行車両事前届出申請要領

1 事前届出手続

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行う。

この場合、道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができないことから、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について緊急通行車両等の事前届出制度を行う。

2 対象車両

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
- (3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

3 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

4 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、香川県警察本部交通規制課に申請

5 提出書類

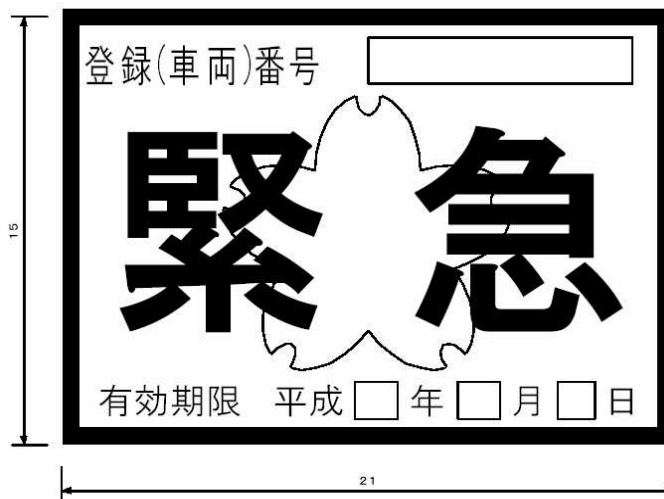
- (1) 緊急通行車両等事前届出書 2 通
- (2) 申請車両の自動車検査証の写し 1 通
- (3) 疎明資料

輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類 1 通（指定行政機関以外は、指定行政機関との協定書の写し、上申書）

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用		第 号		
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証				
香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会		印		
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）						
使用者	住所				() 局 番	
	氏名					
出 発 地						
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。						

1 6 - 6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

17-1 避難情報等発令の状況とタイミング

避難指示等は災害が発生するおそれが状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、発令される情報である。

避難情報等	発令される状況	住民がとるべき行動
<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>災害が発生するおそれのある状況であり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等の住居者が危険な場所から全員避難するべき状況</p>	<p>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>災害が発生又は切迫している状況であり、住居者等が身の安全を確保するために指定緊急避難所等への立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 ※災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

1 7 - 2 避難指示等の発令基準

1 二級河川（財田川）

避難指示等は、次の基準を参考に、気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

	発 令 基 準
高齢者等避難	高松地方気象台から大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発表されている場合に、財田川において基準水位観測所（村黒町・稲積橋）の水位が避難判断水位（3.15m）に達し、なお水位が上昇すると予想されるとき
避難指示	財田川において、基準水位観測所の水位がはん濫危険水位（3.40m）に達し、なお水位が上昇すると予想されるとき
緊急安全確保	財田川の堤防の決壊や越水・溢水が発生及び発生するおそれがあるとき

※ 財田川以外の市内の主要河川については、香川県防災情報システム等による情報を基に、上記に準じた発令を行う。

2 高潮災害

避難指示等は、次の基準を参考に、気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

	発 令 基 準
高齢者等避難	観音寺港で注意報基準潮位 T P +2.30m に達し、高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いとき
避難指示	観音寺港で警報基準潮位 +2.60m に達したとき
緊急安全確保	①水門、陸閘等の異常が確認されたとき ②潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推定されるとき ③水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき ④海岸堤防等が倒壊したとき ⑤異常な越波・越流が発生したとき ⑥水位周知海岸において、高潮氾濫が発生したとき

3 土砂災害

避難指示等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

	発 令 基 準
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警報（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき
避難指示	①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ②土砂災害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったとき
緊急安全確保	①大雨特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ②土砂災害の発生が確認されたとき

4 津波災害

避難指示等は、次の基準を参考に判断して発令します。

	発 令 基 準
避難指示	大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき

17-3 避難指示等の例文

1 高齢者等避難の伝達文（例）

観音寺市危機管理課からお知らせします。警戒レベル3です。

- ①〇〇川の氾濫のおそれがあるため
- ②土砂災害のおそれがあるため
- ③高潮氾濫のおそれがあるため

等

〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。避難所は〇〇です。早めに避難をお願いします。

2 避難指示の伝達文（例）

観音寺市危機管理課からお知らせします。警戒レベル4です。

- ①〇〇川の氾濫のおそれが高まったため
- ②土砂災害のおそれが高まったため
- ③高潮氾濫のおそれが高まったため

等

〇〇地区に避難指示を発令しました。避難所は〇〇です。早めに避難をお願いします。

3 緊急安全確保の伝達文（例）

観音寺市危機管理課からお知らせします。警戒レベル5です。

- ①〇〇川が氾濫したため
- ②〇〇川の氾濫が発生するおそれがあるため
- ③土砂災害が発生したため
- ④土砂災害の発生するおそれがあるため
- ⑤高潮氾濫が発生したため
- ⑥高潮氾濫の発生するおそれがあるため

等

〇〇地区に緊急安全確保を発令しました。

- ①避難場所等へ立退き避難が危険な場合には、自宅の建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください
- ②避難場所等へ立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください

等

17-4 用語の解説

用 語	説 明	
破堤	堤防が決壊すること。	
越水	堤防のある河川で、堤防天端から水が乗り越えて流出すること。	
溢水	堤防のない河川（掘割河川）で、川の水があふれ出ること。	
指定河川	水防法により指定された河川で、洪水予報や水防警報が発表される。市内には財田川がある。	
はん濫注意情報 （洪水注意報）	住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して注意を要するレベルに発表される洪水予報。水位周知河川について、水位観測値に基づき発表されることがある。	
はん濫警戒情報 （洪水警報）	住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報。水位周知河川について、水位観測値に基づき発表されることがある。 この情報により、市は高齢者等避難の発令を判断する。	
はん濫危険情報 （洪水警報）	住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して危険なレベルに発表される洪水予報。水位がはん濫危険水位に達した場合、はん濫危険水位を超える状態が継続している場合に発表される。この情報により、市は避難指示の発令を判断する。	
はん濫発生情報 （洪水警報）	住民の避難行動に関連し、河川のはん濫が発生しているレベルに発表される洪水予報。	
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	大雨警報	大雨によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合に発表される。
	津波警報	津波によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。
H. W. L （計画高水位）	河川の計画上想定した水位	
はん濫危険水位	はん濫の恐れが生じる水位。本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位。	
避難判断水位	避難の必要も含めて、はん濫に対する警戒を要する水位。	
はん濫注意水位	出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川のはん濫の発生に注意を求めめるレベルに相当する。	
水防団待機水位	水防団が待機する水位。住民に行動を求めめるレベルでない。	

18-1 避難施設

平成3年4月1日現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数
1	伊吹支所	伊吹町 209-2	0875-29-2111	40
2	伊吹公民館	伊吹町 263	0875-29-2122	50
3	伊吹保育所	伊吹町 486-1	0875-29-2124	110
4	伊吹中学校・小学校（体育館）	伊吹町 549	0875-29-2102	270
5	室本公民館	室本町 311-3	-	40
6	高室小学校（体育館）	高屋町 1877-1	0875-25-2661	290
7	旧高室幼稚園	高屋町 1895	-	170
8	高室公民館	高屋町 884	0875-25-2913	70
9	観音寺中学校（体育館）	八幡町二丁目 10-7	0875-25-2440	370
10	観音寺中学校（武道場）	八幡町二丁目 10-7	0875-25-2440	90
11	観音寺第一高等学校	茂木町四丁目 2-38	0875-25-4155	630
12	観音寺東公民館体育館	茂西町 1 丁目 1-28	-	230
13	観音寺東公民館	茂西町一丁目 1 番 28 号	0875-25-1779	60
14	観音寺総合高等学校	天神町一丁目 1-15	0875-25-3168	1,300
15	観音寺中央図書館	坂本町一丁目 1-1	0875-23-3960	350
16	共同福祉施設	坂本町一丁目 1-1	0875-23-3944	60
17	働く婦人の家	坂本町一丁目 1-1	0875-23-3944	20
18	観音寺商工会議所	坂本町一丁目 1-25	0875-25-3073	60
19	ふれあい文化センター	坂本町七丁目 14-77	0875-24-4113	30
20	観音寺南公民館	観音寺町甲 2942-1	0875-24-2996	80
21	観音寺こども園	観音寺町甲 2558-2	0875-57-5220	180
22	観音寺小学校（体育館）	観音寺町甲 2558-1	0875-57-5120	330
23	㈱総合開発 リネン事業部	瀬戸町四丁目 1 番 7 号	0875-25-0297	270
24	コミュニティ防災センター	流岡町 475	0875-23-3940	30
25	流岡公民館	流岡町 820-1	0875-25-6087	40
26	常磐小学校（体育館）	植田町 365	0875-25-2988	220
27	常磐公民館	植田町 458-3	0875-25-2560	140
28	観音寺中部保育園	植田町 1217-3	0875-25-8359	60
29	中部中学校（体育館）	柞田町甲 1237	0875-25-3622	310
30	中部中学校（武道場）	柞田町甲 1237	0875-25-3622	210
31	柞田小学校（体育館）	柞田町乙 1000-1	0875-25-3621	280
32	観音寺中央幼稚園	柞田町丙 1566	0875-24-2601	70
33	柞田公民館	柞田町丙 1537	0875-25-3262	60
34	百々宮会館	木之郷町 1639-1	-	40
35	木之郷公民館	木之郷町 795	0875-27-6330	150
36	旧一ノ谷幼稚園	古川町 117-1	0875-25-5885	170
37	一ノ谷公民館	古川町 85-1	0875-25-0009	110
38	一ノ谷小学校（体育館）	古川町 102-1	0875-25-0204	280
39	市立総合体育館	池之尻町 1071	0875-27-7100	760
40	かんぽの宿観音寺	池之尻町 1101-4	0875-27-6161	100
41	豊田公民館	原町 270-1	0875-27-6350	60
42	豊田小学校（体育館）	新田町 1413	0875-27-6303	280
43	栗井小学校（体育館）	栗井町 1452	0875-27-6229	270
44	栗井公民館	栗井町 1516	0875-27-6209	80
45	燧望苑	大野原町丸井 1183	0875-67-5650	100
46	旧紀伊小学校（体育館）	大野原町丸井 313	-	240
47	中姫中央ふれあい会館	大野原町中姫 946	0875-54-5175	100

NO	施設名	住所	管理担当	想定収容
48	大野原会館	大野原町中姫 1247	0875-54-5660	350
49	大野原中学校 (体育館)	大野原町中姫 1189-3	0875-54-3100	420
50	大野原中学校 (武道場)	大野原町中姫 1189-3	0875-54-3100	110
51	大野原農業者トレーニングセンター	大野原町大野原 1994	-	310
52	大野原中央公民館	大野原町大野原 1260-1	0875-54-5711	30
53	大野原いきいきセンター	大野原町大野原 1265	0875-54-5757	130
54	大野原交流センター	大野原町大野原 1267-1	0875-54-5716	20
55	大野原勤労青少年ホーム	大野原町大野原 1368-1	0875-54-5715	20
56	大野原中央集会場	大野原町大野原 1349	-	60
57	大野原幼稚園	大野原町大野原 1675	0875-54-2069	100
58	大野原保育所	大野原町大野原 1535-2	0875-54-3810	100
59	萩の湯	大野原町大野原 1509	0875-54-5555	20
60	萩のふるさと会館	大野原町萩原 2363-1	0875-54-4849	50
61	旧萩原小学校 (体育館)	大野原町萩原 2354	-	280
62	大野原福祉会館	大野原町萩原乙 139-1	0875-54-2801	150
63	天理教西香川分教会	大野原町井関 687-1	0875-54-3744	30
64	田野々自治会館	大野原町田野々 743-1	0875-54-3994	50
65	花稲研修センター	大野原町花稲 890-1	0875-52-4952	90
66	海の家 (豊浜コミュニティセンター)	豊浜町姫浜 55-2	0875-52-6640	130
67	豊浜中学校 (体育館)	豊浜町和田浜 717	0875-52-2152	440
68	豊浜中学校 (武道場)	豊浜町和田浜 717	0875-52-2152	60
69	豊浜公会堂	豊浜町姫浜 453-2	0875-52-2012	200
70	豊浜総合体育館 (すぽっしゅ TOYOHAMA)	豊浜町和田浜 784-1	0875-56-3366	480
71	豊浜コミュニティ消防センター	豊浜町和田浜 1531-1	0875-52-1200	90
72	豊浜中央公民館	豊浜町和田浜 1531-1	0875-52-1203	130
73	豊浜福祉会館	豊浜町和田浜 1544-1	0875-52-1212	190
74	豊浜保育所	豊浜町和田浜 1124-1	0875-52-2067	60
75	豊浜小学校 (体育館)	豊浜町和田浜 1000	0875-52-2029	500
76	豊浜幼稚園	豊浜町和田浜 1000	0875-52-5110	100
77	豊浜南部集会所	豊浜町和田甲 493-1	0875-52-5636	120
78	豊浜西部集会所	豊浜町箕浦甲 1935-9	0875-52-2010	80
79	鶴亀ハウス	観音寺町甲 2972-7	0875-57-5522	20
80	特別養護老人ホーム豊恩荘	茂木町四丁目 6-2	0875-25-6369	20
81	介護老人保健施設観音寺ケアセンター	村黒町 750	0875-23-2311	20
82	地域支援センターまるやま	流岡町 750-1	0875-23-2070	40
83	特別養護老人ホーム楽陽荘	柞田町甲 1936	0875-25-8720	20
84	香川西部養護学校	出作町 712	0875-25-1775	210
85	特別養護老人ホーム長寿苑	木之郷町 499-62	0875-57-1101	20
86	介護老人保健施設はがみ苑	原町 1273-3	0875-57-1220	20
87	特別養護老人ホームおおとよ荘	大野原町大野原 7010	0875-54-2211	20
88	特別養護老人ホームひうち	大野原町内野々 597	0875-54-5601	45
89	介護老人保健施設ひうち荘	大野原町内野々 394-1	0875-54-5101	20
90	特別養護老人ホームとよはま荘	豊浜町和田浜 1575-1	0875-52-3488	20
91	特別養護老人ホームネムの木	豊浜町姫浜 41-1	0875-52-1755	20
92	介護老人保健施設わたつみ苑	豊浜町姫浜 1260-1	0875-52-6665	20
93	介護老人保健施設みの荘	三豊市三野町大見乙 91-8	0875-72-1200	10
94	障害者支援施設みとよ荘	三豊市高瀬町佐股乙 443-1	0875-74-7829	80
95	障害者支援施設高瀬荘	三豊市高瀬町佐股乙 425-3	0875-74-7811	50
96	リール	柞田町丙 1060	0875-82-9520	40

18-2 公園・緑地一覧表

	名 称	所在地	電話番号
1	中央児童公園	観音寺町甲 2583 -1	—
2	ひがし児童公園	天神町三丁目甲 3168-1	—
3	山田児童公園	柞田町乙 2301-3	—
4	明星児童公園	観音寺町甲 1040-3	—
5	三本松緑地	三本松町四丁目甲 2143-50	—
6	角の町小公園	観音寺町甲 3097-1	—
7	観音寺小公園	観音寺町甲 2983-13	—
8	見卓公園	琴浪町二丁目甲 2297-416	—
9	三本松近隣公園	三本松町四丁目甲 2143-21	—
10	一の宮公園	豊浜町姫浜宮前後 98 他	—
11	三本松遊園地	瀬戸町三丁目甲 4120-59	—
12	元町広場	西本町一丁目甲 2390-1	—
13	北条地区公園	室本町 1325-36	—
14	宮ノ元地区公園	室本町 378-38	—
15	山田ふれあい緑地	柞田町丁 93-8	—
16	萩の丘公園	大野原町萩原乙 139-1	54-2801
17	大野原中央公園	大野原町大野原 1688-2	—
18	豊稔池遊水公園	大野原町田野々 1050	—
19	雲辺寺ヶ原史跡広場	大野原町井関丙 12-7	—
20	五郷山公園	大野原町井関乙 1-4	—
21	丸井平岡公園	大野原町丸井 1157-1	—
22	みなと小公園	豊浜町和田浜 1531-10	—
23	白坂川公園	豊浜町和田浜 784-7	—
24	台山農村公園	豊浜町和田丙 42-2	—
25	ちょうさ展望公園	豊浜町箕浦乙 62-1	—
26	高須賀夕映え公園	豊浜町和田浜 1531-28	—
27	大谷やすらぎ公園	豊浜町和田甲 3727-1	—
28	香川県立琴弾公園	有明町甲 3912-1 他	—
29	観音寺市総合運動公園	池之尻町 1071-3	27-6157
30	柳町ふれあい広場	観音寺町甲 1126-7	—
31	柳町にぎわい広場	観音寺町甲 3091-4	—
32	はれはれ広場	観音寺町甲 2978-3	—
33	駅南広場	昭和町一丁目甲 1516-1	—
34	街角広場	観音寺町甲 3369-1	—
35	駅前ポケットパーク	栄町三丁目甲 1236-13	—

(資料：建設部都市整備課)

18-3 津波避難ビル等一覧

令和3年4月1日現在

番号	施設名称	所在地	避難可能箇所
1	西日本高速道路 豊浜サービスエリア（上り線）	観音寺市豊浜町箕浦 字東原甲 2200-1	売店北側従業員用駐車場
2	香川県三豊合同庁舎	観音寺市坂本町 7-3-18	2階以上の西側外階段(42㎡) 3階会議室(244㎡) 塔屋(48㎡)
3	一般財団法人 阪大微生物病研究会 観音寺研究所 瀬戸センター	観音寺市瀬戸町 4-1-70	3階研修ホール(231㎡) 9階講堂ホール(250㎡)
4	観音寺信用金庫本店	観音寺市観音寺町 甲 3377-3	本店社屋6階大会議室(531㎡) 各階ホール(415㎡)
5	田代マンション	観音寺市三本松町 2-7-35	各階の廊下、階段及び踊り場
6	鶴亀ハウス	観音寺市観音寺町 甲 2972-7	屋外避難階段（階段、踊り場及 び通路）
7	市営明星団地	観音寺市観音寺町 甲 1011-11	階段及び踊り場
8	市営下津団地	観音寺市南町 2-1-2	階段及び踊り場
9	観音寺小学校	観音寺市観音寺町 甲 2558-1	校舎 2階以上
10	観音寺商工会議所	観音寺市坂本町 1-1-25	会館 2階のホール及び大ホール
11	株式会社総合開発 事業部	リネンサプライ 観音寺市瀬戸町四丁目 1-70	事務所 2階会議室、産業リネン 工場部分 2階

（資料：総務部危機管理課）

18-4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

令和2年1月1日現在

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	観音寺市総合運動公園	観音寺市池之尻町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
2	中部中学校	観音寺市柞田町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
3	常磐小学校	観音寺市植田町	観音寺市教育委員会	警察・消防
4	大野原会館	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防
5	大野原中学校	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
6	豊浜総合体育館	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防
7	豊浜中学校	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
8	大野原中央公園	観音寺市大野原町大野原	観音寺市	警察・消防

9	萩の丘公園	観音寺市大野原町萩原	観音寺市	警察・消防
10	豊浜南部集会場	観音寺市豊浜町和田	観音寺市	警察・消防

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

19-1 香川地区大量排出油等防除協議会

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- 二 その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものの中から会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。
なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

(協 議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対して意見を述べるものとする。

(庶 務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月26日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

19-2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

(目的)

第1条 備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

第3条 連合会は次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなつたと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

19-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。
関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内 容
レベル ゼロ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ 以下 ※ $0.15 \mu\text{Sv/h}$ は、平成 19 年度から 21 年度までに観測された全国の平常時の最大値
	実施体制	—
	主な対策	① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降水物や水道水の分析 ② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施 ③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集 ④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査
レベル Ⅰ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超え $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ※ $0.5 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準
	実施体制	危機警戒本部 本部長 危機管理総局長 副本部長 危機管理総局次長 本部員 危機管理総局参事、関係課長等
	主な対策	上記に加え、 ① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等） ② 県民からの相談窓口の設置 ③ 国との対策協議 ④ 隣接県や防災関係機関との連携 ⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応 ⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止
レベル Ⅱ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $20 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。 ※ $20 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	上記に加え、 ① 被害情報の収集・提供 ② 緊急時環境放射線モニタリングの実施 ③ 防災上必要な措置に関する国との協議 ④ 関係機関との応急対策の協議 ⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備

		内 容
レ ベ ル Ⅲ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $20 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $500 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ※ $500 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	上記に加え、 ① 一時移転対策の実施（誘導・広報等） ② 医療活動 ③ 飲料水、飲食物の摂取制限 ④ 交通機能の確保 ⑤ 交通整理、警戒等の治安対策
レ ベ ル Ⅳ	実施基準	$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	災害対策本部 本部長 知事 副本部長 副知事 本部員 各部長等
	主な対策	国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施

※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。

20-1 香川県地震・津波被害想定

県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフ地震の被害想定 の推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、専門家で構成された「香川県地震・津波被害想定調査委員会」の意見も踏まえ、本県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直し（香川県地震・津波被害想定調査）を行い、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。なお、中央構造線及び長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成23年2月18日）及び「長尾断層帯の長期評価」（平成17年1月12日変更）を地震動予測のモデルとしている。

1 前提条件

本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

2 想定地震

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

本県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。

3 地震動予測結果

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ・ 震度は、5強～7になると予測された。
- ・ 平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあ

り、観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ・ 震度は、4～6弱になると予測された。
- ・ 島嶼部の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ・ 震度は、4～7になると予測された。
- ・ 中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

- ・ 震度は、4～6強になると予測された。
- ・ 長尾断層に近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

4 津波予測結果

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ・ 地震発生直後の海面に±20cmの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。
- ・ 県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mとなった。（2.1mとなったのは、牟礼港（高松市）と志度港（さぬき市）。）
- ・ 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.8～3.8mとなり、高松市、観音寺市など県内8市町で3mを越える。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約69.8km²であり、この内浸水深1m未満が約44.2km²、浸水深1～2mが約19.7km²、浸水深2m以上が約5.9km²である。

市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、高松市が約4.6km²と大きく、次いで三豊市となっている。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ・ 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.3～3.2mとなった。3.2mとなったのは、観音寺市である。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約10.9km²であり、このうち、浸水深1m未満が約8.3km²、浸水深1～2mが約2.3km²、浸水深2m以上が約0.3km²である。

市町別では、高松市が約2.2km²と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約2.1km²、小豆島町、三豊市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、高松市が約2.0km²と大きく、次いでさぬき市となっている。

5 被害予測結果

① 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

- ・ 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、35,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で5,000棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で1,000棟以上となっており、揺れによる全壊棟数は観音寺市で5,000棟以上、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町で1,000棟以上と予測された。
- ・ 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で300棟以上、地震火災による焼失棟数は観音寺市、東かがわ市、三豊市で1,000棟以上と予測された。
- ・ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は6,200人、負傷者数は19,000人であった。

- ・ 死者数は、高松市、丸亀市、さぬき市で1,000人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で1,000人以上と予測された。なお、津波による死者数は全体の7割を占め、丸亀市、さぬき市で1,000人以上と予測された。
- ② 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高い）
- ・ 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,300棟であった。
 - ・ 全壊棟数は、高松市で840棟、東かがわ市で420棟、さぬき市、坂出市、三豊市、観音寺市で100棟以上と予測された。
 - ・ 県全体での人的被害が最も多くなる夏12時での死者数は120人、冬深夜での負傷者数は1,200人であった。
- ③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震
- ・ 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、30,000棟であった。
 - ・ 全壊棟数は、高松市で6,800棟、観音寺市で9,100棟、東かがわ市、三豊市で4,000棟以上と予測された。
 - ・ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は1,400人、負傷者数は12,000人であった。
 - ・ 死者数は、高松市で330人、観音寺市で460人、東かがわ市で240人、三豊市で200人と予測された。
- ④ 想定地震4：長尾断層の地震
- ・ 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,000棟であった。
 - ・ 全壊棟数は、高松市で1,200棟、坂出市、東かがわ市、三木町で100棟以上と予測された。
 - ・ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は40人、負傷者数は1,300人であった。

【被害想定結果総括表】

想定項目		想定地震		単 位	南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高いもの)	中央構造線	長尾断層
		震 度						
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れによる		棟	25,000	410	21,000	660	
	液状化による		棟	2,500	1,900	3,000	1,300	
	津波による		棟	2,000	40	—	—	
	急傾斜地崩壊による		棟	220	—	110	20	
	地震火災による		棟	5,700	—	5,700	—	
人的被害 (冬深夜)	死 者		人	6,200	120 (夏12時)	1,400	40	
	負傷者		人	19,000	1,200	12,000	1,300	
	避難者	避難所	人	119,000	35,000	39,000	3,700	
		避難所外	人	80,000	24,000	26,000	2,500	
ライフライン被害	上水道 (断水人口)		人	763,000	226,000	622,000	205,000	
	下水道 (支障人口)		人	141,000	11,000	30,000	12,000	
	電力 (停電軒数)		軒	587,000	88,000	486,000	153,000	
	通信	固定電話 (不通回線数)	回線	190,000	30,000	187,000	51,000	
		携帯電話 (停波基地局率)	%	70	13	71	21	
都市ガス (供給停止戸数)		戸	58,000	13,000	69,000	29,000		

6 減災効果

- 全ての建物の耐震化を実施
- 家具類の転倒・落下防止対策を実施
- 津波避難の迅速化

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難 * あるいは避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

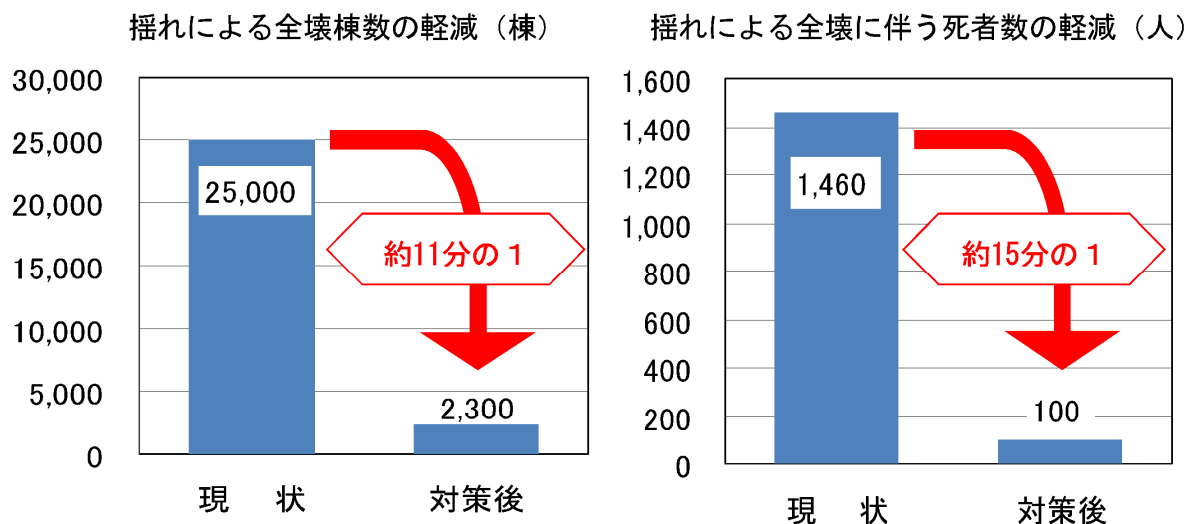
出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、約76%（平成23年10月現在）となっている。

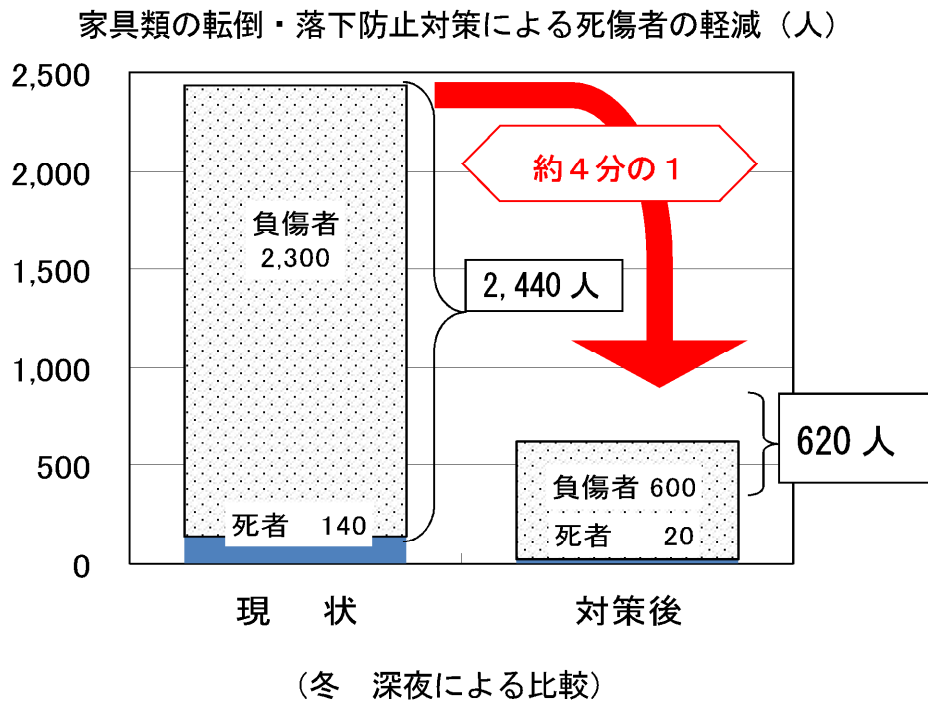
旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れ



による全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は約15分の1に軽減される。

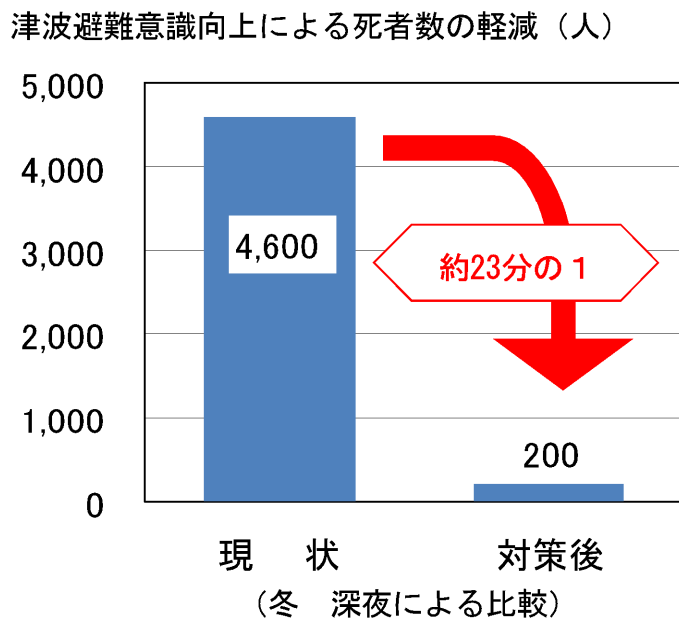
② 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約13% (平成24年10月県政世論調査) となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減される。



③ 津波避難の迅速化

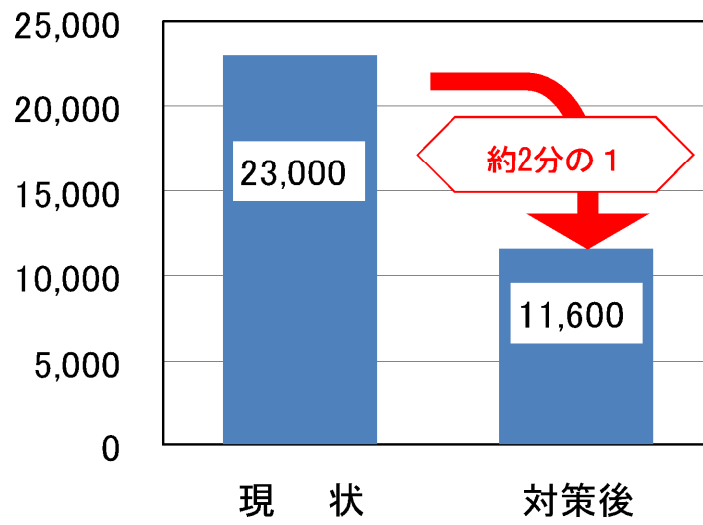
地震発生後、すぐに避難する県民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。



④ 直接経済被害額の軽減

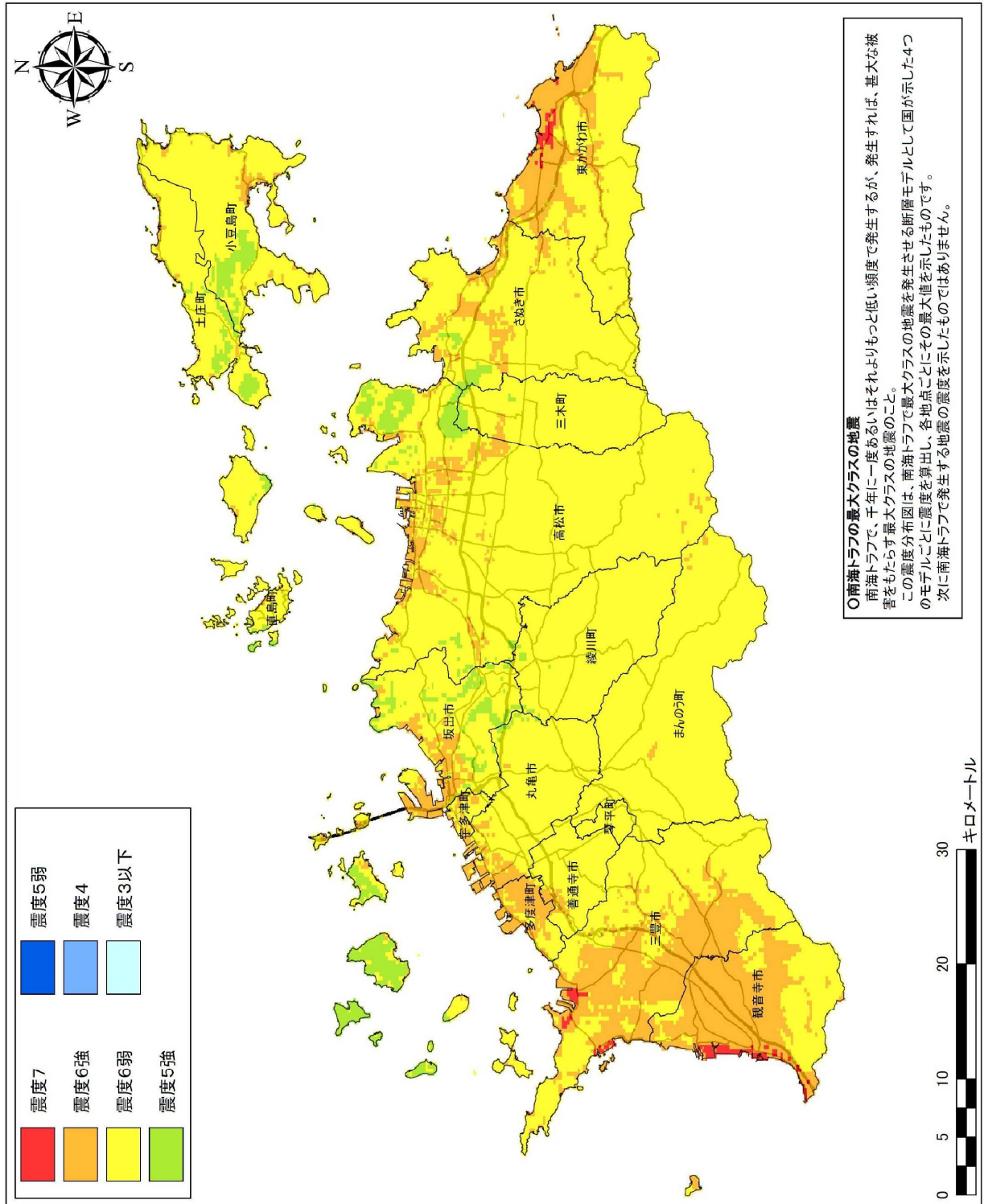
建物の耐震化率が100%となれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

建物耐震化による建物被害額の軽減（億円）

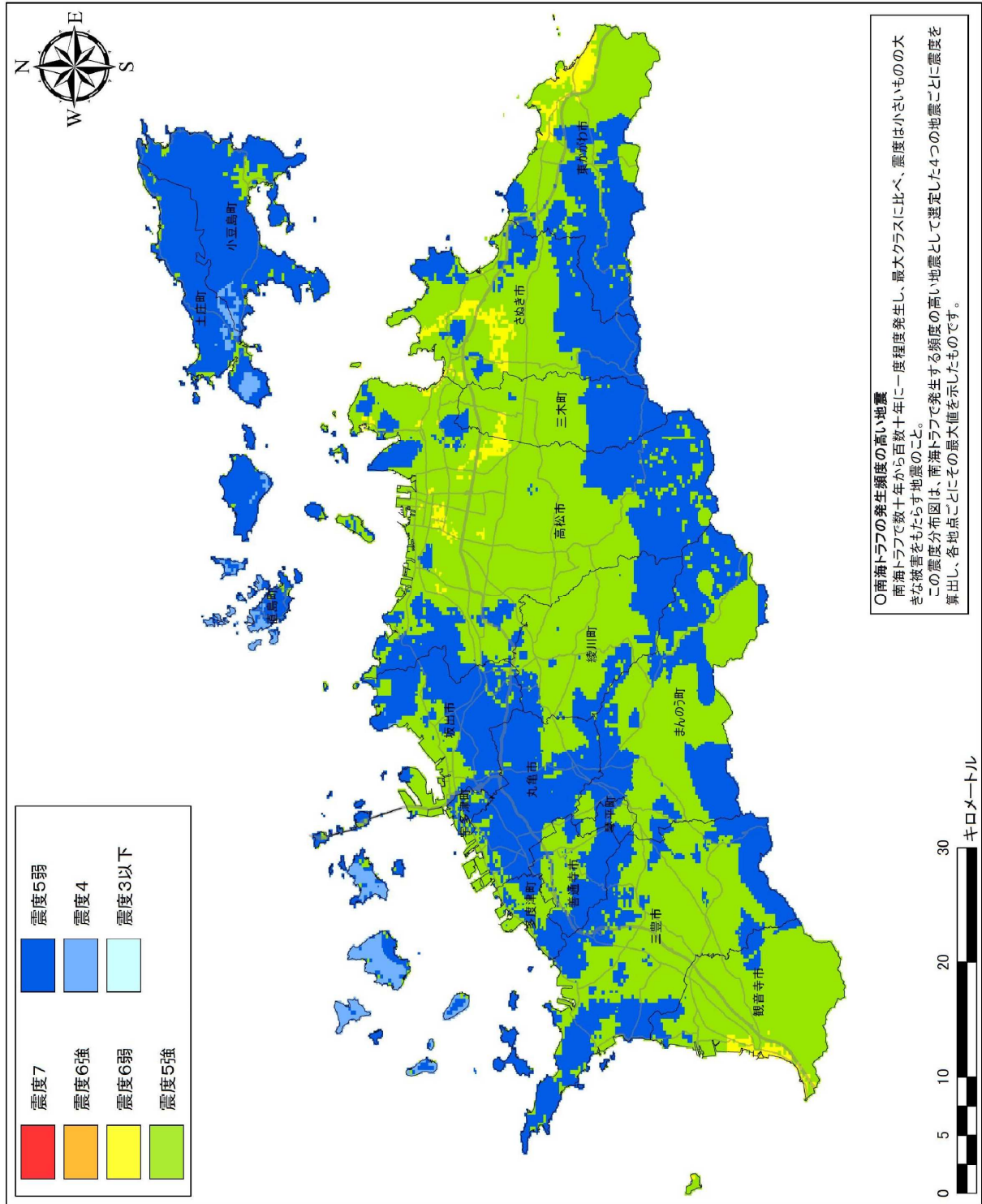


(冬 深夜による比較)

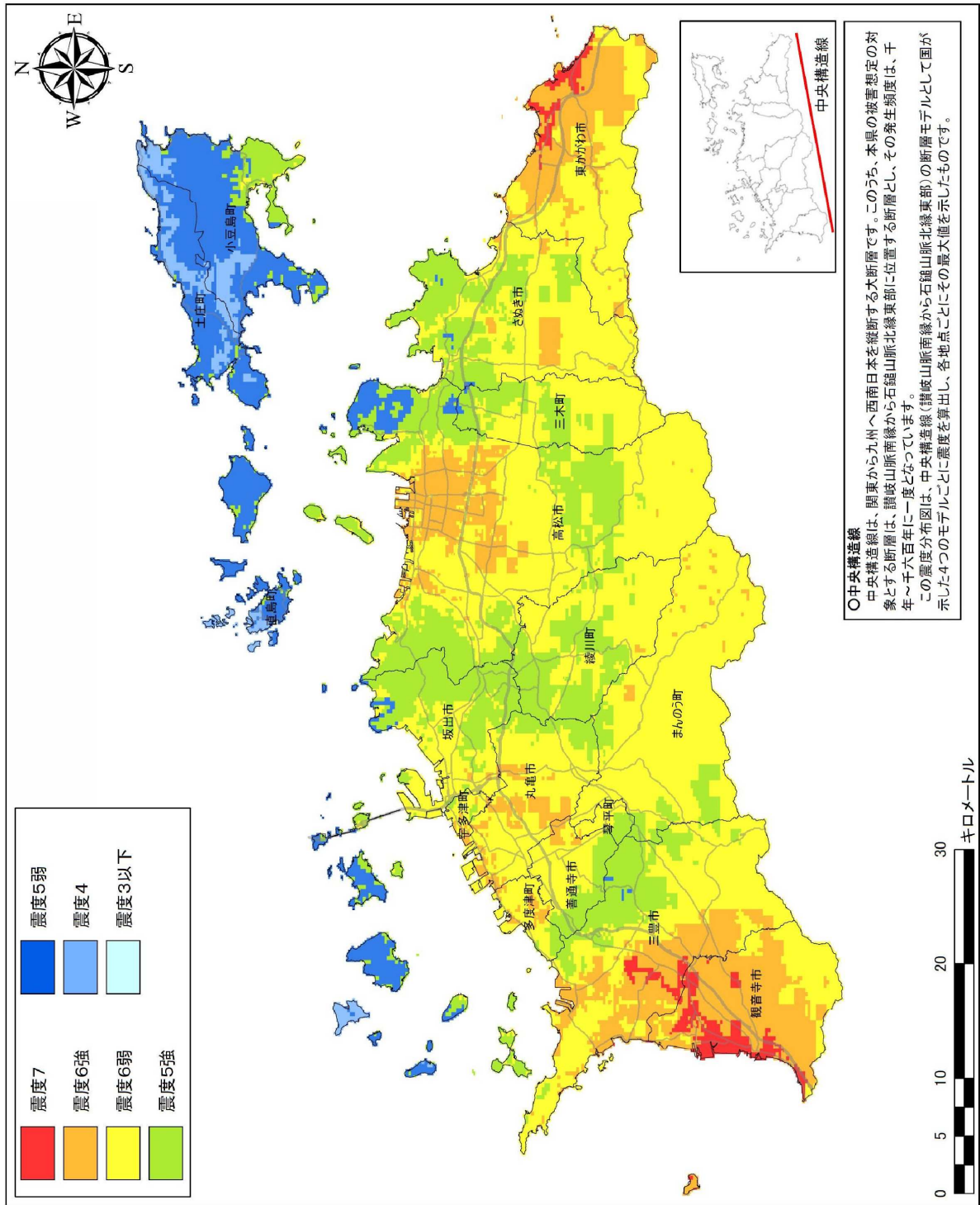
【想定震度分布図】南海トラフの最大クラス



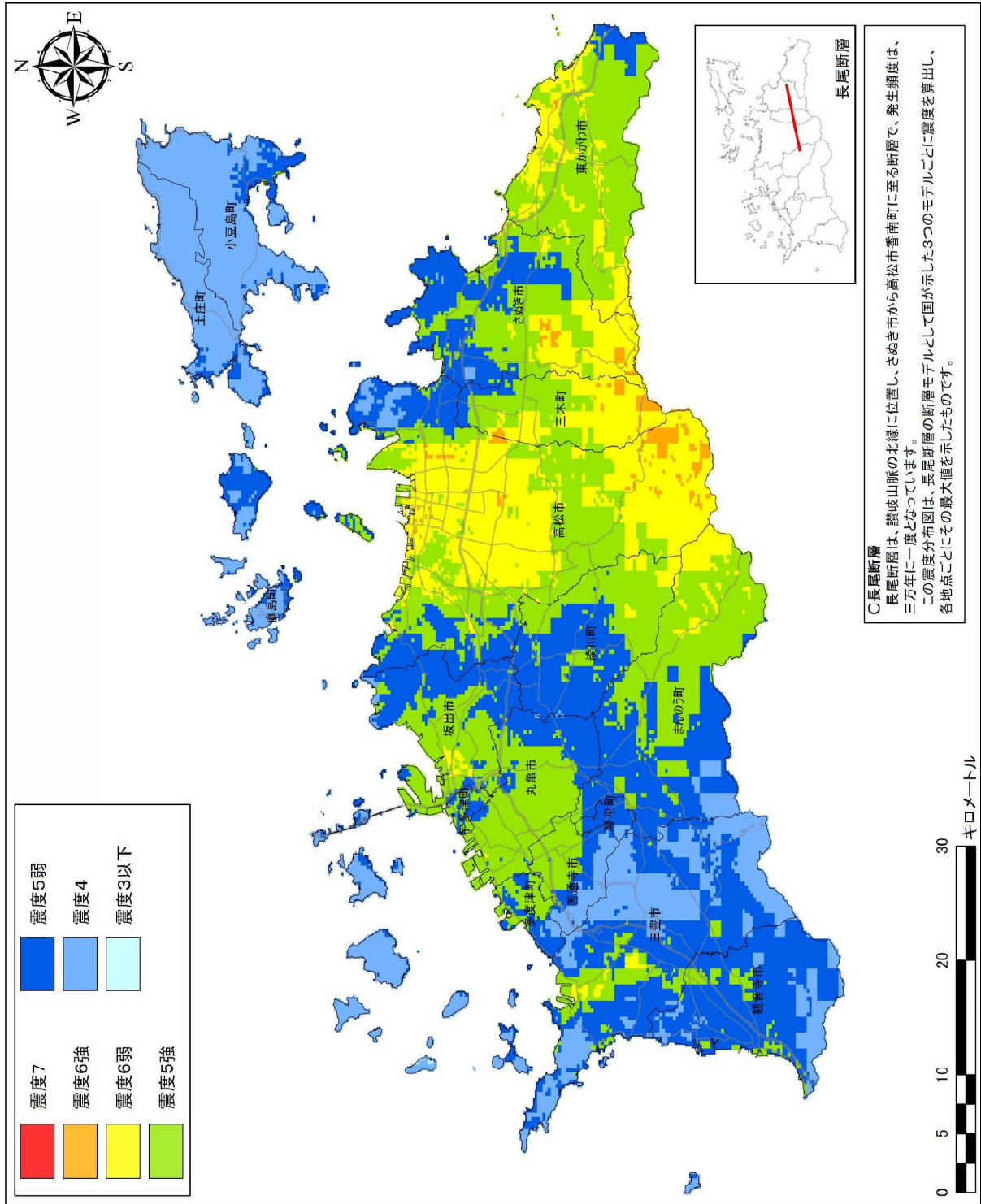
【想定震度分布図】 南海トラフの発生頻度が高い地震



【想定震度分布図】 中央構造線



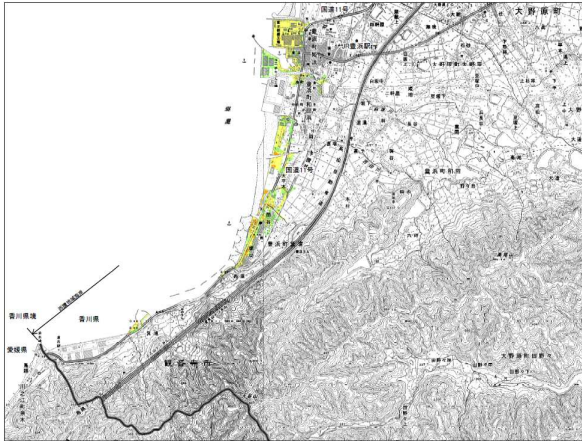
【想定震度分布図】長尾断層



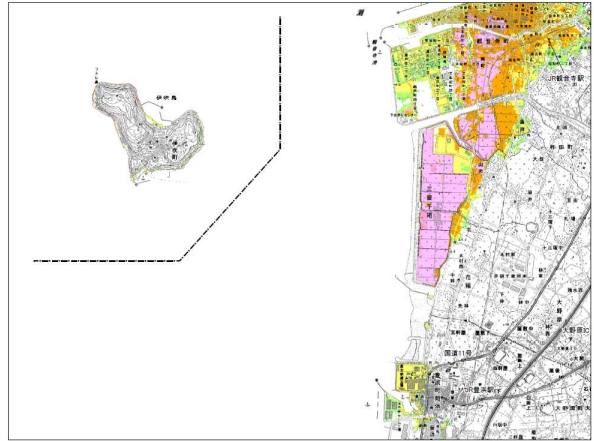
※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

【津波浸水予測図】南海トラフの最大クラス

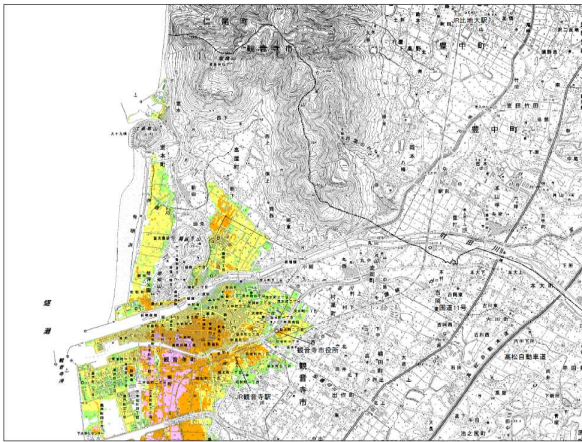
観音寺市①



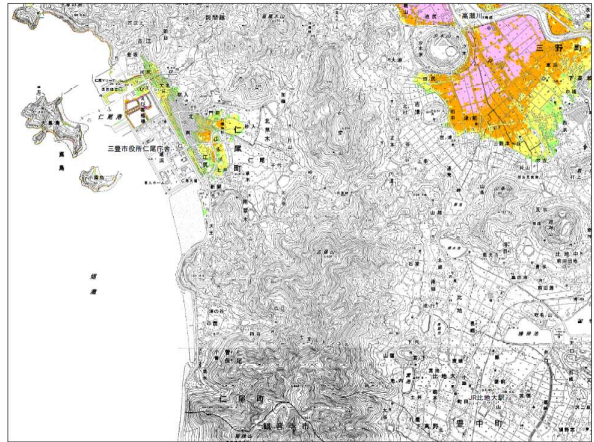
観音寺市②



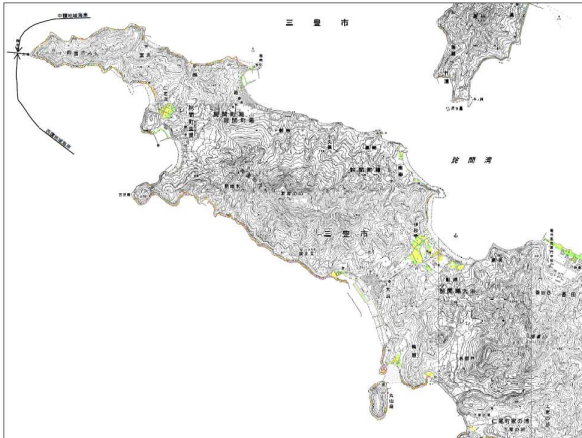
観音寺市③



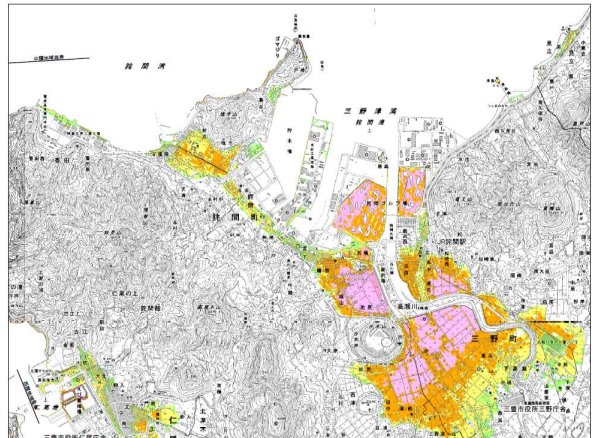
三豊市①



三豊市②



三豊市③

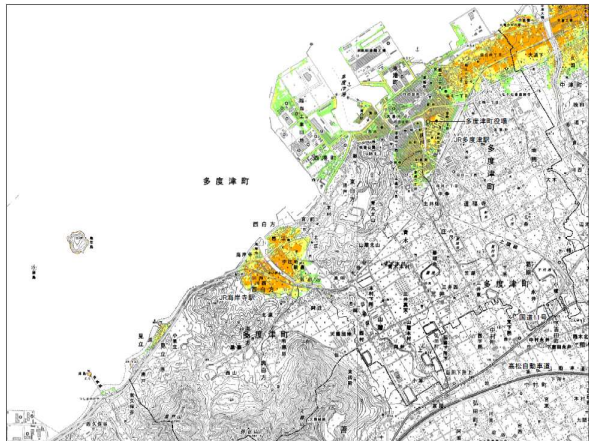


浸水深(m)

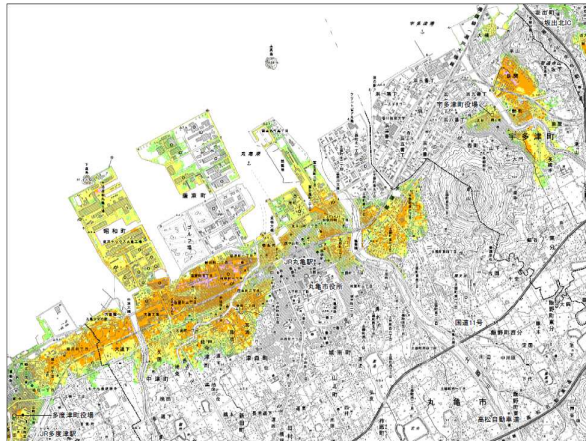
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの最大クラス

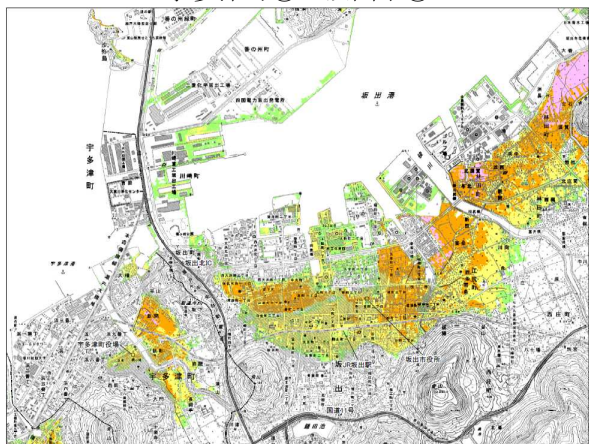
多度津町



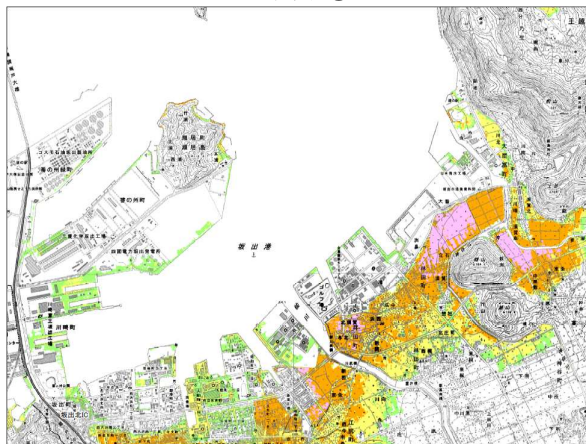
丸亀市・宇多津町①



宇多津町②・坂出市①



坂出市②



坂出市③



高松市①

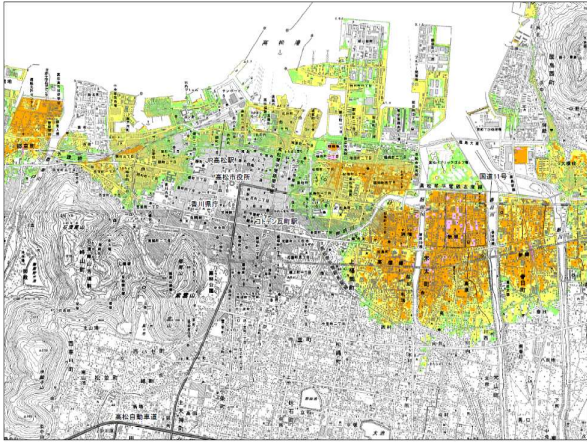


浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの最大クラス

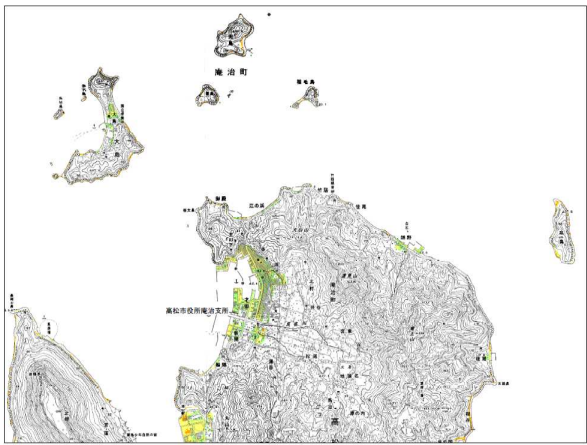
高松市②



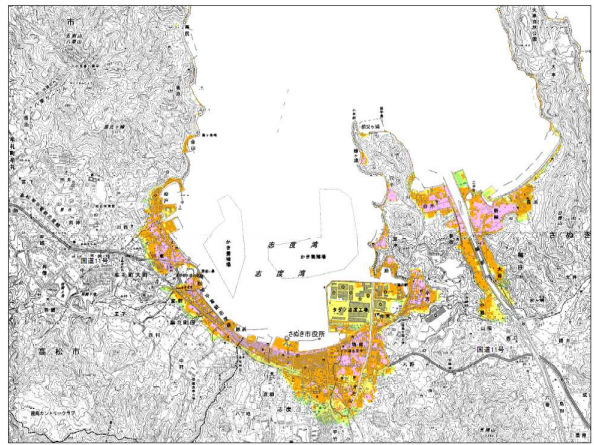
高松市③



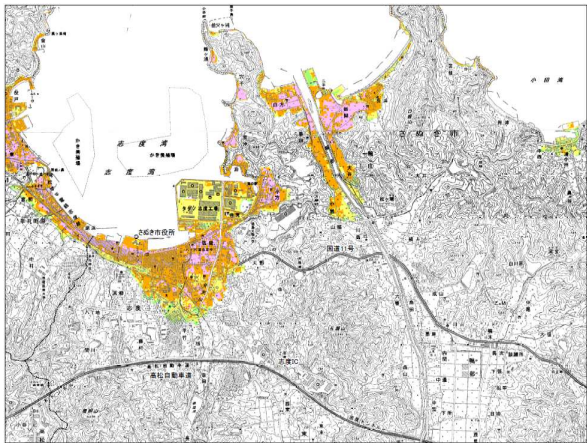
高松市④



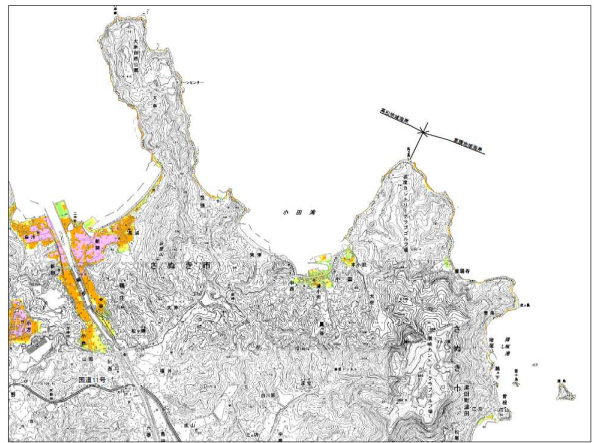
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②



さぬき市③

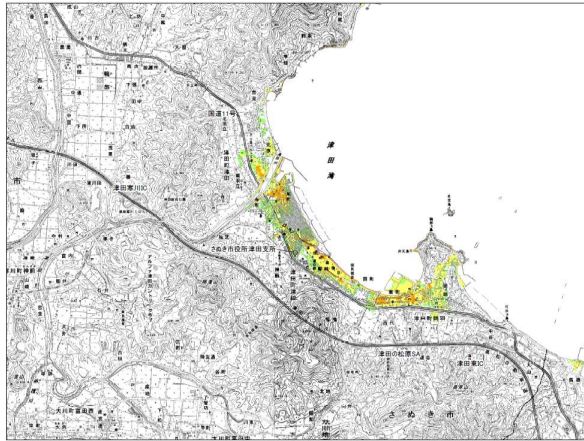


浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】南海トラフの最大クラス

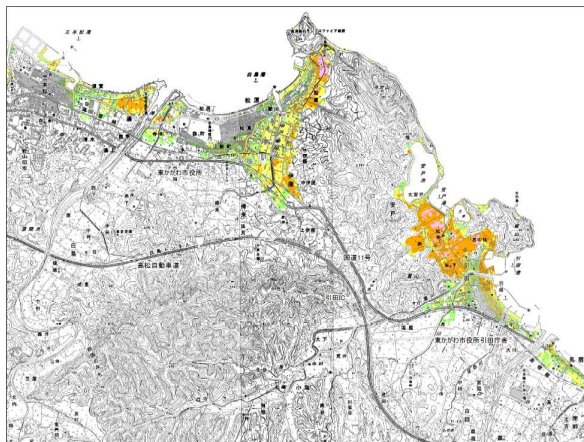
さぬき市④



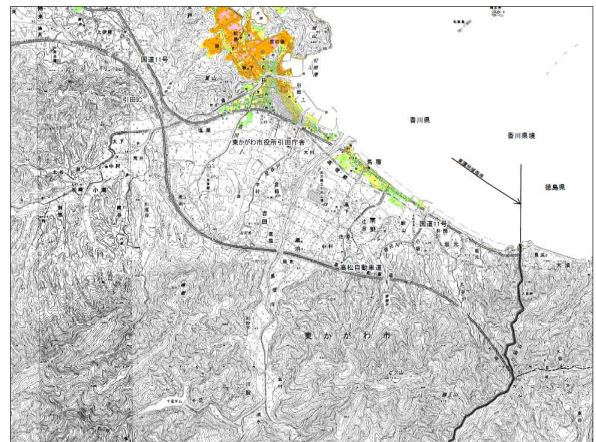
東かがわ市①



東かがわ市②



東かがわ市③



三豊市島しょ部



多度津町島しょ部



浸水深(m)

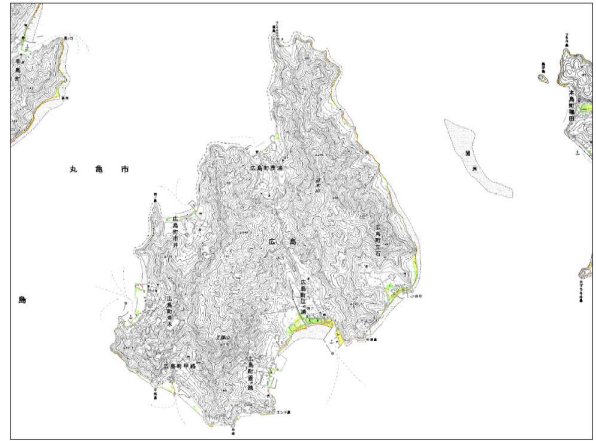
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの最大クラス

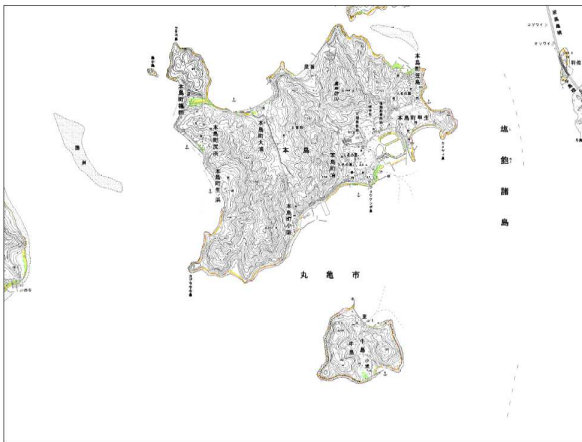
丸亀市島しょ部①



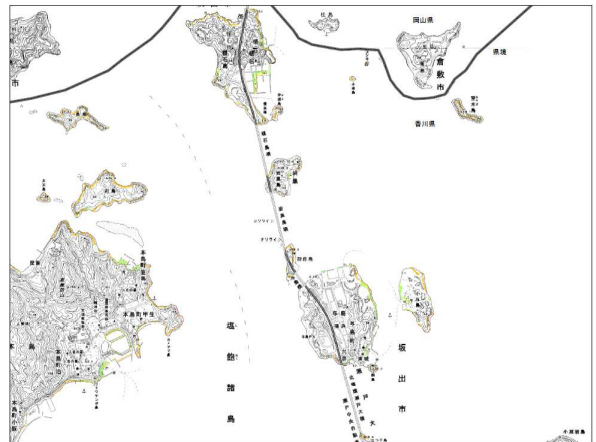
丸亀市島しょ部②



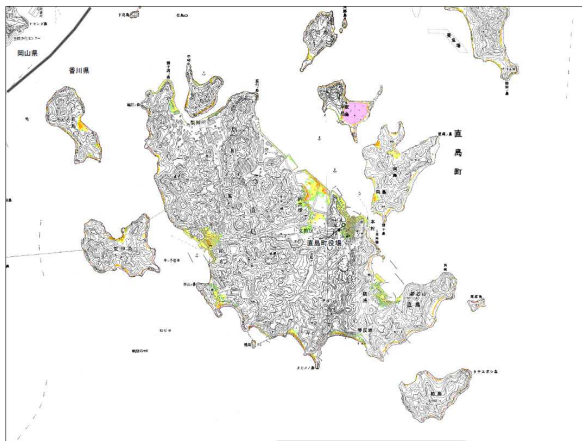
丸亀市島しょ部③



坂出市島しょ部



直島町①



直島町②



浸水深(m)

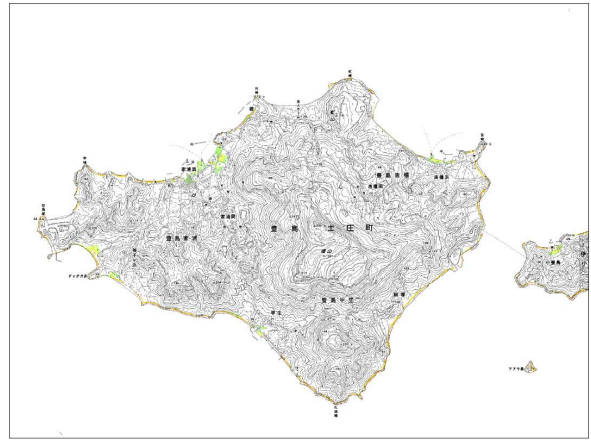
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】南海トラフの最大クラス

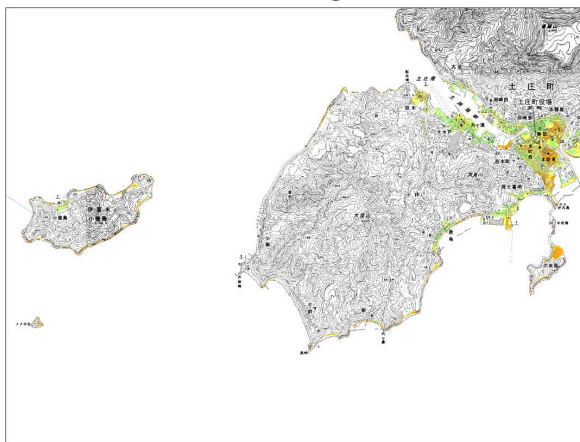
高松市島しょ部



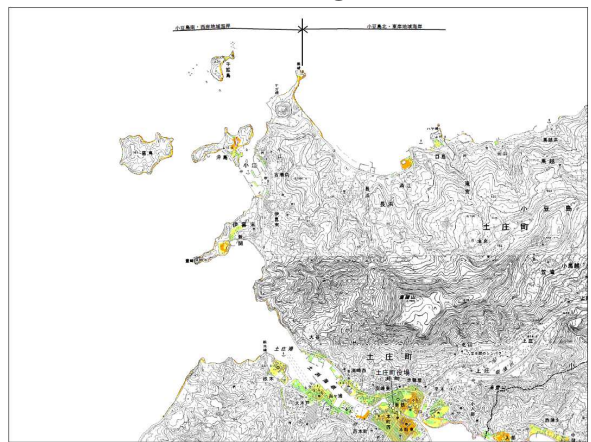
土庄町①



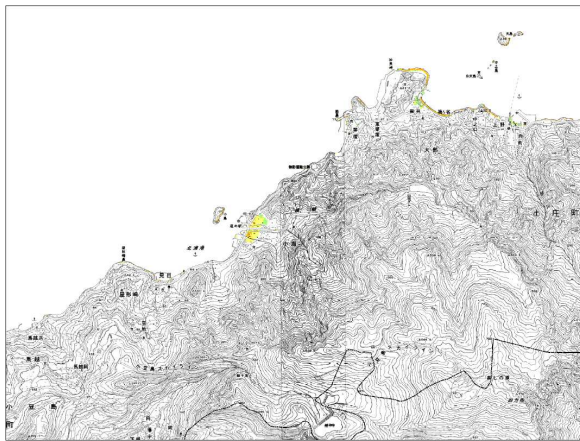
土庄町②



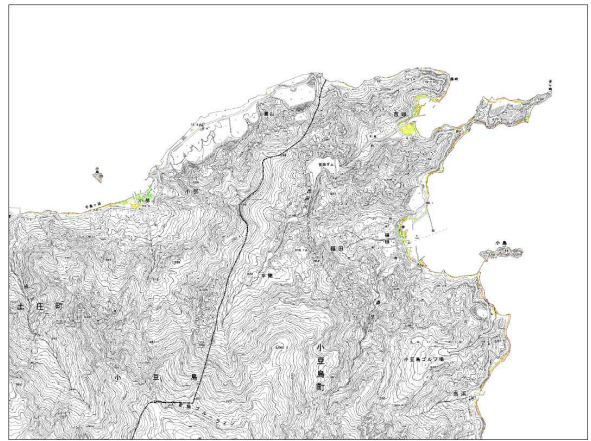
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの最大クラス

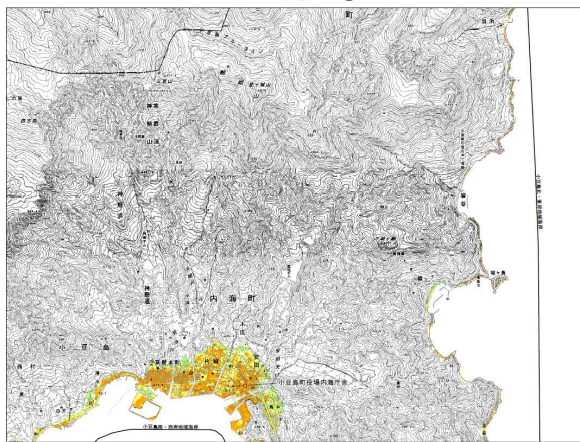
小豆島町②



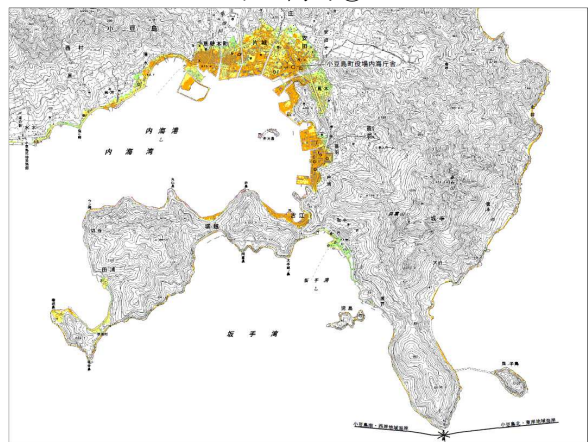
小豆島町③



小豆島町④



小豆島町⑤



浸水深(m)

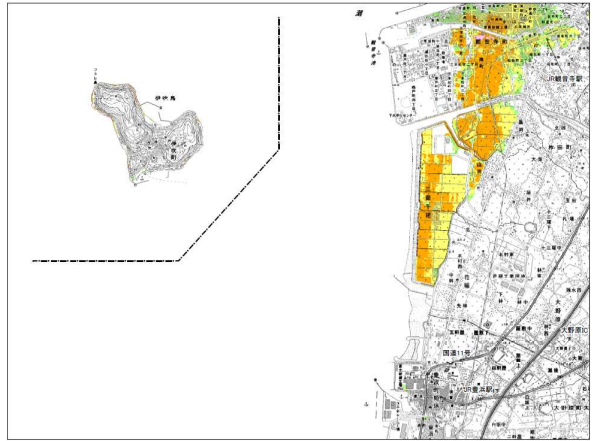
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】南海トラフの発生頻度が高い地震

観音寺市①



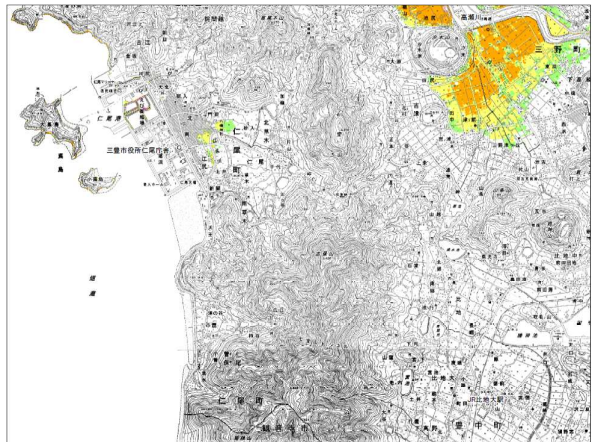
観音寺市②



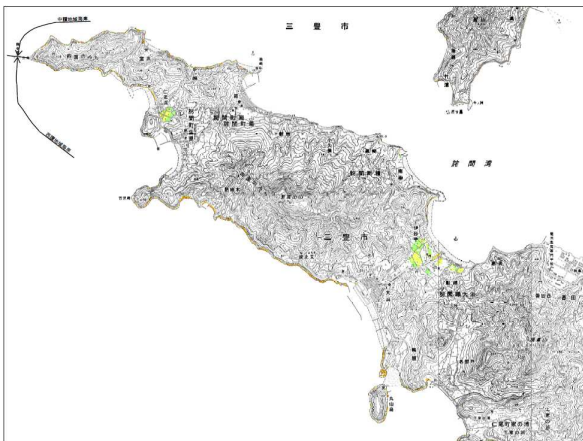
観音寺市③



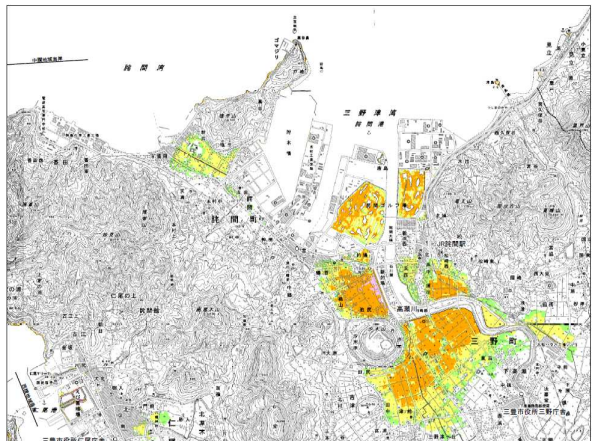
三豊市①



三豊市②



三豊市③



浸水深(m)

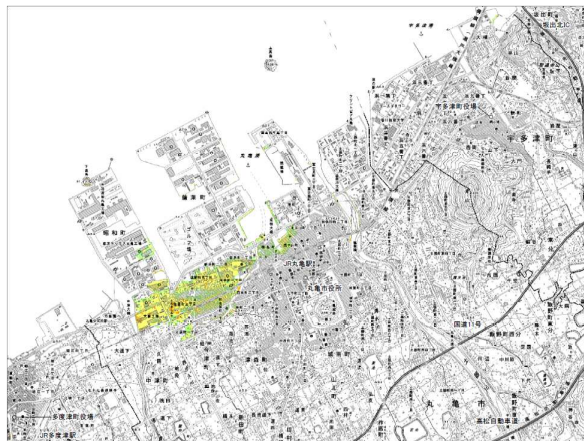
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの発生頻度が高い地震

多度津町



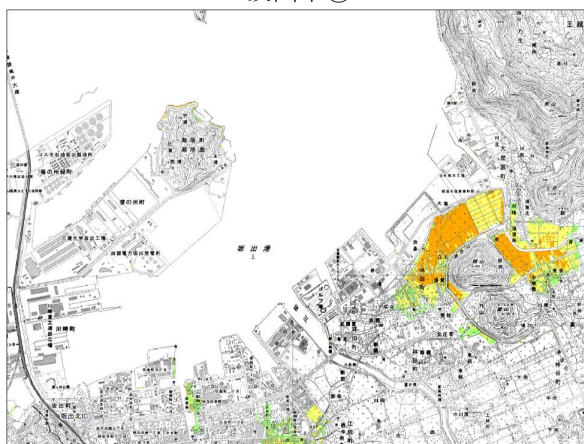
丸亀市・宇多津町①



宇多津町②・坂出市①



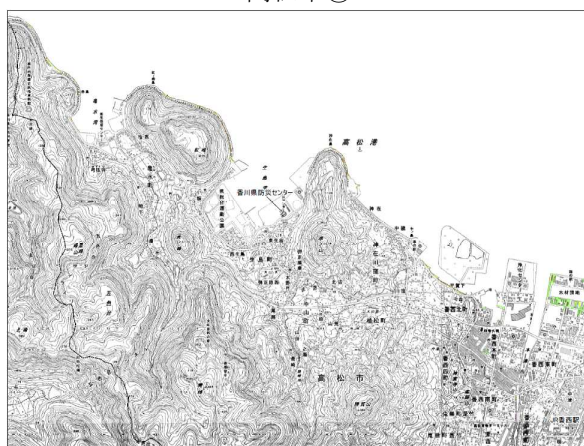
坂出市②



坂出市③



高松市①

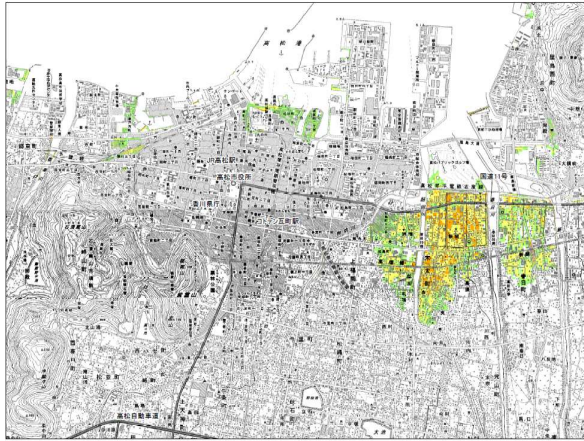


浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの発生頻度が高い地震

高松市②



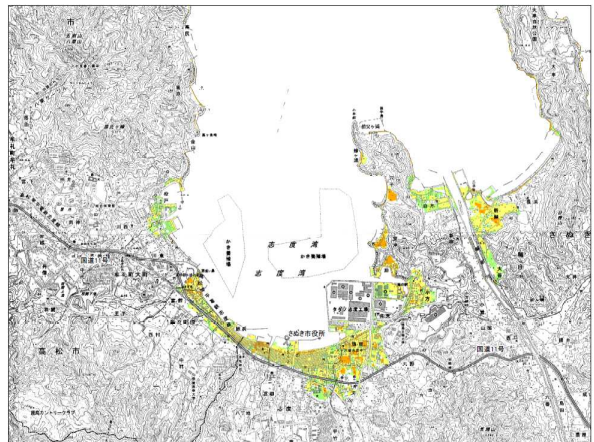
高松市③



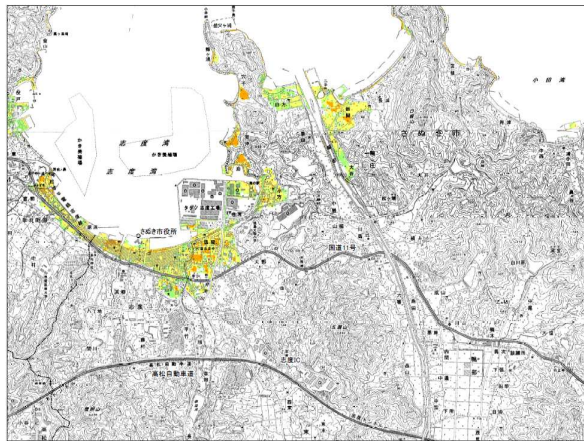
高松市④



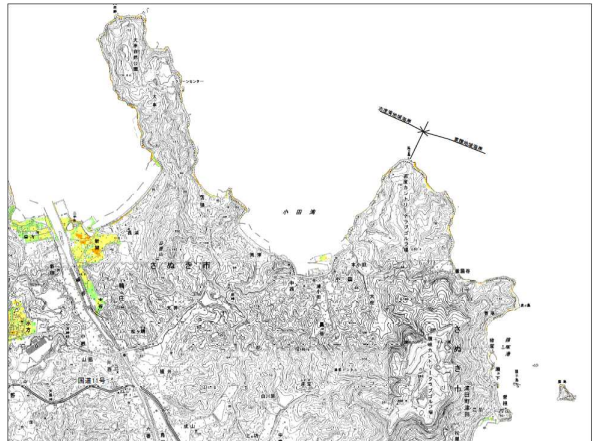
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②



さぬき市③



浸水深(m)

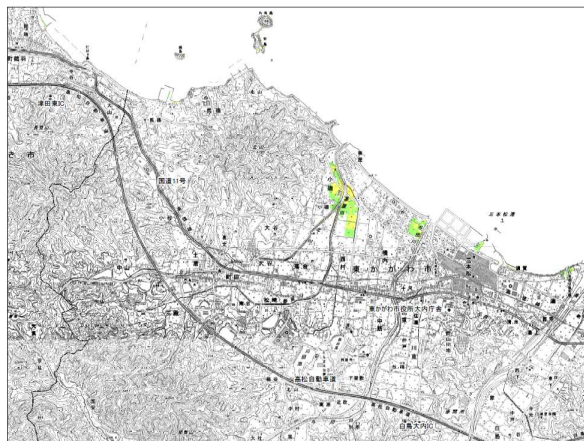
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの発生頻度が高い地震

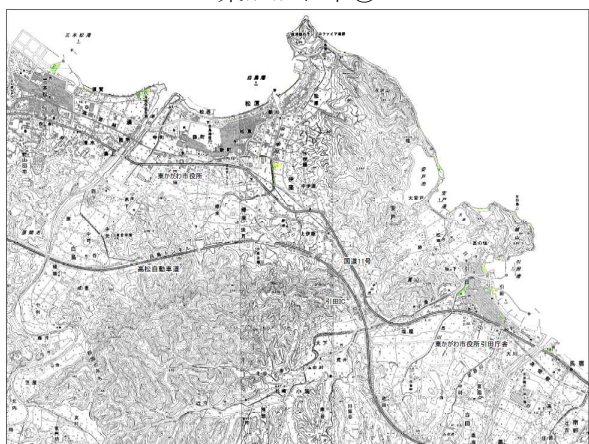
さぬき市④



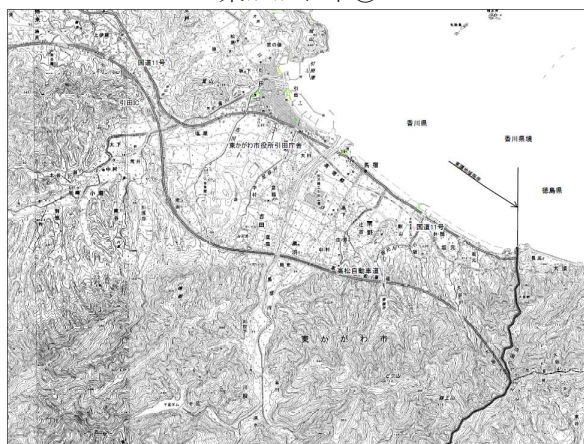
東かがわ市①



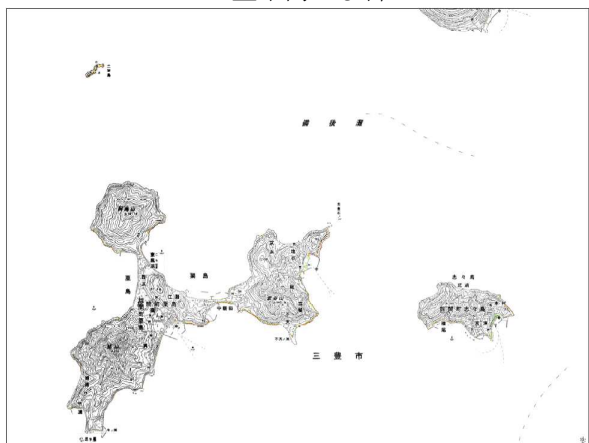
東かがわ市②



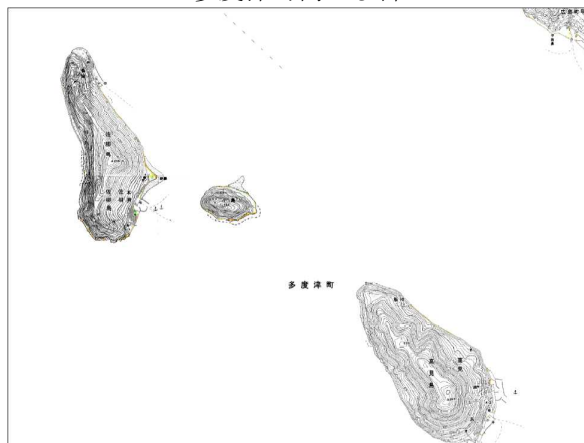
東かがわ市③



三豊市島しょ部



多度津町島しょ部



浸水深(m)

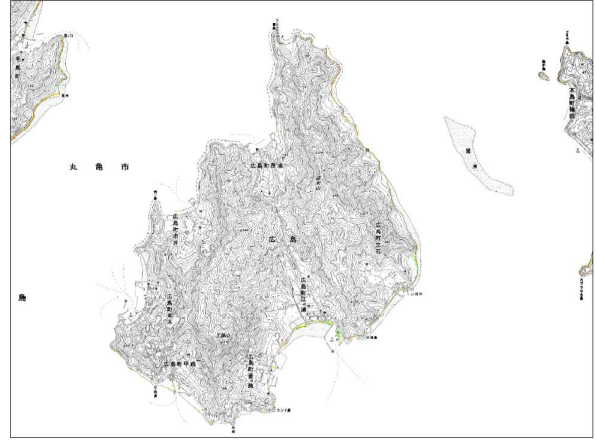
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの発生頻度が高い地震

丸亀市島しょ部①



丸亀市島しょ部②



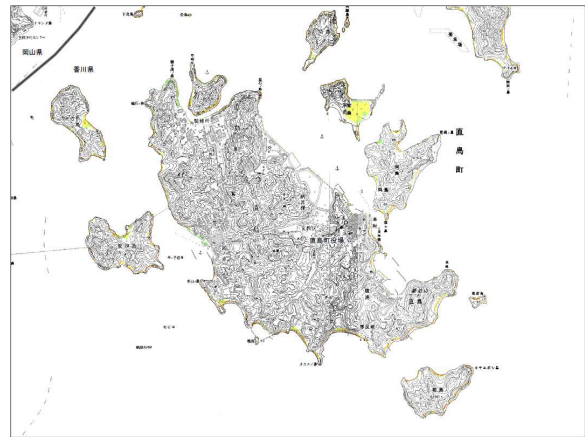
丸亀市島しょ部③



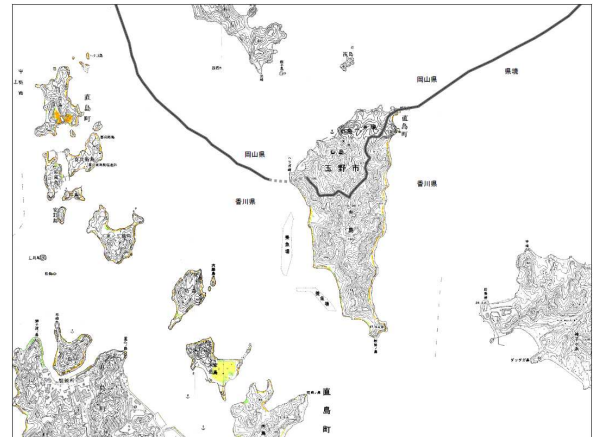
坂出市島しょ部



直島町①



直島町②



浸水深(m)

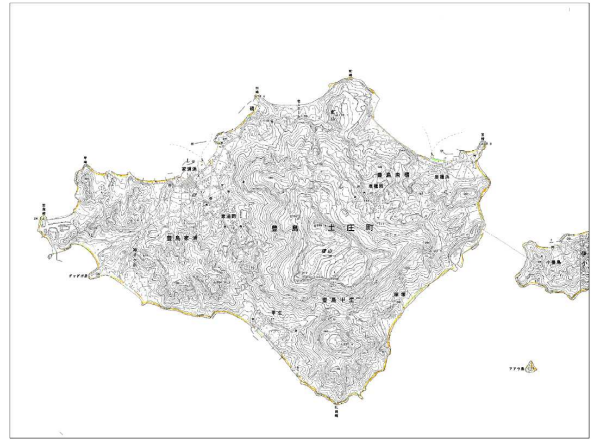
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】南海トラフの発生頻度が高い地震

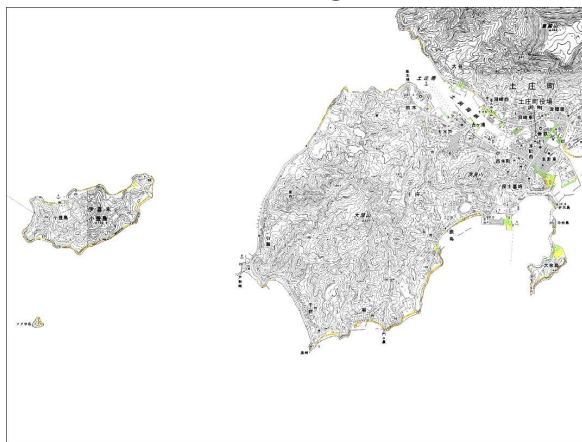
高松市島しょ部



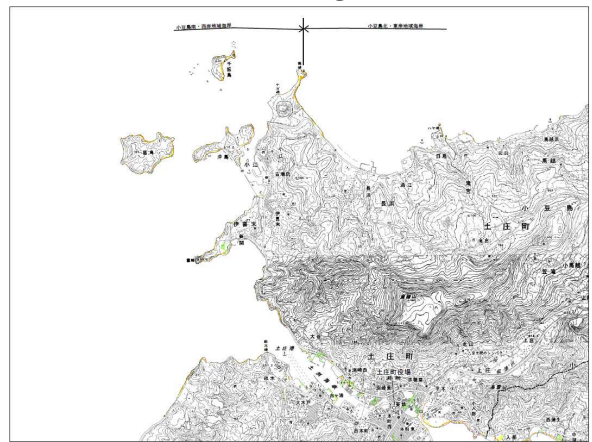
土庄町①



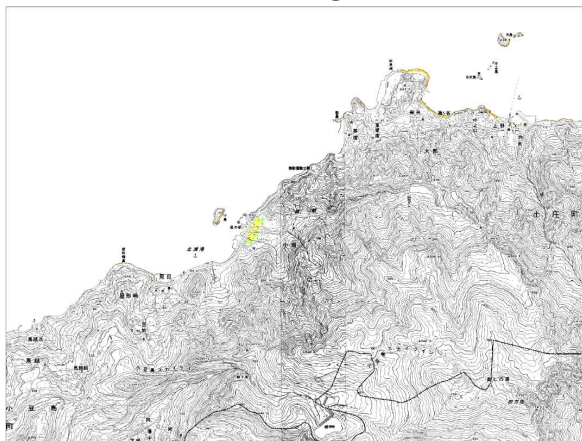
土庄町②



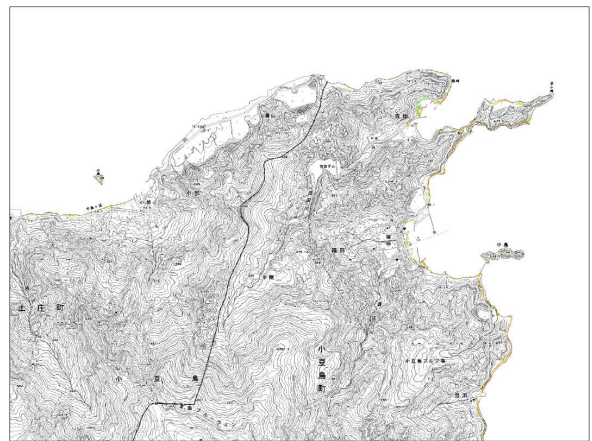
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



浸水深(m)

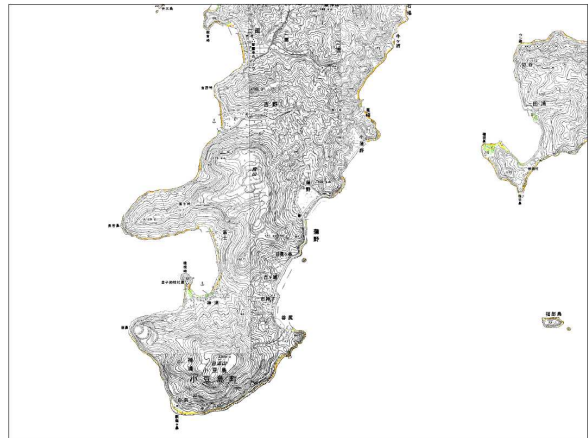
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフの発生頻度が高い地震

小豆島町②



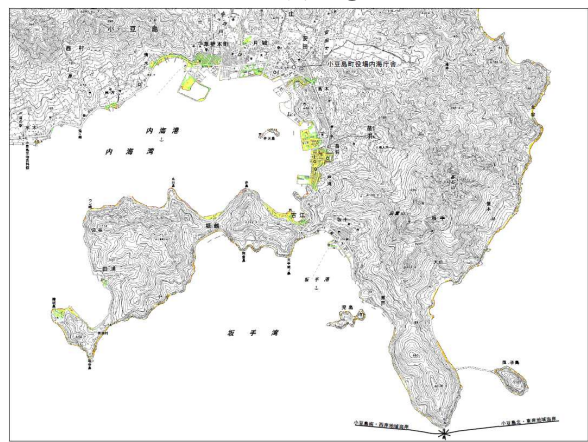
小豆島町③



小豆島町④



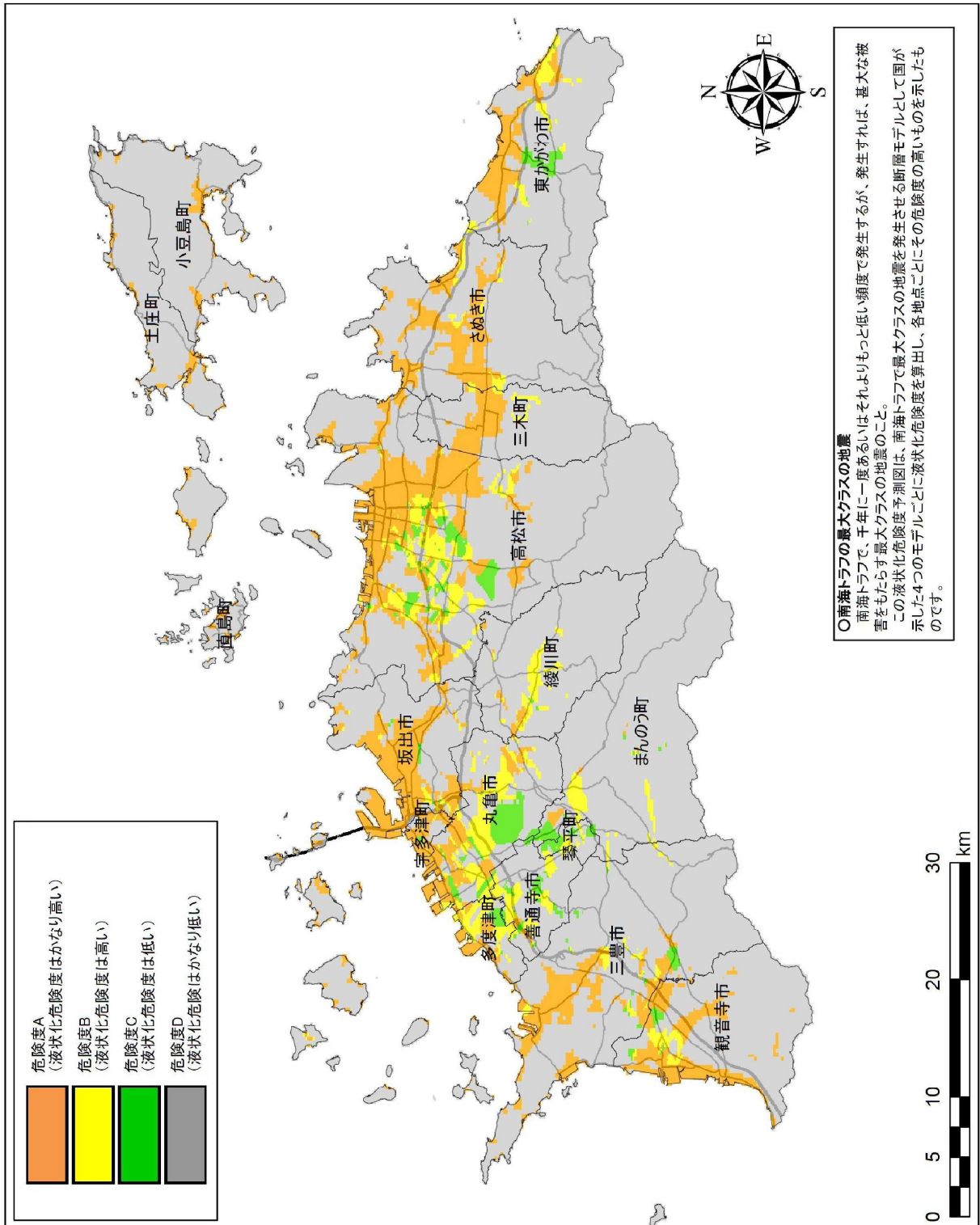
小豆島町⑤



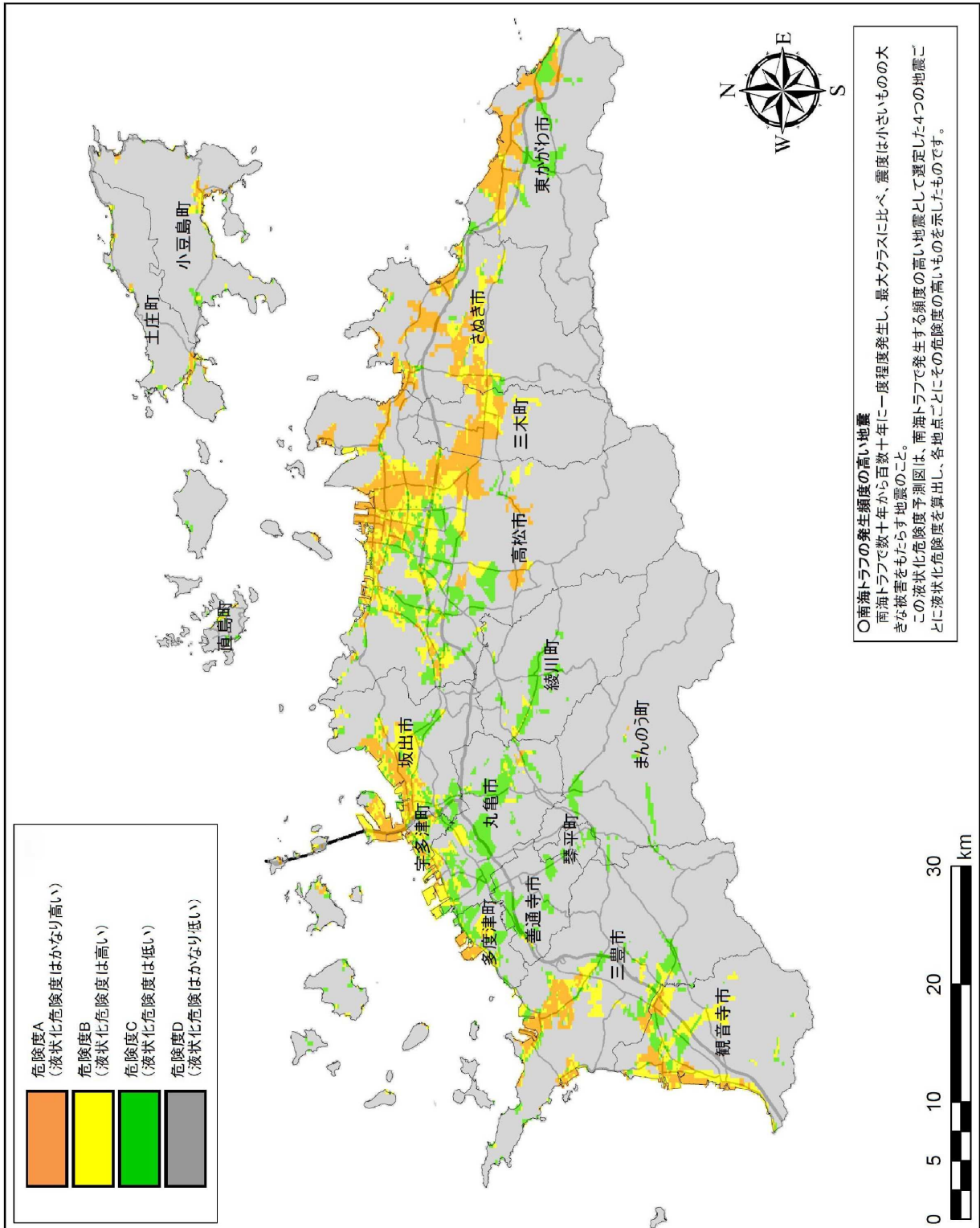
浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

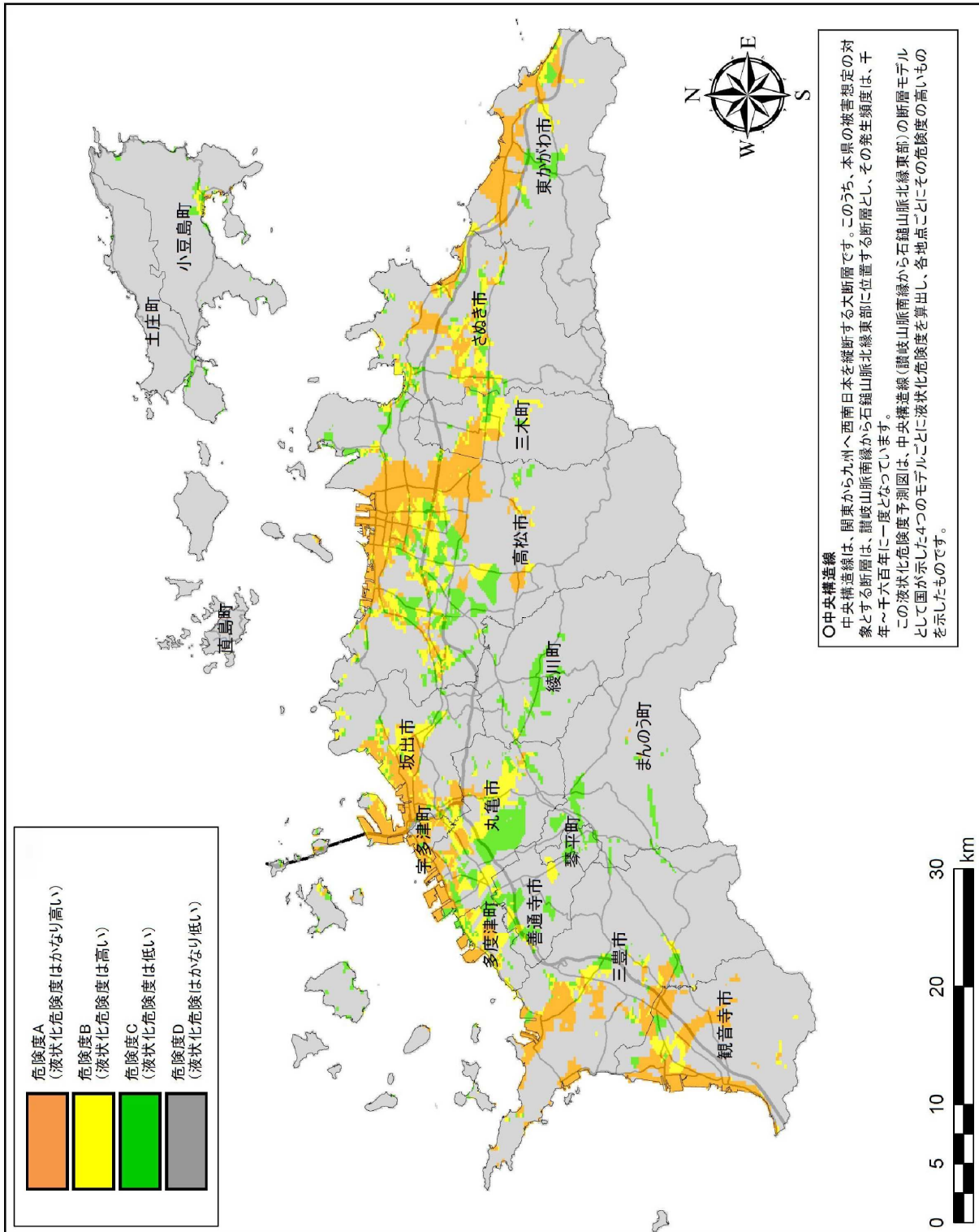
【液状化危険予測図】南海トラフの最大クラス



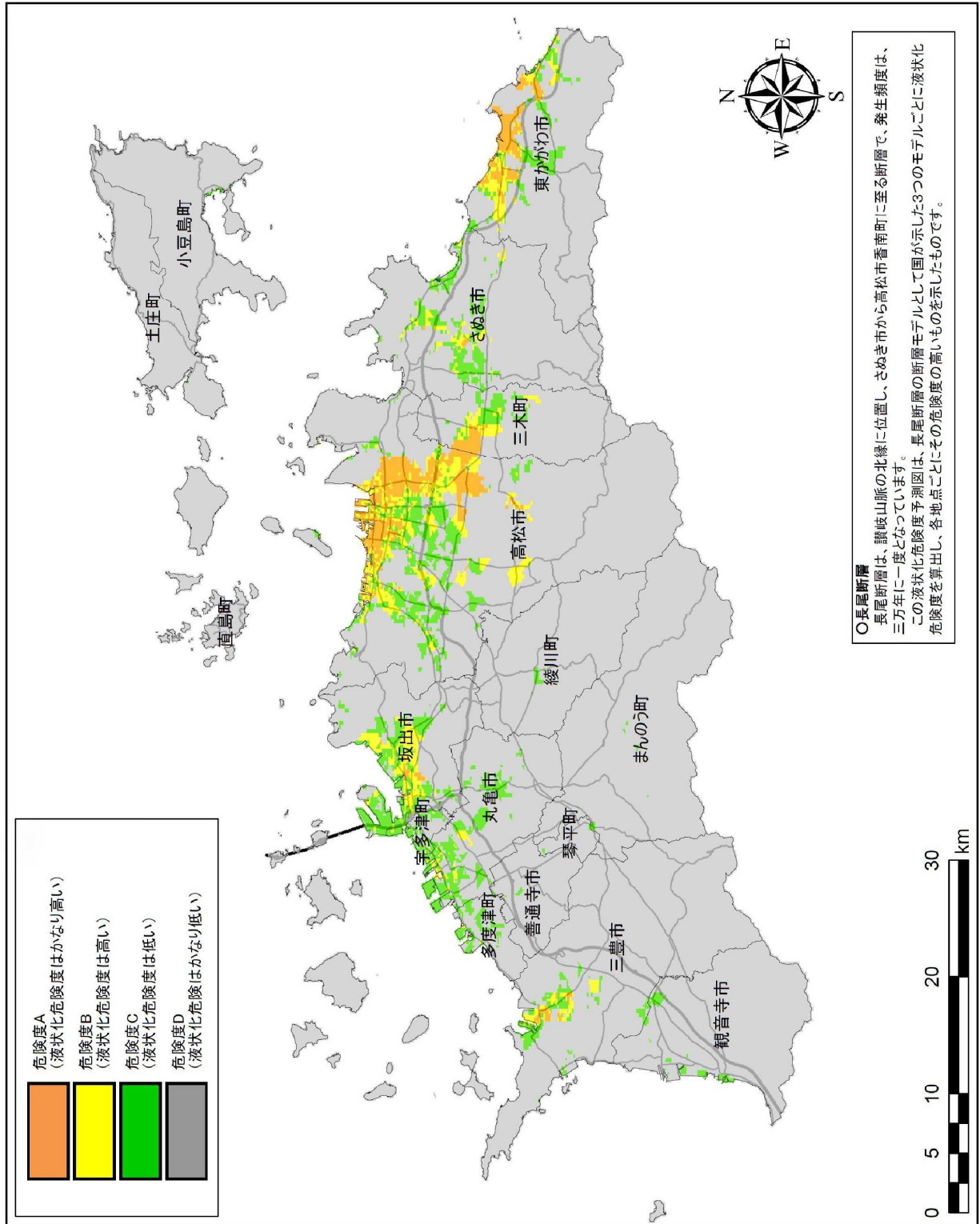
【液状化危険予測図】南海トラフの発生頻度が高い地震



【液状化危険予測図】中央構造線



【液状化危険予測図】長尾断層



20-2 観音寺市の被害想定

香川県では、香川県地震・津波被害想定を公表している。以下は、本報告における観音寺市の被害想定である。

1 検討を行う地震

香川県では、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源とする大規模地震を想定し、地震・津波被害想定を公表している。このうち、南海トラフ、中央構造線を震源とする地震については、本市は震度7と予測されており、震度想定で最も高い値を示すことから、本市の計画で想定する地震は「南海トラフを震源とする海溝型地震」及び「中央構造線を震源とする直下型地震」とする。

【想定ケースの基本事項】

地震のタイプ	南海トラフを震源とする海溝型地震		中央構造線を震源とする直下型地震
	最大クラス	発生頻度の高いもの	
マグニチュード	【地震】 Mw9.0 【津波】 Mw9.1	【地震】 Mw8.7 【津波】 Mw8.7	M8.0
断層モデル	【地震】 内閣府公表(24.8.29)の強震断層モデル4ケース(基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケース)を採用 【津波】 内閣府公表(24.8.29)の津波断層モデル11ケースのうち、各市町ごとに浸水状況に影響を及ぼすケースを採用(本市は、ケース7)	【地震】 2003年中央防災会議東南海・南海地震2連動モデル、同3連動モデル、宝永地震(相田モデル)、安政南海地震(相田モデル)を採用 【津波】 2003年中央防災会議東南海・南海地震2連動モデル、同3連動モデルを採用	文部科学省地震調査研究推進本部が設定した4ケースを採用
評価単位	震度分布、液状化危険度は、125m×125mメッシュ 津波は、10m×10mメッシュ		
人的・物的被害の季節・時間帯の設定	①冬深夜、②夏昼12時、③冬夕方18時 ※風速は、内閣府と同様、8.0m/sとした。		

※Mw：モーメントマグニチュード

規模の大きな地震に対しては、気象庁マグニチュードは、地震の原因である地下の岩盤のズレの規模を正確に表わせない。そのため、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適し、国際的にも広く使用される指標「モーメントマグニチュード」を用い、南海トラフを震源とする地震の規模を表わすものとする。

※M：マグニチュード

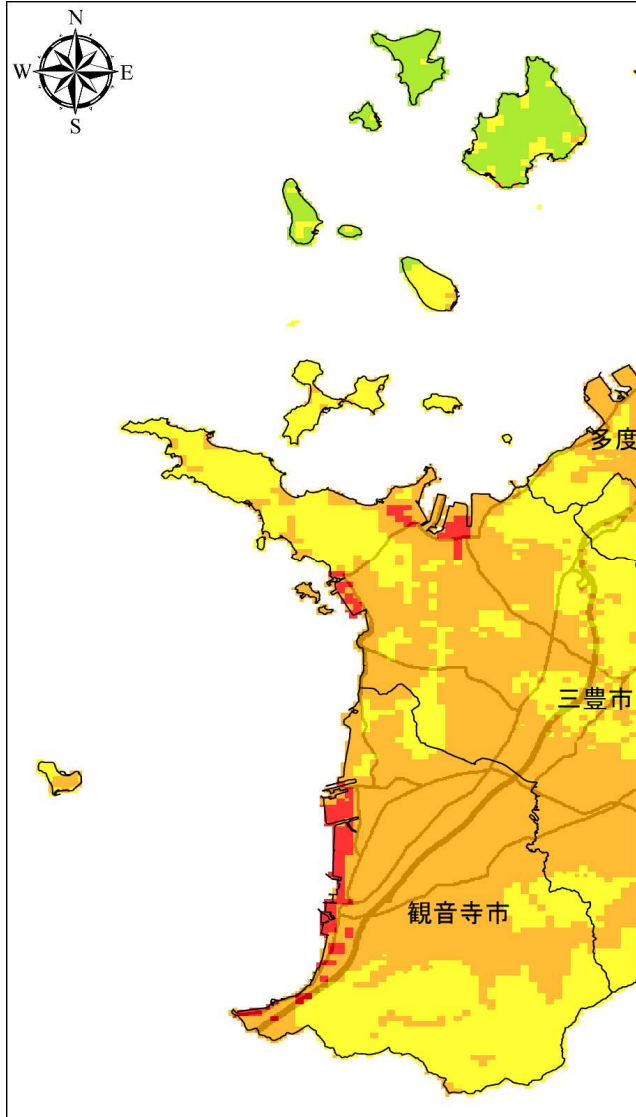
一般的にマグニチュードといえは、日本では、気象庁マグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震エネルギーを表わしている。

2 被害想定

(1) 地震動

ア 南海トラフの最大クラス

観音寺市は非常に強い揺れが予想され、臨海部で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える
6強	<ul style="list-style-type: none"> はわないと動かない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまらなさと歩くことが難しい 棚にある食器類や本で落ちるものが増える 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 座りの悪い物置が、倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

○南海トラフの最大クラスの地震

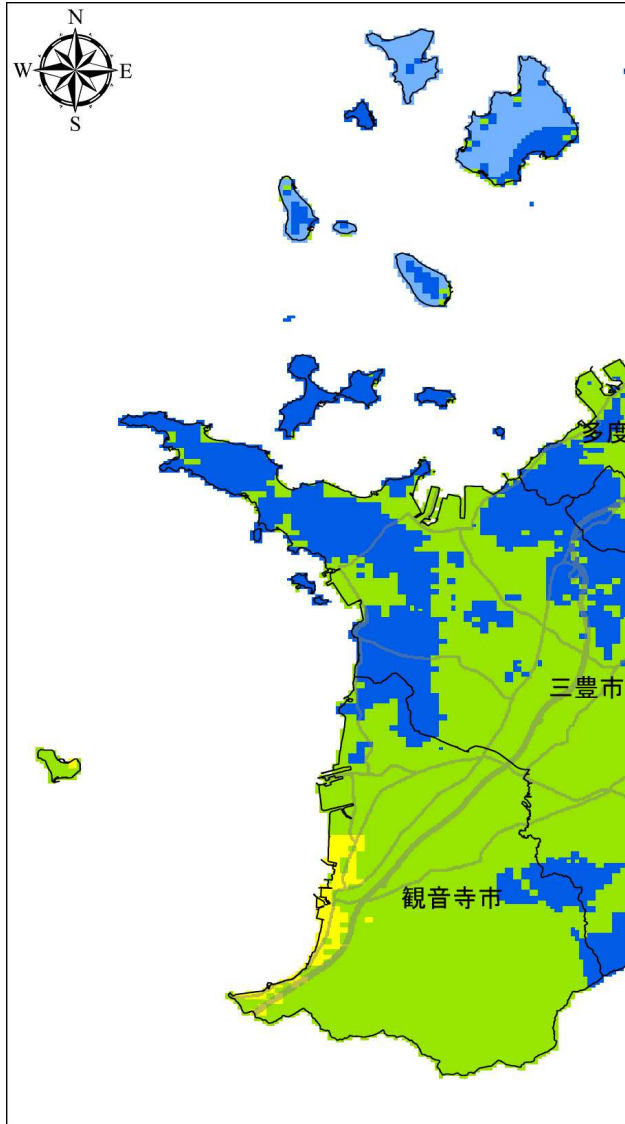
南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。

この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。

イ 南海トラフの発生頻度が高い地震

観音寺市は強い揺れが予想され、臨海部で震度6弱、市全域で震度5強となっている。

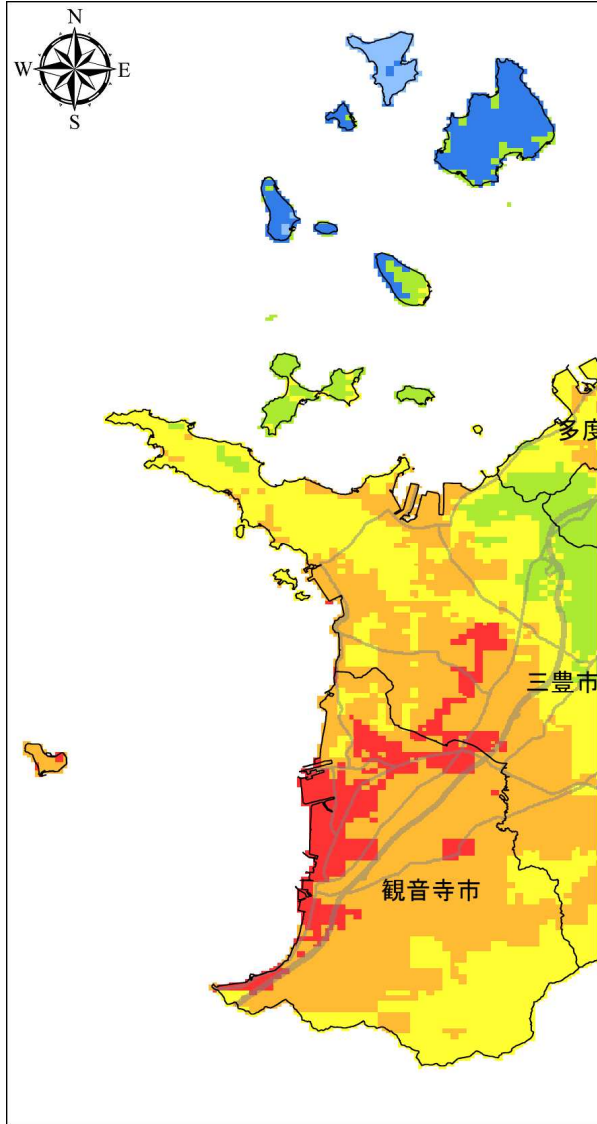


震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる
6強	<ul style="list-style-type: none"> はわなないと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまらなさと歩くことが難しい 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 座りの悪い物置が、倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

○南海トラフの発生頻度の高い地震
 南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。
 この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

ウ 中央構造線

観音寺市は非常に強い揺れが予想され、臨海部をはじめ、財田川や大野原町丸井周辺で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える
6強	<ul style="list-style-type: none"> はわないと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまらなさと歩くことが難しい 棚にある食器類や本で落ちるものが増える 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 座りの悪い物置が、倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

○中央構造線

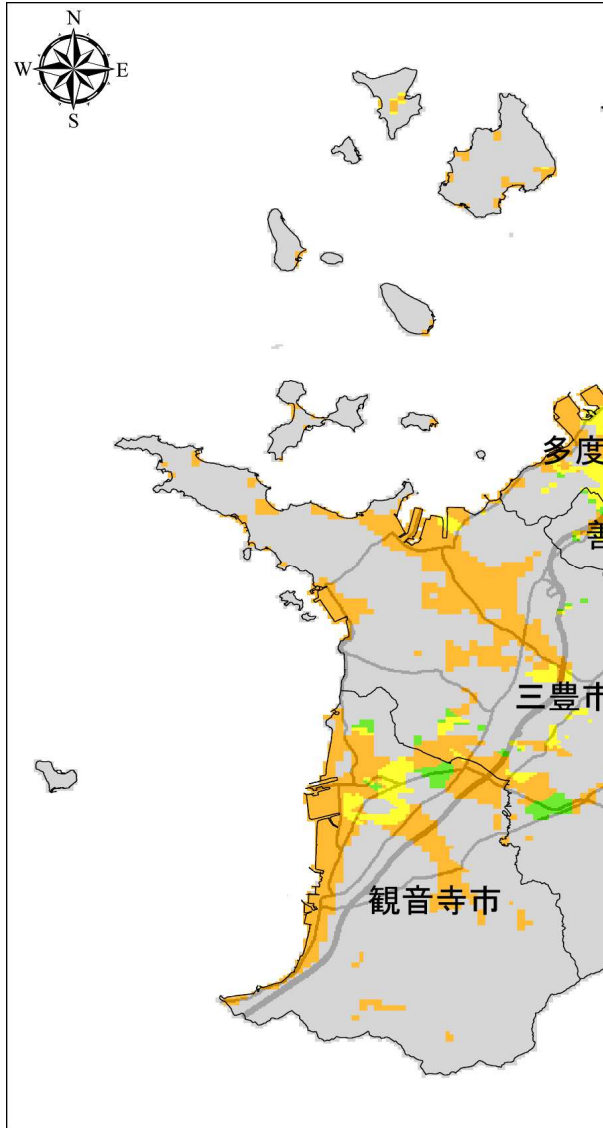
中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。

この震度分布図は、中央構造線（讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部）の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。


(2) 液状化

ア 南海トラフの最大クラス

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部をはじめ、財田川・柞田川の周辺に分布している。観音寺市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。



凡例

	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

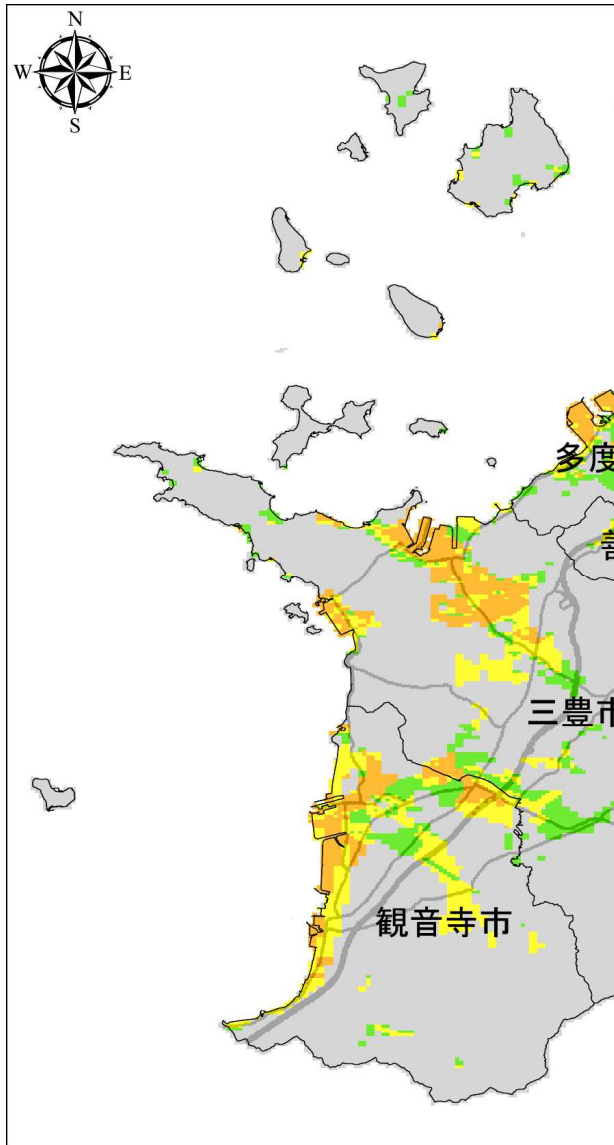
○南海トラフの最大クラスの地震

南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。




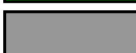
この液状化危険度予測図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

イ 南海トラフの発生頻度が高い地震

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部及び財田川周辺に分布している。



凡例

-  危険度A
(液状化危険度はかなり高い)
-  危険度B
(液状化危険度は高い)
-  危険度C
(液状化危険度は低い)
-  危険度D
(液状化危険度はかなり低い)

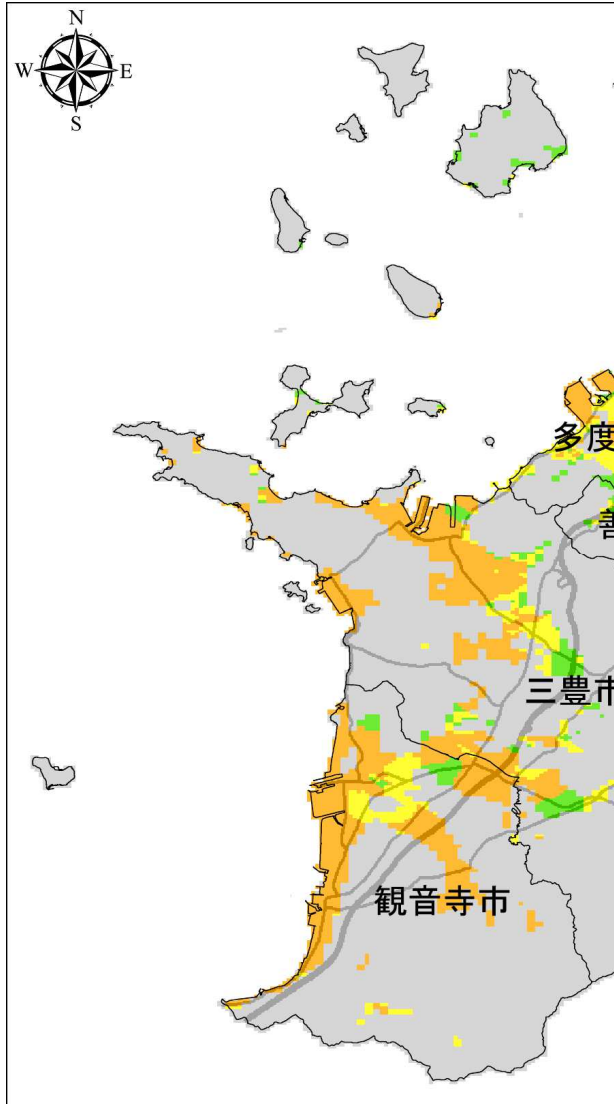
○南海トラフの発生頻度の高い地震

南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。



この液状化危険度予測図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

ウ 中央構造線

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部をはじめ、財田川・柞田川の周辺に分布している。観音寺市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。



凡例

	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

○中央構造線

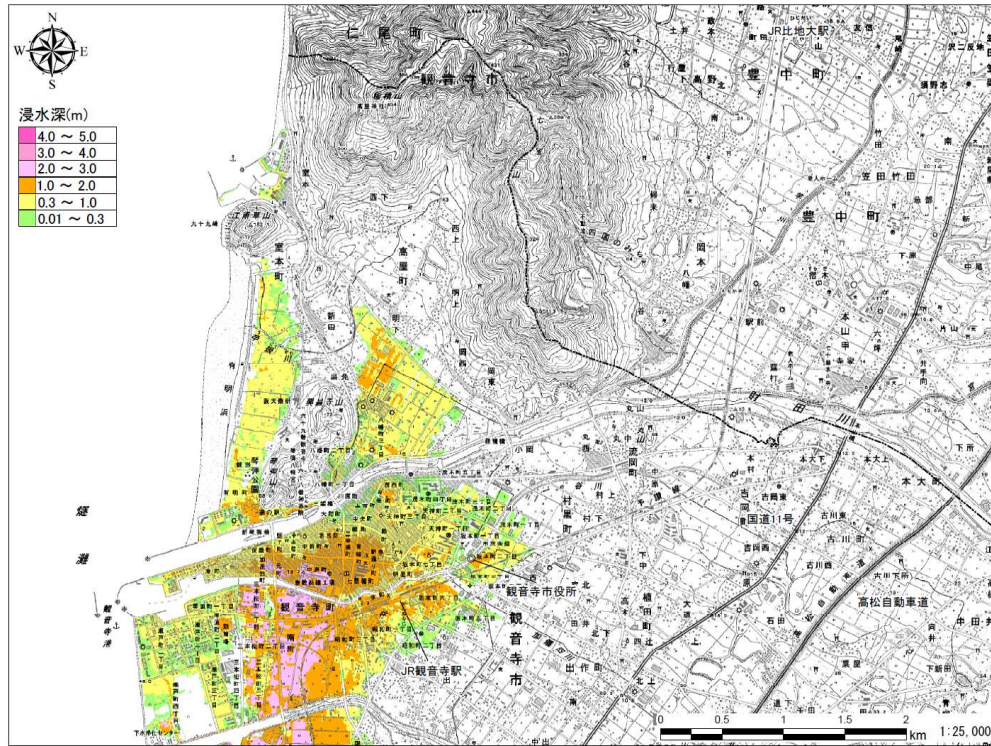
中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。

この液状化危険度予測図は、中央構造線（讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部）の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

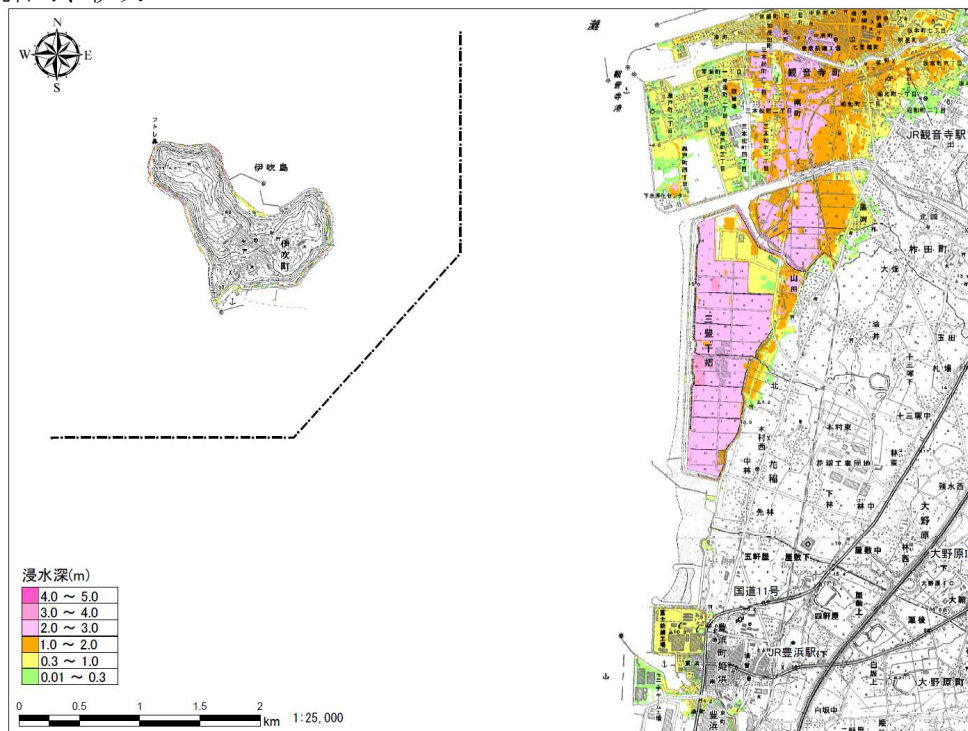
(3) 津波浸水

ア 南海トラフの最大クラス

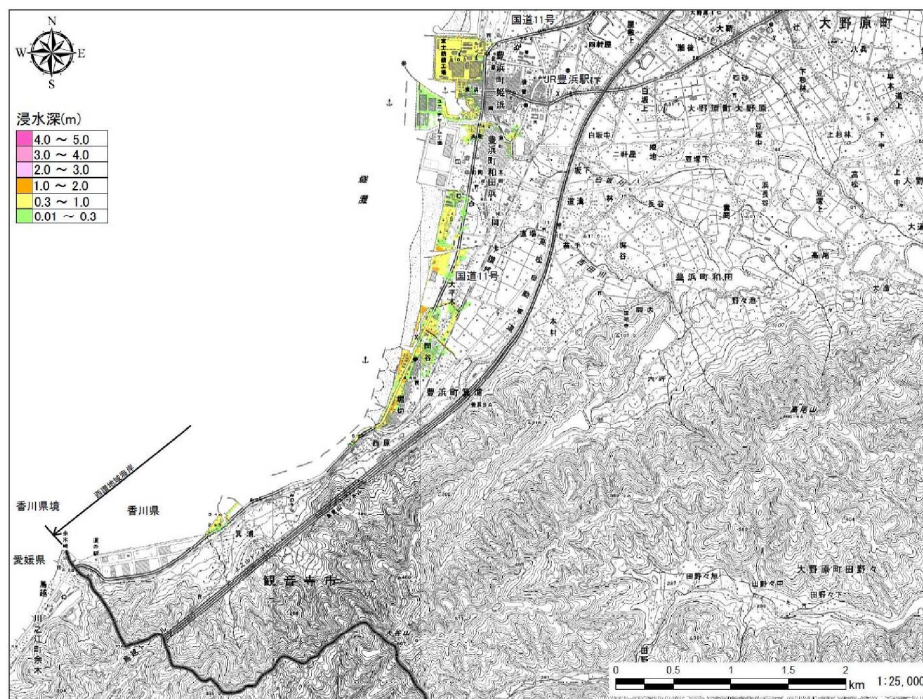
- ・室本、観音寺



- ・観音寺、伊吹



・大野原、豊浜



※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

※

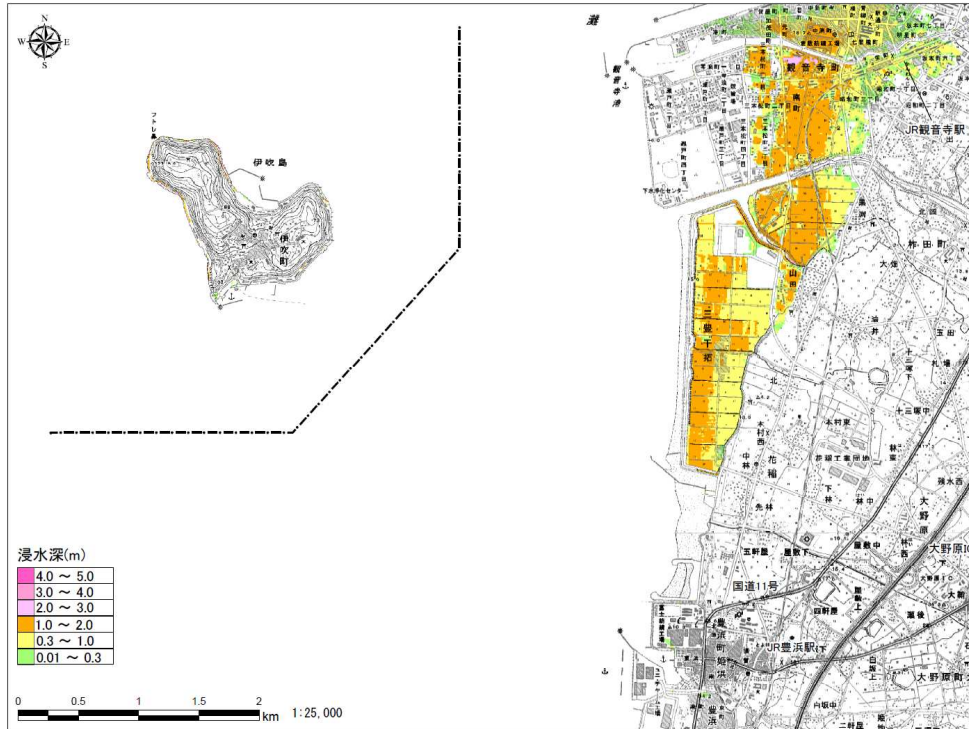
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri

イ 南海トラフの発生頻度が高い地震

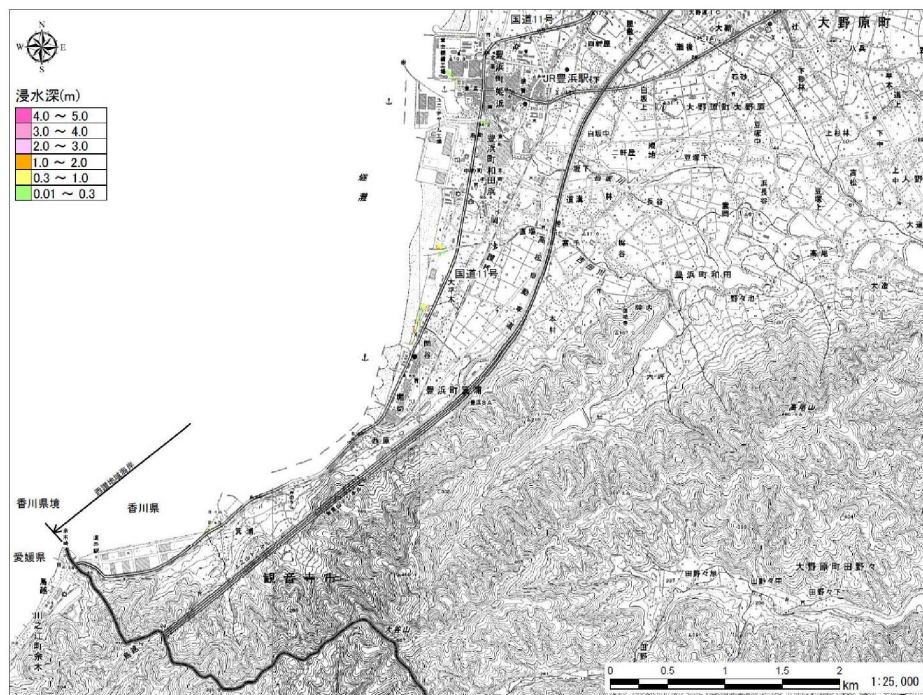
- ・室本、観音寺



- ・観音寺、伊吹



・大野原、豊浜

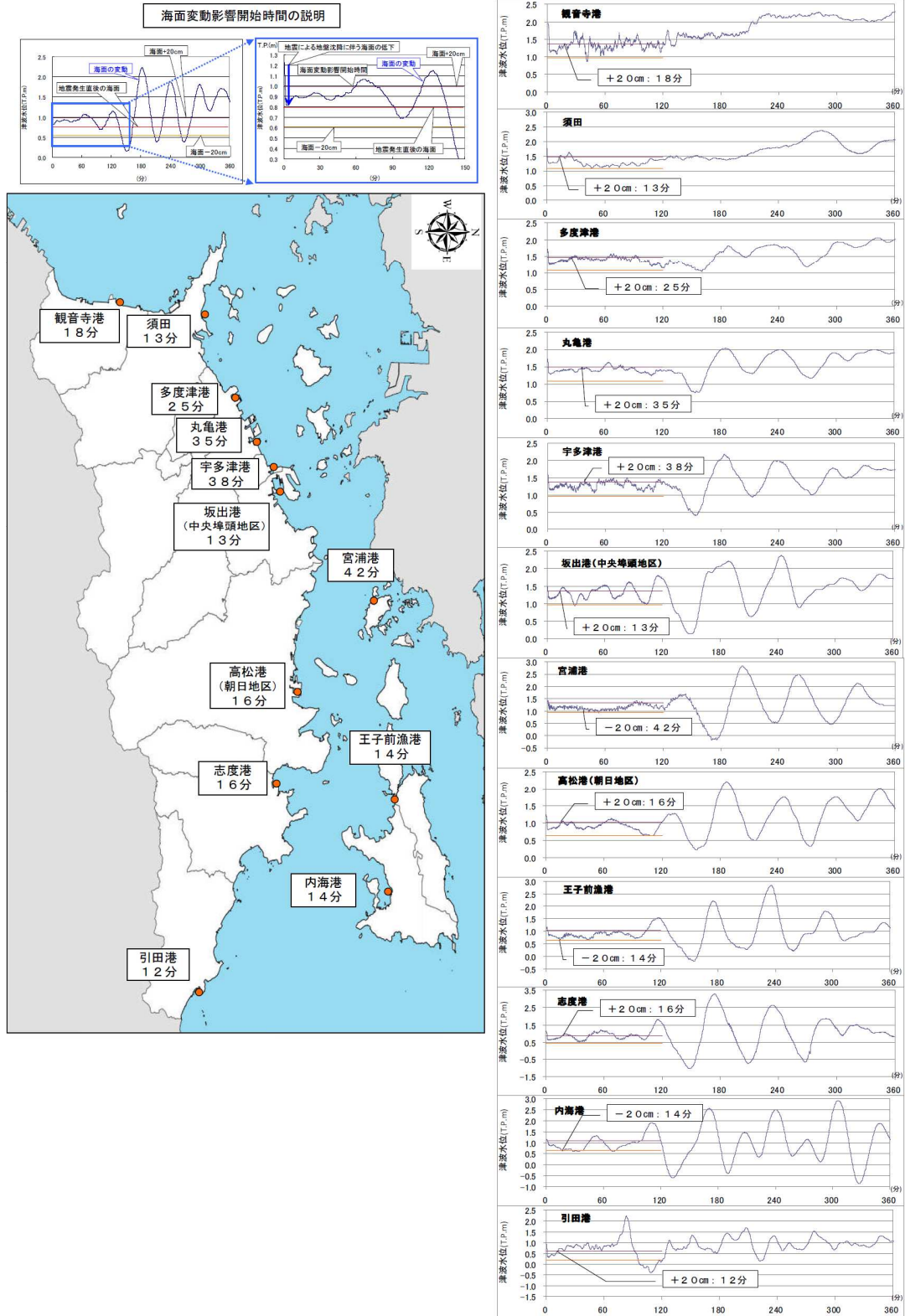


※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

※

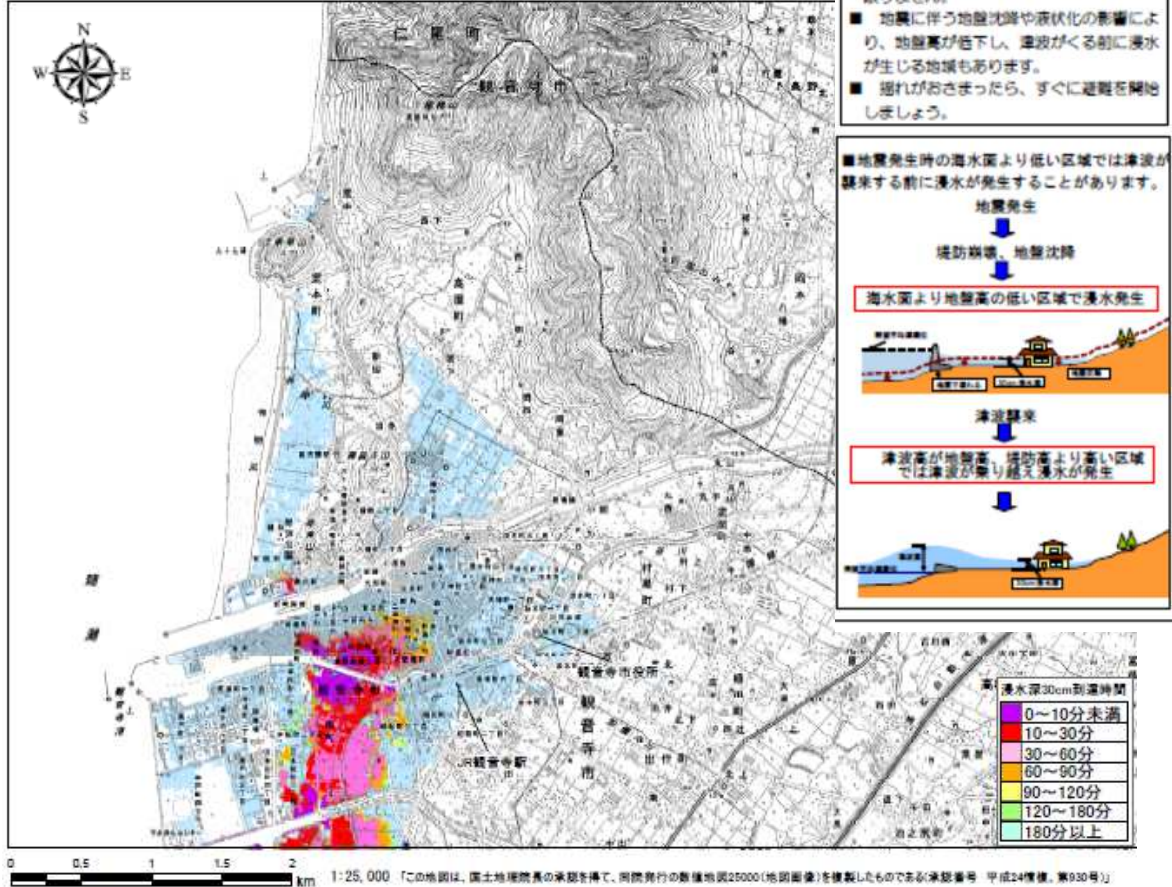
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri

また、香川県内主要港湾の海面変動のパターンは東西で異なり、香川県東部では第2波・第3波と繰り返す津波が来襲する。一方、観音寺港では、海面は時間をかけてゆっくり上昇し、上昇後は高い水位のまま長時間とどまると予想される。

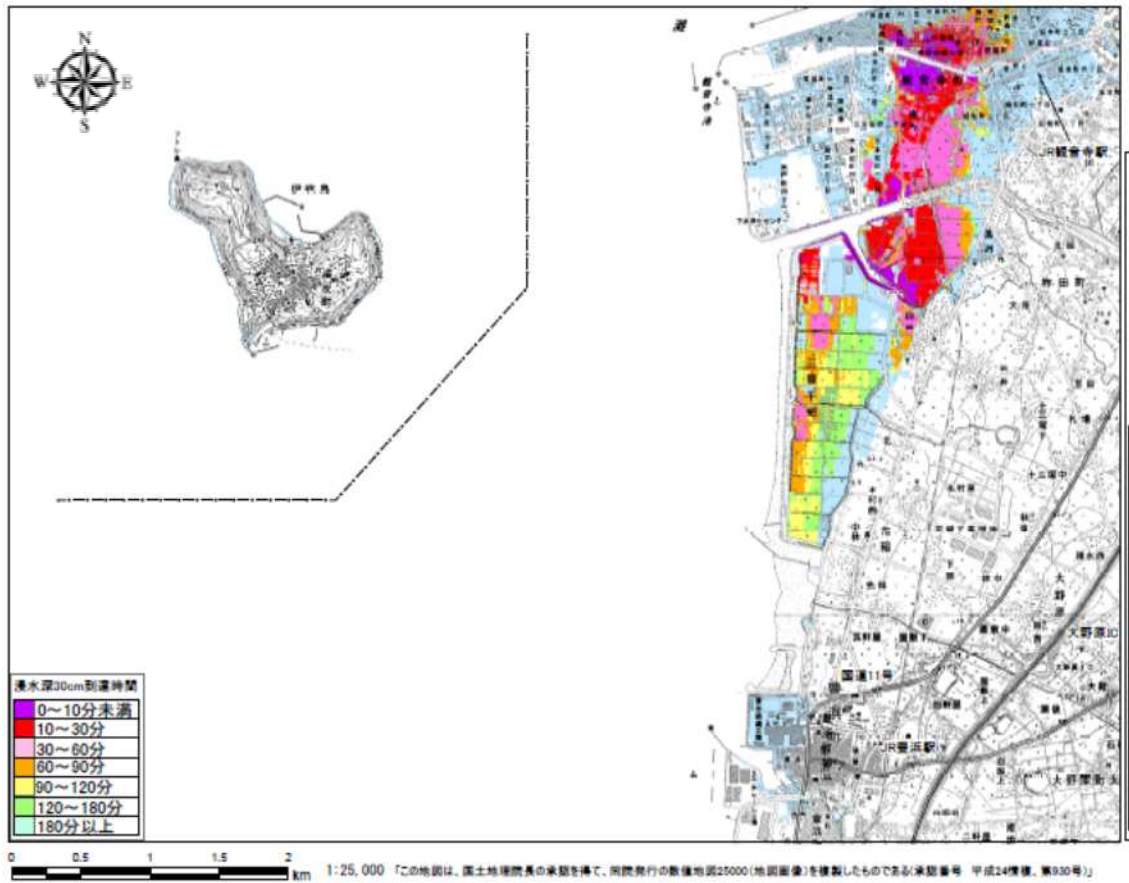


(4) 津波到達予測 (最大クラスの津波)

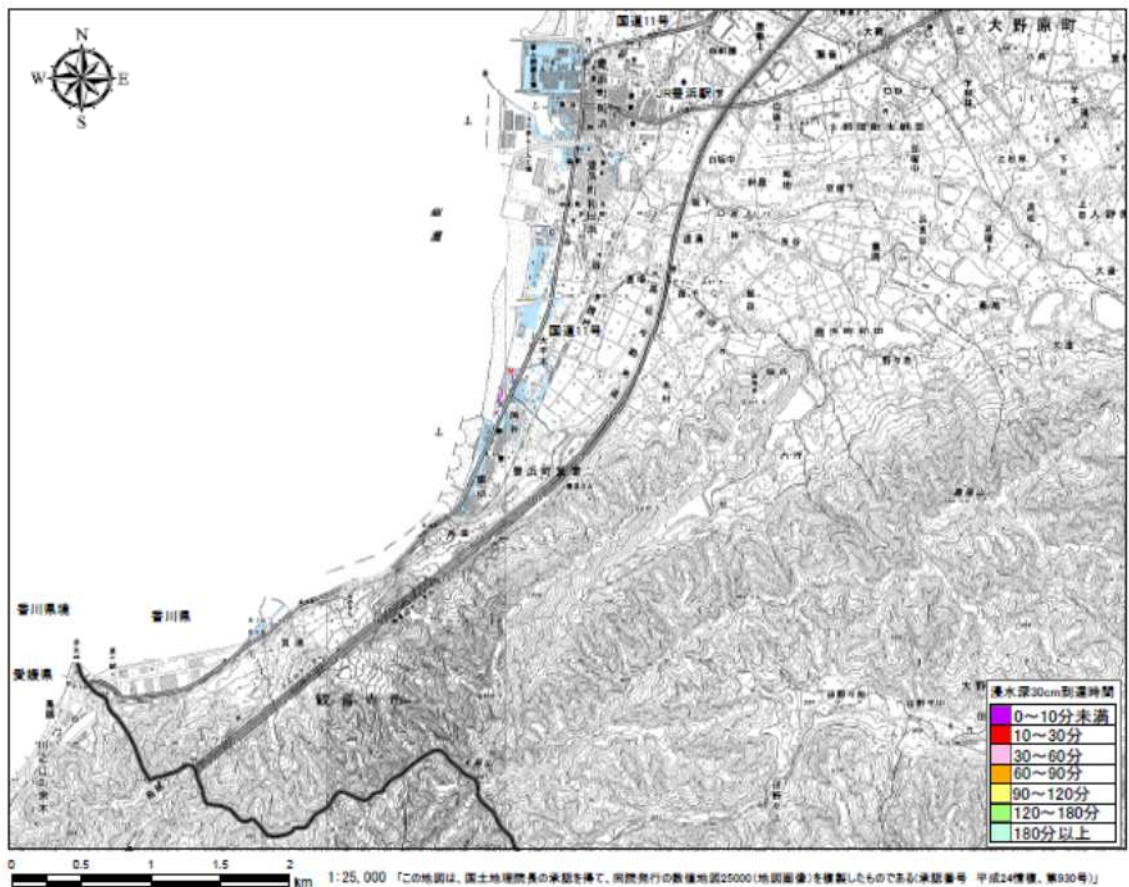
・室本、観音寺



・ 観音寺、伊吹



・ 大野原、豊浜



(5) 人的・物的被害等

香川県地震・津波被害想定では、「南海トラフ（最大クラス）」、「中央構造線」及び「長尾断層」を対象とし、地震発生直後の人的・物的被害を推計した。

本市の被害想定は以下のとおりである。

ア 建物被害（想定シーン：冬18時）

観音寺市	建物被害（全壊）					
	揺れ (棟数)	液状化 (棟数)	津波 (棟数)	急傾斜地崩壊 (棟数)	地震火災 (棟数)	合計 (棟数)
南海トラフ	5,100	160	200	20	2,200	7,600
中央構造線	6,900	230	-	20	2,000	9,100
長尾断層	*	*	-	*	*	*

※1：「*」は、少ないが被害がある

※2：「-」は、該当なし

※3：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

イ 人的被害（想定シーン：冬深夜）

観音寺市	人的被害（死者数）						
	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	津波 （人）	急傾斜地崩壊 （人）	火災 （人）	ブロック塀等 （人）	合計 （人）
南海トラフ	320	20	450	*	20	*	790
中央構造線	440	20	-	*	30	*	460
長尾断層	*	*	-	*	*	*	*

観音寺市	人的被害（負傷者数）							人的被害 （自力脱出困難者・要救助者）	
	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	津波 （人）	急傾斜地崩壊 （人）	火災 （人）	ブロック塀等 （人）	合計 （人）	揺れに伴う自力脱出困難者 （人）	津波による要救助者 （人）
南海トラフ	2,100	290	400	*	10	*	2,500	1,100	20
中央構造線	2,400	330	-	*	10	*	2,400	1,300	*
長尾断層	*	*	-	*	*	*	*	*	*

※1：「*」は、少ないが被害がある

※2：「-」は、該当なし

※3：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

ウ ライフライン

観音寺市	ライフライン被害								
	上水道		下水道		電力		通信（固定・携帯電話）		
	断水人口	断水率	支障人口	支障率	停電軒数	停電率	不通回線数	不通回線率	停波基地局率
	(人)	(%)	(人)	(%)	(軒)	(%)	(回線)	(%)	(%)
南海トラフ	54,000	88%	7,300	52%	33,000	100%	14,000	78%	79%
中央構造線	55,000	89%	1,900	13%	34,000	100%	17,000	98%	94%
長尾断層	100	0%	90	1%	130	0%	80	0%	1%

観音寺市	交通施設被害			生活への影響	
	道路 (緊急輸送)	鉄道	港湾	避難者	
	被害個所	被害個所	港湾被害個所	避難所	避難所外
	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(人)	(人)
南海トラフ	60	40	*	13,000	8,700
中央構造線	50	40	*	9,200	6,100
長尾断層	10	10	*	*	*

※1：「*」は、少ないが被害がある

※2：「-」は、該当なし

※3：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

観音寺市	災害廃棄物			その他の被害 (定量的手法)			
	災害廃棄物等			エレベータ の停止	危険物		
	災害廃棄物	津波堆積物		停止数	火災	流出	破損等
	(トン)	(トン)		(棟数)	(箇所)	(箇所)	(箇所)
南海トラフ	279,000	274,000	～ 439,000	60	*	*	10
中央構造線	266,000	-		60	*	*	10
長尾断層	*	-		50	*	*	*

※1：「*」は、少ないが被害がある

※2：「-」は、該当なし

※3：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

20-3 地震・津波防災対策目標

平成19年3月 策定
令和3年2月 修正

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があって、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（令和2年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている（香川県防災対策基本条例第46条）。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）であり、「県の防災対策の数値目標」（香川県防災対策基本条例第46条）の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

- ・ 火災対策

- 建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。
- ・ 斜面崩壊対策
新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。
- ・ 液状化対策
埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。
- ・ ため池の耐震化対策
貯水量 10 万 m³ 以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震補強工事を行う必要がある。また、貯水量 10 万 m³ 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池についても、同様に耐震補強工事を行う必要がある。
- ・ 老朽ため池対策
ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。
- ・ ライフライン、公共施設の耐震化
県民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進
津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。
- ・ 津波避難計画の作成促進
津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。
- ・ 海岸保全施設の整備
「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港で T. P. +2.9m の津波が予測されるなど、県下全域において浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 2 年 3 月に見直し）に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。
しかし、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、整備を行う対象津波については、「L1 津波」を対象としており、ハード面だけで安全を確保することは困難であることから、避難場所や緊急避難場所の指定をはじめ、津波ハザードマップの作成や、避難路の安全対策などハード・ソフトを合わせた総合的な地震・津波対策を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。
- ・ 自主防災活動の促進・強化
避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。
- ・ 事業所と地域との連携
事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。
- ・ 避難行動要支援者への対応
高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

- ・ 複合災害への備え
南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後5年間(令和2年度まで)で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標(数値目標又は定性目標)と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和7年までに91%にする。(平成20年76%、平成25年78%、平成30年82%)
 - ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)
- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。
 - ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進(危機管理総局、土木部)

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率を令和2年度までに21.6%にする。(平成29年度17.0%、平成30年度21.7%)
 - ・ 水道事業者(香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。)による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進(政策部)
- 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和2年度末までに100%にする。(平成17年度87%、平成27年度96%)
 - ・ 緊急輸送路の橋梁の耐震化を推進(土木部)

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ(土砂災害)を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援(環境森林部、土木部)
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和2年度までに75箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備(環境森林部)
- 土石流危険渓流(ランクⅠ)における砂防施設の整備率を令和2年度までに26.2%にする。(平成29年度末25.6%)
 - ・ 砂防事業を実施(土木部)
- 地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和2年度までに1箇所整備する。(平成29年度末12箇所)
 - ・ 地すべり対策事業を実施(土木部)
- 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅠの自然がけ)における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和2年度までに36.8%にする。(平成29年度末36.5%)
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業を実施(土木部)
- 大規模ため池39箇所の耐震化整備の早期完了を目指す。(平成29年度末33箇所)
 - ・ 大規模ため池の耐震化整備を推進(農政水産部)
- 令和4年度までに30箇所(想定)の防災上重要な中小規模ため池耐震化整備を実施する。
 - ・ 防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備を推進(農政水産部)
- 令和2年度までに3,536箇所のため池整備(全面改修)を目指す。(平成17年度末3,107

箇所、平成 22 年度末 3,295 箇所、平成 27 年度末 3,440 箇所)

- ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険予測図を作成、周知（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 県が公表した被害想定の見直しを踏まえ、沿岸を有する市町において、津波避難計画を速やかに作成・見直しを行う。

- ・ 作成マニュアルの見直し・配布、助言など市町津波避難計画作成を支援（危機管理総局）

局)

- 県が公表した被害想定の見直しを踏まえ、沿岸を有する市町において、津波ハザードマップを速やかに作成・見直しを行う。

- ・ 津波浸水予測図の公表、助言など市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 海岸保全施設の整備

- 地震・津波対策のための要整備延長約 123 k mのうち令和 6 年度までに緊急度の高い約 35

- k mを整備する。

- ・ 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。

- ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）

- ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林部）

- ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）

- ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）

- ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）

- 防災情報メールの登録件数を令和 2 年度までに 20,000 件にする。（令和元年度現在 22,730 件）

- ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局）

◇ 自主防災活動の促進・強化

- 自主防災組織の活動カバー率を令和 2 年度までに 100%にする。（平成 17 年度現在 55.2%、令和元年度現在 96.4%）

- ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援（危機管理総局）

- ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）

◇ 事業所と地域との連携

- 事業所と地域の連携を深める。

- ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）

◇ 避難行動要支援者への対応

- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。

- ・ 避難行動要支援者支援体制を検討（危機管理総局、健康福祉部）

◇ 複合災害の防止

- 土砂災害の防止（再掲）

- 海岸保全設備の整備（再掲）

7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

(住民)

- 地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
 - ・ 最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

(自主防災組織等)

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難勧告等の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
 - ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
 - ・ 救助用資機材等の整備充実
 - ・ 消防力の充実強化
 - ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備

- ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
- ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【県】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発
 - ・ 災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
 - ・ 県政出前懇談会の実施
 - ・ 住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
 - ・ 災害体験施設の提供（防災センター）
 - ・ 災害危険情報の提供（津波浸水予測図や急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流・地すべり危険箇所の公表、土砂災害危険区域等の指定）
 - ・ 自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成
- 災害時の情報の収集・伝達（主として市町への）体制の整備
 - ・ 防災情報員制度の整備
 - ・ 県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、ヘリテレ情報システム等の整備充実
 - ・ 防災へりの整備充実
- 避難対策の整備についての市町への指導・支援
 - ・ 津波避難計画策定指針の作成
 - ・ 災害時の情報伝達手段の整備支援（県防災情報システムの構築）
- 広域救助対策の整備と、市町への指導・支援
 - ・ 備蓄対策の全体調整と補完備蓄
 - ・ 広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
 - ・ 警察救出救助用資機材等の整備充実
 - ・ 緊急輸送路（道路、港湾、空港等）の指定
 - ・ 関係業界・団体との協力協定
 - ・ 市町間の応援調整
 - ・ 自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定
 - ・ 防災へりの整備充実
- 災害に備えた公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

20-4 公共施設等の耐震改修状況

平成31年3月31日現在

	全棟数 A	昭和57年 以降棟数 B	昭和56年 以前棟数 C	耐震診断 実施棟数 D	耐震診断 実施率 E (D/C)	耐震改修 済等棟数 F	耐震化 済棟数 G (B+F)	耐震化率 H (G/A)
観音寺市	129	77	52	42	80.8%	40	117	90.7%

※公共施設とは、学校、社会福祉施設、公民館、庁舎、地方公共団体が所有・管理するもの

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

20-5 観音寺市耐震改修促進計画

令和3年4月（改正）

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神、淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった。

その後、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震、平成19年7月に新潟県中越沖地震、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震など大地震が発生しており、特に平成23年3月の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、これまでの想像をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月の熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、大きな被害が発生した。もともと地震の発生確率が低いと言われていた熊本における地震の発生により、我が国において、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないことの認識が、さらに高まったものと考えている。

一方、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が、今後30年間で70%程度の確率で発生するとされており、ひとたび地震が発生すると本市も甚大な被害を受けることが予想されている。

このような背景から、平成17年3月の国の中央防災会議にて、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地方防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進協議会において、住宅及び特定建築物（一定規模以上の多数の者が利用する建築物）の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言がとりまとめられた。これを受け、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示184号）」（以下「国の基本方針」）を示し、平成27年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%と設定した。

香川県は平成19年3月に「香川県建築物耐震化促進プラン」（香川県耐震改修促進計画）を策定し、本市はこれらに基づき「観音寺市耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできた。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示第529号により、平成32年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示し、この改正内容を踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定した。

本市においても、根拠となる法及び国の基本方針が改正され、同年12月に第二次県計画が策定されたことから、観音寺市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、当初計画を改正するものである。

2 策定の目的

本計画は、法第6条第1項に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進し、大規模な地震による建築物の倒壊等から人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとする。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	耐震の基準が見直された、昭和56年6月1日より前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
要安全確認計画記載建築物	避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
住宅	市内にある民間住宅で、戸建て、長屋建て及び併用（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）のものをいう。

4 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針及び第二次県計画にあわせて令和2年度までとする。

ただし、令和3年度以降の計画を作成するまでの間は、この計画の期間を延長するものとする。

5 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来本市において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）
- ② 南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（L1）
- ③ 中央構造線（讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部）を震源域とする地震
- ④ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

このうち、本計画で想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）とする。その被害は次表のように想定されている。

南海トラフ^{※1}を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス^{※2}）
 （平成25年3月31日、8月28日県公表による）

項目		被害想定結果	
条件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード ^{※3}	9.0	
震度等の予測	震度分布	6弱～7	
	液状化分布	臨海部のほとんどがランクA ^{※4} 低地部のほとんどがランクD	
	津波	高さ3.2m～3.7m (満潮位・地殻変動考慮)	
建物被害	揺れによる被害	5,100棟	
	液状化による被害	160棟	
	津波による被害	200棟	
	急傾斜地崩壊による被害	20棟	
	地震火災による被害(冬18時 ^{※5})	2,200棟	
	合計	7,600棟	
人的被害	死者(冬深夜 ^{※5})	790人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者340人)	
	負傷者(冬深夜 ^{※5})	2,500人(うち建物倒壊及び火災による被害負傷者2,110人)	
	避難者(冬深夜 ^{※5})	避難所	13,000人
		避難所外	8,700人

(注意事項)

※1 南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝のことをいう。

※2 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波のことをいう。

※3 モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるもので、この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード(地震のエネルギー)をモーメントマグニチュードという。

いわゆるマグニチュードは、日本では気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表すことができない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われているものである。

※4 液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い 危険度B：液状化危険度は高い
 危険度C：液状化危険度は低い 危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5 被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修に関する目標の設定

1 住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、市内の住宅数は、約22,470戸となっている。建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約14,184戸（63.1%）あり、それ以外の約8,286戸（36.9%）が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅である。国の推計方法に準じて推計を行うと、この8,286戸のうち2,246戸は耐震性を有しているものと考えられる。以上のことから、市内の住宅のうち、約16,430戸が耐震性を有しており、平成25年度末の住宅の耐震化率は73.1%と推計した。

表2-1 住宅の耐震化の進捗状況

	平成20年度	平成25年度
総戸数	21,840件	22,470件
耐震性あり戸数	14,608件	16,430件
耐震性なし戸数	7,232件	6,040件
耐震化率	66.9%	73.1%

(2) 特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用する建築物

当初計画において、法第14条各号に掲げる建築物で大規模地震時災害対策本部や避難者の収容施設などの災害拠点施設として機能すべき建築物は、平成27年度の耐震化率の目標を90%としていたが、その達成状況は表2-2のとおりである。

表2-2 当初計画に掲げた建築物の耐震化率の推移（単位：%）

区分			耐震化率の推移		目標の耐震化率 平成27年度
			平成22年度	平成27年度	
住宅			46	76	90
特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用するもの	災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設	国、県、市町の防災拠点となる庁舎警察本部、警察署消防本部、消防署など	17	83	90
	被災時の避難者の収容施設	学校、体育館など	64	100	90
	被災時の救護施設	病院	65	76	90
	被災時の要配慮者施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 保育所など	64	83	90
	被災時の一時居住施設	公営住宅など	71	100	90

※住宅は戸数ベース、特定建築物は棟ベースで算定

※特定既存耐震不適格建築物

- ・幼稚園、保育所等：階数が2以上かつ床面積が500㎡以上のもの
- ・小中学校、特別支援学校、老人ホーム等：階数が2以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの
- ・体育館：階数が1以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの
- ・その他のもの：階数が3以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの

2 特に耐震化を図るべき建築物

(1) 基本方針

本計画では、大規模地震発生時において、倒壊による多数の死者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。

また、県、市、関係団体等が連携して、住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、市民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進する。

なお、想定される大規模な地震による経済被害額を減少させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組んでいく必要があり、特定既存耐震不適格建築物で、多数の者が利用する建築物について、積極的に耐震化を促進する。

(2) 住宅

市民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、負傷者や避難者の減少や二次災害の発生を抑制するなど、発生後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き、積極的に耐震化を促進する。

当初計画において、住宅の耐震化率の目標を平成27年度末までに90%としていたが、現状では76%と達成していないため、改めて、令和2年度末までに90%以上となることを目標とする。

(3) 特定既存耐震不適格建築物

当初計画に掲げた、特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用する建築物のうち大地震時に機能すべきものについての耐震化率の目標を平成27年末までに90%としていたが、現状では77%と達成していないため、改めて、令和2年度末までに90%以上となることを目標とする。

表2-3 耐震化率の現状と目標（単位：%）

	平成20年度	平成25年度
住宅	76	90
特定既存不適格建築物	77	90

表2-4 特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況

建築用途	規模要件	建築年		合計棟数	耐震改修済(b)	耐震性有(a+b)	耐震化率(%)
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以後(a)				
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等(国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)	3階以上かつ1,000㎡以上	4	2	6	3	5	83
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	18	9	27	18	27	100
上記以外の学校(幼稚園は除く)	3階以上かつ1,000㎡以上	2	4	6	0	4	67

体育館 (一般公共の用に供されるもの)	1 階以上かつ 1,000 m ² 以上	0	4	4	0	4	100
老人ホーム、老人短期入所施設、 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2 階以上かつ	2	10	12	0	10	83
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000 m ² 以上	1	3	4	0	3	75
幼稚園、保育所	2 階以上かつ 500 m ² 以上	5	1	6	0	3	67
病院、診療所	3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	5	16	21	0	16	76
公営住宅、改良住宅等	3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	11	7	18	3	18	100
ホテル、旅館		1	5	6	0	5	83
百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗、銀行その他これらに類するサービス業を営む 店舗	3 階以上かつ	3	2	5	0	2	40
劇場、観覧場、映画館、集会場、 公会堂、展示場、博物館、美術館、 図書館	1,000 m ² 以上	3	1	4	0	1	25
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技 場その他これらに類するもの		0	1	1	0	1	100
合計 (1 号特定建築物)		55	65	12	24	99	77

(4) 緊急輸送路沿いの建築物

D I D 地区 (人口5,000 人以上を数える地域で約4,000 人/k m²以上の国勢調査区が集合している地域) 内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路 (以下「緊急輸送道路」という。) 沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

- ① 第1次輸送確保路線 (広域的な輸送に必要な主要幹線道路)
- ② 第2次輸送確保路線 (市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)
- ③ 第3次輸送確保路線 (第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 役割分担

建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県及び市並びに（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会及び（一社）香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を推進するものとする。

（1）県の役割

ア 県耐震改修促進計画の策定

- ① 実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに必要に応じた見直しや更新
- ③ 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の推進
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等を行う指導・助言・公表等の実施

イ 耐震診断、耐震改修の推進及び促進

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ⑥ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断改修等への間接補助
- ⑦ 通行障害既存不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ⑧ 法に基づき県が指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ⑨ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ⑩ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ⑪ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ⑫ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑬ 家具の転倒防止対策の啓発活動
- ⑭ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑮ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑯ 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ⑰ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ③ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供
- ⑤ 県民向けの耐震対策講習会の開催
- ⑥ 建築士による無料相談会の定期的な開催

エ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 耐震診断、耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会

や耐震改修の工法の普及

- ② 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識普及・啓発
- ③ 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ④ 市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- ⑤ 耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

(2) 市の役割

ア 市耐震改修促進計画の策定

- ① 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ② その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 市の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ④ 支援制度の創設の検討

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 市有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ⑤ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑥ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ⑦ 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ⑧ 家具の転倒防止対策の促進

ウ 普及、啓発等

- ① 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関する情報の提供
- ③ 自治会組織を活用しての耐震化の啓発

エ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会等への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 自治会との連携及び相互協力

(3) 建築関係団体の役割

ア 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 耐震化に関する情報の提供
- ④ 耐震改修に併せて実施するリフォーム工事の補助に関する情報の提供

ウ 技術者の養成

- ① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ② 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者の役割

ア 耐震診断、耐震改修等の実施

一人ひとりが地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

- ① 住宅・建築物の耐震診断
- ② 耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ③ 総合的な対策として、コンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ④ 建築設備の耐震対策
- ⑤ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

市は、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とし、重点的に耐震化すべき事項を定め支援し、耐震化を推進させるものとする。

(1) 建築物の所有者等が実施する事業に対する支援

- ① 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ③ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ④ 法に基づき指定する避難路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑤ 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ⑥ 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① 地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
- ② 法に基づき指定する避難路沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ② 緊急輸送路沿道建築物
- ③ 要緊急安全確認大規模建築物
- ④ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎
- ⑤ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ⑥ 災害時に救護施設となる病院
- ⑦ その他、特定既存不適格建築物のうち、多数の者が利用する建築物で表2-4に掲げるもの

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ① 緊急輸送道路
- ② 避難路

3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

(1) 相談体制の整備、情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口で常備し、配布する。それらを活用し、市民に説明を行うとともに、公民館等に配布し、啓発を実施する。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報誌を通じて、市民に広く普及していくよう努める。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームとあわせて実施することが、費用負担の軽減等、有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(4) 自治会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。市は、自治会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため出前講座の開催など要望に応じた必要な支援を行い啓発等に努める。

4 地震時の総合的な安全対策に関する概要

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、倒壊した場合には、避難や救助活動の妨げになるとともに、下敷きになり死傷する可能性がある。

自治会や自主防災組織等、また広報誌を通して危険なコンクリートブロック塀等の安全対策の啓発を行うとともに、危険なコンクリートブロック塀の所有者に対し改善を働きかける。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

地震により体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合や、避難路や通学路に面する建築物の窓ガラス等が落下した場合、死傷する可能性があるとともに、その施設として機能できなくなる可能性がある。このため市所有建築物について、大規模空間に架かる天井の脱落防止や、窓ガラス等の非構造部材の脱落防止について、対策に努める。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなるため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。

特に、重点的に耐震化を図るべき市所有建築物を対象に、建築設備の耐震化に努める。

(4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時や救助活動の妨げにもなる。また、場合によっては、死傷する可能性があるため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の固定等の転倒防止対策の普及を働きかける。

(5) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても、改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、市所有建築物について既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置の整備や改良について、改善に努める。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に伴い、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善に努める。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

本市においては、「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」（緊急輸送道路）を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定し、沿道の住宅・建築物の耐震化を図るものとする。

なお、これらの道路は、住宅・建築物耐震改修事業において「令和2年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」とする。

第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

ア 宅

一定の条件を満たす住宅に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）の助成を行う。また、耐震改修に関連して同時に行うリフォームに対しても助成を行う。

イ 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路のうち、特に県が指定した路線の沿道の一定の条件を満たす住宅及び建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

ウ 要安全確認計画記載建築物

法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・補強設計・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 融資制度及び税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

ア 住宅に係る税制度

所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除

固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

イ 事業用建築物

所得税及び法人税：事業者が行う特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事で法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

※ 融資制度、税制度については、本計画改正時のものであり、制度が変更になる場合がある。

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

市有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進する。

① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設

・災害対策本部設置庁舎、支所等

② 避難場所に指定されている施設

・体育館、公民館等

③ 救護施設

・診療所、保健センター等

④ 要配慮者施設

・社会福祉施設等

⑤ その他

・消防署等

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条各号に規定する建築物）

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、2「特に耐震化を図るべき建築物及び目標」を念頭に置き、法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の市有建築物

その他の市有建築物についても、その建築物の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。

2 1 - 1 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県域において、大規模災害が発生した場合、広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、地震、石油コンビナート、林野等の大規模な火災等で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（又は副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、「香川県防災航空隊の地震等災害発生時における動員計画」の連絡系統により、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、応援消防・防災航空隊を県と調整・選定する。要請先を決定すれば、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う情報提供を情報確認表（第1号様式）により、FAX等で出動待機依頼を行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員（勤務者）は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫および高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。

(3) 出動準備内容

- ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
- イ 個人装備品の搭載
- ウ 格納庫から機体搬出補助
- エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
- オ 飛行場外離着陸場の選定

(選定条件)

- * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
- * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所

カ 防災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示（直径7m）
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備（1/10,000）
- * 現場指揮本部との連絡手段（県内共通波）の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 災害内容の確認
 - イ 飛行場外離着陸場の選定
 - ウ 気象状況の確認
 - エ 飛行ルート決定
 - オ 飛行計画の作成
 - カ スポットの確保
 - キ その他必要事項

3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 航空機の点検準備
 - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
 - ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整ならびに燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員(勤務者)は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行い結果を報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課 (防災行政無線 ぼうさいかがわへり1→ぼうさいかがわ)
- (2) 発災地現場指揮本部 (消防無線 県内共通波149.69MHz (FM))

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影したビデオテープ等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊(水没)状況
 - イ 県道の崩壊(水没)状況
 - ウ 橋りょうの崩壊(水没)状況
- (4) 海岸線の状況
 - ア 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況

(6) 情報収集時の搭載資器材

- ア ビデオカメラ（テープ、予備バッテリー）
- イ デジタルカメラ、カメラ（フィルム予備）

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災指揮本部長及び危機管理課に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。指揮本部長の決定を受けて、危機管理課に報告するとともに、県を通じて待機依頼中の応援航空隊に対して正式出動要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、発災指揮本部長及び危機管理課に対し、自衛隊航空部隊の増強を進言する。指揮本部長の決定を受け、香川県が派遣要請を行い、指揮本部長を中心に活動内容、航空管制について協議を行う。

第7 飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに飛行場外離着陸場での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

- 1 飛行場外離着陸場でのG O Pを行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分（チャンネル）			周波数	
消防・防災ヘリ	消防波		統 制 波 1	2 6 5 . 9 0 6 2 5 M H z
			統 制 波 2	2 6 5 . 2 3 1 2 5 M H z
			統 制 波 3	2 6 5 . 5 3 1 2 5 M H z
			主運用波6（香川県）	2 6 5 . 7 5 6 2 5 M H z
その他 関係機関ヘリ	航空波	全国	航 空 機 相 互 間	1 2 2 . 6 0 0 M H z
			災 害 時 飛 行 援 助 通 信	1 2 3 . 4 5 M H z
その他 関係機関ヘリ	航空波	全国	災 害 時 飛 行 援 助 通 信	1 2 3 . 4 5 M H z

- 2 飛行場外離着陸場上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- 1 応援航空隊として活動できる内容の確認

- (1) 偵察、空撮
- (2) 救出、救急、消火活動、
- (3) 物資、人員搬送

- 2 応援航空隊の活動ローテーションの作成

- 3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 災害応急対策活動：現場把握・情報収集・指揮支援等の活動、物資、人員等の輸送活動

- 2 救急活動 : 救急搬送のための活動
- 3 救助活動 : 人命救助のための活動
- 4 火災防衛活動 : 消火のための活動

第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

- 1 隊長は、現場指揮本部、飛行場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し応援航空機指揮者との連絡調整にあたり、各航空機を統括し、運航に関する指示を行う。

なお、航空隊の組織体制を別表1「航空隊の組織体制」に示し、隊員は別表2「航空隊の組織体制(隊員指定表)」に示す。

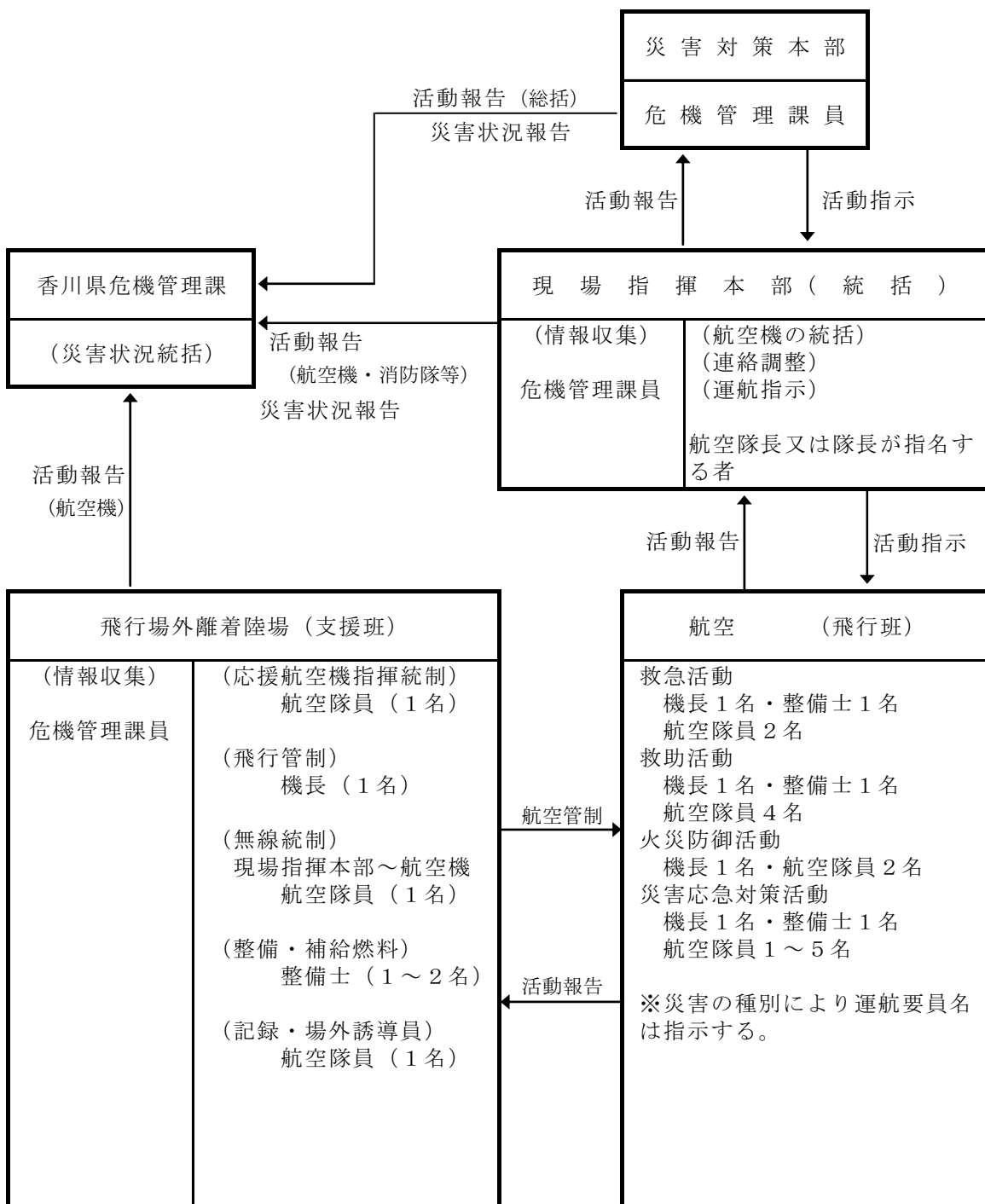
- 2 航空隊の任務分担は、別表3「航空隊の任務分担」のとおりとする。

第11 応援航空隊の活動記録管理

各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は、次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航管理責任者へ報告するものとする。

- 1 災害の経緯 第2号様式
- 2 応援航空隊活動状況 第3号様式
- 3 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ 第4号様式

航空隊の組織体制



航空隊の組織体制（隊員指定表）

現場指揮本部（統括）		
航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）		
飛行場外離着陸場（支援班）		航空（飛行班）
応援機 ・ 指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名するもの（1名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦士 防災担当機長 ・ 航空隊員 災害種別により運航要員は隊長が指示する。（2～4名） ・ 整備 ・ 防災担当整備士
飛行管制	防災担当機長	
無線統制	航空隊員（1名）	
整備 補給燃料	防災担当整備士	
記録	航空隊員（1名）	

航空隊員の任務分担

	任務	担当	内容
現場指揮本部	統括	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の調整 2 応援航空隊の活動方針の決定、指示 3 情報収集及び取得情報の伝達指示
飛行場外離着陸場 支援班	航空機指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空隊の活動調整 2 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空管制	防災担当機長（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域航空機飛行、離着陸時における無線統制 2 応援機駐機場の割り当て 3 ノータムに関すること
	無線統制	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空機、現場指揮本部等の連絡調整
	整備 補給燃料	防災担当整備士（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備に関すること 2 補給燃料の確保、補給場所の指定と燃料補給時の安全確保 3 燃料補給等の記録管理 4 飛行場外離着陸場への機体誘導と離着陸上での機体保全
	記録	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動班及び応援隊の活動記録 2 飛行場外離着陸場での各支援補助
飛行班	飛行	航空隊員（2～4名） 防災担当機長（1名） 防災担当整備（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御等飛行活動

災害種別			
災害発生場所			
災害の現況			
気象状況 (災害発生場所)	天候	風向	風速 視程
現地の場合外離着陸場の 位置、名称			
飛行場合外離着陸場での 航空管制	航空機相互間		災害時飛行援助通信
	AM波 122.600 MHz	AM波 123.45 MHz	統制波 265.23125 MHz
給油体制	場所		方法 ドラム給油
			方法 空港給油
その他必要事項			

※場合外・現地の図面 FAX

第3号様式

平成 年 月 日

(応 援 航 空 隊 活 動 状 況)

機 番 : _____ 航空隊

No.	飛 行 時 間		飛 行 内 容	搭 乗 人 員	散水 回数	燃料補給	
	時 間 帯	飛行時間				給油量(ℓ)	場所
1	~			P- R- 、M-			
2	~						
3	~						
4	~						
5	~						
6	~						
7	~						
8	~						
9	~						
10	~						
合計	活動時間						
備考	要請機関 要請時間 要請解除 要請内容 使用場外						

広域航空消防応援などの自治体経費状況調

関係先	連絡先		経 費 等									備考								
			航空燃料(単位:リットル)			人件費関係(派遣人員)														
			日	日	計	日			日				計							
						P	M	R	P	M	R		P	M	R					
広	県	TEL																		
		FAX																		
域	航空隊	TEL																		
		FAX																		
応	県	TEL																		
		FAX																		
援	航空隊	TEL																		
		FAX																		
分	消防局	TEL																		
		FAX																		
分	航空隊	TEL																		
		FAX																		
日	計	TEL																		
		FAX																		
			各隊基地	各隊基地	各隊基地															
			現地	現地	現地															
			高松空港	高松空港	高松空港															
			DM (リットル)	DM (リットル)	DM (リットル)															

- ※ 給油会社(〇〇〇〇株) 連絡先:087-〇〇〇-〇〇〇〇 (担当 〇〇 連絡先:090-〇〇〇-〇〇〇〇)
- ※ 高松空港燃料価格 1リットル当り 円(税抜)
- ※ 現地ドラム燃料価格 1リットル当り 円(税抜)

21-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

令和3年1月5日現在

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	管理消防本部等	特記事項
和田浜	高須賀夕映え公園	香川県観音寺市豊浜町 和田浜1531-28	観音寺市 都市整備課	0875-23-3918	N 34° 04' 20" E 133° 37' 58"	三観広域行政組合 消防本部	
財田川観音寺	観音寺市コミュニティー 防災センター附属ヘ リポート	香川県観音寺市流岡町 475	観音寺市 企画部危機管理課	0875-23-3940	N 34° 08' 13" E 133° 40' 19"	〃	
雲辺寺	雲辺寺ロープウェイ 第2駐車場	香川県観音寺市大野原町 丸井1974-57	四国ケーブル(株) 雲辺寺ロープウェイ	0875-54-4968	N 34° 03' 25" E 133° 42' 25"	〃	
伊吹	観音寺市立伊吹中学校 運動場	香川県観音寺市伊吹町 東549	観音寺市教育委員会 (教育総務課)	0875-23-3937	N 34° 07' 43" E 133° 32' 23"	〃	※2
萩の丘	萩の丘公園多目的広場	香川県観音寺市大野原町 丸井1988	観音寺市総務課萩の丘 公園事務所	0875-54-2801	N 34° 04' 43" E 133° 41' 13"	〃	※1、※2、 ※3
観音寺	観音寺市総合運動公園	香川県観音寺市池之尻町 1071	観音寺市教育委員会 (市民スポーツ課)	0875-23-3941	N 34° 06' 39" E 133° 41' 13"	〃	※1
観音寺市山田	山田ふれあい緑地	香川県観音寺市柞田町丁 93番8	観音寺市(都市整備課)	0875-23-3918	N 34° 06' 44" E 133° 38' 25"	〃	※2
伊吹島防災	伊吹島	香川県観音寺市伊吹町 1339番地他4筆	観音寺市(危機管理課)	0875-23-3940	N 34° 07' 49" E 133° 31' 53"	〃	※2

特記事項

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

- ※1 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外
- ※2 防災対応
- ※3 自隊訓練用

■災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

病院名称	所在地	空港・場外場名称	所在地	座標	管理消防本部等
三豊総合病院	観音寺市豊浜町 姫浜708	萩の丘	観音寺市大野原町丸井1988 萩の丘公園多目的広場	N 34° 04' 43" E 133° 41' 13"	三観広域行政組合消防本部 0875-24-0119

(出典：香川県地域防災計画参考資料)

2 1 - 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日付け消防救第61号
各都道府県知事あて消防庁次長通知

最終改正平成21年3月23日消防救第97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「発生地」という。）の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急活動
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って、要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
 - ⑦ 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道府県名

- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩要請側消防本部の連絡先
- ⑪その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

1.2 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

1.3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

1.4 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官に届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

1.5 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

1.6 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道

府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

1.7 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) へリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号の定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

1.8 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

1.9 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

2 1 - 4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章 総則	(第 1 条—第 2 条)
第2章 防災航空隊	(第 3 条—第 7 条)
第3章 運航管理	(第 8 条—第 16 条)
第4章 使用手続	(第 17 条—第 21 条)
第5章 安全管理等	(第 22 条—第 24 条)
第6章 教育訓練	(第 25 条)
第7章 事故防止対策	(第 26 条—第 28 条)
第8章 雑則	(第 29 条—第 30 条)
附則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、香川県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 防災航空センターに防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、災害応急対策、救急、救助その他の防災活動（以下「防災業務」という。）を行う。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、隊員の中からあらかじめ防災航空センター所長（以下「所長」という。）が候補者として選定した者のうちから危機管理総局長が指名する。

(隊長の任務)

第4条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第5条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、所長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第6条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 所長は、航空機を運航する場合には、搭乗する者を指名するとともに運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第8条 航空機の運航管理の総括は、危機管理総局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第9条 航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、防災航空センターの事務は、所長（以下「運航責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が第7条の規定により指名された者の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航範囲)

第12条 航空機の運航は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に限るものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防応援活動

- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第14条第1項の緊急運航の場合は、この限りでない。

3 運航責任者は、運航の安全性等に関し必要な事項を運航指揮者及び操縦士等に確認のうえ、航空機の運航可否の判断を行うものとする。

(運航計画)

第13条 運航責任者は、防災業務等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、年間運航計画（第1号様式）及び月間運航計画（第2号様式）とする。

(緊急運航)

第14条 第12条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、前条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(報告)

第15条 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、直ちに運航状況等の概要を運航責任者に口頭で報告しなければならない。その後、運航状況等について飛行報告書を（第3号様式）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、運航の開始時及び終了時に運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第16条 運航責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第17条 航空機の使用（緊急運航及び航空隊自ら行う訓練に係るものを除く。以下本章にお

いて同じ。)を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表(第4号様式)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表(第5号様式)を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用)

第18条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用しようとするものは、防災ヘリコプター使用申請書(第6号様式)により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第19条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(第7号様式)を交付するものとする。

(航空機の使用報告)

第20条 航空機を使用した者は、防災ヘリコプター使用報告書(第8号様式)により、使用した日から7日以内に総括管理者に報告するものとする。

(費用負担)

第21条 総括管理者は、第12条第8号に規定する一般行政活動で航空機を使用した者に対して、当該運航に要した航空機の燃料費の負担を求めることができる。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

(運航指揮者の責務)

第23条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(航空機等の管理)

第24条 運航責任者は、法第19条第2項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、航空機、航空機用備品、防災業務用備品等を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第25条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 運航責任者は、航空隊員の技術の習得を図るため運航計画に基づき、独自に訓練を実施しなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救助体制の確立)

第26条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救助等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条の規定するところにより、直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者を通じて総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、航空事故が発生した場合には、関係法令の規定に基づき報告しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第29条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

飛行報告書

運航責任者

防災航空センター所長 殿

報告者

印

飛行年月日	年 月 日（ 曜日） 天候				
業務内容					
飛行経路					
操縦士名					
整備士名					
搭乗隊員 (運航指揮 者に○)					
飛行時間	出発時刻	時 分	実飛行時間	時 分	
	到着時刻	時 分	使用燃料	ℓ	
搭乗者及び 搭載物資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛行時間	品名	個数	重量
参考事項					

第4号様式（第17条関係）

年 月 日

防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

総括管理者 危機管理総局長 殿

部課名
職・氏名

印

1 使用日時

2 使用目的
(内容)

3 飛行経路

4 飛行時間

5 その他参考となる事項

連絡先

第5号様式（第17条関係）

年 月 日

防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

総括管理者 危機管理総局長 殿

部課名
職・氏名

印

1 使用日時

2 使用目的
（内容）

3 飛行経路

4 飛行時間

5 搭乗予定者

6 離着陸場

7 その他参考となる事項

連絡先

防災ヘリコプター使用申請書

総括管理者 危機管理総局長 殿

申請者
 （担当者
 連絡先
 ） 印

香川県防災ヘリコプター運航管理要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職名	氏 名	男女	年齢	備 考

（注）使用にかかわる事業計画等を添付すること。

第7号様式（第19条関係）

第 年 月 日
号

防災ヘリコプター使用承認書

（申請者） 殿

香川県危機管理総局長

年 月 日付け 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの使
用については、下記により承認します。

記

1 使用日時 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分

2 使用目的

第 年 月 日 号

防災ヘリコプター使用報告書

総括管理者 危機管理総局長 殿

使用者
担当者
連絡先

印

香川県防災ヘリコプター運航管理要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 使用日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
2 使用目的	
3 飛行経路	
4 離着陸場所	
5 活動内容	

2 1 - 5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

第1 趣旨

この要領は、香川県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第3項の規定に基づき、香川県防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 他の規程との関係

緊急運航については、要綱及び香川県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、要綱第12条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- (3) 非代替性 ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

第4 緊急運航の基準

緊急運航は、第3の緊急運航の要件を充たし、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 事故等の事案発生地点からの搬送

「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合

イ 転院搬送

医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合

(2) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察、情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集

活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあるとして認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第5 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、協定に基づき、防災ヘリコプター緊急運航要請書（第1号様式）により、電話又はファクシミリで香川県防災航空隊（以下「航空隊」という。）に行う。

第6 緊急運航の決定

- 1 要綱第11条に規定する運航指揮者は、第5の緊急運航の要請内容を直ちに防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に報告しなければならない。
- 2 運航責任者は、前項の報告を受けた後、出動の可否を速やかに決定し、運航指揮者に命令しなければならない。

ただし、運航指揮者は、不測の事態等により、前項の報告ができない場合においては、自ら出動の可否を決定することができるものとする。

この場合において、運航指揮者は、速やかにその決定内容を運航責任者に報告しなければならない。

- 3 運航責任者は、必要と認めるときは、前項の結果を速やかに危機管理課長を通じて危機管理総局長に報告しなければならない。

第7 出動要請に対する回答

運航指揮者は、第6第2項の結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

第8 出動体制

運航指揮者は第5の緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に応じた出動体制を整えなければならない。

第9 受け入れ体制

緊急運航を要請した市町長等は、航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

第10 報告

緊急運航を要請した市町長等は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（第2号様式）により、運航責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時刻	時 分
1 要請機関名	TEL 発信者
2 災害等の種別	(1) 救急活動 (2) 救助活動 (3) 災害応急対策活動 (4) 火災防御活動 (5) その他
3 活動内容	(1) 傷病者搬送 (2) 転院搬送 (3) 救助 (4) 捜索 (5) 偵察・情報収集 (6) 物資輸送・人員搬送 (7) 空中消火 (8) その他 ()
4 発生場所	市・町 番地 (目標) (座標)
5 発生日時	年 月 日 時 分
6 離着陸場	(場所) (座標) 無線種別【統制波 ch・主運用波 ch・その他 ()】 呼出名称
7 現地の気象条件	(天候) (風向) (風速) m/s (気温) °C (視界) m (気象情報)
8 現場指揮者	(所属) (職名) (氏名)
9 現場との連絡手段	無線種別【統制波 ch・主運用波 ch・その他 ()】 呼出名称 (現場指揮本部) (現場地上隊)
10 要請を必要とする理由	※災害状況、要請する活動の内容、受け入れ体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員、特定行為の可能性等も記述すること)
目 標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記

香川県防災航空隊

TEL 087-879-0119
緊急要請専用 087-879-1900
隊長専用携帯 090-4337-0011
FAX 087-879-1400

544

受信者

11 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名	住所	生年月日	年齢・性別	歳	男・女
		氏名	住所	生年月日	年齢・性別	歳	男・女
	症状						
	離着陸場	出発先 所在地 及び 目標		搬送先 所在地 及び 名称			
	同乗者	医師及び 看護師の 氏名		関係者 の氏名			
	病院への 搬送方法	救急車の 手配		病院の 手配			
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL		
	搬送先消防本部の 担当者職・氏名	(所属)	消防本部(局)			課	
	(職名)						
	(氏名)	TEL					

12 必要資機材	
13 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
14 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別【統制波 ch・主運用波 ch・その他()】 現場指揮本部(車)呼出名称
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)

第2号様式(第10関係)

災害等状況報告書

運航責任者
 防災航空センター所長 殿

要請機関の長

図

香川県防災ヘリコプター緊急運航要領第10の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分	
発 生 場 所		
災害等の概要		
活 動 内 容		
死 傷 者 等	死者 (性別、年齢) 計 名	負 傷 者 等 名
	行方不明 名	内、重傷 名 軽傷 名
要 救 護 者 数		救 助 人 数 名
現 場 出 動 人 数		
そ の 他 参 考 となる 事 項		

2 1 - 6 防災ヘリコプターの運航基準、運航体制、要請方法等

1 防災ヘリコプターの運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1 事故等の目撃者等から一(1)から(11)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1) 自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重傷が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

- イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパニコーマスケールで30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)
- ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っばらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

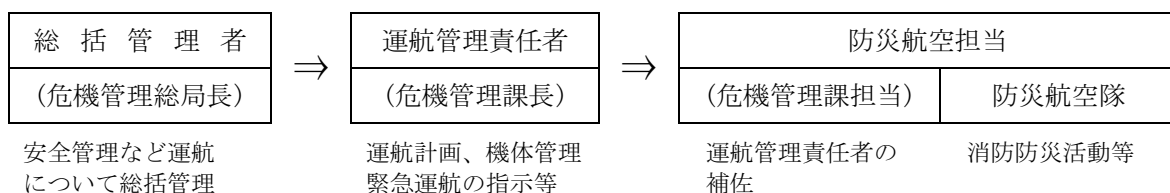
- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう）内であること
- (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3 現場の救急隊員から要請がある場合

3 防災ヘリコプターの運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港内）
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の構成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成
- 5 運航管理



6 活動別搭乗人員

区分 \ 職種		職種			航空隊員の役割
		操縦士	整備士	航空隊員	
航空隊員の常駐人員		1名	1名	5～6名	
へり活動時の搭乗人員	①救急活動	1名	1名	2～4名	活動内容より要員を決定する
	②救助活動	1名	1名	4名	機内安全要員1名 機内操作要員1名 降下要員2名
	③火災防御活動	1名	1名	2名	機内安全要員1名 散水操作要員1名
	④その他活動	1名	1名	1～5名	活動内容より要員を決定する
休日体制		1名	1名	5～6名	
夜間体制		—	—	—	

*災害状況により変更する場合がある。

4 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL (NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX (NTT)	087-879-1400
	TEL (防災)	433-561
	FAX (防災)	433-581

※ 夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊（隊長専用携帯）または県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ連絡すること。

・香川県防災航空隊	TEL (隊長携帯)	
・県庁危機管理課	TEL (NTT)	087-832-3240
	FAX (NTT)	087-831-8811
	TEL (防災)	200-5066
・県庁守衛室	TEL (NTT)	087-831-1111
	TEL (防災)	200-7-2435

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

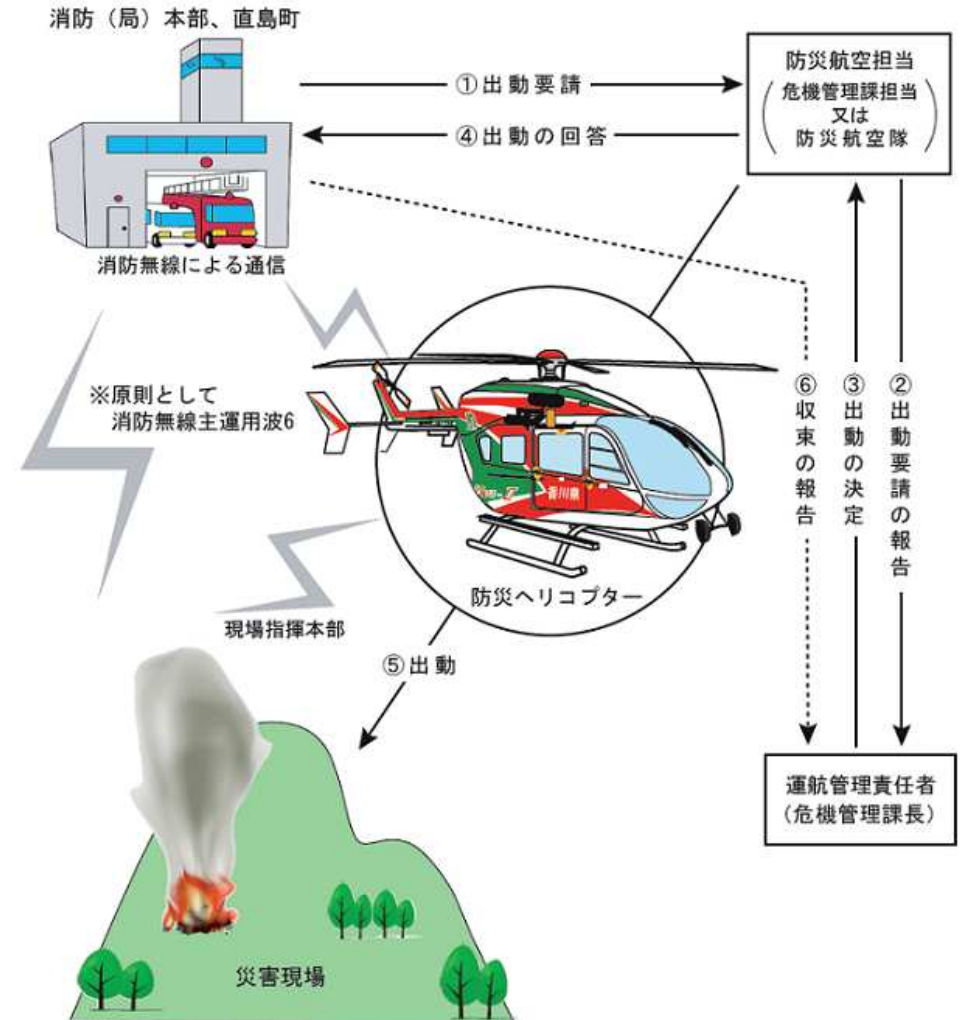
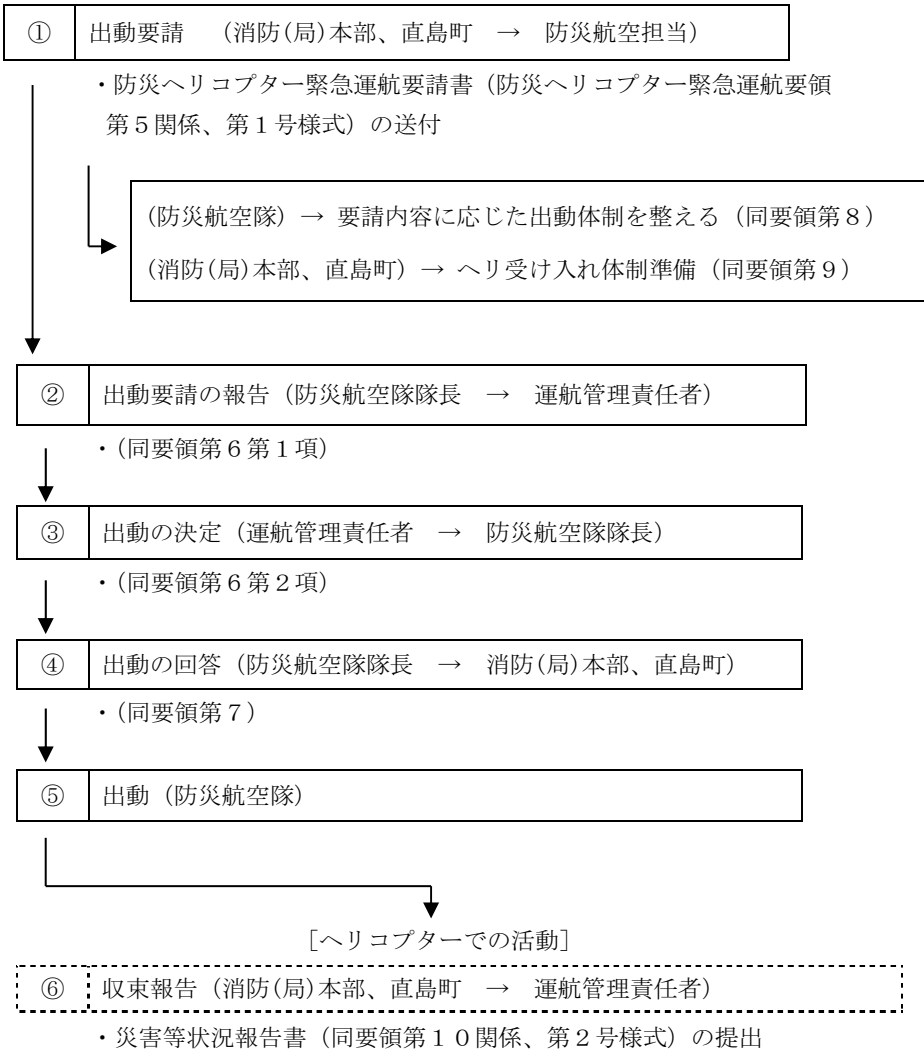
6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者（香川県危機管理課長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

5 緊急運航要請手続きのフロー



2 2 - 1 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

最終改正 平成 29 年 2 月 7 日 消防庁第 11 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告

を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。

その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故

- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)と同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

- (エ) 被災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積			m ²
	階層		延べ面積			m ²
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レニアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分		
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	
			重 症 人 (人)	
			中 等 症 人 (人)	
			軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部(署)	台		
	消 防 団	台		
	消防防災ヘリコプター	機		
	海上保安庁	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している 新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区	分	被害	区	分	被害	災害等の 対策置本 部状況	都道府県 市町村
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没 冠水	ha	公立文教施設	千円		
報告者名					畑	流失・埋没 冠水	ha	農林水産業施設	千円		
区	分	被害		文教施設	施設			公共土木施設	千円		
人的被害	死者	人		病院	施設			その他の公共施設	千円		
	行方不明者	人		道路	施設			小計	千円		
	負傷者	重傷	人		橋りょう	施設			公共施設被害市町村数	団体	
軽傷		人		河川	施設			農業被害	千円		
住家被害	全壊	棟		清掃施設	施設			林業被害	千円		
		世帯		崖くずれ	施設			畜産被害	千円		
	半壊	棟		鉄道不通	施設			水産被害	千円		
		世帯		被害船舶隻				商工被害	千円		
	一部破損	棟		水遭	戸			その他の	千円		
		世帯		電話	戸			被害総額	千円		
	床上浸水	棟		電気	戸			災害の概況			
		世帯		ガス	戸			応急対策の状況	消防機関等の活動状況 <small>【消防本部、消防団、消防隊・ボランティア、消防協議会第19条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること】</small>		
		人		ブロック塀等	施設						
	床下浸水	棟		り	災害世帯数	世帯		自衛隊の災害派遣	その他		
		世帯		り	災害者数	人					
非住家 その他の	棟		火災発生	建物	件						
				危険物	件						
				その他	件						
計 団体											
										119番通報件数	件

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

22-2 災害報告取扱要領

〔昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官〕

改正 昭和58年12月

〔消防総第833号
消防災第279号
消防救第58号〕

昭和59年10月
平成6年12月
平成8年4月
平成13年6月

消防災第267号
消防災第278号
消防災第59号
〔消防災第101号
消防情第91号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災題100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日

現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式および第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29条）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等

の被害とする。

- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県		香 川 県		区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	ha			
	月 日 時 確 定				冠	水	ha		
報 告 者 名							畑	流 失 ・ 埋 没	ha
	冠	水	ha						
区 分		被 害		文 教 施 設	箇 所				
人		死 者			病 院	箇 所			
被 害 者	行 方 不 明 者		人	道 路	箇 所				
	負 重 傷	重 傷			人	箇 所			
		軽 傷			人	箇 所			
	全 壊		棟		橋 り よ う	箇 所			
半 壊		棟	箇 所						
一 部 破 損		棟	河 川	箇 所					
床上浸水		棟	港 湾	箇 所					
家 被 害	床上浸水		棟	砂 防	箇 所				
	床上浸水		棟		箇 所				
	床上浸水		棟		清 掃 施 設	箇 所			
	床上浸水		棟		崖 く ず れ	箇 所			
非 住 家	公 共 建 物		棟	鉄 道 不 通	箇 所				
	そ の 他		棟		箇 所				
	床上浸水		棟		被 害 船 舶 隻				
	床上浸水		棟		水 道 戸				
床上浸水		棟	電 話 回 線	電 気 戸					
床上浸水		棟		ガ ス 戸					
床上浸水		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所				
床上浸水		棟	り 災 世 帯 数		世 帯				
床上浸水		棟	り 災 者 数		人				
床上浸水		棟	火 災 発 生	建 物 件					
床上浸水		棟		危 険 物 件					
床上浸水		棟		そ の 他 件					

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村		
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円		0				
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
その他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被害総額		千円	0	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他(避難の勧告・指示の状況)						

第2号様式 災害中間年報

平成 年災害中間年報

都道府県名：香川県

災 害 名		災害						合計
発 生 月 日		月日						
人的被害	死者	人						
	行方不明者	人						
	重傷	人						
	軽傷	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
	一部損壊	棟						
		世帯						
	床上浸水	棟						
		世帯						
	床下浸水	棟						
		世帯						
	非住	公共建物	棟					
その他		棟						
り	災世帯数	世帯						
り	災者数	人						
被害	被 害 総 額	千円						
	公立文教施設	千円						
	農林水産業施設	千円						
	公共土木施設	千円						
	その他の公共施設	千円						
	その他被害	千円						
消防職員出動延人員	人							
消防団員出動延人員	人							
都道府県災害対策本部	設置							
	解散							
災対本部設置市町		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町		団体	団体	団体	団体	団体	団体	

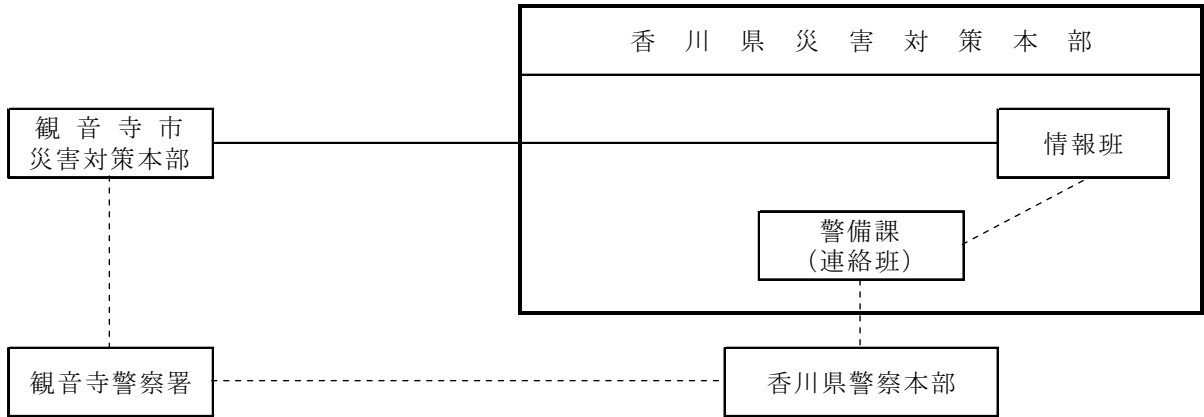
第3号様式 災害年報

都道府県名

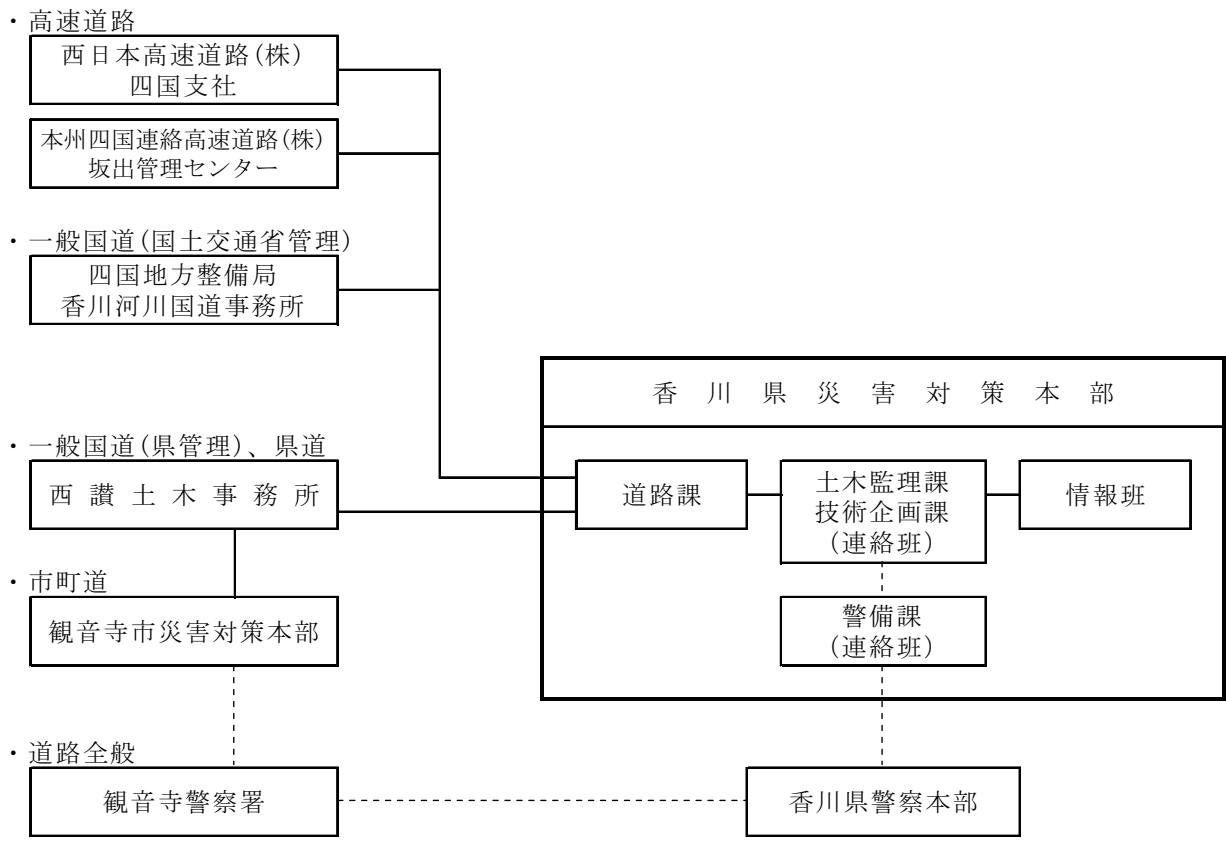
香川県		災害 月日					計
人的被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
	半壊	棟					
		世帯					
	一部損壊	棟					
		世帯					
	床上浸水	棟					
		世帯					
床下浸水	棟						
	世帯						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
その他	田	流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
	畑	流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
	文教施設	箇所					
	病院	箇所					
	道路	箇所					
	橋梁	箇所					
	河川	箇所					
	港湾	箇所					
	砂防	箇所					
	清掃施設	箇所					
	屋根ずれ	箇所					
	鉄道不道	箇所					
	被害船舶	隻					
	水道	戸					
電話	回線						
電気	戸						
ガス	戸						
ブロック塀等	箇所						
火災	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
の災世帯数	世帯						
の災者数	人						
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
その他	施設被害市町	団体					
	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他	千円						
被害総額	千円						
県災対本部設置日時							
県災対本部解散日時							
災対本部設置市町							
災害救助法適用市町							
消防職員出動延人員	人						
消防団員出動延人員	人						

2 2 - 3 被害報告詳細系統図

1 人の被害、住家被害



2 道路施設被害



3 河川施設被害

- 一級河川（国土交通省管理）

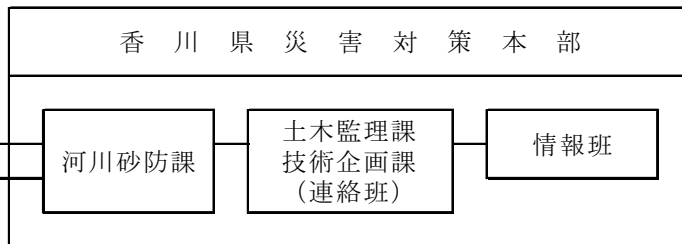
四国地方整備局
香川河川国道事務所

- 一級河川（県管理）、二級河川

西讃土木事務所

- 準用河川等

観音寺市災害対策本部



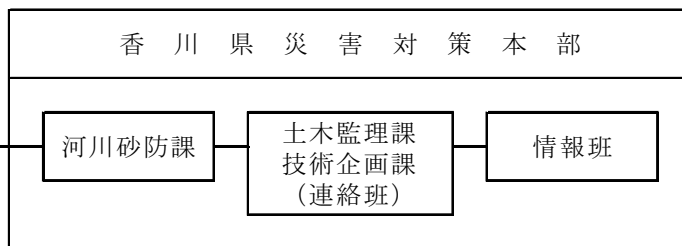
4 砂防施設被害

- 県管理

西讃土木事務所

- 市町管理

観音寺市災害対策本部



5 海岸施設被害

- 農林水産省所管の保全海岸

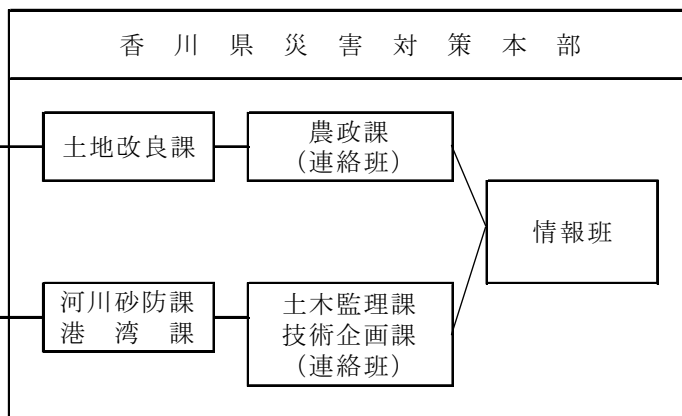
西讃土地改良事務所

- 国土交通省所管の保全海岸（県管理）

西讃土木事務所

（市町管理）

観音寺市災害対策本部



6 港湾施設被害

- 国管理

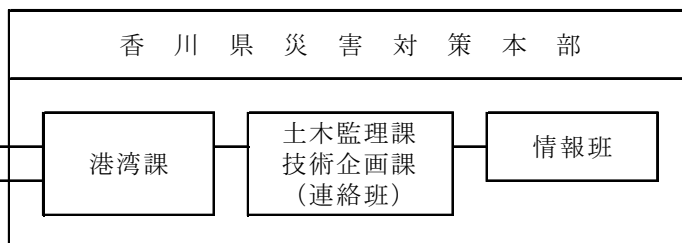
四国地方整備局
高松港湾・空港整備事務所

- 県管理

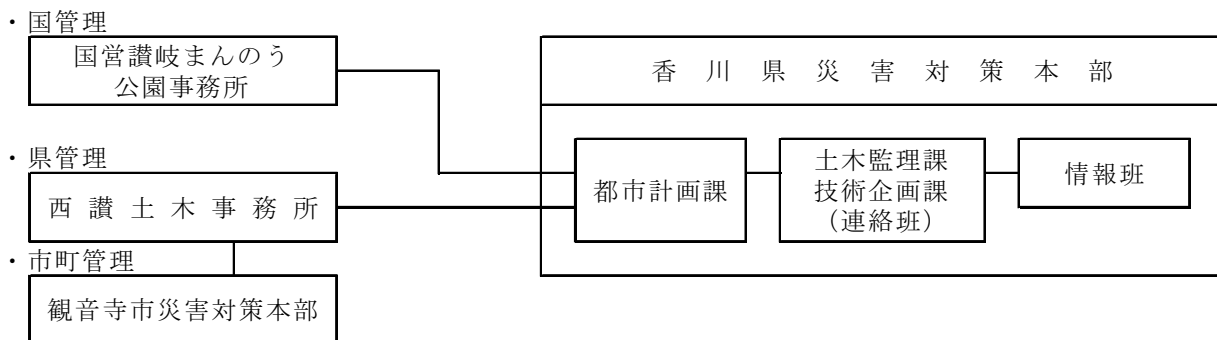
西讃土木事務所

- 市町管理

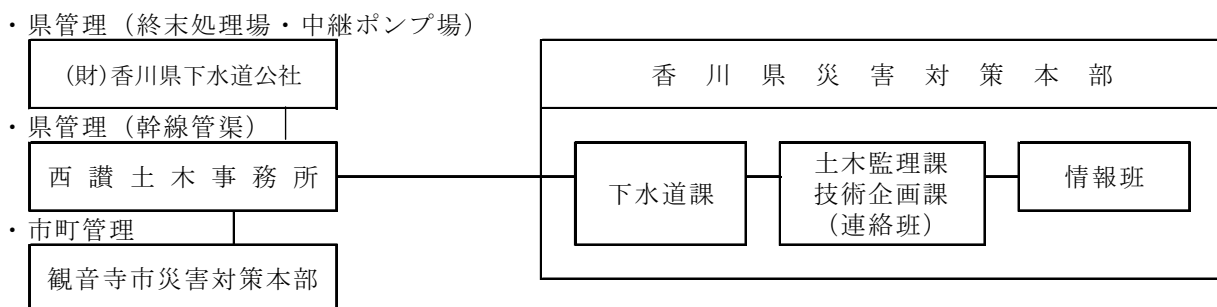
観音寺市災害対策本部



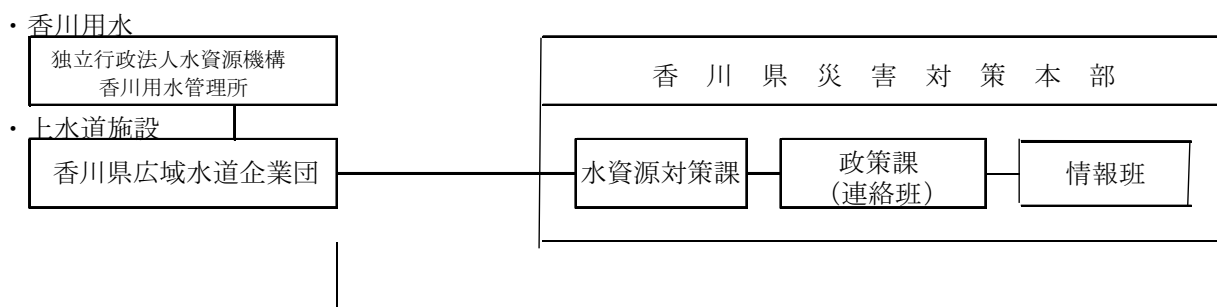
7 都市施設（公園）被害



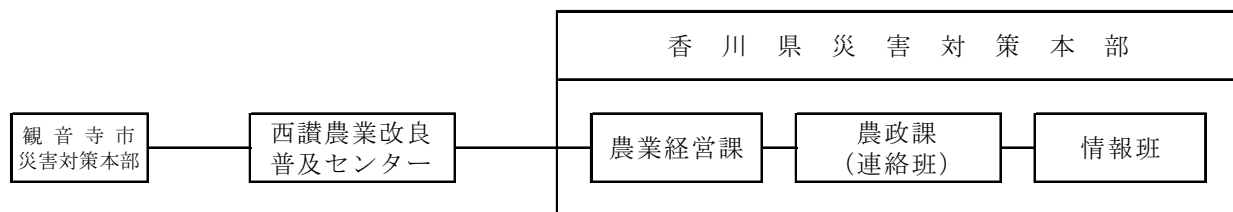
8 下水道施設被害



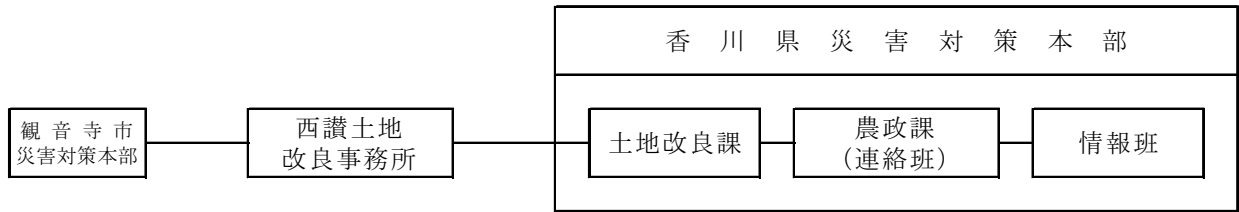
9 水道施設被害



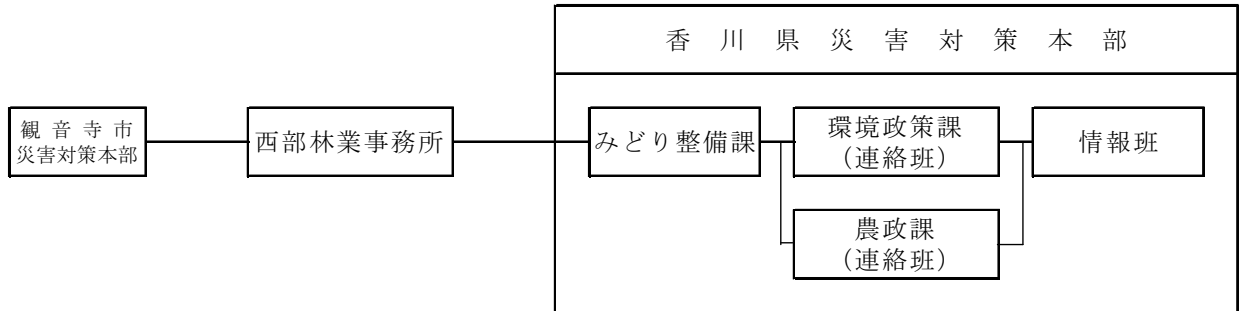
10 農産物等被害



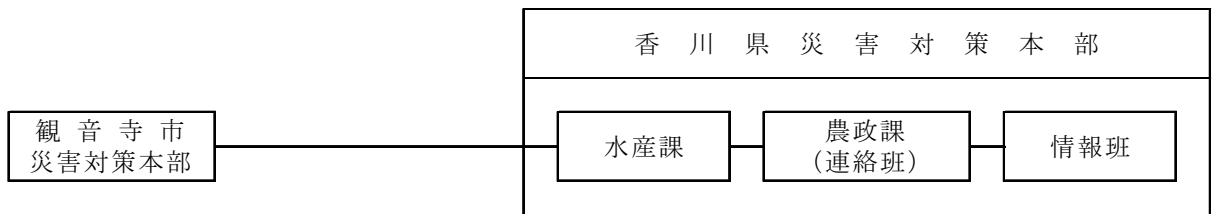
11 ため池、農地、農業用施設被害



12 治山・林道・林業施設、林産物被害

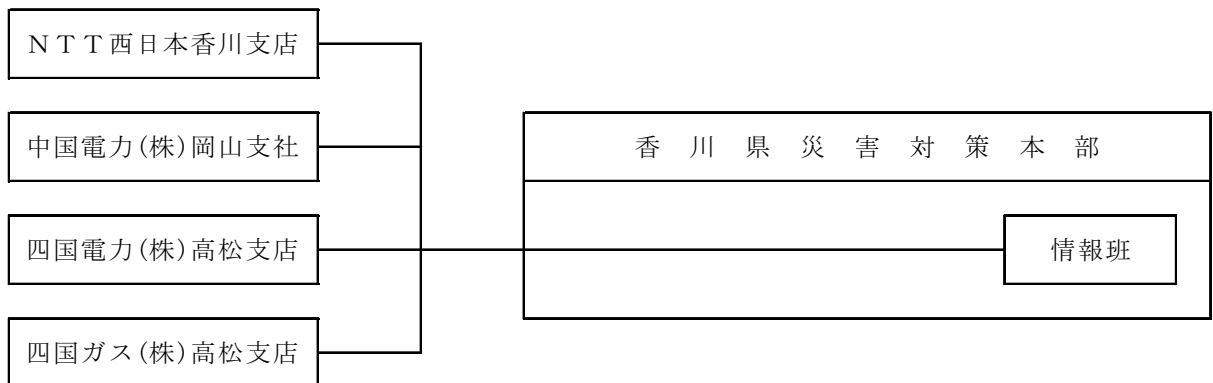


13 漁港・漁業施設、水産物被害



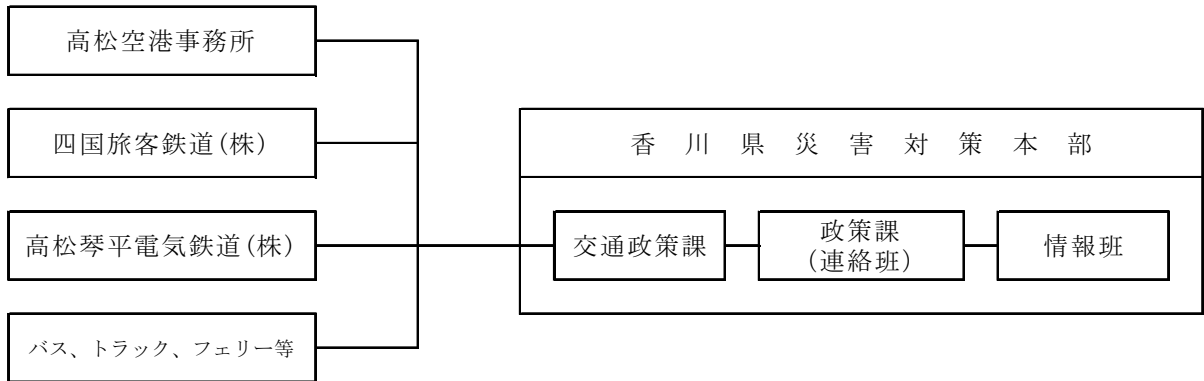
14 ライフライン等被害

・状況に応じて、情報班から情報収集を行う。



15 公共交通機関等被害

- ・状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



22-4 防災関係機関連絡先一覧

国（指定行政機関）防災担当課一覧

機関名	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態処理、危機管理担当)付	100-8968	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官(防災担当)付 参事官(総合担当)付	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
警察庁	警備局警備課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	総 務 課	100-8958	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3507-8800
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
外務省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	大臣官房総合政策課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	政策課総務係	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房文書課災害総合 対 策 室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	総 合 政 策 課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
気象庁	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341
海上保安庁	警備救難部環境防災課	100-8976	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防衛省	防衛政策局運用政策課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
消防庁	防 災 課	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525
	〃 防災情報室			03-5253-7526
	〃 応急対策室			03-5253-7527
	予防課特殊災害室			03-5253-7528
	消防・救急課			03-5253-7522
	消防防災・危機管理センター(開庁時間外)			03-5253-7777

市町（応援協定締結）防災担当課一覧

市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
滋賀県 草津市	危機管理課	525-8588	滋賀県草津市草津 3-13-30	077-563-2325	077-561-6852
徳島県 三好市	危機管理課	778-8501	徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2	0883-72-7625	0883-72-7203
愛媛県 四国中央市	消防本部 安全・危機 管理課	799-0413	愛媛県四国中央市中曾根町 500	0896-28-6933	
高松市	危機管理課	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2184	087-839-2210
丸亀市	市長公室 危機管理課	763-8501	丸亀市大手町 2-3-1	0877-25-4006	0877-25-4007
坂出市	危機監理室	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023	0877-44-5032
善通寺市	防災管理課	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338	0877-63-6350
さぬき市	危機管理課	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1115	087-894-4440
東かがわ市	危機管理課	769-2792	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235	0879-26-1320
三豊市	危機管理課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-0119	0875-73-3022
土庄町	総務課	761-4192	土庄町甲 559-2	0879-62-7000	0879-62-4000
小豆島町	総務課	761-4492	小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001	0879-82-7023
三木町	総務課	761-0692	三木町大字氷上 310	087-891-3301	087-898-1994
直島町	総務課	761-3110	直島町 1122-1	087-892-2222	087-892-3888
宇多津町	危機管理課	769-0292	宇多津町 1881	0877-49-8027	0877-49-0662
綾川町	総務課	761-2392	綾川町滝宮 299	087-876-1906	087-876-1948
琴平町	企画防災課	766-8502	琴平町榎井 817-10	0877-75-6711	0877-73-2120
多度津町	総務課	764-8501	多度津町栄町 1-1-91	0877-33-1110	0877-33-2550
まんのう町	総務課	766-0022	まんのう町吉野下 430	0877-73-0100	0877-73-0112

警察本部等一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
警 察 本 部 (警備課)	760-8579	高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ 警 察 署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さぬき 警 察 署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高 松 東 警 察 署	761-0702	三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小 豆 警 察 署	761-4421	小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高 松 北 警 察 署	760-8511	高松市西内町 2-30	087-811-0110
高 松 南 警 察 署	761-8511	高松市多肥上町 1251-8	087-868-0110
高 松 西 警 察 署	761-2305	綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
坂 出 警 察 署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
丸 亀 警 察 署	763-0055	丸亀市新田町 1-7	0877-22-0110
琴 平 警 察 署	766-0003	琴平町五條 620-1	0877-75-0110
三 豊 警 察 署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2335-1	0875-72-0110
観 音 寺 警 察 署	768-0060	観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

消防本部一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
みよし広域連合消防本部	771-2502	徳島県三好郡東みよし町足代 345-1	0883-76-5119	0883-76-5121
四国中央市消防本部	799-0413	愛媛県四国中央市中曾根町 500	0896-28-6933	
高 松 市 消 防 局	760-0005	高松市宮脇町 1-2-34	087-861-2500	087-861-1544
丸 亀 市 消 防 本 部	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-0119	0877-24-5050
坂 出 市 消 防 本 部	762-0003	坂出市久米町 1-17-23	0877-46-0119	0877-46-0191
善 通 寺 市 消 防 本 部	765-0013	善通寺市文京町四丁目 1 番 3 号	0877-62-0119	0877-62-0119
多 度 津 町 消 防 本 部	764-0033	多度津町大字青木 951-8	0877-33-0119	0877-33-2554
三観広域行政組合消防本部	768-0067	観音寺市坂本町 1-1-7	0875-24-0119	0875-23-3975
大 川 広 域 消 防 本 部	769-2516	東かがわ市土居 82-1	0879-24-0119	0879-25-0119
小 豆 地 区 消 防 本 部	761-4106	土庄町甲 557-10	0879-62-2220	0879-62-2456
仲多度南部消防組合消防本部	766-0003	琴平町五条 313	0877-73-4211	0877-73-3119

22-5 災害中間報告・災害確定報告

別紙様式

市町村名 又は部局名			区	分	被	害	区	分	被	害	都道府県災害 対策本部	名 称				
災 害 名	月 日 時現在		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円				災害対策本部 設置市町村	設 置	月	日	時
・				冠 水	ha		農林水産施設	千円					計	団体	解 散	月
確 定 年 月 日	加	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円			災害対策本部 設置市町村	計				団体	計
報 告 者 名		区	分	被	害	そ	の	の	他			災害救助法 適用市町村名				
文教施設	箇所													小 計		
死 者	人		病院	箇所		公共施設被害市町村	団体									
人的被害	行方不明者	人	道 路	箇所		そ の 他	農 産 被 害	千円		備 考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の概況	消防機関の活動状況		
	負 重 症 者	人	橋 り よ う	箇所			林 物 被 害	千円								
	負 傷 者	人	河 川	箇所			畜 産 被 害	千円								
	軽 傷 者	人	港 湾	箇所			水 産 被 害	千円								
住 家 被 害	全 壊	棟	の	砂 防	箇所		商 工 被 害	千円		消防職員出動延人数	人					
		世帯			清 掃 施 設	箇所		そ の 他	千円					消防団員出動延人数	人	
	半 壊	棟	の	崖 く ず れ	箇所		被 害 船 舶	隻		消防職員出動延人数	人					
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		水 道 戸								
	一 部 破 損	棟	の	電 話	回線		電 気 戸			消防職員出動延人数	人					
		世帯			ガ ス 戸											
	床 上 浸 水	棟	の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					消防職員出動延人数	人					
		世帯														
	床 下 浸 水	棟	の	り 災 世 帯 数	世帯					消防職員出動延人数	人					
		世帯			り 災 者 数	人										
非 住 家	公共建物	棟	火 災 発 生	建 物 件					消防職員出動延人数	人						
	そ の 他	棟		危 険 物 件												
					そ の 他 件											

22-6 自主防災組織の現況

令和3年4月1日現在

区域別	組織数	隊員数	組織されている地域の世帯数 (A)	総世帯数 (B)	自主防災組織活動カバー率 (A)／(B)
観音寺	94	6,215	16,645	17,972	92.62%
大野原	66	2,764	3,924	4,337	90.48%
豊 浜	28	1,334	3,121	3,205	97.38%
市全体	188	10,313	23,690	25,514	92.85%

(資料：総務部危機管理課)

22-7 地区防災計画一覧

地区名	計画名	作成組織	作成日 (最新の改訂日)
東町地区	東町地区防災計画	東町地区自主防災会	令和2年4月

22-8 用語の説明

<ア行>

「エリアメール」

- ・気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができるNTTドコモの携帯電話向けサービスのこと。

「アラート」

- ・災害情報共有システムの通称。ローカルlocal（地域）の頭文字と緊急警報を意味するアラートalertを組み合わせた造語。中央官庁や地方公共団体、交通関連事業者など災害関連情報の発信者と各種のメディアとの間で、災害などに関する情報を効率的に共有する情報基盤である。

<カ行>

「観音寺市共同募金委員会」

- ・赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したもので現在では、各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、各市町に設置している「市町共同募金委員会」と協力し社会福祉を目的する様々な事業活動に集まった募金を幅広く配分している。災害時には、県共同募金会の呼びかけで義援金の募集を行い、香川県が被災地となった時には、共同募金会から募集を呼びかけ集まった義援金は、香川県共同募金会を通じて観音寺市共同募金委員会に配分された被災者へ配布を行う。

「緊急地震速報受信装置」

- ・気象庁が配信する「緊急地震速報」を受信して、大きな揺れが来る前に、「予想到着秒数」と「予想震度」をインターネット回線経由にて知らせる専用の受信装置のこと

「空中線」

- ・空間に電波を放射し変換するための装置のこと

「警戒レベル」

- ・水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階レベルに分けたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。
「当該行動を住民等に促す情報」「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」については避難行動等を防災行政無線、広報車、ホームページ等で呼びかけます。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(激しい雨)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「激しい雨」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の対応に活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえた総合的に避難情報(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

「高齢者等事前避難対象地域」

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の発表をします。津波に限らず、水深が30cm以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図において、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域が「避難検討対象地域」となります。「高齢者等事前避難対象地域」についても同じ地域となり、当該地域に住んでいる要配慮者は、後発地震に対して1週間事前避難の対象となる。

<サ行>

「災害種別一般図記号」

・ハザードマップに表示する避難所等の地図記号は、全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましいことから、内閣府(防災担当)・総務省消防庁などによる関係府省庁等連絡会議を設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化の検討を進め、日本工業規格(JIS)において、決定した地図記号のこと。

(地図記号の例)

平成 28 年 3 月 22 日付で JIS 改正・制定された災害種別図記号

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流	崖崩れ・地滑り	大規模な火事
				

「サプライチェーン」

・原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

「Jアラート」

・人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称。地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならない事態が発生した際に、国から住民に直接、速やかに情報を知らせることを目的に、総務省消防庁が整備し、2007年から運用している

「事業継続計画(Business Continuity Plan)」

・災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。潜在化している“脅威”による損失とその影響を事前(平常時)に分析し、その結果に応じた対策の検討と導入を行うことで、“脅威”が顕在化した際(緊急時)に事業継続を確実にするための各種の手順や情報を文書化した行動計画。

「地震防災緊急5箇年計画」

・地震防災対策特別措置法に基づき、全都道府県において策定される。
・地震防災施設等の緊急整備を推進することが目的。

<タ行>

「避難退域時検査」

- ・身体の表面(衣類や皮膚等)に放射性物質が付着していないかどうかを、GM管式サーベイメータを用いて測定し、確認すること。



「TEC-FORCE」

- ・国土交通省が、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月に創設した組織。
- ・TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ・本省災害対策本部長の指揮命令のもと、全国の各地方整備局等の職員が活動している。



「建物の耐震化」

- ・大規模地震でも建物が倒壊・崩壊しないように補強すること。現在の耐震基準は1981年に改正された建築基準法により定められている。

「建物の耐浪化」

- ・津波の波力によって壊された木造家屋が漂流し、それが凶器となって、人命を奪い、他の建築物を壊し、また大量のガレキ(廃棄物)となるが、建築物の鉄筋コンクリート化を促進することにより、津波に耐えられる堅固な建築物群が津波の波力低減効果等に対して有効な手段となる。また、津波浸水深が深くない場合は、建物を再利用することができ、建物被害の軽減につながる。

「DMAT (災害派遣医療チーム)」

- ・医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、急性期(おおむね48時間以内)の活動を担う。

「DWAT (災害派遣福祉チーム)」

- ・社会福祉施設等の社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士など4～6名程度で構成され、主に一般避難所などを巡回しながら、専門知識を生かして、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児ら災害時に配慮を要する方への支援を行うチーム。

<ナ行>

「内水」

- ・一般的に、河川の水を外水と呼ぶに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一般的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のことである。

「二次（地域）物資拠点」

- ・広域物資拠点（一次物資拠点）から避難所に支援物資を配送する際には、直送する場合もあるが、物資量が多い場合や遠距離の避難所への配送の場合は二次物資拠点を經由して配送する方が効率的であるため設置する拠点のこと。市町によっては複数の施設を物資拠点として指定している。

「日本赤十字社香川県支部観音寺地区」

- ・日本赤十字社香川県支部の活動計画に基づき、社員増強運動をはじめ、災害救護、救助法等講習や赤十字奉仕団、青少年赤十字などがある。また、義援金・救援金（国内5、海外2）の取りまとめも行っている。県内で災害被害が発生し、観音寺市が被災地となった際には、全国から集まった義援金は、日本赤十字社香川県支部を通じて日本赤十字社香川県支部観音寺市地区が、市内の被災者へ配布を行う。

<ハ行>

「ハザードマップ」

- ・地域や都市の状況に合わせた、危険情報を公開・掲載した被害予想図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

<ラ行>

「リエゾン（災害対策現地情報連絡員）」

- ・災害が発生したまたは発生の恐れがある地方公共団体等に出向き、国との情報伝達が円滑に行われるための触媒役を果たし、適切な災害対応を行う上で役立つ情報提供や助言を適時的確に行う連絡員。

「リスクコントロール」

- ・損害の発生自体を防止するか、または軽減するための手法のこと。

「リスクファイナンス」

- ・損害発生にともなう経済損失を、金融・資金繰り面からカバーする手法のこと。

「リスクマネジメント」

- ・避けることができない損害に対し、対策していくこと。

<ヤ行>

「誘致圏域」

- ・都市計画の用語で、利用者が公共施設などを利用しやすい圏域のこと。例えば、都市公園に関して、街区公園・近隣公園・地区公園の誘致圏の標準がそれぞれ半径250m・500m・1kmとされている。